新	旧
# 飯山市地域防災計画	# 飯山市地域防災計画
修正箇所は朱書表記となっております。 また、第 3 編以降については軽微な修正のため、協議は省略させていただきます。	
飯山市防災会議	飯山市防災会議

新	旧
目　　次	目　　次

新	旧

－目　　次－

※目次について、修正箇所のある節を2重下線で表記してあります。

※第3編以降は軽微な修正のため、修正協議は省略させていただき、当該新旧対照表の郵送についても省略させていただきます。

第１編　総　　則

第１節　計画作成の趣旨…… 1
第２節　防災の基本理念及び施策の概要…… 2
第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱…… 6
第４節　飯山市の地勢と災害要因、災害記録…… 13
第５節　地震被害想定…… 17

第２編　風水害対策編

第１章　災害予防計画

第１節　風水害に強いまちづくり…… 51
第２節　災害発生直前対策…… 55
第３節　情報の収集・連絡体制計画…… 56
第４節　活動体制計画…… 58
第５節　広域相互応援計画…… 60
第６節　救助・救急・医療計画…… 63
第７節　消防・水防活動計画…… 65
第８節　要配慮者支援計画…… 69
第９節　緊急輸送計画…… 74
第10節　障害物の処理計画…… 76
第11節　避難収容活動計画…… 91
第12節　孤立防止対策…… 98
第13節　食料品等の備蓄・調達計画…… 100
第14節　給水計画…… 102
第15節　生活必需品の備蓄・調達計画…… 103
第16節　危険物施設等災害予防計画…… 104
第17節　電気施設災害予防計画…… 106

旧

－目　　次－

第１編　総　　則

第１節　計画作成の趣旨…… 1
第２節　防災の基本理念及び施策の概要…… 2
第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱…… 6
第４節　飯山市の地勢と災害要因、災害記録…… 13
第５節　地震被害想定…… 17

第２編　風水害対策編

第１章　災害予防計画

第１節　風水害に強いまちづくり…… 51
第２節　災害発生直前対策…… 55
第３節　情報の収集・連絡体制計画…… 56
第４節　活動体制計画…… 58
第５節　広域相互応援計画…… 60
第６節　救助・救急・医療計画…… 63
第７節　消防・水防活動計画…… 65
第８節　要配慮者支援計画…… 69
第９節　緊急輸送計画…… 73
第10節　障害物の処理計画…… 75
第11節　避難収容活動計画…… 91
第12節　孤立防止対策…… 98
第13節　食料品等の備蓄・調達計画…… 100
第14節　給水計画…… 102
第15節　生活必需品の備蓄・調達計画…… 103
第16節　危険物施設等災害予防計画…… 104
第17節　電気施設災害予防計画…… 106

新	旧
第18節　上水道施設災害予防計画…… 107	第18節　上水道施設災害予防計画…… 107
第19節　下水道施設等災害予防計画…… 109	第19節　下水道施設等災害予防計画…… 109
第20節　通信・放送施設災害予防計画…… 110	第20節　通信・放送施設災害予防計画…… 110
第21節　鉄道施設災害予防計画…… 112	第21節　鉄道施設災害予防計画…… 112
第22節　災害広報計画…… 113	第22節　災害広報計画…… 113
第23節　土砂災害等の災害予防計画…… 114	第23節　土砂災害等の災害予防計画…… 114
第24節　防災都市計画…… 131	第24節　防災都市計画…… 131
第25節　建築物災害予防計画…… 132	第25節　建築物災害予防計画…… 132
第26節　道路及び橋梁災害予防計画…… 133	第26節　道路及び橋梁災害予防計画…… 133
第27節　河川施設等災害予防計画…… 134	第27節　河川施設等災害予防計画…… 134
第28節　農林水産物災害予防計画…… 136	第28節　農林水産物災害予防計画…… 136
第29節　二次災害の予防計画…… 137	第29節　二次災害の予防計画…… 137
第30節　防災知識普及計画…… 139	第30節　防災知識普及計画…… 139
第31節　防災訓練計画…… 142	第31節　防災訓練計画…… 142
第32節　災害復旧・復興への備え…… 145	第32節　災害復旧・復興への備え…… 145
第33節　自主防災組織等の育成に関する計画…… 147	第33節　自主防災組織等の育成に関する計画…… 147
第34節　企業防災に関する計画…… 148	第34節　企業防災に関する計画…… 148
第35節　ボランティア活動の環境整備…… 149	第35節　ボランティア活動の環境整備…… 149
第36節　風水害対策に関する調査研究及び観測…… 151	第36節　風水害対策に関する調査研究及び観測…… 151
第37節　観光地の災害予防計画…… 152	第37節　観光地の災害予防計画…… 152
第38節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…… 153	第38節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進…… 153
第２章　災害応急対策計画	**第２章　災害応急対策計画**
第１節　災害直前活動…… 251	第１節　災害直前活動…… 251
第２節　災害情報の収集・連絡活動…… 301	第２節　災害情報の収集・連絡活動…… 301
第３節　非常参集職員の活動…… 311	第３節　非常参集職員の活動…… 311
第４節　広域相互応援活動…… 324	第４節　広域相互応援活動…… 322
第５節　ヘリコプターの運用計画…… 328	第５節　ヘリコプターの運用計画…… 326
第６節　自衛隊の災害派遣…… 332	第６節　自衛隊の災害派遣…… 330
第７節　救助・救急・医療活動…… 335	第７節　救助・救急・医療活動…… 334
第８節　消防・水防活動…… 341	第８節　消防・水防活動…… 341
第９節　要配慮者に対する応急活動…… 345	第９節　要配慮者に対する応急活動…… 345
第10節　緊急輸送活動…… 347	第10節　緊急輸送活動…… 347
第11節　障害物の処理活動…… 349	第11節　障害物の処理活動…… 349
第12節　避難収容及び情報提供活動…… 350	第12節　避難収容及び情報提供活動…… 350
第13節　孤立地域対策活動…… 381	第13節　孤立地域対策活動…… 381
第14節　食料品等の調達供給活動…… 382	第14節　食料品等の調達供給活動…… 382
第15節　飲料水の調達供給活動…… 384	第15節　飲料水の調達供給活動…… 384
第16節　生活必需品の調達供給活動…… 385	第16節　生活必需品の調達供給活動…… 385

新	旧
第17節　保健衛生、感染症予防活動…… 387	第17節　保健衛生、感染症予防活動…… 387
第18節　遺体の捜索及び処置等の活動…… 389	第18節　遺体の捜索及び処置等の活動…… 389
第19節　廃棄物の処理活動…… 391	第19節　廃棄物の処理活動…… 391
第20節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動…… 393	第20節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動…… 393
第21節　危険物施設等応急活動…… 394	第21節　危険物施設等応急活動…… 394
第22節　電気施設応急活動…… 397	第22節　電気施設応急活動…… 397
第23節　上水道施設応急活動…… 398	第23節　上水道施設応急活動…… 398
第24節　下水道施設等応急活動…… 400	第24節　下水道施設等応急活動…… 400
第25節　通信・放送施設応急活動…… 402	第25節　通信・放送施設応急活動…… 402
第26節　鉄道施設応急活動…… 403	第26節　鉄道施設応急活動…… 403
第27節　災害広報活動…… 405	第27節　災害広報活動…… 405
第28節　土砂災害等応急活動…… 421	第28節　土砂災害等応急活動…… 421
第29節　建築物災害応急活動…… 422	第29節　建築物災害応急活動…… 422
第30節　道路及び橋梁応急活動…… 423	第30節　道路及び橋梁応急活動…… 423
第31節　河川施設等応急活動…… 424	第31節　河川施設等応急活動…… 424
第32節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動…… 425	第32節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動…… 425
第33節　農林水産物災害応急活動…… 427	第33節　農林水産物災害応急活動…… 427
第34節　文教活動…… 429	第34節　文教活動…… 429
第35節　飼養動物の保護対策…… 433	第35節　飼養動物の保護対策…… 433
第36節　ボランティアの受入れ体制…… 434	第36節　ボランティアの受入れ体制…… 434
第37節　義援物資及び義援金の受入れ体制…… 435	第37節　義援物資及び義援金の受入れ体制…… 435
第38節　災害救助法の適用…… 436	第38節　災害救助法の適用…… 436
第39節　観光地の災害応急対策…… 437	第39節　観光地の災害応急対策…… 437
第３章　災害復旧・復興計画	**第３章　災害復旧・復興計画**
第１節　復旧・復興の基本方針の決定…… 501	第１節　復旧・復興の基本方針の決定…… 501
第２節　迅速な原状復旧の進め方…… 503	第２節　迅速な原状復旧の進め方…… 503
第３節　計画的な復興…… 505	第３節　計画的な復興…… 505
第４節　資金計画…… 507	第４節　資金計画…… 507
第５節　被災者等の生活再建等の支援…… 508	第５節　被災者等の生活再建等の支援…… 508
第６節　被災中小企業等の復興…… 511	第６節　被災中小企業等の復興…… 511
第３編　地震災害対策編	**第３編　地震災害対策編**
第１章　地震災害予防計画	
第１節　地震に強いまちづくり…… 601	…… 601

第３編　以降は軽微な修正のため、修正協議は省略させていただきます。また、当該新旧対照表の郵送も省略させていただきます。

新	旧
# 第１編 # 総　　則	# 第１編 # 総　　則

新	旧
第１節　計画作成の趣旨 **１　計画の目的** この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。 **２　計画の性格** この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。 **３　計画の修正** この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。	**第１節　計画作成の趣旨** **１　計画の目的** この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯山市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携し、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。 **２　計画の性格** この計画と長野県地域防災計画との関係は、県の地域防災計画が、全県的な総合調整機能を中心とした計画であるのに対し、市の地域防災計画は、市民に直結した具体的な防災活動計画という性格で、相互に補完関係を有しており、実際の防災計画の運用に当たっては、両者が有機的に作用して、初めて防災対策が効果的に推進されるものであり、市長は地域防災に関して第一次的な責務を有する。 **３　計画の修正** この計画は、災害対策基本法第42条の規定により、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

新	旧
第２節　防災の基本理念及び施策の概要 本市は中央を千曲川が南から北に流れる、通称「飯山盆地」にあリ、周辺部は比較的急峻な山地となり、平地は千曲川による沖積層からなっている。 このため、山間部においては、急傾斜地帯及び地すべり地帯を有し、平地では千曲川による洪水のおそれがある。また、日本有数の豪雪地帯に属し、平均最大積雪深は、平地で1.5m、山間地では4.0mに達する。 このような自然条件のなかで、災害を受けやすく様々な災害発生要因に対応した、防災体制の整備に努める必要がある。 **１　防災の基本** 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、市、県、防災関係機関及び市民が一体となって最善の対策をとるものとする。 特に災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。 ⑴　周到かつ十分な災害予防 ア　災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア)　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わて一体的な災害対策を推進する。 (イ)　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 イ　災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア)　災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保を講ずる。 (イ)　事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。 (ウ)　防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。 (エ)　防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究や、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。 (オ)　発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。 ⑵　迅速かつ円滑な災害応急対策 ア　災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア)　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した	**第２節　防災の基本理念及び施策の概要** 本市は中央を千曲川が南から北に流れる、通称「飯山盆地」にあリ、周辺部は比較的急峻な山地となり、平地は千曲川による沖積層からなっている。 このため、山間部においては、急傾斜地帯及び地すべり地帯を有し、平地では千曲川による洪水のおそれがある。また、日本有数の豪雪地帯に属し、平均最大積雪深は、平地で1.5m、山間地では4.0mに達する。 このような自然条件のなかで、災害を受けやすく様々な災害発生要因に対応した、防災体制の整備に努める必要がある。 **１　防災の基本** 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、それぞれの段階において、市、県、防災関係機関及び市民が一体となって最善の対策をとるものとする。 特に災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。 ⑴　周到かつ十分な災害予防 ア　災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア)　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わて一体的な災害対策を推進する。 (イ)　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。 イ　災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア)　災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保を講ずる。 (イ)　事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。 (ウ)　防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。 (エ)　防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究や、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。 (オ)　発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。 ⑵　迅速かつ円滑な災害応急対策 ア　災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア)　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した

新	旧
情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (イ)　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の情報から生じる多様なニーズに適切に対応する。 イ　災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分に配慮するものとする。 (ア)　災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 (イ)　発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。 (ウ)　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。 (エ)　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (オ)　被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。 (カ)　被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。 (キ)　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (ク)　被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動を行う。また、迅速な遺体の処理を行う。 (ケ)　防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (コ)　応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 (サ)　ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。 ⑶　適切かつ速やかな災害復旧・復興 ア　災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア)　発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。 イ　災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア)　被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。 (イ)　物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (ウ)　災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。 (エ)　再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 (オ)　被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。	情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 (イ)　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の情報から生じる多様なニーズに適切に対応する。 イ　災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分に配慮するものとする。 (ア)　災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。 (イ)　発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制を確立する。 (ウ)　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。 (エ)　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。 (オ)　被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。 (カ)　被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。 (キ)　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。 (ク)　被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動を行う。また、迅速な遺体の処理を行う。 (ケ)　防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。 (コ)　応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。 (サ)　ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。 ⑶　適切かつ速やかな災害復旧・復興 ア　災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。 (ア)　発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。 イ　災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。 (ア)　被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。 (イ)　物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。 (ウ)　災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。 (エ)　再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。 (オ)　被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

新	旧
(カ)　被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。 ウ　市は、県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。 **２　行政及び市民の責務** ⑴　市は国、県及び防災関係機関等と緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。 ア　要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画 イ　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 ⑵　市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において、互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。 ⑶　どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。 **３　防災施設の大綱** 飯山市における最近の大きな気象災害は、大雨により千曲川が増水し堤防が決壊して発生した水害である。河川改修、砂防等治水対策については、これまでも最大限の努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治水施設等の整備を推進する。 また、豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は破壊力が大きく多数の人的被害をもたらすので、地すべり防止対策等各種の土砂災害対策を講ずる。 冬期間は季節風のもたらす降雪のため、日本でも有数の豪雪地帯となっており、数年に一度は豪雪や融雪による大きな被害が発生している。雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上を図るため防雪施設の整備、除雪体制の充実、融雪災害への備え等により、安全で雪に強い地域づくりをすすめる。 近年、建物の高層化及び多様化が進んでおり、またスキー場を中心とした観光地を抱え、そこに多数のホテル、民宿等がある。これらの施設に火災が発生した場合は、大きな被害が生じるおそれがある。 また、林野面積が市域の60%を占めており、林野火災の発生も多い。 平素から、火災予防運動等を通じ防火思想の普及に努めるとともに消防組織の充実、消防施設等の整備、消防力の強化を推進する。 災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して市民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。 災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、県をはじめとする防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、総合調整を行う。 このため、総合防災訓練及び各種訓練等を実施し、防災活動における実戦的能力のかん養を図る。 また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため、被害施設の敏速かつ適	(カ)　被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興を支援する。 ウ　市は、県及び防災関係機関と互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、市民等の間、市民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。 **２　行政及び市民の責務** ⑴　市は国、県及び防災関係機関等と緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。 ア　要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画 イ　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立 ⑵　市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において、互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。 ⑶　どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。 **３　防災施設の大綱** 飯山市における最近の大きな気象災害は、大雨により千曲川が増水し堤防が決壊して発生した水害である。河川改修、砂防等治水対策については、これまでも最大限の努力を傾けてきたところであるが、今後も計画的に治水施設等の整備を推進する。 また、豪雨に伴って生ずる地すべりや山崩れ、土石流等は破壊力が大きく多数の人的被害をもたらすので、地すべり防止対策等各種の土砂災害対策を講ずる。 冬期間は季節風のもたらす降雪のため、日本でも有数の豪雪地帯となっており、数年に一度は豪雪や融雪による大きな被害が発生している。雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上を図るため防雪施設の整備、除雪体制の充実、融雪災害への備え等により、安全で雪に強い地域づくりをすすめる。 近年、建物の高層化及び多様化が進んでおり、またスキー場を中心とした観光地を抱え、そこに多数のホテル、民宿等がある。これらの施設に火災が発生した場合は、大きな被害が生じるおそれがある。 また、林野面積が市域の60%を占めており、林野火災の発生も多い。 平素から、火災予防運動等を通じ防火思想の普及に努めるとともに消防組織の充実、消防施設等の整備、消防力の強化を推進する。 災害の際、その被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの日ごろからの備えと災害時の適切な行動が大切であり、あらゆる機会を利用して市民に対し防災に必要な知識の普及を図っていく。 災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、県をはじめとする防災関係機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、総合調整を行う。 このため、総合防災訓練及び各種訓練等を実施し、防災活動における実戦的能力のかん養を図る。 また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、再度の災害発生を防止するため、被害施設の敏速かつ適

新	旧
切な復旧を図る。	切な復旧を図る。

新

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　市

飯山市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　岳北消防本部

岳北消防本部は、災害から組織市村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に従事する。

３　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

７　市　民

市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯山市	⑴　市防災会議及び災害対策本部に関すること。

旧

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　市

飯山市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　岳北消防本部

岳北消防本部は、災害から組織市村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施するとともに、市災害対策本部の業務に従事する。

３　県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

７　市　民

市民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を常日ごろから講ずる。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
飯山市	⑴　市防災会議及び災害対策本部に関すること。

新

	(2)　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3)　水防その他の応急措置に関すること。 (4)　市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6)　災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7)　その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8)　市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

２　消防機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
岳北消防本部 （飯山消防署） 飯山市消防団	(1)　消防力の整備に関すること。 (2)　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4)　防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5)　自主防災組織の育成指導に関すること。 (6)　飯山市災害対策本部の業務に関すること。

３　県

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 （北信地方事務所）	(1)　長野県防災会議、災害対策本部、警戒本部に関すること。 (2)　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3)　水防その他の応急措置に関すること。 (4)　県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6)　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7)　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8)　市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。
（北信保健福祉事務所）	(1)　給水、医療、助産、救護、防疫、毒劇物事故防止等に関すること。
（北信建設事務所）	(1)　緊急輸送道路の確保に関すること。 (2)　道路、河川、砂防施設等の機能の確保に関すること。
長野県警察本部 （飯山警察署）	(1)　災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2)　避難の勧告又は指示に関すること。 (3)　被災者の救出及び避難誘導に関すること。

旧

	(2)　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3)　水防その他の応急措置に関すること。 (4)　市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6)　災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7)　その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8)　市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。

２　消防機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
岳北消防本部 （飯山消防署） 飯山市消防団	(1)　消防力の整備に関すること。 (2)　災害の予防、警戒及び鎮圧に関すること。 (3)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4)　防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5)　自主防災組織の育成指導に関すること。 (6)　飯山市災害対策本部の業務に関すること。

３　県

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県 （北信地方事務所）	(1)　長野県防災会議、災害対策本部、警戒本部に関すること。 (2)　防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3)　水防その他の応急措置に関すること。 (4)　県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5)　被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6)　災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7)　その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8)　市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9)　自衛隊の災害派遣要請に関すること。
（北信保健福祉事務所）	(1)　給水、医療、助産、救護、防疫、毒劇物事故防止等に関すること。
（北信建設事務所）	(1)　緊急輸送道路の確保に関すること。 (2)　道路、河川、砂防施設等の機能の確保に関すること。
長野県警察本部 （飯山警察署）	(1)　災害関連情報の収集及び伝達に関すること。 (2)　避難の勧告又は指示に関すること。 (3)　被災者の救出及び避難誘導に関すること。

新

	⑷　交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 ⑸　避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 ⑹　行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 ⑺　犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 ⑻　危険物の取締りに関すること。

４　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 （長野財務事務所）	⑴　地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 ⑵　災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東農政局 （長野地域センター）	〈災害予防対策〉 ⑴　ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 ⑵　農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 〈応急対策〉 ⑶　農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ⑷　災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ⑸　災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 ⑹　災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 ⑺　土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 〈復旧対策〉 ⑻　災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 ⑼　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 （北信森林管理署）	⑴　国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 ⑵　林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ⑶　災害応急対策用材の供給に関すること。
関東経済産業局	⑴　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ⑵　被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ⑶　被災中小企業の振興に関すること。
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。

旧

	⑷　交通規制及び警戒区域の設定に関すること。 ⑸　避難路及び緊急輸送路の確保に関すること。 ⑹　行方不明者の調査又は死体の検視に関すること。 ⑺　犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること。 ⑻　危険物の取締りに関すること。

４　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 （長野財務事務所）	⑴　地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 ⑵　災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
関東農政局 （長野地域センター）	〈災害予防対策〉 ⑴　ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 ⑵　農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 〈応急対策〉 ⑶　農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ⑷　災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 ⑸　災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 ⑹　災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 ⑺　土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 〈復旧対策〉 ⑻　災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 ⑼　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
中部森林管理局 （北信森林管理署）	⑴　国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 ⑵　林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ⑶　災害応急対策用材の供給に関すること。
関東経済産業局	⑴　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 ⑵　被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ⑶　被災中小企業の振興に関すること。
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。

新

関東東北産業保安監督部	⑴　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 ⑵　鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
東京管区気象台（長野地方気象台）	⑴　気象警報等の発表及び伝達に関すること。 ⑵　防災知識の普及に関すること。 ⑶　災害防止のための統計調査に関すること。
信越総合通信局	⑴　災害時における通信・放送の確保に関すること。 ⑵　非常通信に関すること。 ⑶　非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 ⑷　通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
長野労働局（中野労働基準監督署）	⑴　事業場における産業災害の防止に関すること。 ⑵　事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
関東地方整備局（長野国道事務所） 北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	＜災害予防＞ ⑴　応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 ⑵　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。 ⑶　関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関すること。 ＜応急・復旧＞ ⑷　応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関すること。 ⑸　防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 ⑹　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること。 ⑺　所管施設の緊急点検の実施に関すること。 ⑻　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施に関すること。

５　自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	⑴　災害時における人命又は財産の保護のための救護活動に関すること。 ⑵　災害時における応急復旧活動に関すること。

旧

関東東北産業保安監督部	⑴　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 ⑵　鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること。
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
東京管区気象台（長野地方気象台）	⑴　気象警報等の発表及び伝達に関すること。 ⑵　防災知識の普及に関すること。 ⑶　災害防止のための統計調査に関すること。
信越総合通信局	⑴　災害時における通信・放送の確保に関すること。 ⑵　非常通信に関すること。 ⑶　非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 ⑷　通信機器及び移動電源車の貸出に関すること。
長野労働局（中野労働基準監督署）	⑴　事業場における産業災害の防止に関すること。 ⑵　事業場における自主的防災体制の確立に関すること。
関東地方整備局（長野国道事務所） 北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	＜災害予防＞ ⑴　応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 ⑵　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関すること。 ⑶　関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関すること。 ＜応急・復旧＞ ⑷　応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関すること。 ⑸　防災関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 ⑹　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関すること。 ⑺　所管施設の緊急点検の実施に関すること。 ⑻　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施に関すること。

５　自衛隊

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	⑴　災害時における人命又は財産の保護のための救護活動に関すること。 ⑵　災害時における応急復旧活動に関すること。

新

６　指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便㈱ （信越支社）	⑴　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 ⑵　災害時における窓口業務の確保に関すること。
東日本旅客鉄道㈱（長野支社）	⑴　鉄道施設の地震防災に関すること。 ⑵　地震災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道㈱（関東支社長野支店）	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者	（東日本電信電話㈱長野支店、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱） ⑴　公衆電気通信設備の保全に関すること。 ⑵　災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
日本銀行 （松本支店）	⑴　金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 ⑵　損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 （長野県支部）	⑴　医療、助産等の救助、救護に関すること。 ⑵　地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ⑶　義援金の募集に関すること。
国立病院機構 (関東信越ﾌﾞﾛｯｸ)	⑴　医療、助産等救助、救護に関すること。
日本放送協会 （長野放送局）	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運㈱ （長野支店）	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力㈱ （飯山営業所）	⑴　電力施設の保全、保安に関すること。 ⑵　電力の供給に関すること。
東日本高速道路㈱	上信越自動車道、長野自動車道（安曇野ＩＣ～更埴ＪＣＴ）、中部横断自動車道（佐久小諸ＪＣＴ～小諸御影ＴＢ）の防災に関すること。

７　指定地方公共機関

旧

６　指定公共機関

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便㈱ （信越支社）	⑴　災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 ⑵　災害時における窓口業務の確保に関すること。
東日本旅客鉄道㈱（長野支社）	⑴　鉄道施設の地震防災に関すること。 ⑵　地震災害時における避難者の輸送に関すること。
日本貨物鉄道㈱（関東支社長野支店）	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
電気通信事業者	（東日本電信電話㈱長野支店、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンクモバイル㈱） ⑴　公衆電気通信設備の保全に関すること。 ⑵　災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
日本銀行 （松本支店）	⑴　金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 ⑵　損傷通貨の引換えに関すること。
日本赤十字社 （長野県支部）	⑴　医療、助産等の救助、救護に関すること。 ⑵　地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ⑶　義援金の募集に関すること。
国立病院機構 (関東信越ﾌﾞﾛｯｸ)	⑴　医療、助産等救助、救護に関すること。
日本放送協会 （長野放送局）	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
日本通運㈱ （長野支店）	災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関すること。
中部電力㈱ （飯山営業所）	⑴　電力施設の保全、保安に関すること。 ⑵　電力の供給に関すること。
東日本高速道路㈱	上信越自動車道、長野自動車道（安曇野ＩＣ～更埴ＪＣＴ）、中部横断自動車道（佐久小諸ＪＣＴ～小諸御影ＴＢ）の防災に関すること。

７　指定地方公共機関

新

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	⑴　ため池、ダム及び水こう門及び農業用水路等の防災に関すること。 ⑵　排水機場の改良及び復旧に関すること。
長電バス㈱（飯山営業所）	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
㈳長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
県医師会（飯水医師会）、県歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
㈠社長野県ＬＰガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
㈠社 長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
㈳福長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
北信州みゆき農業協同組合	⑴　市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ⑵　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ⑶　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 ⑷　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 ⑸　農産物の需給調整に関すること。 ⑹　被災事業者等に対する資金融資に関すること。

旧

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	⑴　ため池、ダム及び水こう門及び農業用水路等の防災に関すること。 ⑵　排水機場の改良及び復旧に関すること。
長電バス㈱（飯山営業所）	災害時における旅客自動車による避難者の輸送の協力に関すること。
㈳長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
放送事業者	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
県医師会（飯水医師会）、県歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
県薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
㈠社長野県ＬＰガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
㈠社 長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
㈳福長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	処理すべき事務又は業務の大綱
北信州みゆき農業協同組合	⑴　市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 ⑵　農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ⑶　被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 ⑷　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。 ⑸　農産物の需給調整に関すること。 ⑹　被災事業者等に対する資金融資に関すること。

新		旧	
北信州森林組合（飯山支所）	(1)　市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2)　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3)　木材の供給と物資のあっせんに関すること。	北信州森林組合（飯山支所）	(1)　市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2)　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3)　木材の供給と物資のあっせんに関すること。
高水漁業協同組合	(1)　県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2)　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3)　漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。	高水漁業協同組合	(1)　県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2)　被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 (3)　漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
iネット飯山	(1)　災害予防の放送に関すること。 (2)　注意報・警報及び災害情報等の放送に関すること。	iネット飯山	(1)　災害予防の放送に関すること。 (2)　注意報・警報及び災害情報等の放送に関すること。
飯山商工会議所	(1)　市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2)　被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3)　災害時における物価安定の協力に関すること。 (4)　救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。	飯山商工会議所	(1)　市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 (2)　被災会員の融資、あっせんの協力に関すること。 (3)　災害時における物価安定の協力に関すること。 (4)　救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。
病院等医療施設の管理者	(1)　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2)　災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 (3)　災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4)　災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。	病院等医療施設の管理者	(1)　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2)　災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 (3)　災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 (4)　災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
社会福祉施設の管理者	(1)　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2)　災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。	社会福祉施設の管理者	(1)　避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2)　災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。	金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
日赤奉仕団、共同募金会、社会福祉協議会、区長会、民生児童委員会、衛生委員会、ＰＴＡその他団体	(1)　市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 (2)　被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。 (3)　災害ボランティアに関すること。	日赤奉仕団、共同募金会、社会福祉協議会、区長会、民生児童委員会、衛生委員会、ＰＴＡその他団体	(1)　市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 (2)　被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。 (3)　災害ボランティアに関すること。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1)　安全管理の徹底に関すること。 (2)　防護施設の整備に関すること。	危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1)　安全管理の徹底に関すること。 (2)　防護施設の整備に関すること。

新	旧
第４節　飯山市の地勢と災害要因、災害記録 **１　自然的条件** ⑴　市　域 飯山市は、長野県の最北端に位置し、東は栄村、野沢温泉村及び木島平村、南は中野市、西及び北は新潟県に接する東西約23.1㎞、南北約25.2㎞で周囲約96.0㎞、総面積約202.43㎢である。 経緯度から見た飯山市（市役所）の位置は次のとおりである。 東　経　138°22′ 北　緯　36°51′ 標　高　315m ⑵　地　勢 飯山市は、西側を斑尾山と鍋倉山を連ねる関田山脈に、東側を三国山脈の支脈により囲まれ、大半は急峻な山地からなり、市域を南西から北東に貫流する千曲川に向かって傾斜している。これら山間地から流れ出た中小河川により扇状地が形成されており、中央の平坦地は千曲川の氾濫により造成された沖積地帯である。 傾斜区分別に見ると、傾斜度０°～15°の地域が約44％を占め、15°～30°が約49％、30°以上が約７％となっている。 また、県内で最も標高の低い地域であり、市域の約33％が標高400m以下である。 ⑶　地　質 市の西側を連ねる関田山脈全体は、第三紀層により形成されており、斑尾山、黒岩山周辺と仏ヶ峰以北については第四紀層の噴出源、活動時期を異にする多くの溶岩、凝灰角礫岩、火山岩層、火山灰などからなる安山岩類（大半が複輝石安山岩質岩石）で覆われている。 また、東側の山地についても、第四紀火山の噴出した安山岩類に覆われている。 中央の平坦地及び千曲川の沿岸は、長峰丘陵を除き新世の砂礫や粘土層が堆積した沖積層に属し、これら沖積地帯と第三紀層地帯の間、長峰丘陵及び山脈内の台地は、火山層と第三紀層の崩壊物が混ざり堆積した洪積層地帯となっている。 ⑷　気　候 飯山市の気候は、降雪量の多い裏日本型気候を示し、春から秋にかけては昼夜の気温差が大きいことから内陸盆地型気候になるという特色をもっている。 年間平均気温は11℃前後であるが、年間最高最低の気温差は50℃前後と大きな差がある。 降水量はおおむね年間1,300～1,400㎜前後であり、月別に見ると豪雪地帯であるため１月、２月及び12月が多く梅雨期及び台風期を上回っているのが特徴である。 また、降雪期間の平均（平成13年～17年）は110日間、根雪期間の平均は106日間、最深積雪の平均は164㎝となっているが、地域差が大きく北部山間地では400㎝に達することもある。 **２　社会的条件** ⑴　人　口 飯山市の総人口は、23,545人（平成22年10月１日現在）であり、人口動態の推移を見ると若年層の流出等により自然増を社会減が上回り逐次減少していたが、平成３年以降は、死亡が出生を上回る自然減が発生しており、新たな問題となっている。 人口は、昭和40年に比べ約32％の減少となっているが、世帯数ではほとんどが変化ない。これは、核家族化と合わせ、少子高齢化の現われであり、高齢者（65歳以上）の割合は、昭和40年の8.3％に対し、平成22年は30.9％となっている。	**第４節　飯山市の地勢と災害要因、災害記録** **１　自然的条件** ⑴　市　域 飯山市は、長野県の最北端に位置し、東は栄村、野沢温泉村及び木島平村、南は中野市、西及び北は新潟県に接する東西約23.1㎞、南北約25.2㎞で周囲約96.0㎞、総面積約202.32㎢である。 経緯度から見た飯山市（市役所）の位置は次のとおりである。 東　経　138°22′ 北　緯　36°51′ 標　高　315m ⑵　地　勢 飯山市は、西側を斑尾山と鍋倉山を連ねる関田山脈に、東側を三国山脈の支脈により囲まれ、大半は急峻な山地からなり、市域を南西から北東に貫流する千曲川に向かって傾斜している。これら山間地から流れ出た中小河川により扇状地が形成されており、中央の平坦地は千曲川の氾濫により造成された沖積地帯である。 傾斜区分別に見ると、傾斜度０°～15°の地域が約44％を占め、15°～30°が約49％、30°以上が約７％となっている。 また、県内で最も標高の低い地域であり、市域の約33％が標高400m以下である。 ⑶　地　質 市の西側を連ねる関田山脈全体は、第三紀層により形成されており、斑尾山、黒岩山周辺と仏ヶ峰以北については第四紀層の噴出源、活動時期を異にする多くの溶岩、凝灰角礫岩、火山岩層、火山灰などからなる安山岩類（大半が複輝石安山岩質岩石）で覆われている。 また、東側の山地についても、第四紀火山の噴出した安山岩類に覆われている。 中央の平坦地及び千曲川の沿岸は、長峰丘陵を除き新世の砂礫や粘土層が堆積した沖積層に属し、これら沖積地帯と第三紀層地帯の間、長峰丘陵及び山脈内の台地は、火山層と第三紀層の崩壊物が混ざり堆積した洪積層地帯となっている。 ⑷　気　候 飯山市の気候は、降雪量の多い裏日本型気候を示し、春から秋にかけては昼夜の気温差が大きいことから内陸盆地型気候になるという特色をもっている。 年間平均気温は11℃前後であるが、年間最高最低の気温差は50℃前後と大きな差がある。 降水量はおおむね年間1,300～1,400㎜前後であり、月別に見ると豪雪地帯であるため１月、２月及び12月が多く梅雨期及び台風期を上回っているのが特徴である。 また、降雪期間の平均（平成13年～17年）は110日間、根雪期間の平均は106日間、最深積雪の平均は164㎝となっているが、地域差が大きく北部山間地では400㎝に達することもある。 **２　社会的条件** ⑴　人　口 飯山市の総人口は、23,545人（平成22年10月１日現在）であり、人口動態の推移を見ると若年層の流出等により自然増を社会減が上回り逐次減少していたが、平成３年以降は、死亡が出生を上回る自然減が発生しており、新たな問題となっている。 人口は、昭和40年に比べ約32％の減少となっているが、世帯数ではほとんどが変化ない。これは、核家族化と合わせ、少子高齢化の現われであり、高齢者（65歳以上）の割合は、昭和40年の8.3％に対し、平成22年は30.9％となっている。

新	旧
人口密度は、116人／km²であり、千曲川沿いの平坦部に集中しているものの、山沿いにも多数の集落が連なっている。	人口密度は、116人／km²であり、千曲川沿いの平坦部に集中しているものの、山沿いにも多数の集落が連なっている。
⑵　産　業	⑵　産　業
ア　農業	ア　農業
飯山市の耕地の多くは千曲川とその支流の沖積平地に開けた水田単作地帯・米所であったが、生産調整を契機として栽培面積が減少し、米への依存度は低下しつつある。変わって伸びたのは花と野菜で、生産額も米に次いで多く、年々伸びている。特にアスパラガスは日本有数の生産地である。	飯山市の耕地の多くは千曲川とその支流の沖積平地に開けた水田単作地帯・米所であったが、生産調整を契機として栽培面積が減少し、米への依存度は低下しつつある。変わって伸びたのは花と野菜で、生産額も米に次いで多く、年々伸びている。特にアスパラガスは日本有数の生産地である。
本市は豪雪地帯であるため、土地利用型農業は大きな制約を受け、冬期は営農が不可能になる。農家の冬期対策として取り入れられたきのこ栽培は、種類もえのきだけ・本しめじ、なめこと多種に及び、市の農業に占める比重は大変大きなものとなっている。	本市は豪雪地帯であるため、土地利用型農業は大きな制約を受け、冬期は営農が不可能になる。農家の冬期対策として取り入れられたきのこ栽培は、種類もえのきだけ・本しめじ、なめこと多種に及び、市の農業に占める比重は大変大きなものとなっている。
イ　商業	イ　商業
ＪＲ飯山駅前通りから中央通り線沿いと、ＪＲ戸狩野沢温泉駅周辺が商店街として形成されている。	ＪＲ飯山駅前通りから中央通り線沿いと、ＪＲ戸狩野沢温泉駅周辺が商店街として形成されている。
また、大規模小売店舗も徐々に増加し、南部の静間バイパスへの商業集積が進み、中心市街地の空洞化が懸念されている。	また、大規模小売店舗も徐々に増加し、南部の静間バイパスへの商業集積が進み、中心市街地の空洞化が懸念されている。
ウ　工業	ウ　工業
飯山市では若者の定住や働く場の確保のため、工業団地の造成、工場等誘致条例の制定など企業誘致を積極的に進めている。	飯山市では若者の定住や働く場の確保のため、工業団地の造成、工場等誘致条例の制定など企業誘致を積極的に進めている。
また、仏壇、和紙は伝統ある地域の産業であり、飯山市を特徴づける産業でもある。	また、仏壇、和紙は伝統ある地域の産業であり、飯山市を特徴づける産業でもある。
エ　観光	エ　観光
飯山市の観光は、雪を資源として利用したスキー場開発と、農家の副業としての民宿から始まった。市内各所にスキー場が開発され、スキー観光は順調に推移してきたが、バブル崩壊後は長引く不況、過当競争により厳しい時代を迎えている。	飯山市の観光は、雪を資源として利用したスキー場開発と、農家の副業としての民宿から始まった。市内各所にスキー場が開発され、スキー観光は順調に推移してきたが、バブル崩壊後は長引く不況、過当競争により厳しい時代を迎えている。
その一方で、全国でも先駆けてグリーンツーズムに着手。拠点施設「森の家」を中心に自然体験教室・農村体験を推進。豊かな自然や寺町などの観光資源を活かし、グリーン期の観光客の入り込みは増加している。	その一方で、全国でも先駆けてグリーンツーズムに着手。拠点施設「森の家」を中心に自然体験教室・農村体験を推進。豊かな自然や寺町などの観光資源を活かし、グリーン期の観光客の入り込みは増加している。
⑶　交　通	⑶　交　通
市域を南西から東北に貫流する千曲川とほぼ平行して、ＪＲ飯山線及び国道117号が通じ、国道292号、403号がそれぞれ飯山市街から妙高市方面、木島平村方面へと通じている。	市域を南西から東北に貫流する千曲川とほぼ平行して、ＪＲ飯山線及び国道117号が通じ、国道292号、403号がそれぞれ飯山市街から妙高市方面、木島平村方面へと通じている。
また、上信越自動車道の豊田飯山ＩＣ（中野市）が市の南西境に近接しており、国道117号により飯山市街と通じている。	また、上信越自動車道の豊田飯山ＩＣ（中野市）が市の南西境に近接しており、国道117号により飯山市街と通じている。
３　災害の要因	**３　災害の要因**
⑴　風水害	⑴　風水害
ア　前線の影響による豪雨	ア　前線の影響による豪雨
梅雨期や秋雨期には、前線が本州付近に停滞し、台風や低気圧の通過により、南方の湿った空気を運び込んで、大雨を降らせることがあり、市内の各河川の氾濫、がけ崩れ等の災害の発生がみられるので、厳重な警戒が必要である。	梅雨期や秋雨期には、前線が本州付近に停滞し、台風や低気圧の通過により、南方の湿った空気を運び込んで、大雨を降らせることがあり、市内の各河川の氾濫、がけ崩れ等の災害の発生がみられるので、厳重な警戒が必要である。
イ　台風の通過による影響	イ　台風の通過による影響
長野県の位置と地形のもつ条件から、台風の接近、通過により各所に風水害を発生させている。	長野県の位置と地形のもつ条件から、台風の接近、通過により各所に風水害を発生させている。
経路により状況は多少異なるが、中小河川の氾濫、千曲川の増水及びがけ崩れ等の警戒が必要である。	経路により状況は多少異なるが、中小河川の氾濫、千曲川の増水及びがけ崩れ等の警戒が必要である。
ウ　風害	ウ　風害
台風による暴風及び春先の季節風により局地的に突風が吹きつのり、農産物に被害が発生すること	台風による暴風及び春先の季節風により局地的に突風が吹きつのり、農産物に被害が発生すること

新	旧
がある。また、市内の建物は木造のものが多く風による被害を受けやすいため、住家等の倒壊に警戒が必要である。 ⑵　火　災 過去において何度か大火にあったが、ここ50年くらいは消防力の強化と火災予防及び防火思想の普及に努め、大火災の発生を防いでいる。しかし、依然木造建築が多いうえ市街地及び民宿地帯では建物の過密、高層、複雑化がみられ、更には、生活様式の向上とあいまって化学燃料の急激な普及、可燃物、危険物施設の増加等によって、火災の大規模化が懸念され、これに対応する消防体制の強化が必要である。 ⑶　雪　害 飯山市は全国でも有数の豪雪地帯であり、毎年雪による様々な被害を被っている。 今後もこの地域の特性として、豪雪、雪崩、春先の融雪等による災害発生が予想されるので、雪害対策の強化が必要である。 ⑷　地　震 大地震が発生すると、大きな地殻変動を伴い震源が浅いところにある場合は、断層や土地の隆起、沈降が現われる。 また、山崩れ、がけ崩れを起こし、ときには山津波になり河川をせき止め、それが原因となって洪水になることがある。 市域は、信濃川断層帯に含まれ善光寺地震、長沼地震、松代群発地震にみられるように地震の発生しやすい地域であり、最近の中越・中越沖地震、東日本大震災や長野県北部地震のこともあり地震対策について一層の強化が必要である。 **４　過去の災害記録** 過去に発生した主な大規模災害の記録は、第７編**資料19－１**のとおりである。	がある。また、市内の建物は木造のものが多く風による被害を受けやすいため、住家等の倒壊に警戒が必要である。 ⑵　火　災 過去において何度か大火にあったが、ここ50年くらいは消防力の強化と火災予防及び防火思想の普及に努め、大火災の発生を防いでいる。しかし、依然木造建築が多いうえ市街地及び民宿地帯では建物の過密、高層、複雑化がみられ、更には、生活様式の向上とあいまって化学燃料の急激な普及、可燃物、危険物施設の増加等によって、火災の大規模化が懸念され、これに対応する消防体制の強化が必要である。 ⑶　雪　害 飯山市は全国でも有数の豪雪地帯であり、毎年雪による様々な被害を被っている。 今後もこの地域の特性として、豪雪、雪崩、春先の融雪等による災害発生が予想されるので、雪害対策の強化が必要である。 ⑷　地　震 大地震が発生すると、大きな地殻変動を伴い震源が浅いところにある場合は、断層や土地の隆起、沈降が現われる。 また、山崩れ、がけ崩れを起こし、ときには山津波になり河川をせき止め、それが原因となって洪水になることがある。 市域は、信濃川断層帯に含まれ善光寺地震、長沼地震、松代群発地震にみられるように地震の発生しやすい地域であり、最近の中越・中越沖地震、東日本大震災や長野県北部地震のこともあり地震対策について一層の強化が必要である。 **４　過去の災害記録** 過去に発生した主な大規模災害の記録は、第７編**資料19－１**のとおりである。

新	旧

新

第５節　地震被害想定

１　基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の２か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

本節においては、この報告書のうち、本市に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

２　想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

想定地震の諸元

地震名		長さＬ（km）	マグニチュード M_j	マグニチュード M_w	想定ケース※
長野盆地西縁断層帯の地震	①	58	7.8	7.1	４ケース
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体 ②	150	8.5	7.64	１ケース
	北側 ③	84	8.0	7.14	
	南側 ④	66	7.9	7.23	
伊那谷断層帯（主部）の地震	⑤	79	8.0	7.3	４ケース
阿寺断層帯（主部南部）の地震	⑥	60	7.8	7.2	２ケース
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	⑦	40	7.5	6.9	２ケース
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	⑧	47	7.6	7.0	４ケース
想定東海地震	⑨		8.0	8.0	１ケース
南海トラフ巨大地震	⑩		9.0	9.0	１ケース

（※）陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。

旧

第５節　地震被害想定

１　基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

県では、平成７年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成12・13年度の２か年で地震対策基礎調査を実施し、平成14年３月に「長野県地震対策基礎調査報告書」を公表した。

この調査結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

本節においては、この報告書のうち、本市に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

２　想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる５つの内陸型地震と東海地震が想定されている。

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

想定地震の諸元

震源諸元 ／ 想定地震	マグニチュード	長さ（km）	幅（km）	傾斜	位置等
糸魚川－静岡構造線（北部）	8.0	80	20	60° E	小谷村～松本市
糸魚川－静岡構造線（中部）	8.0	80	17	90°	安曇野市～富士見町
信濃川断層帯	7.5	43	21	45° W	飯山市～長野市
伊那谷断層帯	7.9	68	20	60° W	南箕輪村～阿智村
東海地震	8.0	115	70	34° W	（平成13年想定）
阿寺断層系	7.9	62	17	90°	王滝村～岐阜県

新	旧
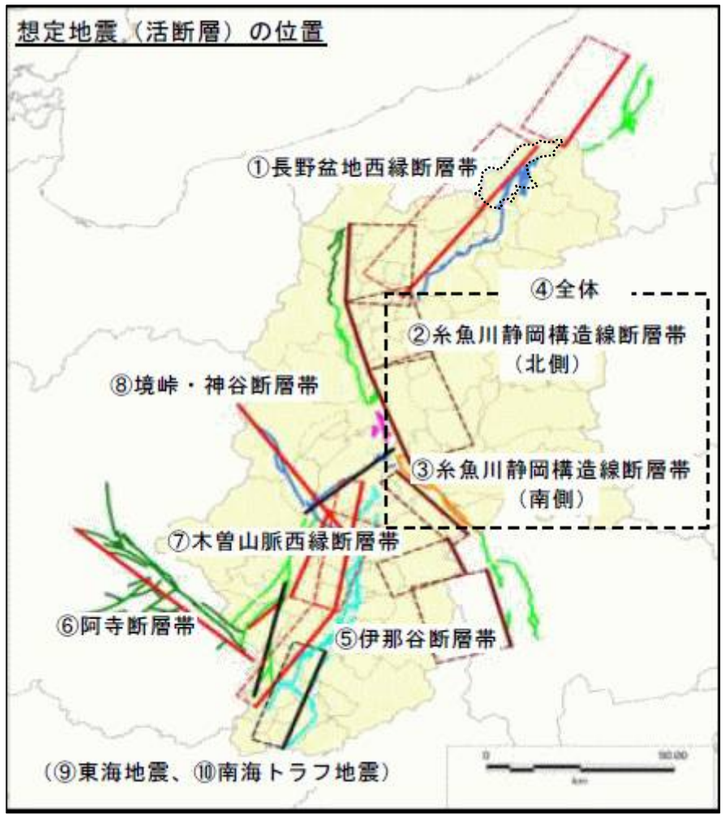	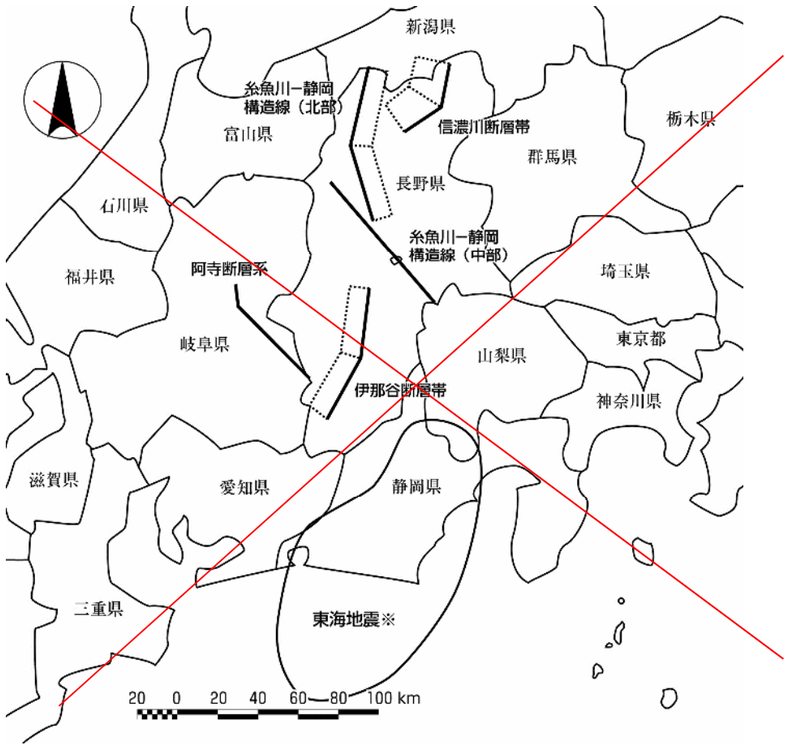 （※平成13年想定）

新

３　飯山市における想定結果

(1)　地震別ケース別の最大震度

地震名	上段：ケース別、下段：震度			
長野盆地西縁断層帯の地震Mj7.8	ケース１ SMGA：北側が大、破壊開始点：南側	ケース２ SMGA：北側が大、破壊開始点：北側	ケース３ SMGA：南側が大、破壊開始点：南側	ケース４ SMGA：南側が大、破壊開始点：北側
	7	7	7	7
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体 Mj8.5	北側 Mj8.0	南側 Mj7.9	
	５強	５弱	4	
伊那谷断層帯（主部）M8.0	ケース１ 破壊開始点：最も南側のSMGA	ケース２ 破壊開始点：南側から2番目のSMGA	ケース３ 破壊開始点：北側から2番目のSMGA	ケース４ 破壊開始点：最も北側のSMGA
	4	4	4	4
阿寺断層帯（主部南部）M7.8	ケース１ 破壊開始点：最も南東側のSMGA	ケース２ 破壊開始点：最も北西側のSMGA		
	4	3		
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）M7.5	ケース１ 破壊開始点：南西側のSMGA	ケース２ 破壊開始点：北側の大きなSMGA		
	4	4		
境峠・神谷断層帯（主部）M7.6	ケース１ SMGA：南東側が大、破壊開始点：南東側	ケース２ SMGA：南東側が大、破壊開始点：北西側	ケース３ SMGA：北西側が大、破壊開始点：南東側	ケース４ SMGA：北西側が大、破壊開始点：北西側
	4	4	4	4
想定東海地震	M8.0			
	５弱			
南海トラフ巨大地震	基本ケース M9.0	陸側ケース M9.0		
	５弱	５弱		

旧

３　飯山市における想定結果

(1)　地震動等の予測

ア　震度

地　震　名	予　　測　　結　　果
糸魚川－静岡構造線（北部）	震度６弱から５弱のかなり強い揺れが予想される。
糸魚川－静岡構造線（中部）	震度５強から５弱の強い揺れが予想される。
信濃川断層帯	震度６強から５強のかなり強い揺れが予想される。
伊那谷断層帯	震度５強から４の強い揺れが予想される。
東海地震	震度４から３以下の揺れが予想される。
阿寺断層系	震度５強から４の強い揺れが予想される。

イ　液状化

地　震　名	予　　測　　結　　果
糸魚川－静岡構造線（北部）	市の平地部に液状化の危険性が高い地域がみられる。
糸魚川－静岡構造線（中部）	液状化の危険性は低いと予想される。
信濃川断層帯	平地と市の西部の一部に液状化の危険度が極めて高い地域がみられる。
伊那谷断層帯	液状化の危険性は低いと予想される。
東海地震	全般に液状化の危険性はかなり低いと予想される。
阿寺断層系	液状化の危険性は低いと予想される。

新

⑵　被害想定結果（最大被害）

人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の格好（ ）は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。各数値は１の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。　＊：わずか

ア　建物被害（棟）【冬18時、強風時】

被害想定 / 地震名	液状化		揺れ		断層変位	土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース３）	10	50	990	2,760	960	30	80	0	1,020	2,890
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース２）（※）	10	60	4,490	4,510	—	—	—	—	—	—
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	0	0	0	*	0	*	*	0	*	*
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層（主部）の地震（ケース3）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
想定東海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（※）飯山市において、被害が最も大きいと想定されるのは、「ケース２」であるが、当調査において、「ケース２」における被害想定結果（数値化）は、液状化及び揺れによる建物被害のみである。

旧

⑵　物的・人的被害想定結果

被害想定を実施した想定地震は、地震動・液状化危険度を求めた６地震となっている。地震動の大きさは、各地震とも想定値に幅を持つものであるが、次表の被害想定は代表値により算定されている。

想定結果 / 想定地震	建物被害（棟）		出火・延焼被害	
	木造全壊・非木造大破	木造半壊・非木造中破	出火件数（件）	焼失棟数（棟）
糸魚川―静岡構造線（北部）	541	1,190	5	5
糸魚川―静岡構造線（中部）	21	219	0	0
信濃川断層帯	2,296	4,797	12	24
伊那谷断層帯	0	1	0	0
東海地震（昭和54年想定）	0	0	0	0
阿寺断層系	0	0	0	0

	人的被害			ライフライン		
	死者（人）	重傷者（人）	避難者（人）	断水世帯数（世帯）	停電世帯数（世帯）	電話支障（回線）
糸－静（北）	13	35	2,407	1,615	1,956	564
糸－静（中）	1	8	324	491	1,301	58
信濃川	36	90	9,932	5,378	2,036	909
伊那谷	0	0	1	0	854	0
東　海	0	0	0	0	0	0
阿　寺	0	0	0	0	0	0

新	旧

イ　人的被害（人）【冬深夜、強風時】

⑺　死者数

被害想定／地震名	死者数											
	建物倒壊		（うち）屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀等		合計	
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース３）	60	(0)	*	(*)	*	(*)	0	(0)	*	(*)	70	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	*	(*)	*	(*)	*	(0)	0	(0)	*	(0)	*	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
伊那谷断層（主部）の地震（ケース3）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
想定東海地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

⑴　負傷者数

被害想定／地震名	負傷者数					
	建物倒壊	（うち）屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計

新

長野盆地西縁断層帯の地震（ケース３）	760	(50)	50	(30)	*	(*)	0	(0)	*	(*)	760	(50)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	10	(*)	10	(*)	*	(0)	0	(0)	*	(0)	10	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
伊那谷断層（主部）の地震（ケース3）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
想定東海地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

(ｳ)　重傷者数

被害想定／地震名	重傷者数											
	建物倒壊		（うち）屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀等		合計	
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース３）	400	(*)	10	(10)	*	(*)	0	(0)	*	(*)	400	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	*	(*)	*	(*)	*	(0)	0	(0)	*	(0)	*	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
糸魚川－静岡構造	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

旧

新

線断層帯の地震（南側）												
伊那谷断層（主部）の地震（ケース3）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
想定東海地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

㈡　自力脱出困難者数

被害想定 / 地震名	自力脱出困難者数	
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース３）	130	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	0	(0)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	0	(0)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）	0	(0)
伊那谷断層（主部）の地震（ケース3）	0	(0)
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	0	(0)
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1）	0	(0)
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	0	(0)
想定東海地震	0	(0)
南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース）	0	(0)

ウ　避難者（人）【冬18時、強風時】

被害想定 / 地震名	被災1日後			被災2日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース３）	1,590	950	640	5,000	2,500	2,500	3,810	1,910	1,910	3,090	930	2,160
糸魚川－静岡構	*	*	*	60	30	30	20	10	10	*	*	*

旧

新

造線断層帯の地震（全体）												
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層（主部）の地震（ケース3）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
想定東海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ　避難所避難者における要配慮者数（人）【冬18時、強風時】

被害想定 / 地震名	1日後	2日後	1週間後	1ヶ月後
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース３）	190	500	380	180
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	*	10	*	*
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	0	*	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）	0	0	0	0
伊那谷断層（主部）の地震（ケース3）	0	0	0	0
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	0	0	0	0
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1）	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯（主部）の	0	0	0	0

旧

新

地震（ケース1）				
想定東海地震	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース）	0	0	0	0

オ　ライフライン・物資不足【冬18時、強風時】

被害想定 / 地震名	上水道	下水道	都市ガス	電力	食料	飲料水	毛布
	断水人口（人）	支障人数（人）	供給停止戸数（戸）	停電軒数（軒）	過不足量（食）	過不足量（ﾘｯﾄﾙ）	過不足量（枚）
	被災直後				1日後		
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース３）	20,220	20,570		11,860	△2,950	△46,720	△1,710
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	2,820	5,000		1,660	480	1,020	200
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	*	1,360		*	480	2,160	200
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）	0	1,350		0	480	2,160	200
伊那谷断層（主部）の地震（ケース3）	0	1,350		0	480	2,160	200
阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	0	1,350		0	480	2,160	200
木曽山脈西縁断層帯（主部北部）地震（ケース1）	0	1,350		0	480	2,160	200
境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	0	1,350		0	480	2,160	200
想定東海地震	0	1,350		0	480	2,160	200
南海トラフ巨大地震（基本ケース）（陸側ケース）	0	1,350		0	480	2,160	200

旧

新	旧
第２編 風水害対策編	第２編 風水害対策編

新	旧
# 第１章　災害予防計画 ## 第１節　風水害に強いまちづくり 市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成するとともに、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。 **１　風水害に強い郷土づくり** ⑴　総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ⑵　基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ⑶　住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。 ⑷　風水害に強い郷土の形成を図るため、県と協力し、治山・治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 ⑸　老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 **２　風水害に強いまちの形成** ⑴　土砂災害警戒区域については、当該区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。 ⑵　洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。 ⑶　防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。 ⑷　道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路などの防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用を禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。 ⑸　次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。 ア　溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進 イ　河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進 ウ　防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保 エ　浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な市土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進	# 第１章　災害予防計画 ## 第１節　風水害に強いまちづくり 市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成するとともに、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。 **１　風水害に強い郷土づくり** ⑴　総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。 ⑵　基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。 ⑶　住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。 ⑷　風水害に強い郷土の形成を図るため、県と協力し、治山・治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。 ⑸　老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。 **２　風水害に強いまちの形成** ⑴　土砂災害警戒区域については、当該区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。 ⑵　洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。 ⑶　防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。 ⑷　道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路などの防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用を禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。 ⑸　次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。 ア　溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進 イ　河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進 ウ　防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保 エ　浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な市土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

新	旧
オ　土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進	オ　土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
カ　高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進	カ　高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
キ　土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進	キ　土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進
ク　山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備	ク　山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
ケ　農業用用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進	ケ　農業用用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
コ　災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進	コ　災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
３　災害危険箇所等のパトロール 市は、各関係機関の参加を得て次の⑴から⑶に掲げるパトロールをそれぞれ定める時期に実施する。 ⑴　重要水防区域合同パトロール（５月） ア　参加機関 ㋐　千曲川河川事務所 ㋑　北信建設事務所 ㋒　関係市議会議員 ㋓　関係区長、消防団関係者 ㋔　飯山市（道路河川課、庶務課） イ　内容 千曲川重要水防区域のパトロール ⑵　土砂災害防止月間中の合同パトロール（６月） ア　参加機関 ㋐　北信建設事務所 ㋑　北信地方事務所 ㋒　飯山警察署 ㋓　岳北消防本部 ㋔　飯山市（道路河川課、農林課等） イ　内容 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地区、土石流発生危険渓流等のパトロール ⑶　スキー場安全パトロール（２月） ア　参加機関 ㋐　北信地方事務所 ㋑　飯山市（商工観光課） ㋒　岳北消防本部 ㋓　北信建設事務所 ㋔　北信保健福祉事務所 ㋕　各観光協会、索道協会 イ　内容 スキー場の危険箇所のパトロール	**３　災害危険箇所等のパトロール** 市は、各関係機関の参加を得て次の⑴から⑶に掲げるパトロールをそれぞれ定める時期に実施する。 ⑴　重要水防区域合同パトロール（５月） ア　参加機関 ㋐　千曲川河川事務所 ㋑　北信建設事務所 ㋒　関係市議会議員 ㋓　関係区長、消防団関係者 ㋔　飯山市（道路河川課、庶務課） イ　内容 千曲川重要水防区域のパトロール ⑵　土砂災害防止月間中の合同パトロール（６月） ア　参加機関 ㋐　北信建設事務所 ㋑　北信地方事務所 ㋒　飯山警察署 ㋓　岳北消防本部 ㋔　飯山市（道路河川課、農林課等） イ　内容 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地区、土石流発生危険渓流等のパトロール ⑶　スキー場安全パトロール（２月） ア　参加機関 ㋐　北信地方事務所 ㋑　飯山市（商工観光課） ㋒　岳北消防本部 ㋓　北信建設事務所 ㋔　北信保健福祉事務所 ㋕　各観光協会、索道協会 イ　内容 スキー場の危険箇所のパトロール

新	旧
４　風水害に対する建築物等の安全性の確保 ⑴　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。 ⑵　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。 ⑶　強風による落下物の防止対策を図る。 ⑷　建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。	**４　風水害に対する建築物等の安全性の確保** ⑴　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。 ⑵　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。 ⑶　強風による落下物の防止対策を図る。 ⑷　建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
５　ライフライン施設等の機能の確保 ⑴　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。 　また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。 ⑵　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。	**５　ライフライン施設等の機能の確保** ⑵　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。 　また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。 ⑵　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
６　災害応急対策等への備え ⑴　風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。 ⑵　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。 ⑶　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策が行えるように努める。 ⑷　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。	**６　災害応急対策等への備え** ⑴　風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。 ⑵　指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。 ⑶　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策が行えるように努める。 ⑷　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

新	旧

新	旧
第２節　災害発生直前対策 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 **１　市民に対する情報の伝達体制の整備** 気象警報・注意報等の伝達は、本編第２章第１節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 **２　避難誘導体制の整備** ⑴　風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 （本章第11節「避難収容活動計画」参照） ⑵　市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 **３　災害未然防止活動** 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 ・所管施設の緊急点検体制の整備 ・応急復旧体制の整備 ・防災用資機材の備蓄 ・水防活動体制の整備 ・ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者） ・災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備	**第２節　災害発生直前対策** 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 **１　市民に対する情報の伝達体制の整備** 気象警報・注意報等の伝達は、本編第２章第１節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。 **２　避難誘導体制の整備** ⑴　風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 （本章第11節「避難収容活動計画」参照） ⑵　市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 **３　災害未然防止活動** 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 ・所管施設の緊急点検体制の整備 ・応急復旧体制の整備 ・防災用資機材の備蓄 ・水防活動体制の整備 ・ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者） ・災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備

新	旧
第３節　情報の収集・連絡体制計画 災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。 **１　情報の収集・連絡体制の整備** ⑴　被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。 ⑵　円滑な情報収集機能の確保を図るため、各防災関係機関及び市民が参加する訓練を毎年実施する。 ⑶　学校、公民館等の公共施設を情報通信の拠点とした市の情報ネットワークの整備について研究する。 ⑷　「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。 ⑸　雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。 ⑹　災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 **２　情報の分析整理** ⑴　市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク、ＣＡＴＶ等の活用により災害情報等の共有化、市民への周知を図る。 ⑵　蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 **３　通信手段の確保** ⑴　防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。 ⑵　非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 ⑶　災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。 ⑷　風水害時を想定した非常通信訓練を行う。 ⑸　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。 ⑹　ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。 ⑺　震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。	**第３節　情報の収集・連絡体制計画** 災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。 市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。 **１　情報の収集・連絡体制の整備** ⑴　被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。 ⑵　円滑な情報収集機能の確保を図るため、各防災関係機関及び市民が参加する訓練を毎年実施する。 ⑶　学校、公民館等の公共施設を情報通信の拠点とした市の情報ネットワークの整備について研究する。 ⑷　情報収集手段としてのパソコンネットワーク等の活用を推進する。 ⑸　雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、市民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。 ⑹　災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。 **２　情報の分析整理** ⑴　市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク、ＣＡＴＶ等の活用により災害情報等の共有化、市民への周知を図る。 ⑵　蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。 **３　通信手段の確保** ⑴　防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。 ⑵　非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。 ⑶　災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。 ⑷　風水害時を想定した非常通信訓練を行う。 ⑸　衛星携帯電話、ＭＣＡ移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。 ⑹　ＮＴＴ等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。 ⑺　震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

新	旧

新	旧
第４節　活動体制計画 災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備と、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。また、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するとともに業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 **１　職員の参集・活動体制** 災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。 このため市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。 （動員配備体制については、本編第２章第３節「非常参集職員の活動」参照） ⑴　職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 ⑵　災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 ⑶　応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 **２　組織の整備** 防災会議の組織運営に関しては、災害対策基本法第16条、飯山市防災会議条例の定めるところであり、その組織は飯山市防災会議条例第３条のとおりである。その運営については市の地域に係る総合的かつ計画的な防災を実施するためこれら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。 **３　防災関係機関との連携体制の整備** 災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。 ⑴　防災関係機関との協力体制の確保 市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。 ⑵　通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施 市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。 **４　防災中枢機能等の確保** 災害時に応急対策の中心的役割を果たす市役所庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。 また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。 さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保	**第４節　活動体制計画** 災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備と、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。また、複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実するとともに業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 **１　職員の参集・活動体制** 災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。 このため市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。 （動員配備体制については、本編第２章第３節「非常参集職員の活動」参照） ⑴　職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 ⑵　災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 ⑶　応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 **２　組織の整備** 防災会議の組織運営に関しては、災害対策基本法第16条、飯山市防災会議条例の定めるところであり、その組織は飯山市防災会議条例第３条のとおりである。その運営については市の地域に係る総合的かつ計画的な防災を実施するためこれら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。 **３　防災関係機関との連携体制の整備** 災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。 ⑴　防災関係機関との協力体制の確保 市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。 ⑵　通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施 市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。 **４　防災中枢機能等の確保** 災害時に応急対策の中心的役割を果たす市役所庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。 また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。 さらに、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保

新	旧
を図るとともに、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。 **５　複合災害への備え** 同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。 **６　業務継続性の確保** 災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。 ⑴　業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。 ⑵　実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。	を図るとともに、長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。 **５　複合災害への備え** 同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。 **６　業務継続性の確保** 災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。 ⑴　業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。 ⑵　実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

新	旧
第５節　広域相互応援計画 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。 **１　防災関係機関相互の連携体制整備** 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。 ⑴　応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。 ⑵　災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。 **２　県内全市町村間の相互応援協定** 県内全市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。（第７編**資料４－２**参照） 市は、この協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。 ⑴　県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。 ⑵　相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 ⑶　備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。 ⑷　「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。 **３　県内外消防本部間の消防相互応援体制** 県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成８年２月14日に締結された。（第７編**資料４－１**参照） また、大規模災害又は特殊災害発生時に、前記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動、消火活動等を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成７年６月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊運用要綱が制定された。 平成15年６月に消防組織法が改正され、平成16年４月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。 この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する。 ⑴　岳北消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。 ⑵　岳北消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。 ⑶　県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。	**第５節　広域相互応援計画** 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。 **１　防災関係機関相互の連携体制整備** 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。 ⑴　応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整える。 ⑵　災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。 **２　県内全市町村間の相互応援協定** 県内全市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。（第７編**資料４－２**参照） 市は、この協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。 ⑴　県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。 ⑵　相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。 ⑶　備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。 ⑷　「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。 **３　県内外消防本部間の消防相互応援体制** 県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成８年２月14日に締結された。（第７編**資料４－１**参照） また、大規模災害又は特殊災害発生時に、前記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動、消火活動等を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成７年６月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊運用要綱が制定された。 平成15年６月に消防組織法が改正され、平成16年４月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。 この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する。 ⑴　岳北消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。 ⑵　岳北消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。 ⑶　県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

新

４　他市町村との応援協定

市では現在、富山県魚津市と「飯山市魚津市災害時相互応援協定」（第７編**資料４－４**参照）、山梨県山梨市と「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」（第７編**資料４－５**参照）、山形県長井市と「大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書」（第７編**資料４－６**参照）、東京都国分寺市と「国分寺市飯山市災害時相互応援に関する協定書」（第７編**資料４－７**参照）を締結している。この協定に基づき大規模災害時に対応するため、平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。

５　県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

６　広域防災拠点の確保

⑴　市は、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域における拠点を選定する。

⑵　３者で拠点の面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

⑶　関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

⑷　関係相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び防災拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

７　その他企業及び団体等との協力体制の整備

企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、市は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、市が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

現在、本市が締結している協定は、次のとおりである。

協　定　の　名　称	締　結　先	掲載資料番号
災害時における飯山市と市内郵便局の協力に関する協定	市内郵便局	第７編**資料４－８**
災害時における応急生活物資調達に関する協定	飯山商工会議所	第７編**資料４－９**
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープながの	第７編**資料４－10**
災害時における応急対策業務に関する基本協定	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカ	第７編**資料４－11**

旧

４　他市町村との応援協定

市では現在、富山県魚津市と「飯山市魚津市災害時相互応援協定」（第７編**資料４－４**参照）、山梨県山梨市と「大規模災害等発生時における山梨市・飯山市相互応援に関する協定書」（第７編**資料４－５**参照）、山形県長井市と「大規模災害等発生時における長井市・飯山市相互応援に関する協定書」（第７編**資料４－６**参照）、東京都国分寺市と「国分寺市飯山市災害時相互応援に関する協定書」（第７編**資料４－７**参照）を締結している。この協定に基づき大規模災害時に対応するため、平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。

５　県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

６　広域活動拠点の確保

⑴　市は、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域における拠点を選定する。

⑵　３者で拠点の面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

⑶　関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

⑷　関係相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

７　その他企業及び団体等との協力体制の整備

企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、市は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、市が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

現在、本市が締結している協定は、次のとおりである。

協　定　の　名　称	締　結　先	掲載資料番号
災害時における飯山市と市内郵便局の協力に関する協定	市内郵便局	第７編**資料４－８**
災害時における応急生活物資調達に関する協定	飯山商工会議所	第７編**資料４－９**
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープながの	第７編**資料４－10**
災害時における応急対策業務に関する基本協定	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカ	第７編**資料４－11**

新

	一協会飯山支部	
災害時における応急対策業務の実施に関する細目協定書	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカー協会飯山支部	第７編**資料４－12**
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会飯水支部	第７編資料４－13
災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局 北陸地方整備局	第７編資料４－14
災害時における電気の保安に関する協定書	一般財団法人中部電気保安協会長野支店	第７編資料４－15
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	㈱カインズ	第７編資料４－16
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	第７編資料４－17

旧

	一協会飯山支部	
災害時における応急対策業務の実施に関する細目協定書	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカー協会飯山支部	第７編**資料４－12**
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会飯水支部	第７編資料４－13
災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局 北陸地方整備局	第７編資料４－14
災害時における電気の保安に関する協定書	一般財団法人中部電気保安協会長野支店	第７編資料４－15
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	㈱カインズ	第７編資料４－16
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	第７編資料４－17

新	旧
第６節　救助・救急・医療計画 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防機関等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。 **１　救助・救急用資機材の整備** ⑴　救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。 その際、救急救命士の計画的配置にも努める。 ⑵　大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。 ⑶　消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。 また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。 **２　医療用資機材等の備蓄** 災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達については、災害医療体制全体の中で、迅速で機能的な供給体制について検討を行うとともに、医療機関・医薬品販売業者等関係機関からの協定が得られるよう、あらかじめ調整を図る。 **３　災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備** 災害拠点病院である北信総合病院（中野市）を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。 **４　消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備** 災害時においては、被害情報や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関との情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく。 また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。 このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関と事前に調整しておく。 ⑴　風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。 ア　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等 イ　最先到着隊による措置 ウ　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等 エ　応急救護所の設置基準、編成、任務等 オ　各活動隊の編成と任務	**第６節　救助・救急・医療計画** 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防機関等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。 **１　救助・救急用資機材の整備** ⑴　救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。 その際、救急救命士の計画的配置にも努める。 ⑵　大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。 ⑶　消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。 また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。 **２　医療用資機材等の備蓄** 災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達については、災害医療体制全体の中で、迅速で機能的な供給体制について検討を行うとともに、医療機関・医薬品販売業者等関係機関からの協定が得られるよう、あらかじめ調整を図る。 **３　災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備** 災害拠点病院である北信総合病院（中野市）を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。 **４　消防及び医療機関との連絡体制の整備** 災害時においては、被害情報や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関との情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく。 また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。 このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関と事前に調整しておく。 ⑴　風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。 ア　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等 イ　最先到着隊による措置 ウ　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等 エ　応急救護所の設置基準、編成、任務等 オ　各活動隊の編成と任務

新	旧
カ　消防団の活動要領 キ　通信体制 ク　関係機関との連携 ケ　報告及び広報 コ　訓練計画 サ　その他必要と認められる事項 ⑵　消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。 ⑶　災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。 ⑷　関係機関の協力を得て、救急・救助訓練を毎年１回以上実施する。	カ　消防団の活動要領 キ　通信体制 ク　関係機関との連携 ケ　報告及び広報 コ　訓練計画 サ　その他必要と認められる事項 ⑵　消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。 ⑶　災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。 ⑷　関係機関の協力を得て、救急・救助訓練を毎年１回以上実施する。

新	旧
第７節　消防・水防活動計画 大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 **１　消防計画** 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備等、施設の整備拡充及び市民等に対する火災予防の徹底等を図り防災活動に万全を期する。 その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。 ⑴　消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。 また、積雪型、多雪型消火栓の設置、４ＷＤポンプ自動車・軽積載車の配備等積雪に備えた施設及び機械力の強化を図る。 ⑵　消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。 その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震型防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。 ⑶　被害想定の実施 消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。 ⑷　消防機関及び自主防災組織等の連携強化 発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から岳北消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。 ⑸　火災予防 ア　火災予防運動の実施 市民に火災予防思想と予防知識の浸透を図るため、関係機関、団体の協力のもとに春秋２回火災予防運動を実施するほか、毎月15日を市民防火の日に設定し火災予防の徹底を図る。 イ　防火思想、知識の普及	**第７節　消防・水防活動計画** 大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 **１　消防計画** 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備等、施設の整備拡充及び市民等に対する火災予防の徹底等を図り防災活動に万全を期する。 その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。 ⑴　消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図り、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。 また、積雪型、多雪型消火栓の設置、４ＷＤ軽積載車の配備等積雪に備えた施設及び機械力の強化を図る。 ⑵　消防水利の多様化及び適正化 「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。 その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震型防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。 ⑶　被害想定の実施 消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。 ⑷　消防機関及び自主防災組織等の連携強化 発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。 また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から岳北消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。 ⑸　火災予防 ア　火災予防運動の実施 市民に火災予防思想と予防知識の浸透を図るため、関係機関、団体の協力のもとに春秋２回火災予防運動を実施するほか、毎月15日を市民防火の日に設定し火災予防の徹底を図る。 イ　防火思想、知識の普及

新	旧
「市報いいやま」をはじめとする広報紙、防災行政無線、市ホームページ、広報車等により、市民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。 ウ　防火管理者制度の効果的な運用 消防法第８条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。 エ　予防査察の実施 消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。 オ　危険物保有施設への指導 化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。 ⑺　可燃物と酸化剤の混合による発火 ⑴　黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ⑵　金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火 ⑹　活動体制の整備 大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。 特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。 また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。 ⑺　応援協力体制の確立 大規模災害発生時等において、市及び岳北消防本部の消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合に備え、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。 また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。 **２　水防計画** 集中豪雨等により、水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できるよう、次に掲げる事項を実施する。 ⑴　水防組織、水防団（消防団）の確立・整備 ⑵　水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項 ア　重要水防区域周辺の竹立木、木材等洪水時に使用できる資材の確認 イ　緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備 ⑶　通信連絡系統の整備及び警報等の市民への伝達体制の整備 ⑷　平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視 ⑸　河川ごとの水防工法の検討 ⑹　居住者への立退きの指示体制の整備 ⑺　洪水時等における水防活動体制の整備	「市報いいやま」をはじめとする広報紙、防災行政無線、市ホームページ、広報車等により、市民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。 ウ　防火管理者制度の効果的な運用 消防法第８条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。 エ　予防査察の実施 消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。 オ　危険物保有施設への指導 化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。 ⑺　可燃物と酸化剤の混合による発火 ⑴　黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 ⑵　金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火 ⑹　活動体制の整備 大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。 特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。 また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。 ⑺　応援協力体制の確立 大規模災害発生時等において、市及び岳北消防本部の消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合に備え、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。 また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。 **２　水防計画** 集中豪雨等により、水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できるよう、次に掲げる事項を実施する。 ⑴　水防組織、水防団（消防団）の確立・整備 ⑵　水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項 ア　重要水防区域周辺の竹立木、木材等洪水時に使用できる資材の確認 イ　緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備 ⑶　通信連絡系統の整備及び警報等の市民への伝達体制の整備 ⑷　平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視 ⑸　河川ごとの水防工法の検討 ⑹　居住者への立退きの指示体制の整備 ⑺　洪水時等における水防活動体制の整備

新	旧
⑻　他の水防管理団体との相互応援協定の締結 ⑼　浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成 ⑽　浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 ⑾　浸水想定区域内にある大規模工場棟で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 ⑿　⑽⑾に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。 ⒀　水防機関の整備 ⒁　水防計画の策定 ⒂　水防協議会の設置 ⒃　水防訓練の実施（年１回以上） ア　水防技能の習熟 イ　水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ウ　発災時の避難誘導計画等に基づく避難誘導訓練 ⒄　水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。	⑻　他の水防管理団体との相互応援協定の締結 ⑼　浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成 ⑽　浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 ⑾　浸水想定区域内にある大規模工場棟で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。 ⑿　⑽⑾に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。 ⒀　水防機関の整備 ⒁　水防計画の策定 ⒂　水防協議会の設置 ⒃　水防訓練の実施（年１回以上） ア　水防技能の習熟 イ　水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ウ　発災時の避難誘導計画等に基づく避難誘導訓練 ⒄　水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

新	旧

新	旧
第８節　要配慮者支援計画 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。 **１　要配慮者支援計画の作成** ⑴　要配慮者支援計画の作成 市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。 ⑵　避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市が定める事項は、以下を必須とする。 ア　避難支援等関係者となる者 市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。 避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人する。 ・自主防災組織（区長） ・飯山警察署 ・岳北消防本部 ・民生委員・児童委員（地区会長） ・その他、市長が必要と認めた支援者等 イ　避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。 生活の基盤が自宅にある方で次の①～⑤のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。 ・要介護3以上の者 ・身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く） ・療育手帳Aを所持する者 ・精神障害保健福祉手帳1級を所持する者 ・特定疾患医療受給者（難病者）の内、避難行動要支援者として対象とする重症患者 ウ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 市は、避難行動要支援者に関する次の事項を記載し、又は、記録する。	**第８節　要配慮者支援計画** 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。 **１　要配慮者支援計画の作成** ⑴　避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。 市が地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。 ・避難支援者等関係者となる者 ・避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・名簿の更新に関する事項 ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ず事項 ・要配慮者が円滑に避難のために立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 ・避難支援等関係者の安全確保 ⑵　避難行動要支援者の把握と名簿の作成 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 ⑶　避難行動要支援者名簿の提供 市は、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 ⑷　要配慮者支援計画の作成 市は、地域における被害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

新	旧
また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するため、関係部署及び長野県で把握している情報を集約するよう努める。 ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所 ・電話番号その他の連絡先 ・避難支援等を必要とする事由（障がい等の種別） ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 エ　名簿の更新に関する事項 市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するものとする。 オ　名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項 市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次にあげる措置を講ずる。 ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難行動要支援者に限り提供する。 ・避難行動要支援者名簿を施錠可能な場所へ保管する等、厳重に管理するよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。 ・避難行動要支援者名簿を避難支援等のように供する目的外のために、提供を受けた名簿情報を自ら利用し、又は当該避難支援等関係者以外のものに提供しないよう指導する。 カ　避難支援等関係者の安全確保 避難支援等関係者の避難支援にあたっては、避難支援等関係者本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者とされたものが避難支援等に法的な義務を負うものではなく、また、避難行動要支援者名簿に掲載されたとしても必ず支援が受けられるものではないということを周知する。 ⑶　避難行動要支援者の把握と名簿の作成 市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難支援等関係者に提供する名簿情報については、避難行動要支援者名簿を、原則として年1回、先に提供している名簿情報を差し替えて更新する。 ⑷　避難行動要支援者名簿の提供 市は、避難支援等に携わる関係者として避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。 ⑸　避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 **２　在宅者対策** ⑴　指定避難所の整備 市は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや	⑸　避難行動要支援者の移送計画 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 **２　在宅者対策** ⑴　指定避難所の整備 市は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや

新	旧
身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。 ⑵　緊急通報装置等の整備 市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備に努める。 ⑶　避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。 ⑷　市は、災害の発生に備え、要配慮者の名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。 ⑸　避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。 ⑹　支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。	身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。 ⑵　緊急通報装置等の整備 市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備に努める。 ⑶　避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握 市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。 ⑷　市は、災害の発生に備え、要配慮者の名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。 ⑸　避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備 市は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。 ⑹　支援協力体制の整備 市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。
３　社会福祉施設等対策 市は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。 ⑴　防災設備等の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品（最低でも3 日分、可能な限り1 週間分程度）の備蓄を行うよう指導する。 ⑵　組織体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。 ⑶　防災教育・防災訓練の実施 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。 ⑷　応援体制及び受援体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に	**３　社会福祉施設等対策** 市は、要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。 ⑴　防災設備等の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。 ⑵　組織体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。 ⑶　防災教育・防災訓練の実施 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。 ⑷　応援体制及び受援体制の整備 市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。 また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に

新	旧
関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。 　また、市は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 ⑸　市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。 ⑹　市は、医療機関等の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。	関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。 　また、市は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 ⑸　市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。 ⑹　市は、医療機関等の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。
４　観光客、外国籍市民、外国人旅行者等対策 ⑴　観光客の安全対策の推進 ア　関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。 イ　観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した、「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。 ⑵　外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備 　市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。 ⑶　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知 　市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 ⑷　防災教育・防災訓練の実施 　市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。 ⑸　応援体制及び受援体制の整備 　他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。 　また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。 ⑹　外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備 　市は、市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。	**４　観光客、外国籍市民、外国人旅行者等対策** ⑴　観光客の安全対策の推進 ア　関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。 イ　観光関連事業者と連携して外国人旅行者にも対応した、「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。 ⑵　外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備 　市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。 ⑶　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知 　市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 ⑷　防災教育・防災訓練の実施 　市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。 ⑸　応援体制及び受援体制の整備 　他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。 　また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。 ⑹　外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備 　市は、市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。
５　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 　このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。 ⑴　市は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 ⑵　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策 　市は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係	**５　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策** 　土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。 　このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。 ⑴　市は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。 ⑵　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策 　市は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係

新	旧
る訓練を実施する。 ⑶　浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 市は、浸水想定区的の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。	る訓練を実施する。 ⑶　浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策 市は、浸水想定区的の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

新	旧
第９節　緊急輸送計画 大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。 **１　緊急交通路の確保** 市は県と連携して、警察署と協議のうえ地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」への交通確保について、特に配慮する。 **２　拠点ヘリポート及び物資輸送拠点の確保** ⑴　災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。（第７編**資料８－１**参照） このヘリポートは、避難場所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。 ⑵　自らが被災した場合だけでなく、隣接市村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。 ⑶　拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について市民に周知する。 **３　輸送体制の整備** 大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておく。 ⑴　市内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。 ⑵　必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。 ⑶　物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。 ⑷　輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。 ⑸　ヘリコプターの活用については、本編第２章第５節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平素から連携を密にする。 **４　緊急通行車両等の事前届出の確認**	**第９節　緊急輸送計画** 大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。 **１　緊急交通路の確保** 市は県と連携して、警察署と協議のうえ地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」への交通確保について、特に配慮する。 **２　緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保** ⑴　災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。（第７編**資料８－１**参照） このヘリポートは、避難場所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。 ⑵　自らが被災した場合だけでなく、隣接市村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。 ⑶　拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について市民に周知する。 **３　輸送体制の整備** 大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておく。 ⑴　市内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。 ⑵　必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。 ⑶　物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。 ⑷　輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。 ⑸　ヘリコプターの活用については、本編第２章第５節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平素から連携を密にする。 **４　緊急通行車両等の事前届出の確認**

新	旧
⑴　緊急通行車両等の事前届出 市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。 ⑵　届出済証の受理と確認 ア　県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。 イ　届出済証の交付を受けた車両については、災害発生時に県（知事）又は県警察（公安委員会）に緊急通行車両の確認について申出を行い、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。 **緊急通行車両の標章** 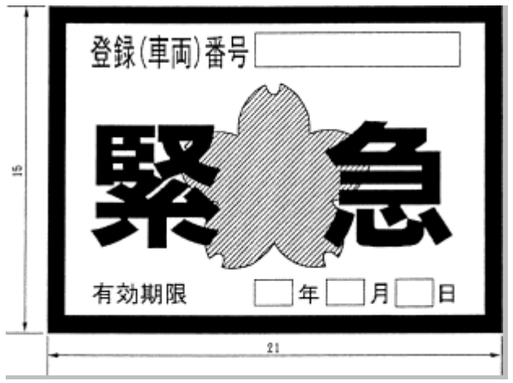 備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。 ２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。 ３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	⑴　緊急通行車両等の事前届出 市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。 ⑵　届出済証の受理と確認 ア　県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。 イ　届出済証の交付を受けた車両については、災害発生時に県（知事）又は県警察（公安委員会）に緊急通行車両の確認について申出を行い、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。 **緊急通行車両の標章** 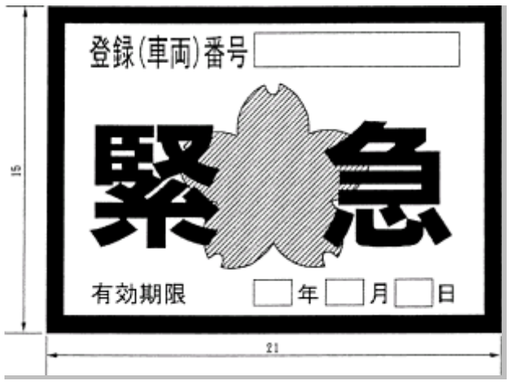 備考　１　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。 ２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。 ３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

新	旧
第10節　障害物の処理計画 風水害時には、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。 **１　障害物処理体制の整備** ⑴　緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。 ⑵　建設業者等に対し、災害時の障害物除去に要する車両及び要員について、協力体制の整備を要請する。 ⑶　レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。 ⑷　集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。 ⑸　森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。	**第10節　障害物の処理計画** 風水害時には、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。 **１　障害物処理体制の整備** ⑴　緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。 ⑵　建設業者等に対し、災害時の障害物除去に要する車両及び要員について、協力体制の整備を要請する。 ⑶　レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。 ⑷　集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。 ⑸　森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

新	旧
第11節　避難収容活動計画 風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。 **１　避難計画等の策定** ⑴　避難体制の確立 次の事項に留意して、避難計画を策定するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ア　避難勧告、避難指示の具体的な発令を行う判断基準及び伝達方法 イ　避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法 （避難準備情報、避難勧告、避難指示については第２章第12節「避難収容活動」を参照） ウ　指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 エ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 オ　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 カ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ㋐　給食措置 ㋑　給水措置 ㋒　毛布、寝具等の支給 ㋓　衣料、日用品の支給 ㋔　負傷者に対する救急救護 キ　指定避難所の管理に関する事項 ㋐　避難収容中の秩序保持 ㋑　避難住民に対する災害情報の伝達 ㋒　避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 ㋓　避難住民に対する各種相談業務 ク　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 ㋐　平常時における広報 a　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 b　市民に対する巡回指導 c　防災訓練等 ㋑　災害時における広報 a　広報車による周知 b　避難誘導員による現地広報 c　住民組織を通じた広報 なお、市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。	**第11節　避難収容活動計画** 風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。 **１　避難計画等の策定** ⑴　避難体制の確立 次の事項に留意して、避難計画を策定するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。 ア　避難勧告、避難指示の具体的な発令を行う判断基準及び伝達方法 イ　避難準備情報を伝達する基準及び伝達方法 （避難準備情報、避難勧告、避難指示については第２章第12節「避難収容活動」を参照） ウ　指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類 エ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者 オ　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法 カ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ㋐　給食措置 ㋑　給水措置 ㋒　毛布、寝具等の支給 ㋓　衣料、日用品の支給 ㋔　負傷者に対する救急救護 キ　指定避難所の管理に関する事項 ㋐　避難収容中の秩序保持 ㋑　避難住民に対する災害情報の伝達 ㋒　避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底 ㋓　避難住民に対する各種相談業務 ク　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項 ㋐　平常時における広報 a　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 b　市民に対する巡回指導 c　防災訓練等 ㋑　災害時における広報 a　広報車による周知 b　避難誘導員による現地広報 c　住民組織を通じた広報 なお、市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

新	旧
また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待機等安全措置を講ずべきことにも留意する。 ⑵　避難行動要支援者対策 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝対体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 ⑶　帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 ⑷　市民に対する指導・啓発 市は、市民に対し、避難に関して次のように指導・啓発する。 ア　家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。 ㋐　家の中でどこが一番安全か ㋑　救急医薬品や火気などの点検 ㋒　幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか ㋓　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか ㋔　避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか ㋕　家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか ㋖　昼の場合、夜の場合の家族の分担 イ　防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。 ウ　避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。	また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待機等安全措置を講ずべきことにも留意する。 ⑵　避難行動要支援者対策 市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝対体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 ⑶　帰宅困難者等対策 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 ⑷　市民に対する指導・啓発 市は、市民に対し、避難に関して次のように指導・啓発する。 ア　家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。 ㋐　家の中でどこが一番安全か ㋑　救急医薬品や火気などの点検 ㋒　幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか ㋓　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか ㋔　避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか ㋕　家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか ㋖　昼の場合、夜の場合の家族の分担 イ　防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。 ウ　避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。
２　避難場所の確保 ⑴　避難場所の確保（第７編**資料９－２**参照） 市は、災害の危険が切迫した場合には、市民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく。 ア　市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。 イ　指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に火災が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。 なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。	**２　避難場所の確保** ⑴　避難場所の確保（第７編**資料９－２**参照） 市は、災害の危険が切迫した場合には、市民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を指定しておく。 ア　市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険性が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。 イ　指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に火災が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。 なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

新	旧
ウ　市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議を行う。 エ　指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。 オ　市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 ⑵　避難所の確保（第７編**資料９－１**参照） 災害発生時に被災者の避難及び救護を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定する。 ア　指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 イ　市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 ウ　市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。 エ　指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。 オ　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 カ　テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 キ　指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。 ク　避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。 ケ　医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。 コ　公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。 サ　「避難時マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。	ウ　市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議を行う。 エ　指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。 オ　市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。 ⑵　避難所の確保（第７編**資料９－１**参照） 災害発生時に被災者の避難及び救護を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定する。 ア　指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。 イ　市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。 ウ　市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じて近隣市村と指定避難所の相互提供等について協議を行う。 エ　指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。 なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。 オ　指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。 カ　テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。 キ　指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。 ク　避難行動要支援者を安全にかつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。 また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。 なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。 ケ　医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。 コ　公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所又は指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。 サ　「避難時マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

新	旧
シ　市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。 ス　指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。 セ　市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。	シ　市が指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信施設の整備等に努める。 ス　指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。 セ　市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。
３　住宅の確保体制の整備 住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。 このため市は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制の整備に努める。 ⑴　利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 ⑵　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 ⑶　応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 ⑷　災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。 ⑸　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。 ⑹　住宅確保のため、周辺市町村から利用可能な公営住宅等の情報提供を受けられる体制を整備する。 ⑺　災害発生時には、市内及び近隣市町村の建設業者等から応急工事用資材を調達できるようにしておく。（第７編**資料16－１**参照）	**３　住宅の確保体制の整備** 住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。 このため市は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制の整備に努める。 ⑴　利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 ⑵　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。 ⑶　応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。 ⑷　災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。 ⑸　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。 ⑹　被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。 ⑺　災害発生時には、市内及び近隣市町村の建設業者等から応急工事用資材を調達できるようにしておく。（第７編**資料16－１**参照）
４　学校等における避難計画 災害が発生した場合、小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。 学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。 ⑴　防災計画の作成 ア　学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。 なお、この計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。 イ　学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。 ウ　防災計画には、以下の事項を定めておく。 ㋐　風水害対策に係る防災組織の編成 ㋑　風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法 ㋒　市（市教委）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 ㋓　夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法	**４　学校等における避難計画** 災害が発生した場合、小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。 学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。 ⑴　防災計画の作成 ア　学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。 なお、この計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。 イ　学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。 ウ　防災計画には、以下の事項を定めておく。 ㋐　風水害対策に係る防災組織の編成 ㋑　風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法 ㋒　市（市教委）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法 ㋓　夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

新	旧
㈭　児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 ㈮　児童生徒等の帰宅と保護の方法 ㈯　児童生徒等の保護者への引き渡し方法 ㈰　児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法 ㈱　児童生徒等の救護方法 ㈲　初期消火と重要物品の搬出の方法 ㈳　施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法 ㈴　避難所の開設への協力（施設・設備の開放等） ㈵　防災訓練の回数、時期、方法 ㈶　教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 ㈷　風水害時における応急教育に関する事項 ㈸　その他、学校長等が必要とする事項 ⑵　施設・設備の点検管理 学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。 ア　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。 イ　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。 ウ　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。 ⑶　防火管理 風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。 ア　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。 イ　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。 ⑷　避難誘導 ア　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。 ㈠　児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。 ㈡　全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。 ㈢　遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。 ㈣　登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。	㈭　児童生徒等の避難・誘導と検索の方法 ㈮　児童生徒等の帰宅と保護の方法 ㈯　児童生徒等の保護者への引き渡し方法 ㈰　児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法 ㈱　児童生徒等の救護方法 ㈲　初期消火と重要物品の搬出の方法 ㈳　施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法 ㈴　避難所の開設への協力（施設・設備の開放等） ㈵　防災訓練の回数、時期、方法 ㈶　教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施 ㈷　風水害時における応急教育に関する事項 ㈸　その他、学校長等が必要とする事項 ⑵　施設・設備の点検管理 学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。 ア　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。 イ　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。 ウ　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。 ⑶　防火管理 風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。 ア　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。 イ　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。 ⑷　避難誘導 ア　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。 イ　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。 ㈠　児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。 ㈡　全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。 ㈢　遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。 ㈣　登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

新	旧

新	旧

新	旧
第12節　孤立防止対策 市は、災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。 **１　通信手段の確保** ⑴　防災行政無線の整備及び更新を計画的に行い、市と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。 ⑵　アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。 ⑶　ＮＴＴ孤立防止無線電話の応急設置等、協力体制の確立を図る。 ⑷　孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。 **２　災害に強い道路網の整備** 急峻な地形を切り開いて道路が建設されている状況から、そのすべてについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。 ⑴　代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。 ⑵　迂回道路としての林道、農道の整備を推進する。 **３　孤立予想地域の実態把握** ⑴　中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。 ⑵　平素の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。 ⑶　観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。 **４　自主防災組織の育成** 大規模災害時には、特に孤立地域では、消火・救助機関の到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。 したがって、市内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。 ⑴　全地区における組織結成を推進する。 ⑵　災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。 ⑶　活動用資機材の整備充実に努める。 ⑷　孤立が予想される地域の住民に対し、組織結成に対して積極的に参加するよう啓発を行う。 **５　避難所の確保** 孤立が予想される地域ごとに最低１か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配意する必要がある。 そのため、孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新を促す。	**第12節　孤立防止対策** 市は、災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。 **１　通信手段の確保** ⑴　防災行政無線の整備及び更新を計画的に行い、市と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。 ⑵　アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。 ⑶　ＮＴＴ孤立防止無線電話の応急設置等、協力体制の確立を図る。 ⑷　孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。 **２　災害に強い道路網の整備** 急峻な地形を切り開いて道路が建設されている状況から、そのすべてについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。 ⑴　代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。 ⑵　迂回道路としての林道、農道の整備を推進する。 **３　孤立予想地域の実態把握** ⑴　平素の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。 ⑵　観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。 **４　自主防災組織の育成** 大規模災害時には、特に孤立地域では、消火・救助機関の到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。 したがって、市内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。 ⑴　全地区における組織結成を推進する。 ⑵　災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。 ⑶　活動用資機材の整備充実に努める。 ⑷　孤立が予想される地域の住民に対し、組織結成に対して積極的に参加するよう啓発を行う。 **５　避難所の確保** 孤立が予想される地域ごとに最低１か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配意する必要がある。 そのため、孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新を促す。

新	旧
６　備　蓄 ⑴　孤立が予想される地域の住民に対し、平素から食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。 ⑵　観光・宿泊施設等の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。	６　備　蓄 ⑴　孤立が予想される地域の住民に対し、平素から食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。 ⑵　観光・宿泊施設等の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。

新	旧
第13節　食料品等の備蓄・調達計画 大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも３日間可能な限り1 週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 **１　食料品等の備蓄・調達体制の整備** ⑴　平成25・26年度に実施した地震被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域防災計画等で定める。 ⑵　他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。 ⑶　非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。 ⑷　県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。 ⑸　市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。 ⑹　市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。 **２　食料等の供給体制の整備** ⑴　備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。 ⑵　食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。 ⑶　食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。 ⑷　救援食料の集積場所及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。 ⑸　炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。 **３　市民等に対する指導・啓発** 市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。 ⑴　自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、１人当たり最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。 ⑵　高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。	**第13節　食料品等の備蓄・調達計画** 大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね３日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 **１　食料品等の備蓄・調達体制の整備** ⑴　平成12、13年度に実施された県地震対策基本調査の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域防災計画等で定める。 ⑵　他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。 ⑶　非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。 ⑷　市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。 ⑸　市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。 **２　食料等の供給体制の整備** ⑴　備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。 ⑵　食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。 ⑶　食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。 ⑷　救援食料の集積場所及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。 ⑸　炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。 **３　市民等に対する指導・啓発** 市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。 ⑴　自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、１人当たり２日から３日分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。 ⑵　高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

新	旧
⑶　企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努めるものとする。	⑶　企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努めるものとする。

新	旧
第14節　給水計画 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び、濾過器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、災害時の飲料水の供給体制を確立する。 また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。 **１　飲料水等の備蓄・調達体制の整備** ⑴　配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。 ⑵　予備水源の確保、電源車及び発動発電機を借り上げ、停電時の揚水に対応する。 ⑶　プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。 **２　飲料水等の供給計画** ⑴　給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。 ⑵　給水源の確保、供給量の見直しを行う。 ⑶　被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点設置箇所の検討を行う。 ⑷　給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。 **３　市民に対する指導・啓発** 市は、災害時における飲料水の確保に関し、日ごろから市民に対して次の事項について指導・啓発する。 ⑴　ふろの残り湯の活用を習慣づける。 ⑵　ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。 ⑶　ポリタンク等給水用具の確保を行う。 ⑷　自家用井戸等について、その維持、確保に努める。	**第14節　給水計画** 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び、濾過器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、災害時の飲料水の供給体制を確立する。 また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。 **１　飲料水等の備蓄・調達体制の整備** ⑴　配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。 ⑵　予備水源の確保、電源車及び発動発電機を借り上げ、停電時の揚水に対応する。 ⑶　プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。 **２　飲料水等の供給計画** ⑴　給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。 ⑵　給水源の確保、供給量の見直しを行う。 ⑶　被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点設置箇所の検討を行う。 ⑷　給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。 **３　市民に対する指導・啓発** 市は、災害時における飲料水の確保に関し、日ごろから市民に対して次の事項について指導・啓発する。 ⑴　ふろの残り湯の活用を習慣づける。 ⑵　ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。 ⑶　ポリタンク等給水用具の確保を行う。 ⑷　自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

新	旧
第15節　生活必需品の備蓄・調達計画 災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。 このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。 また、防災拠点として、廃止された下水道処理施設等を防災支援センター、備蓄倉庫などとして利活用する。 **１　生活必需品の備蓄・調達体制の整備** ⑴　市人口の５％程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努めるとともに、災害発生後の交通輸送機能まひや孤立地域発生等を想定した備蓄・調達体制の整備を図る。 ⑵　市内流通業者等に対して、災害時における生活必需品の調達に関して協力を要請する。 ⑶　市民に対し防災思想の普及啓発を行い、市民自らの備蓄の促進を図る。 （災害時の主な生活必需品） ・寝具（タオルケット、毛布等） ・衣類（下着、靴下、作業衣等） ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等） ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等） ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等） ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） **２　生活必需品の供給体制の整備** ⑴　災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。 ⑵　輸送されてくる生活必需品の集積場所をあらかじめ定め、必要に応じて施設の整備を行う。（第７編**資料８－１**参照） ⑶　流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。 **３　市民に対する指導・啓発** 市民に対し、災害に備えて、前記の生活必需品のほか、最低でも３日分、可能な限り1週間分程度の食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行うよう指導・啓発する。	**第15節　生活必需品の備蓄・調達計画** 災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。 このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。 また、防災拠点として、廃止された下水道処理施設等を防災支援センター、備蓄倉庫などとして利活用する。 **１　生活必需品の備蓄・調達体制の整備** ⑴　市人口の５％程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努めるとともに、災害発生後の交通輸送機能まひや孤立地域発生等を想定した備蓄・調達体制の整備を図る。 ⑵　市内流通業者等に対して、災害時における生活必需品の調達に関して協力を要請する。 ⑶　市民に対し防災思想の普及啓発を行い、市民自らの備蓄の促進を図る。 （災害時の主な生活必需品） ・寝具（タオルケット、毛布等） ・衣類（下着、靴下、作業衣等） ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等） ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等） ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等） ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等） ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等） **２　生活必需品の供給体制の整備** ⑴　災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。 ⑵　輸送されてくる生活必需品の集積場所をあらかじめ定め、必要に応じて施設の整備を行う。（第７編**資料８－１**参照） ⑶　流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。 **３　市民に対する指導・啓発** 市民に対し、災害に備えて、前記の生活必需品のほか、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行うよう指導・啓発する。

新	旧
第16節　危険物施設等災害予防計画 風水害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害等に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。 **１　危険物施設災害予防計画** 市は、岳北消防本部の指導・協力を得て、危険物を保有する施設において、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る。 ⑴　規制及び指導の強化 ア　危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。 イ　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。 ウ　立入検査において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。 ⑵　自主防災組織の結成促進 ア　緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。 イ　危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。 ⑶　化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進 多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。 ⑷　相互応援体制の整備 近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。 ⑸　警察との連携 危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。 **２　その他危険物施設等災害予防計画** 火薬類、高圧ガス施設、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、施設等の実態を把握するとともに、関係機関と協力して、施設の管理者、市民等に対して指導徹底する。	**第16節　危険物施設等災害予防計画** 風水害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害等に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。 **１　危険物施設災害予防計画** 市は、岳北消防本部の指導・協力を得て、危険物を保有する施設において、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る。 ⑴　規制及び指導の強化 ア　危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。 イ　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。 ウ　立入検査において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。 ⑵　自主防災組織の結成促進 ア　緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。 イ　危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。 ⑶　化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進 多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。 ⑷　相互応援体制の整備 近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。 ⑸　警察との連携 危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。 **２　その他危険物施設等災害予防計画** 火薬類、高圧ガス施設、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、施設等の実態を把握するとともに、関係機関と協力して、施設の管理者、市民等に対して指導徹底する。

新	旧

新	旧
第17節　電気施設災害予防計画 電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、 ○災害に強い電気供給システムの整備促進 ○災害時を想定した早期復旧体制の整備 を重点に、予防対策を推進するものとする。 **１　施設・設備の安全性の確保** 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。 市は、中部電力㈱が行う災害予防対策に協力する。 **２　職員の配置計画** 通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。 **３　関係機関との連携** 停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する。	**第17節　電気施設災害予防計画** 電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、 ○災害に強い電気供給システムの整備促進 ○災害時を想定した早期復旧体制の整備 を重点に、予防対策を推進するものとする。 **１　施設・設備の安全性の確保** 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。 市は、中部電力㈱が行う災害予防対策に協力する。 **２　職員の配置計画** 通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。 **３　関係機関との連携** 停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する。

新	旧
第18節　上水道施設災害予防計画 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。 **１　上水道施設の安全確保と充実** ⑴　非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 ⑵　被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。 ⑶　発災時における職員の任務分担、配備、参集について事前に計画を定め、災害時の迅速な対応を図る。 ⑷　老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。 ⑸　配水系統の相互連絡のブロック化を図る。 ⑹　水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。 ⑺　応急復旧資材の備蓄を行う。 ⑻　水道管路図等の整備を行う。 ⑼　無線設備の整備を行い、非常時における通信手段を確保する。 ⑽　施設の被害調査に必要な機材の整備を行う。 **２　施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施** ⑴　次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。 ア　指揮命令系統の確立 ㋐　職員の非常招集 ㋑　情報伝達の確保 ㋒　班編成の強化 イ　水道施設の被害状況調査、把握の方法 ウ　復旧用資機材の備蓄及び調達方法 エ　応急復旧の具体的作業、手順、方法 オ　応急復旧活動内容の周知方法 カ　施設管理図面等の管理及び活用方法 ⑵　水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。 **３　応急復旧応援受入れ体制の整備** ⑴　次の事項を基本に、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。 ア　国、県及び関係機関との連携 イ　水道事業者等関係団体との連携 ウ　電気、機械及び計装設備等団体との連携	**第18節　上水道施設災害予防計画** 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。 **１　上水道施設の安全確保と充実** ⑴　非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 ⑵　被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。 ⑶　発災時における職員の任務分担、配備、参集について事前に計画を定め、災害時の迅速な対応を図る。 ⑷　老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。 ⑸　配水系統の相互連絡のブロック化を図る。 ⑹　水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。 ⑺　応急復旧資材の備蓄を行う。 ⑻　水道管路図等の整備を行う。 ⑼　無線設備の整備を行い、非常時における通信手段を確保する。 ⑽　施設の被害調査に必要な機材の整備を行う。 **２　施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施** ⑴　次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。 ア　指揮命令系統の確立 ㋐　職員の非常招集 ㋑　情報伝達の確保 ㋒　班編成の強化 イ　水道施設の被害状況調査、把握の方法 ウ　復旧用資機材の備蓄及び調達方法 エ　応急復旧の具体的作業、手順、方法 オ　応急復旧活動内容の周知方法 カ　施設管理図面等の管理及び活用方法 ⑵　水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。 **３　応急復旧応援受入れ体制の整備** ⑴　次の事項を基本に、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。 ア　国、県及び関係機関との連携 イ　水道事業者等関係団体との連携 ウ　電気、機械及び計装設備等団体との連携

新	旧
第19節　下水道施設等災害予防計画 下水道（汚水、雨水）、農業集落排水、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインの一つであり、風水害について機能の確保を図る必要がある。 風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、関係機関との相互応援協定等に基づき連携の強化を図り、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を迅速に図るため、下水道事業業務継続計画（以下「下水道BCP」という。）を定める **１　下水道等の風水害に対する安全性の確保** 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場等の冠水及び内水氾濫による住宅地等の浸水被害が予想される。 この対策として過去の経験、浸水想定区域図、ハザードマップ等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。 浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置づけるとともに、都市下水路による整備も行う。 **２　緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立** ⑴　災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。 ⑵　被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との間で広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。なお、被害が甚大である場合は、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルールに及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールに基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。 **３　緊急用、復旧用資材の計画的な確保** 被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。 **４　下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充** 風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。 また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。	**第19節　下水道施設等災害予防計画** 下水道（汚水、雨水）、農業集落排水、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインの一つであり、風水害について機能の確保を図る必要がある。 風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、関係機関との相互応援協定等に基づき連携の強化を図り、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を迅速に図るため、下水道事業業務継続計画（以下「下水道BCP」という。）を定める **１　下水道等の風水害に対する安全性の確保** 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場等の冠水及び内水氾濫による住宅地等の浸水被害が予想される。 この対策として過去の経験、浸水想定区域図、ハザードマップ等のソフト対策による浸水対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。 浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置づけるとともに、都市下水路による整備も行う。 **２　緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立** ⑴　災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。 ⑵　被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との間で広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。 **３　緊急用、復旧用資材の計画的な確保** 被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。 **４　下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等の整備・拡充** 風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。 また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。

新	旧
５　処理場施設の系統の多重化 万一、下水道施設等が被災した場合にも、ライフラインとしての機能を確保できうる体制の整備を図る。そのため、必要に応じて、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める。	**５　処理場施設の系統の多重化** 万一、下水道施設等が被災した場合にも、ライフラインとしての機能を確保できうる体制の整備を図る。そのため、必要に応じて、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める。

新	旧
第20節　通信・放送施設災害予防計画 災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信・放送施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。 **１　市防災行政無線施設の整備充実** ⑴　保守点検及び整備 災害時における正確な情報収集と市民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。 ア　同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。 イ　基地局の予備電源装置を定期的に更新する。 ⑵　設備の更新及び機能の向上 ア　老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。 イ　中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。 ウ　防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。 ⑶　無線従事者の確保 無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。 **２　県防災行政無線の活用** 県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。 ⑴　回線統制 非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。 ⑵　一斉通報（音声又はＦＡＸ） 統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。 **３　電気通信施設災害予防** 市は、災害時における電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供ができるよう東日本電信電話(株)長野支店、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱等との連携を図る。 東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱は、通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。 **４　道路埋設通信施設災害予防** 架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。	**第20節　通信・放送施設災害予防計画** 災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信・放送施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。 **１　市防災行政無線施設の整備充実** ⑴　保守点検及び整備 災害時における正確な情報収集と市民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。 ア　同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。 イ　基地局の予備電源装置を定期的に更新する。 ⑵　設備の更新及び機能の向上 ア　老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。 イ　中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。 ウ　防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。 ⑶　無線従事者の確保 無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。 **２　県防災行政無線の活用** 県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。 ⑴　回線統制 非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。 ⑵　一斉通報（音声又はＦＡＸ） 統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。 **３　電気通信施設災害予防** 市は、災害時における電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供ができるよう東日本電信電話(株)長野支店、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンクモバイル㈱等との連携を図る。 **４　道路埋設通信施設災害予防** 架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

新	旧
第21節　鉄道施設災害予防計画 鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。 また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。 市は、東日本旅客鉄道㈱が実施するこれらの対策に協力する。 **１　現状及び課題** 災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。 また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。 **２　市が実施する計画** 東日本旅客鉄道㈱との間において、情報収集体制を確立するとともに、平常時より連携を強化する。 **３　東日本旅客鉄道㈱が実施する計画** ⑴　施設・設備の安全性の確保 鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険個所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。 ⑵　防災体制の確立 長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。 ⑶　関係機関との連携 部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。	**第21節　鉄道施設災害予防計画** 鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。 また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。 市は、東日本旅客鉄道㈱が実施するこれらの対策に協力する。 **１　現状及び課題** 災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。 また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。 **２　市が実施する計画** 東日本旅客鉄道㈱との間において、情報収集体制を確立するとともに、平常時より連携を強化する。 **３　東日本旅客鉄道㈱が実施する計画** ⑴　施設・設備の安全性の確保 鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険個所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。 ⑵　防災体制の確立 長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。 ⑶　関係機関との連携 部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

新	旧
第22節　災害広報計画 災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。 **１　被災者及び市民等への情報の提供体制** 災害発生時には、被災者及び市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これに対して適切な対応が行える体制を整備しておく。 ⑴　被災者及び市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。 ⑵　地域に密着した情報を提供するため、コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、ポータルサイト等の事業者との協力関係の構築を図る。 ⑶　市のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、市民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を行う。 ⑷　被災者及び市民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。 ⑸　⑷のほか、被災者及び市民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、市民への普及啓発に努める。 ⑹　東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 **２　報道機関への情報提供及び協定** ⑴　災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。 ⑵　取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。 ⑶　災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。	**第22節　災害広報計画** 災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。 **１　被災者及び市民等への情報の提供体制** 災害発生時には、被災者及び市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これに対して適切な対応が行える体制を整備しておく。 ⑴　被災者及び市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。 ⑵　地域に密着した情報を提供するため、コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、ポータルサイト等の事業者との協力関係の構築を図る。 ⑶　市のホームページ等を利用し、市民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を行う。 ⑷　被災者及び市民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。 ⑸　⑷のほか、被災者及び市民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、市民への普及啓発に努める。 ⑹　東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。 **２　報道機関への情報提供及び協定** ⑴　災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。 ⑵　取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。 ⑶　災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

新	旧
第23節　土砂災害等の災害予防計画 本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。 **１　地すべり対策** (1)　防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。 (2)　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。（第７編**資料３－２**参照） (3)　地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。 **２　山地災害危険地対策** 市は、市域の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）について、毎年県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。（第７編**資料３－５～３－６**参照） **３　土石流対策** 近年土石流の発生による大きな被害が出ているが、本市においても一見安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨によって土石流が発生し、人家、集落が被害の受ける危険性のある箇所が数多く散在している。 市は、市民に対して土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立を図るとともに、土石流発生危険渓流の表示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して、適切な措置がとれるよう警戒体制の整備・確立を図る。（第７編**資料３－３**参照） (1)　防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。 (2)　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。 (3)　土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。 **４　急傾斜地崩壊防止対策** がけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険箇所の	**第23節　土砂災害等の災害予防計画** 本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。 **１　地すべり対策** (1)　地すべり危険箇所の把握に努め、地域住民に周知する。（第７編**資料３－２**参照） (2)　地域住民と協力し、防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体制を確立する。 (3)　地すべり防止法に基づく指定を促進し、民家、耕地、公共施設等の利害に密接な関連を有する地すべりに対し、県及び関係機関と協力して地すべり防止工事を実施するなど被害の防止対策を推進する。 (4)　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険個所を市民に周知する。 **２　山地災害危険地対策** 市は、市域の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流失危険地区・土砂崩壊危険箇所）について、毎年県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。（第７編**資料３－５～３－７**参照） **３　土石流対策** 近年土石流の発生による大きな被害が出ているが、本市においても一見安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨によって土石流が発生し、人家、集落が被害の受ける危険性のある箇所が数多く散在している。 市は、市民に対して土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立を図るとともに、土石流発生危険渓流の表示、警報の伝達、避難装置等の方法を定め、緊急時に際して、適切な措置がとれるよう警戒体制の整備・確立を図る。（第７編**資料３－３**参照） (1)　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険個所を市民に周知する。 **４　急傾斜地崩壊防止対策**

新	旧
把握と防災パトロールを強化する必要がある。このため、急傾斜地崩壊危険区域については次の事項を実施する。（第７編**資料３－１**参照） ⑴　防災パトロール等、情報の収集、気象予報、警報発令時の伝達、周知方法等について定める。 ⑵　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険箇所を市民に周知する。 ⑶　崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。 ⑷　避難のための立退きの万全を図るため、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。 ⑸　農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。 **５　要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策** 急峻な地形が多く、急流河川も多い市内においては、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等内に立地している。 これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。 市は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて、市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。 **６　土砂災害警戒区域の対策** 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。 ⑴　土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア　建築基準法に基づく建築物の構造規制 イ　勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保 ⑵　土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア　市は、自主防災組織等と連携し、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。 ㋐　土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法 ㋑　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 ㋒　土砂災害に係る避難訓練に関する事項 ㋓　警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地 ㋔　要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 ㋕　救助に関する事項 ㋖　その他警戒避難に関する事項 イ　土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。 ⑶ 住民は以下の事項について努めるものとする。 ア　住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市や警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。	がけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。このため、急傾斜地崩壊危険区域については次の事項を実施する。（第７編**資料３－１**参照） ⑴　防災パトロール等、情報の収集、気象予報、警報発令時の伝達、周知方法等について定める。 ⑵　土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害の恐れのある場合の指定緊急避難場所に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険個所を市民に周知する。 ⑶　崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告または指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。 ⑷　避難のための立退きの万全を図るため、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び心得等をあらかじめ市民に周知する。 ⑸　農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。 **５　要配慮者関連連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策** 急峻な地形が多く、急流河川も多い市内においては、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等内に立地している。 これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。 ⑴　市は、防災マップ等の作成・配布や研修会等の機会を通じて、市民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。 **６　土砂災害警戒区域の対策** ⑴　土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア　建築基準法に基づく建築物の構造規制 イ　勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保 ⑵　土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。 ア　区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、それらを住民に周知する。 イ　土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

新	旧
更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。 イ　住民は、土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について市等に助言を求めるものとする。	
７　市民への周知 市は、市民に対して、土砂災害警戒区域に関する情報を周知する。市民に周知すべき情報はおおむね次のとおりである。 ⑴　土砂災害警戒区域の位置 ⑵　災害実績 ⑶　避難勧告・指示等の基準	**７　市民への周知** 市は、市民に対して、土砂災害警戒区域に関する情報を周知する。市民に周知すべき情報はおおむね次のとおりである。 ⑴　土砂災害警戒区域の位置 ⑵　災害実績 ⑶　避難勧告・指示等の基準

新	旧
第24節　防災都市計画 災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、住宅密集地域においては、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。 **１　建築物の不燃化の促進** 市街地には建築物が密集しているため、火災が発生した場合、延焼拡大のおそれが大きい。 このため、中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。 ⑴　防火地域・準防火地域の指定 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域・準防火地域を定め、建築基準法に基づき地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。 ⑵　建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条区域の指定 防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。 ⑶　都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画や住環境整備事業計画を策定する。 ⑷　防災都市づくり計画を策定する。 **２　防災空間の整備拡大** 火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯、災害時の避難場所や災害の緩衝にもなる公園整備や緑地・農地の保全等、計画的な防災空間の整備を図る。 ⑴　防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。 ⑵　市道について、国・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。 ⑶　都市計画法等に基づく市街地再開発事業や住環境整備事業を活用した市街地整備を進める。 **３　市街地開発事業による都市整備** 道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を検討する。 ⑴　木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進する。 ⑵　都市計画法等に基づく市街地再開発事業や住環境整備事業を活用した市街地整備を進める。	**第24節　防災都市計画** 災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、住宅密集地域においては、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。 **１　建築物の不燃化の促進** 市街地には建築物が密集しているため、火災が発生した場合、延焼拡大のおそれが大きい。 このため、中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。 ⑴　防火地域・準防火地域の指定 建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。 ⑵　建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条区域の指定 防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。 ⑶　都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画や住環境整備事業計画を策定する。 ⑷　防災都市づくり計画を策定する。 **２　防災空間の整備拡大** 火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯、災害時の避難場所や災害の緩衝にもなる公園整備や緑地・農地の保全等、計画的な防災空間の整備を図る。 ⑴　防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。 ⑵　市道について、国・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。 ⑶　都市計画法等に基づく市街地再開発事業や住環境整備事業を活用した市街地整備を進める。 **３　市街地開発事業による都市整備** 道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を検討する。 ⑴　木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進する。 ⑵　都市計画法等に基づく市街地再開発事業や住環境整備事業を活用した市街地整備を進める。

新	旧
第25節　建築物災害予防計画 強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。 **１　建築物の風害対策** ⑴　公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。 ⑵　一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。 ⑶　道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。 ⑷　落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。 **２　建築物の水害対策** ⑴　出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。 ⑵　建築物の所有者に対し、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じて、盛土等の必要な措置を促す。 **３　文化財の風水害予防** 教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 ⑴　所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。 ⑵　防災施設の設置を促進する。	**第25節　建築物災害予防計画** 強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。 **１　建築物の風害対策** ⑴　公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。 ⑵　一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。 ⑶　道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。 ⑷　落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。 **２　建築物の水害対策** ⑴　出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。 ⑵　建築物の所有者に対し、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じて、盛土等の必要な措置を促す。 **３　文化財の風水害予防** 教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。 ⑴　所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。 ⑵　防災施設の設置を促進する。

新	旧
第26節　道路及び橋梁災害予防計画 風水害で生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行い、安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。 **１　道路及び橋梁の風水害に対する整備** ⑴　市道等の整備 市の道路整備計画に基づき実施する道路及び橋梁の新設、架替、改良等の対策の中で、風水害に対する安全性に配慮した整備を行う。 ⑵　施設の点検整備 各施設の風水害に対する安全性の点検を実施し、緊急度の高いものから順次整備するとともに、県等関係機関へ整備について要望していく。 ⑶　協力体制の整備 道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れるおそれがあるため、県、警察署、建設業協会等との事前の協力体制の整備に努める。 また、災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。 ⑷　危険防止のための事前規制 気象・水象情報の分析により、市管理の道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、飯山警察署等関係機関と連携し、危険防止のため事前の通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する。 **２　避難路・緊急道路の整備** ⑴　街路の整備 ア　中心部の避難場所へつながる道路の整備 イ　災害応急対策活動の拠点となる公共施設周辺の道路の整備 ⑵　既存道路の対策 既存の道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、道路改良、道路法面保護、橋梁取付部強化による落橋防止等の事業を推進する。特に、山間部の幹線道路については、法面の崩壊対策、地すべりの対策等を十分に行い、災害による地区の孤立を防ぐ。 ⑶　幹線道路の整備 街路事業及び道路新設改良事業を積極的に推進し、沿道に障害物の少ない広幅員道路を整備し、避難路及び緊急道路として活用できるようにする。 ⑷　通報制度 主要路線沿いの危険箇所については、付近住民による通報制度の導入を検討する。	**第26節　道路及び橋梁災害予防計画** 風水害で生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行い、安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。 **１　道路及び橋梁の風水害に対する整備** ⑴　市道等の整備 市の道路整備計画に基づき実施する道路及び橋梁の新設、架替、改良等の対策の中で、風水害に対する安全性に配慮した整備を行う。 ⑵　施設の点検整備 各施設の風水害に対する安全性の点検を実施し、緊急度の高いものから順次整備するとともに、県等関係機関へ整備について要望していく。 ⑶　協力体制の整備 道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れるおそれがあるため、県、警察署、建設業協会等との事前の協力体制の整備に努める。 ⑷　危険防止のための事前規制 気象・水象情報の分析により、市管理の道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、飯山警察署等関係機関と連携し、危険防止のため事前の通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する。 **２　避難路・緊急道路の整備** ⑴　街路の整備 ア　中心部の避難場所へつながる道路の整備 イ　災害応急対策活動の拠点となる公共施設周辺の道路の整備 ⑵　既存道路の対策 既存の道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、道路改良、道路法面保護、橋梁取付部強化による落橋防止等の事業を推進する。特に、山間部の幹線道路については、法面の崩壊対策、地すべりの対策等を十分に行い、災害による地区の孤立を防ぐ。 ⑶　幹線道路の整備 街路事業及び道路新設改良事業を積極的に推進し、沿道に障害物の少ない広幅員道路を整備し、避難路及び緊急道路として活用できるようにする。 ⑷　通報制度 主要路線沿いの危険箇所については、付近住民による通報制度の導入を検討する。

新	旧
第27節　河川施設等災害予防計画 出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。 また、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域を中心に堤防等の点検を行い、安全性の向上を図るため河川の整備を行う。（第７編**資料３－８**参照） **１　河川施設の災害予防** ⑴　河川改修 市内を南北に貫流する千曲川を中心に、中小河川が数多くあり、いずれも山岳地帯から流れ出る急流河川である。 これらの河川の改修は、その管理機関により年々計画的に実施されてはいるが、まだ未整備の箇所が各所にあり、局地的集中豪雨による水害が予想されるので、管理機関及び水防関係機関と協力して危険箇所の点検を行うとともに、河川改修の促進を図る。 また、本市における水害で最も大きなものは、千曲川の氾濫であり、過去幾度となく大被害を受けてきている。近年堤防改修が進捗してきてはいるが、まだ無堤防地区が存在している。国、県の協力を得るなかで、この無堤防地区の解消及び既存堤防の改修を推進する。 ⑵　砂防対策 一時的な集中豪雨による渓流の浸食と林野の崩壊によって生じた土砂礫は、勾配の急な谷筋に滞積され、豪雨に際して下流に流出し、耕地、宅地に氾濫、浸水の甚大な被害を与えているので、これら急流河川の砂防事業を関係機関と協力し推進する。 **２　ダム施設の災害予防** ダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。 **３　ため池の災害予防** ⑴　ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について現状の把握を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。 ⑵　必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。 ⑶　豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。 ⑷　ため池ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。 **４　危険区域（箇所）の警戒巡視** 市内の千曲川及び中小河川については、その管理区分に従い、国、県及び市において管理されているが、日常的な点検は、地域住民の協力を得て実施する。 千曲川に設置されている水門については、管理者において管理人を定め日常点検等を実施しているが、出水期等においては消防団による巡視を行う。 **５　浸水想定区域内の災害予防**	**第27節　河川施設等災害予防計画** 出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。 また、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域を中心に堤防等の点検を行い、安全性の向上を図るため河川の整備を行う。（第７編**資料３－８**参照） **１　河川施設の災害予防** ⑴　河川改修 市内を南北に貫流する千曲川を中心に、中小河川が数多くあり、いずれも山岳地帯から流れ出る急流河川である。 これらの河川の改修は、その管理機関により年々計画的に実施されてはいるが、まだ未整備の箇所が各所にあり、局地的集中豪雨による水害が予想されるので、管理機関及び水防関係機関と協力して危険箇所の点検を行うとともに、河川改修の促進を図る。 また、本市における水害で最も大きなものは、千曲川の氾濫であり、過去幾度となく大被害を受けてきている。近年堤防改修が進捗してきてはいるが、まだ無堤防地区が存在している。国、県の協力を得るなかで、この無堤防地区の解消及び既存堤防の改修を推進する。 ⑵　砂防対策 一時的な集中豪雨による渓流の浸食と林野の崩壊によって生じた土砂礫は、勾配の急な谷筋に滞積され、豪雨に際して下流に流出し、耕地、宅地に氾濫、浸水の甚大な被害を与えているので、これら急流河川の砂防事業を関係機関と協力し推進する。 **２　ダム施設の災害予防** ダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。 **３　ため池の災害予防** ⑴　ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について現状の把握を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。 ⑵　必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。 ⑶　豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。 ⑷　ため池ハザードマップを作成し、市民への周知を図る。 **４　危険区域（箇所）の警戒巡視** 市内の千曲川及び中小河川については、その管理区分に従い、国、県及び市において管理されているが、日常的な点検は、地域住民の協力を得て実施する。 千曲川に設置されている水門については、管理者において管理人を定め日常点検等を実施しているが、出水期等においては消防団による巡視を行う。 **５　浸水想定区域内の災害予防**

新	旧
近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずる恐れのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る。 ⑴　浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（ＦＡＸ、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。 ⑵　地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。	近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずる恐れのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。市は浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る。 ⑴　浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（ＦＡＸ、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。 ⑵　地下街、要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

新	旧
第28節　農林水産物災害予防計画 風水害による農林水産物関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。 市は、これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。 **１　農水産物災害予防計画** 風水害による農作物被害の軽減を図るため、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。 ⑴　水　稲 ア　強風が予想されるときは、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。 イ　水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。 ⑵　果　樹 ア　防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。 イ　支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。 ウ　台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。 ⑶　野菜及び花き ア　支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。 イ　ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。 ウ　風速30m／秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。 エ　台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。 ⑷　水産物 増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想されるときは、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。 **２　林産物災害予防計画** ⑴　災害による立木の倒壊防止のため、飯山市森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。 ⑵　壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。 ⑶　県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。	**第28節　農林水産物災害予防計画** 風水害による農林水産物関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。 市は、これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。 **１　農水産物災害予防計画** 風水害による農作物被害の軽減を図るため、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。 ⑴　水　稲 ア　強風が予想されるときは、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。 イ　水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。 ⑵　果　樹 ア　防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。 イ　支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。 ウ　台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。 ⑶　野菜及び花き ア　支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。 イ　ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。 ウ　風速30m／秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。 エ　台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。 ⑷　水産物 増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想されるときは、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。 **２　林産物災害予防計画** ⑴　災害による立木の倒壊防止のため、飯山市森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。 ⑵　壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。 ⑶　県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

新	旧
第29節　二次災害の予防計画 災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関との平常時からの体制の整備が不可欠である。 また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。 **１　構造物に係る二次災害予防対策** ⑴　重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。 ⑵　被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。 ⑶　林道については、土砂崩落危険箇所の改良及び危険を周知するための標識の設置を推進する。 **２　危険物施設に対する二次災害予防対策** 岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。 ⑴　危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施 ⑵　立入検査の実施等指導の強化 ⑶　防災応急対策用資機材等の整備についての指導 ⑷　自衛消防組織の強化についての指導 ⑸　近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導 **３　倒木の流出対策** 豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、次に掲げる事項を事前に把握し、市民への周知、警戒避難体制の整備に努める。 ⑴　橋梁の高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。 ⑵　現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。 **４　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策** 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくと	**第29節　二次災害の予防計画** 災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関との平常時からの体制の整備が不可欠である。 また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。 **１　構造物に係る二次災害予防対策** ⑴　重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。 ⑵　被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。 ⑶　林道については、土砂崩落危険箇所の改良及び危険を周知するための標識の設置を推進する。 **２　危険物施設に対する二次災害予防対策** 岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。 ⑴　危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施 ⑵　立入検査の実施等指導の強化 ⑶　防災応急対策用資機材等の整備についての指導 ⑷　自衛消防組織の強化についての指導 ⑸　近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導 **３　倒木の流出対策** 豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、次に掲げる事項を事前に把握し、市民への周知、警戒避難体制の整備に努める。 ⑴　橋梁の高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。 ⑵　現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。 **４　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策** 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておくと

新	旧
ともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。	ともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

新	旧
第30節　防災知識普及計画 「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料、飲料水の備蓄など市民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 市は、災害文化の伝承や、体系的な教育により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 **１　市民等に対する防災知識の普及活動** ⑴　市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 ア　最低でも３日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 イ　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 ウ　台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識 エ　「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識 オ　地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識 カ　災害時にとるべき行動に関する知識 キ　正確な情報入手の方法 ク　要配慮者に対する配慮 ケ　男女のニーズの違いに対する配慮 コ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 サ　平素市民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容 シ　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について ス　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて サ　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 シ　各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識 ⑵　防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。 ア　浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 ㋐　避難の確保を図るため必要な事項 ㋑　要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地 イ　土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 ㋐　土砂災害に関する情報の伝達方法 ㋑　指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項 ㋒　その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項	**第30節　防災知識普及計画** 「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料、飲料水の備蓄など市民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 市は、災害文化の伝承や、体系的な教育により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 **１　市民等に対する防災知識の普及活動** ⑴　市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 ア　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 イ　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 ウ　台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識 エ　「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識 オ　地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識 カ　災害時にとるべき行動に関する知識 キ　正確な情報入手の方法 ク　要配慮者に対する配慮 ケ　男女のニーズの違いに対する配慮 コ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 サ　平素市民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容 シ　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について ス　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて サ　各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 シ　各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識 ⑵　防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。 ア　浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 ㋐　避難の確保を図るため必要な事項 ㋑　要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地 イ　土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。 ㋐　土砂災害に関する情報の伝達方法 ㋑　指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項 ㋒　その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

新	旧
ウ　山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。 ⑶　自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。 ⑷　前記⑶の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。 ⑸　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。 ⑹　市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。	ウ　山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。 ⑶　自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。 ⑷　前記⑶の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。 ⑸　教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。 ⑹　市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信する。
２　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。	**２　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及** 市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。
３　学校等における防災教育の推進 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。 そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。 ⑴　学校等においては、大規模災害にも対応できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。 ⑵　児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。 ア　防災知識一般 イ　避難の際の留意事項 ウ　登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 エ　具体的な危険箇所 オ　要配慮者に対する配慮 カ　消火器の使い方等 ⑶　教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。	**３　学校等における防災教育の推進** 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。 そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。 ⑴　学校等においては、大規模災害にも対応できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。 ⑵　児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。 ア　防災知識一般 イ　避難の際の留意事項 ウ　登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法 エ　具体的な危険箇所 オ　要配慮者に対する配慮 カ　消火器の使い方等 ⑶　教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。
４　市職員に対する防災知識の普及 市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の車項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。 ⑴　自然災害に関する一般的な知識 ⑵　自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑶　職員等が果たすべき役割 ⑷　自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識 ⑸　今後自然災害対策として取り組む必要のある課題	**４　市職員に対する防災知識の普及** 市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の車項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。 ⑴　自然災害に関する一般的な知識 ⑵　自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ⑶　職員等が果たすべき役割 ⑷　自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識 ⑸　今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

新	旧
５　大災害の教訓や災害文化の伝承 過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保管し、未来へ伝達するため、広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。	**５　大災害の教訓や災害文化の伝承** 過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を保管し、未来へ伝達するため、広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

新	旧
第31節　防災訓練計画 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 **１　防災訓練の種別** ⑴　総合防災訓練 総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年１回実施する。 ア　災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。 イ　市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、⑵のア～クの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。 ⑵　その他の訓練 ア　水防訓練 訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。 ㋐　北信建設事務所の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。 ㋑　消防団による水防工法の実地訓練を行う。 イ　消防訓練 消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。 ㋐　夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練 ㋑　消防団幹部による図上想定訓練 ㋒　岳北消防本部と消防団との合同訓練 ㋓　市民による初期消火訓練 ウ　災害救助訓練 救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。 ㋐　医療救護・人命救助訓練 ㋑　炊き出し訓練 ㋒　給水訓練 エ　通信訓練 災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。 ㋐　非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練 ㋑　市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練 ㋒　岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練 ㋓　「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練 オ　避難訓練 災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を	**第31節　防災訓練計画** 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。 **１　防災訓練の種別** ⑴　総合防災訓練 総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年１回実施する。 ア　災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。 イ　市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、⑵のア～クの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。 ⑵　その他の訓練 ア　水防訓練 訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。 ㋐　北信建設事務所の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。 ㋑　消防団による水防工法の実地訓練を行う。 イ　消防訓練 消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。 ㋐　夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練 ㋑　消防団幹部による図上想定訓練 ㋒　岳北消防本部と消防団との合同訓練 ㋓　市民による初期消火訓練 ウ　災害救助訓練 救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。 ㋐　医療救護・人命救助訓練 ㋑　炊き出し訓練 ㋒　給水訓練 エ　通信訓練 災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。 ㋐　非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練 ㋑　市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練 ㋒　岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練 ㋓　「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練 オ　避難訓練 災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を

新	旧
得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。 カ　非常参集訓練及び本部の設置運営訓練 災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、市災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。 キ　情報収集及び伝達訓練 災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。 (ｱ)　あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練 (ｲ)　市民等への情報伝達、避難誘導訓練 (ｳ)　アマチュア無線局との情報伝達訓練 ク　広域防災訓練 広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。 ケ　複合災害を想定した訓練の実施 地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。	得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。 カ　非常参集訓練及び本部の設置運営訓練 災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、市災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。 キ　情報収集及び伝達訓練 災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。 (ｱ)　あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練 (ｲ)　市民等への情報伝達、避難誘導訓練 (ｳ)　アマチュア無線局との情報伝達訓練 ク　広域防災訓練 広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。 ケ　複合災害を想定した訓練の実施 地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
２　実践的な訓練の実施と事後評価 訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をする。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。 (1)　実践的な訓練の実施 ア　訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救助活動等の連携強化に留意する。 また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 イ　学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。 ウ　避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。 (2)　訓練の事後評価 ア　防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善する。 イ　必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。	**２　実践的な訓練の実施と事後評価** 訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をする。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。 (1)　実践的な訓練の実施 ア　訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救助活動等の連携強化に留意する。 また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。 イ　学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。 ウ　避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。 (2)　訓練の事後評価 ア　防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善する。 イ　必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

新	旧
第32節　災害復旧・復興への備え 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。 また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。 **１　災害廃棄物の発生への対応** ⑴　大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。 また、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。 ⑵　仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 **２　データの保存及びバックアップ** 災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。 これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。 ⑴　あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 ⑵　市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずるものとする。 **３　災害復旧用材の供給体制の整備** 災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。 このため、県及び関係団体等から円滑な供給を受けるための体制を整備しておく。 **４　罹災証明書の発行体制の整備** 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定の担当者の育成、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 **５　基金の積立** 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費として、財政調整基金の維持、運用を図る。	**第32節　災害復旧・復興への備え** 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。 また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。 **１　災害廃棄物の発生への対応** ⑴　大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。 また、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。 ⑵　仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。 **２　データの保存及びバックアップ** 災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。 これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。 ⑴　あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 ⑵　市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずるものとする。 **３　災害復旧用材の供給体制の整備** 災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。 このため、県及び関係団体等から円滑な供給を受けるための体制を整備しておく。 **４　罹災証明書の発行体制の整備** 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。 **５　基金の積立** 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費として、財政調整基金の維持、運用を図る。

新	旧
第33節　自主防災組織等の育成に関する計画 災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。 **１　地域住民等の自主防災組織の育成** ⑴　各地区内に「自主防災会」を組織して、出火防止、初期消火、避難、救助等効率的な災害応急活動を確保するとともに、行政機関及び消防機関との連携を図り、災害による被害の拡大を防止する。 また、各地区の防災会長による「飯山市防災会連絡協議会」を設置して、各防災会間及び行政機関との連絡調整に当たる。 ⑵　平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事従事者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。 **２　活動環境の整備** 市は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。 **３　組織の活性化** 災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修を実施するとともに、青年や女性の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。 **４　各防災組織相互の連携** ⑴　地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。 ⑵　自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。	**第33節　自主防災組織等の育成に関する計画** 災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。 また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。 **１　地域住民等の自主防災組織の育成** ⑴　各地区内に「自主防災会」を組織して、出火防止、初期消火、避難、救助等効率的な災害応急活動を確保するとともに、行政機関及び消防機関との連携を図り、災害による被害の拡大を防止する。 また、各地区の防災会長による「飯山市防災会連絡協議会」を設置して、各防災会間及び行政機関との連絡調整に当たる。 ⑵　平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。 **２　活動環境の整備** 市は、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。 **３　組織の活性化** 災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修を実施するとともに、青年や女性の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。 **４　各防災組織相互の連携** ⑴　地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。 ⑵　自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

新	旧
第34節　企業防災に関する計画 企業には、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。 また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。 市は、これらの活動に対し、支援・指導に努める。 **１　市が実施する計画** ⑴　市民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。 ⑵　企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。 **２　企業が実施する計画** ⑴　企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用に努める。 ⑵　社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＧＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。 ⑶　組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。 ⑷　防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。	**第34節　企業防災に関する計画** 企業には、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。 各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。 また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。 市は、これらの活動に対し、支援・指導に努める。 **１　市が実施する計画** ⑴　市民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。 ⑵　企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。 **２　企業が実施する計画** ⑴　企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用に努める。 ⑵　社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＧＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。 ⑶　組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。 ⑷　防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

新	旧
第35節　ボランティア活動の環境整備 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアを適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。 また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。 **１　ボランティアの事前登録** 災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。 こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められているところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。 ⑴　市社会福祉協議会は、ボランティアの事前登録の推進及びその活用について、県社会福祉協議会との連携を図る。 ⑵　市は、県社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。 **２　防災ボランティア活動の環境整備** 平常時から地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。 **３　ボランティア団体間の連携** 災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、市及び市社会福祉協議会は、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていく。 ⑴　ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため、連絡協議会の設置を推進する。 ⑵　災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。 **４　ボランティアコーディネーターの養成** ⑴　災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。 このため、市社会福祉協議会は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社等とともに、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。	**第35節　ボランティア活動の環境整備** 大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアを適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。 また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。 **１　ボランティアの事前登録** 災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。 こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことがもとめられているところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。 ⑴　市社会福祉協議会は、ボランティアの事前登録の推進及びその活用について、県社会福祉協議会との連携を図る。 ⑵　市は、県社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。 **２　防災ボランティア活動の環境整備** 平常時から地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討する。 **３　ボランティア団体間の連携** 災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、市及び市社会福祉協議会は、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていく。 ⑴　ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため、連絡協議会の設置を推進する。 ⑵　災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。 **４　ボランティアコーディネーターの養成** ⑴　災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。 このため、市社会福祉協議会は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社等とともに、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

新	旧

新	旧
第36節　風水害対策に関する調査研究及び観測 風水害の発生を予測することは難しく、さらに近年のライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化している。このため国、県関係各機関と連携し、風水害に関するデータの集積及び情報の収集整理等を行い、総合的な風水害対策を推進していく。 **１　防災アセスメント** 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を活かすよう努める。 また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。 **２　データの集積** ⑴　国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、市域のデータの累積に努める。 ⑵　テレメーターによる雨量等の観測結果をもとに、データの分析、活用方法等について研究する。（第 7 編**資料７－５**参照） ⑶　観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。 ⑷　過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。	**第36節　風水害対策に関する調査研究及び観測** 風水害の発生を予測することは難しく、さらに近年のライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化している。このため国、県関係各機関と連携し、風水害に関するデータの集積及び情報の収集整理等を行い、総合的な風水害対策を推進していく。 **１　防災アセスメント** 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を活かすよう努める。 また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。 **２　データの集積** ⑴　国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、市域のデータの累積に努める。 ⑵　テレメーターによる雨量等の観測結果をもとに、データの分析、活用方法等について研究する。（第 7 編**資料７－５**参照） ⑶　観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。 ⑷　過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

新	旧
第37節　観光地の災害予防計画 観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。 **１　観光地での観光客の安全確保** ⑴　観光地での災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。 ⑵　観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。 ⑶　それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。 **２　外国人旅行者の安全確保策** ⑴　災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。 ⑵　関係機関、関係団体と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。 ⑶　観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備する。	**第37節　観光地の災害予防計画** 観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。 **１　観光地での観光客の安全確保** ⑴　観光地での災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。 ⑵　観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。 ⑶　それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。 **２　外国人旅行者の安全確保策** ⑴　災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。 ⑵　関係機関、関係団体と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。 ⑶　観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制を整備する。

新	旧
第38節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 各地区内の居住者及び事業者の、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定め、地域の防災力向上に努めるものとする。 ⑴　市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けられるよう各地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業所から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。 　また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。 ⑵　各地区の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して当該地区の防災活動を行う。	**第38節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進** 各地区内の居住者及び事業者の、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定め、地域の防災力向上に努めるものとする。 ⑴　市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けられるよう各地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。 　また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。 ⑵　各地区の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して当該地区の防災活動を行う。

新	旧
# 第２章　災害応急対策計画 ## 第１節　災害直前活動 風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。 **１　警報等の市民に対する伝達活動** 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 ⑴　特別警報発表時の対応 市は、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に通知する措置を行う。 なお、周知に当たっては、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。 ⑵　特別警報以外の気象警報発表時の対応 ア　市は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。 イ　市において、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。 ⑶　土砂災害警戒情報発表時の対応 県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。 **２　市民の避難誘導対策** 風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 ⑴　市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水（消）防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。 特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。 また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。	# 第２章　災害応急対策計画 ## 第１節　災害直前活動 風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。 **１　警報等の市民に対する伝達活動** 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 ⑴　特別警報発表時の対応 市は、消防庁、ＮＴＴから特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に通知する措置を行う。 なお、周知に当たっては、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。 ⑵　特別警報以外の気象警報発表時の対応 ア　市は、各機関から受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。 イ　市において、市民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。 **２　市民の避難誘導対策** 風水害により、市民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。 また、浸水想定区域内や土砂災害危箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。 ⑴　市は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水（消）防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、市民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施する。 特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。 また、必要に応じて、自主防災組織・市民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

新

⑵　市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
⑶　市民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
⑷　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
⑸　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講ずる。
⑹　避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

３　災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。
⑴　水防活動
水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。
⑵　河川管理施設、農業用用排水施設、下水道等
河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。
その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに市民に対して周知する。
⑶　道　路
道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

４　警報等の種類及び発表基準

⑴　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報
ア　特別警報・警報・注意報
大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域にわけ発表される。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

旧

⑵　市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し市民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
⑶　市民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
⑷　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
⑸　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講ずる。
⑹　避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

３　災害の未然防止対策

市は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。
⑴　水防活動
水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。
⑵　河川管理施設、農業用用排水施設、下水道等
河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。
その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を警察署等に通報するとともに市民に対して周知する。
⑶　道　路
道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

４　警報等の種類及び発表基準

⑴　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報
ア　特別警報・警報・注意報
大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、市町村単位を基本に気象特性に基づき県内を79の区域にわけ発表される。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

新

注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

旧

注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

新

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。

旧

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。

新

	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指数を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

⑴　雨を要因とする特別警報の指標

以下、アまたはイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ア　48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現。

イ　3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150㎜以上となった格子のみをカウント対象とする）。

⑵　雨に関する市町村毎50年に一度の値一覧

市町村等をまとめた区域	市町村名等	50年に一度の値			警報基準
		R48	R03	SW1	SW1
長野地域	長野市	224	93	154	70
	須坂市	261	95	168	92

旧

	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指数を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

⑴　雨を要因とする特別警報の指標

以下、アまたはイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表する。

ア　48時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で50格子以上出現。

イ　3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5㎞格子が、共に府県程度の広がりの範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150㎜以上となった格子のみをカウント対象とする）。

⑵　雨に関する市町村毎50年に一度の値一覧

市町村等をまとめた区域	市町村名等	50年に一度の値			警報基準
		R48	R03	SW1	SW1
長野地域	長野市	224	93	154	70
	須坂市	261	95	168	92

新						
	千曲市	199	95	144	71
	坂城町	204	109	153	78
	小布施町	193	84	141	103
	高山村	258	97	168	103
	信濃町	259	98	169	112
	小川村	213	85	150	89
	飯綱町	225	86	158	110
中野飯山地域	中野市	209	88	149	83
	飯山市	226	85	159	84
	山ノ内町	251	96	167	85
	木島平村	207	85	152	85
	野沢温泉村	216	85	155	85
	栄村	245	98	169	85
大北地域	大町市	317	88	193	68
	池田町	228	73	154	68
	松川村	263	82	171	75
	白馬村	320	95	191	102
	小谷村	317	111	189	95
上田地域	上田市	243	103	165	66
	東御市	254	102	167	94
	青木村	224	108	157	88
	長和町	241	94	166	96
佐久地域	小諸市	263	98	168	86
	佐久市	280	89	180	70
	小海町	259	76	171	90
	川上村	295	95	188	101
	南牧村	263	83	171	100
	南相木村	283	84	184	102
	北相木村	299	81	192	107
	佐久穂町	274	84	178	90
	軽井沢町	383	108	219	100
	御代田町	311	96	192	95

旧					
	千曲市	199	95	144	71
	坂城町	204	109	153	78
	小布施町	193	84	141	103
	高山村	258	97	168	103
	信濃町	259	98	169	112
	小川村	213	85	150	89
	飯綱町	225	86	158	110
中野飯山地域	中野市	209	88	149	83
	飯山市	226	85	159	84
	山ノ内町	251	96	167	85
	木島平村	207	85	152	85
	野沢温泉村	216	85	155	85
	栄村	245	98	169	85
大北地域	大町市	317	88	193	68
	池田町	228	73	154	68
	松川村	263	82	171	75
	白馬村	320	95	191	102
	小谷村	317	111	189	95
上田地域	上田市	243	103	165	66
	東御市	254	102	167	94
	青木村	224	108	157	88
	長和町	241	94	166	96
佐久地域	小諸市	263	98	168	86
	佐久市	280	89	180	70
	小海町	259	76	171	90
	川上村	295	95	188	101
	南牧村	263	83	171	100
	南相木村	283	84	184	102
	北相木村	299	81	192	107
	佐久穂町	274	84	178	90
	軽井沢町	383	108	219	100
	御代田町	311	96	192	95

新						旧					
	立科町	238	91	161	86		立科町	238	91	161	86
松本地域	松本	248	85	167	87	松本地域	松本	248	85	167	87
	塩尻	254	84	170	124		塩尻	254	84	170	124
	安曇野市	275	8	176	87		安曇野市	275	8	176	87
	麻績村	211	79	144	104		麻績村	211	79	144	104
	生坂村	216	72	148	87		生坂村	216	72	148	87
	山形村	249	72	167	137		山形村	249	72	167	137
	朝日村	267	75	177	124		朝日村	267	75	177	124
	筑北村	210	80	146	87		筑北村	210	80	146	87
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	354	93	211	137	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	354	93	211	137
諏訪地域	岡谷市	260	96	177	87	諏訪地域	岡谷市	260	96	177	87
	諏訪市	246	97	172	90		諏訪市	246	97	172	90
	茅野市	252	94	167	105		茅野市	252	94	167	105
	下諏訪町	250	104	171	116		下諏訪町	250	104	171	116
	富士見町	276	91	171	103		富士見町	276	91	171	103
	原村	254	88	165	116		原村	254	88	165	116
上伊那地域	伊那市	277	84	183	95	上伊那地域	伊那市	277	84	183	95
	駒ケ根市	311	98	204	109		駒ケ根市	311	98	204	109
	辰野町	265	92	177	121		辰野町	265	92	177	121
	箕輪町	248	89	171	101		箕輪町	248	89	171	101
	飯島町	343	114	223	109		飯島町	343	114	223	109
	南箕輪村	269	82	181	101		南箕輪村	269	82	181	101
	中川村	264	87	190	109		中川村	264	87	190	109
	宮田村	342	92	218	154		宮田村	342	92	218	154
木曽地域	楢川	291	84	190	131	木曽地域	楢川	291	84	190	131
	上松町	306	99	206	142		上松町	306	99	206	142
	南木曽町	334	117	229	151		南木曽町	334	117	229	151
	木祖村	301	81	188	147		木祖村	301	81	188	147
	大滝村	403	130	242	161		大滝村	403	130	242	161
	大桑村	346	109	224	149		大桑村	346	109	224	149
	木曽町	331	95	206	128		木曽町	331	95	206	128

新					
下伊那地域	飯田市	372	116	240	119
	松川町	307	105	211	124
	高森町	316	113	219	130
	阿南町	388	127	255	165
	阿智村	374	132	250	171
	平谷村	408	149	264	189
	根羽村	421	150	267	187
	下條村	374	123	246	175
	売木村	425	144	270	189
	天龍村	417	129	272	175
	泰阜村	337	111	229	165
	喬木村	288	97	202	130
	豊丘村	270	84	193	124
	大鹿村	299	87	200	124

注1)　略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(㎜)、R03：3時間降水量(㎜)、SW1：土壌雨量指数(Soil Water)

注2)　「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5㎞格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3)　SW1の警報基準の欄の値は、平成25年7月時点の値である。「-」となつているのは、基準が設定されていない。

注4)　降水量の警報基準については、市町村によって1時間降水量や3時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。各市町村の警報基準については気象庁HPに掲載されている。(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html)

注5)　R48、R03、SW1いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注6)　特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

⑵　台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が襲来する場合に、特別警報が発表されます。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・

旧					
下伊那地域	飯田市	372	116	240	119
	松川町	307	105	211	124
	高森町	316	113	219	130
	阿南町	388	127	255	165
	阿智村	374	132	250	171
	平谷村	408	149	264	189
	根羽村	421	150	267	187
	下條村	374	123	246	175
	売木村	425	144	270	189
	天龍村	417	129	272	175
	泰阜村	337	111	229	165
	喬木村	288	97	202	130
	豊丘村	270	84	193	124
	大鹿村	299	87	200	124

注1)　略語の意味は右のとおり。R48：48時間降水量(㎜)、R03：3時間降水量(㎜)、SW1：土壌雨量指数(Soil Water)

注2)　「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5㎞格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注3)　SW1の警報基準の欄の値は、平成25年7月時点の値である。「-」となつているのは、基準が設定されていない。

注4)　降水量の警報基準については、市町村によって1時間降水量や3時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。各市町村の警報基準については気象庁HPに掲載されている。(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html)

注5)　R48、R03、SW1いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注6)　特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

⑵　台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が襲来する場合に、特別警報が発表されます。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・

新

暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

⑶　雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野	64	80
松本	55	78
諏訪	－	69
軽井沢	76	72
飯田	41	56
野沢温泉	392	353
信濃町	199	164
飯山	297	257
小谷	292	251
白馬	203	187
大町	117	117
菅平	149	148
開田高原	127	111

注1)　値が”－”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。
注2)　50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。
注3)　既往最大積雪深は、平成25年4月までの値。
注4)　特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

（平成25年11月11日現在）

発表官署	長野地方気象台		
府県予報区	長野県		
一次細分区域	北部	中部	南部

旧

暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報を、特別警報として発表する。

⑶　雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
長野	64	80
松本	55	78
諏訪	－	69
軽井沢	76	72
飯田	41	56
野沢温泉	392	353
信濃町	199	164
飯山	297	257
小谷	292	251
白馬	203	187
大町	117	117
菅平	149	148
開田高原	127	111

注1)　値が”－”の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。
注2)　50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3)　特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値になることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

（平成25年11月11日現在）

発表官署	長野地方気象台		
府県予報区	長野県		
一次細分区域	北部	中部	南部

新

市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
警報	大雨	区域内の市町村で別表１の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表２の基準に到達することが予想される場合										
	暴風（平均風速）	17m/s										
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う										
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 12時間降雪の深さ 25cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪（義波高）											
	高潮											
注意報	大雨	区域内の市町村で別表３の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表４の基準に到達することが予想される場合										
	強風（平均風速）	13m/s										
	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う										

旧

市町村等をまとめた地域		長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曽地域	下伊那地域
警報	大雨	区域内の市町村で別表１の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表２の基準に到達することが予想される場合										
	暴風（平均風速）	17m/s										
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う										
	大雪（12時間降雪の深さ）	平地 12時間降雪の深さ 25cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm 山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 25cm 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
	波浪（義波高）											
	高潮											
注意報	大雨	区域内の市町村で別表３の基準に到達することが予想される場合										
	洪水	区域内の市町村で別表４の基準に到達することが予想される場合										
	強風（平均風速）	13m/s										
	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う										

新

大雪（12時間降雪の深さ）	平地 12時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 15cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 15cm 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
波浪（有義波高）											
高潮											
雷	落雷等により被害が予想される場合										
融雪	1.積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上										
濃霧（視程）	100m										
乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%※1		最小湿度 20%で実効湿度 55%※2			最小湿度 20%で実効湿度 55%※3					
なだれ	1.　表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2.　全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上										
低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下		夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）			夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）					
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下										
着氷	著しい着氷が予想される場合										

旧

大雪（12時間降雪の深さ）	平地 12時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm 山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	菅平周辺 12時間降雪の深さ 15cm 菅平周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	聖高原周辺 12時間降雪の深さ 15cm 聖高原周辺を除く地域 12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
波浪（有義波高）											
高潮											
雷	落雷等により被害が予想される場合										
融雪	1.積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上										
濃霧（視程）	100m										
乾燥	最小湿度 20%で実効湿度 55%※1		最小湿度 20%で実効湿度 55%※2			最小湿度 20%で実効湿度 55%※3					
なだれ	1.　表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上。または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2.　全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上										
低温	夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下		夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）			夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）					
霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下										
着氷	著しい着氷が予想される場合										

新

	着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報（１時間雨量）		100mm

※1 湿度は長野地方気象台の値。
※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。
※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。
１　警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
２　情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表１　大雨警報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	70
	須坂市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	92
	千曲市	R1=40	71
	坂城町	R1=40	78
	小布施町	R1=45	103
	高山村	R1=50	103
	信濃町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	112
	小川村	R1=50	89
	飯綱町	R1=40	110
中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45	83
	飯山市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80	84
	山ノ内町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	85
	木島平村	R3=70	85
	野沢温泉村	R1=40	85
	栄村	R1=70	85

旧

	着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報（１時間雨量）		100mm

※1 湿度は長野地方気象台の値。
※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。
※3 湿度は飯田特別地域気象観測所の値。
１　警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。
２　情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

別表１　大雨警報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	70
	須坂市	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=50	92
	千曲市	R1=40	71
	坂城町	R1=40	78
	小布施町	R1=45	103
	高山村	R1=50	103
	信濃町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	112
	小川村	R1=50	89
	飯綱町	R1=40	110
中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45	83
	飯山市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80	84
	山ノ内町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	85
	木島平村	R3=70	85
	野沢温泉村	R1=40	85
	栄村	R1=70	85

新

大北地域	大町市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	68
	池田町	R1=40	68
	松川村	R1=40	75
	白馬村	R1=50	102
	小谷村	R1=60	95
上田地域	上田市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	66
	東御市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	94
	青木村	R1=60	88
	長和町	R1=60	96
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80	86
	佐久市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	70
	小海町	R1=60	90
	川上村	R1=70	101
	南牧村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	100
	南相木村	R1=50	102
	北相木村	R1=60	107
	佐久穂町	R1=60	90
	軽井沢町	R3=80	100
	御代田町	R3=80	95
	立科町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	86
松本地域	松本	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=60	87
	塩尻	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	124

旧

大北地域	大町市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	68
	池田町	R1=40	68
	松川村	R1=40	75
	白馬村	R1=50	102
	小谷村	R1=60	95
上田地域	上田市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	66
	東御市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	94
	青木村	R1=60	88
	長和町	R1=60	96
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=60 平坦地以外：R3=80	86
	佐久市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	70
	小海町	R1=60	90
	川上村	R1=70	101
	南牧村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	100
	南相木村	R1=50	102
	北相木村	R1=60	107
	佐久穂町	R1=60	90
	軽井沢町	R3=80	100
	御代田町	R3=80	95
	立科町	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	86
松本地域	松本	平坦地：R1=45 平坦地以外：R1=60	87
	塩尻	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	124

新				旧			
	安曇野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	87		安曇野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	87
	麻績村	R1=60	104		麻績村	R1=60	104
	生坂村	R1=40	87		生坂村	R1=40	87
	山形村	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45	137		山形村	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=45	137
	朝日村	R1=40	124		朝日村	R1=40	124
	筑北村	R1=60	87		筑北村	R1=60	87
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=60	137	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=60	137
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	87	諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=50	87
	諏訪市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	90		諏訪市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	90
	茅野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	105		茅野市	平坦地：R1=40 平坦地以外：R1=60	105
	下諏訪町	R1=60	116		下諏訪町	R1=60	116
	富士見町	R1=70	103		富士見町	R1=70	103
	原村	R1=60	116		原村	R1=60	116
上伊那地域	伊那市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	95	上伊那地域	伊那市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=70	95
	駒ケ根市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	109		駒ケ根市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	109
	辰野町	R1=60	121		辰野町	R1=60	121
	箕輪町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101		箕輪町	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101
	飯島町	R1=60	109		飯島町	R1=60	109
	南箕輪村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101		南箕輪村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	101
	中川村	R1=50	109		中川村	R1=50	109
	宮田村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	154		宮田村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	154
木曽地域	楢川	R1=60	131	木曽地域	楢川	R1=60	131

新

	上松町	R1=50	142
	南木曽町	R1=70	151
	木祖村	R1=60	147
	大滝村	R1=70	161
	大桑村	R1=70	149
	木曽町	R1=70	128
下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	119
	松川町	R1=60	124
	高森町	R1=60	130
	阿南町	R1=50	165
	阿智村	R1=60	171
	平谷村	R1=60	189
	根羽村	R1=70	187
	下條村	R1=50	175
	売木村	R1=60	189
	王龍村	R1=70	175
	泰阜村	R1=50	165
	喬木村	R1=60	130
	豊丘村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	124
	大鹿村	R1=60	124

別表２　洪水警報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	平坦地:R1=45 平坦地以外：R1=50	犀川流域=53、鳥居川流域=13、聖川流域=10、土尻川流域=14	－	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]、犀川[小市]、信濃川水系裾花[岡田]
	須坂市	平坦地:R1=45 平坦地以外：R1=50	松川流域=12	－	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]

旧

	上松町	R1=50	142
	南木曽町	R1=70	151
	木祖村	R1=60	147
	大滝村	R1=70	161
	大桑村	R1=70	149
	木曽町	R1=70	128
下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	119
	松川町	R1=60	124
	高森町	R1=60	130
	阿南町	R1=50	165
	阿智村	R1=60	171
	平谷村	R1=60	189
	根羽村	R1=70	187
	下條村	R1=50	175
	売木村	R1=60	189
	王龍村	R1=70	175
	泰阜村	R1=50	165
	喬木村	R1=60	130
	豊丘村	平坦地：R1=50 平坦地以外：R1=60	124
	大鹿村	R1=60	124

別表２　洪水警報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	平坦地:R1=45 平坦地以外：R1=50	犀川流域=53、鳥居川流域=13、聖川流域=10、土尻川流域=14	－	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]、犀川[小市]、信濃川水系裾花[岡田]
	須坂市	平坦地:R1=45 平坦地以外：R1=50	松川流域=12	－	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]

新					
	千曲市	R1=40	－	－	千曲川[生田・杭瀬下]
	坂城町	R1=40	－	－	千曲川[生田・杭瀬下]
	小布施町	R1=45	松川流域=19	－	千曲川[立ヶ花]
	高山村	R1=50	松川流域=18	－	－
	信濃町	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	鳥居川流域=10、関川流域=14	－	－
	小川村	R1=50	土尻川流域=12	－	－
	飯綱町	R1=40	鳥居川流域=13、斑尾川流域=9	R1=30かつ鳥居川流域=7	－
中野飯山地域	中野市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=45	夜間瀬川流域=9、斑尾川流域=9	－	千曲川[立ヶ花]
	飯山市	平坦地:R3=60 平坦地以外：R3=80	－	－	千曲川[立ヶ花]
	山ノ内町	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	魚野川流域=10、雑魚川流域=11、夜間瀬川流域=12、横湯川流域=9	－	－
	木島平村	R3=70	樽川流域=8	－	千曲川[立ヶ花]
	野沢温泉村	R1=40	千曲川流域=84、天代川流域=12	－	千曲川[立ヶ花]
	栄村	R1=70	千曲川流域=84、中津川流域=25、魚野川流域=18、天代川流域=13	－	－
大北地域	大町市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=50	高瀬川流域=25、犀川流域=63、金熊川流域=6、土尻川流域=9	－	－
	池田町	R1=40	高瀬川流域=22	－	－

旧					
	千曲市	R1=40	－	－	千曲川[生田・杭瀬下]
	坂城町	R1=40	－	－	千曲川[生田・杭瀬下]
	小布施町	R1=45	松川流域=19	－	千曲川[立ヶ花]
	高山村	R1=50	松川流域=18	－	－
	信濃町	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	鳥居川流域=10、関川流域=14	－	－
	小川村	R1=50	土尻川流域=12	－	－
	飯綱町	R1=40	鳥居川流域=13、斑尾川流域=9	R1=30かつ鳥居川流域=7	－
中野飯山地域	中野市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=45	夜間瀬川流域=9、斑尾川流域=9	－	千曲川[立ヶ花]
	飯山市	平坦地:R3=60 平坦地以外：R3=80	－	－	千曲川[立ヶ花]
	山ノ内町	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	魚野川流域=10、雑魚川流域=11、夜間瀬川流域=12、横湯川流域=9	－	－
	木島平村	R3=70	樽川流域=8	－	千曲川[立ヶ花]
	野沢温泉村	R1=40	千曲川流域=84、天代川流域=12	－	千曲川[立ヶ花]
	栄村	R1=70	千曲川流域=84、中津川流域=25、魚野川流域=18、天代川流域=13	－	－
大北地域	大町市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=50	高瀬川流域=25、犀川流域=63、金熊川流域=6、土尻川流域=9	－	－
	池田町	R1=40	高瀬川流域=22	－	－

新						旧					
	松川村	R1=40	高瀬川流域=22、乳川流域=7	－	－		松川村	R1=40	高瀬川流域=22、乳川流域=7	－	－
	白馬村	R1=50	姫川流域=12	R1=35かつ姫川流域=9	－		白馬村	R1=50	姫川流域=12	R1=35かつ姫川流域=9	－
	小谷村	R1=60	姫川流域=22、中谷川流=11	－	－		小谷村	R1=60	姫川流域=22、中谷川流=11	－	－
上田地域	上田市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	内村川流域=11、依田川流域=21、神川流域=13、産川流域=6	－	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	上田地域	上田市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	内村川流域=11、依田川流域=21、神川流域=13、産川流域=6	－	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	－	平坦地R1=30かつ千曲川流域=42	信濃川水系千曲川上流[下越･塩名田]		東御市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	－	平坦地R1=30かつ千曲川流域=42	信濃川水系千曲川上流[下越･塩名田]
	青木村	R1=60	－	－	－		青木村	R1=60	－	－	－
	長和町	R1=60	依田川流域=12	－	－		長和町	R1=60	依田川流域=12	－	－
佐久地域	小諸市	平坦地:R3=60 平坦地以外：R3=80	蛇堀川流域=7	－	信濃川水系千曲川上流[下越･塩名田]	佐久地域	小諸市	平坦地:R3=60 平坦地以外：R3=80	蛇堀川流域=7	－	信濃川水系千曲川上流[下越･塩名田]
	佐久市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	濁川流域=6、湯川流域=16、滑津川流域=16、鹿曲川流域=12	－	信濃川水系千曲川上流[下越･塩名田]		佐久市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	濁川流域=6、湯川流域=16、滑津川流域=16、鹿曲川流域=12	－	信濃川水系千曲川上流[下越･塩名田]
	小海町	R1=60	千曲川流域=25	－	－		小海町	R1=60	千曲川流域=25	－	－
	川上村	R1=70	千曲川流域=20、西川流域=9	－	－		川上村	R1=70	千曲川流域=20、西川流域=9	－	－
	南牧村	平坦地:R1=50 平坦地以外：R1=70	千曲川流域=25	－	－		南牧村	平坦地:R1=50 平坦地以外：R1=70	千曲川流域=25	－	－
	南相木村	R1=50	南相木川流域=13、三川流域=12	R1=25かつ千曲川流域=25	－		南相木村	R1=50	南相木川流域=13、三川流域=12	R1=25かつ千曲川流域=25	－
	北相木村	R1=60	相木川流域=17	－	－		北相木村	R1=60	相木川流域=17	－	－
	佐久穂町	R1=60	千曲川流域=29、石堂川流域=19、大石川流域=7、大岳川流域=7	R1=25かつ千曲川流域=25	－		佐久穂町	R1=60	千曲川流域=29、石堂川流域=19、大石川流域=7、大岳川流域=7	R1=25かつ千曲川流域=25	－

新							旧						
		軽井沢町	R3=80	湯川流域=17、濁川流域=12	平坦地 R3=30かつ湯川流域=14	－		軽井沢町	R3=80	湯川流域=17、濁川流域=12	平坦地 R3=30かつ湯川流域=14	－
		御代田町	R3=80	湯川流域=19、濁川流域=12、繰矢川流域=6	－	－		御代田町	R3=80	湯川流域=19、濁川流域=12、繰矢川流域=6	－	－
		立科町	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	芦田川流域=9	平坦地 R1=25かつ芦田川流域=5	－		立科町	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	芦田川流域=9	平坦地 R1=25かつ芦田川流域=5	－
松本地域		松本	平坦地:R1=45 平坦地以外：R1=60	梓川流域=36、田川流域=9、会田川流域=13、中ノ沢川流域=10、鎖川流域=16	－	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]	松本地域	松本	平坦地:R1=45 平坦地以外：R1=60	梓川流域=36、田川流域=9、会田川流域=13、中ノ沢川流域=10、鎖川流域=16	－	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
		塩尻	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=50	田川流域=9、小曽部川流域=10	－	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]		塩尻	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=50	田川流域=9、小曽部川流域=10	－	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
		安曇野市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	犀川流域=60、梓川流域=36、高瀬川流域=27、和田川流域=9、会田川流域=13、乳川流域=15	－	－		安曇野市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=60	犀川流域=60、梓川流域=36、高瀬川流域=27、和田川流域=9、会田川流域=13、乳川流域=15	－	－
		麻績村	R1=60	麻績川流域=12	－	－		麻績村	R1=60	麻績川流域=12	－	－
		生坂村	R1=40	犀川流域=60、麻績川流域=13、金熊川流域=11	－	－		生坂村	R1=40	犀川流域=60、麻績川流域=13、金熊川流域=11	－	－
		山形村	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=45	－	－	－		山形村	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=45	－	－	－
		朝日村	R1=40	鎖川流域=12	－	－		朝日村	R1=40	鎖川流域=12	－	－
		筑北村	R1=60	麻績川流域=13	－	－		筑北村	R1=60	麻績川流域=13	－	－
乗鞍上高地地域		乗鞍上高地	R1=60	梓川流域=34、前川流域=11	－	－	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=60	梓川流域=34、前川流域=11	－	－
諏訪地域		岡谷市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=50	横河川流域=7	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	諏訪地域	岡谷市	平坦地:R1=40 平坦地以外：R1=50	横河川流域=7	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]

新						
		諏訪市	平坦地:R1=40 平坦地以外： R1=60	上川流域=16、宮川流域=14、沢川流域=5	平坦地 R1=25 かつ 上川流域 =11	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		茅野市	平坦地:R1=40 平坦地以外： R1=60	上川流域=14、柳川流域=8、宮川流域=12、渋川流域=5、滝ノ湯川流域=7	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		下諏訪町	R1=60	砥川流域=10	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		富士見町	R1=70	釜無川流域=18、宮川流域=7、立場川流域=7	－	－
		原村	R1=60	弓振川流域=6、立場川流域=5	－	－
	上伊那地域	伊那市	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=70	三峰川流域=18、藤沢川流域=10、小黒川流域=10	－	天龍川上流[伊那富・沢渡]
		駒ケ根市	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	大田切川流域=12、中田切川流域=11	－	天龍川上流[沢渡]
		辰野町	R1=60	天竜川流域=26、横川川流域=14	－	天龍川上流[伊那富]
		箕輪町	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	沢川流域=9	－	天龍川上流[伊那富]
		飯島町	R1=60	与田切川流域=10、中田切川流域=12	－	天龍川上流[沢渡]
		南箕輪村	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	－	－	天龍川上流[伊那富]
		中川村	R1=50	小渋川流域=20	－	天龍川上流[沢渡]

旧						
		諏訪市	平坦地:R1=40 平坦地以外： R1=60	上川流域=16、宮川流域=14、沢川流域=5	平坦地 R1=25 かつ 上川流域 =11	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		茅野市	平坦地:R1=40 平坦地以外： R1=60	上川流域=14、柳川流域=8、宮川流域=12、渋川流域=5、滝ノ湯川流域=7	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		下諏訪町	R1=60	砥川流域=10	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
		富士見町	R1=70	釜無川流域=18、宮川流域=7、立場川流域=7	－	－
		原村	R1=60	弓振川流域=6、立場川流域=5	－	－
	上伊那地域	伊那市	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=70	三峰川流域=18、藤沢川流域=10、小黒川流域=10	－	天龍川上流[伊那富・沢渡]
		駒ケ根市	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	大田切川流域=12、中田切川流域=11	－	天龍川上流[沢渡]
		辰野町	R1=60	天竜川流域=26、横川川流域=14	－	天龍川上流[伊那富]
		箕輪町	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	沢川流域=9	－	天龍川上流[伊那富]
		飯島町	R1=60	与田切川流域=10、中田切川流域=12	－	天龍川上流[沢渡]
		南箕輪村	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	－	－	天龍川上流[伊那富]
		中川村	R1=50	小渋川流域=20	－	天龍川上流[沢渡]

新					
	宮田村	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	黒川流域=10	－	天龍川上流[沢渡]
木曽地域	楢川	R1=60	奈良井川流域=13	－	－
	上松町	R1=50	木曽川流域=43、赤沢流域=17	－	－
	南木曽町	R1=70	木曽川流域=55	R1=30かつ木曽川流域=48	－
	木祖村	R1=60	木曽川流域=17、笹川流域=8	－	－
	王滝村	R1=70	王滝川流域=25、うぐい川流域=10	－	－
	大桑村	R1=70	王滝川流域=54、伊那川流域=12、阿寺川流域=15	－	－
	木曽町	R1=70	王滝川流域=31、木曽川流域=26、末川流域=12、黒川流域=10	－	－
下伊那地域	飯田市	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	松川流域=18、黒川流域=10、万古川流域=13、遠山川流域=32、上村川流域=11	－	天龍川上流[市田・天竜峡]
	松川町	R1=60	小渋川流域=19	－	天龍川上流[沢渡・市田]
	高森町	R1=60	－	－	天龍川上流[市田]
	阿南町	R1=50	天竜川流域=70、和知野川流域=19、売木川流域=15	－	－
	阿智村	R1=60	阿智川流域=30、和知野川流域=13、黒川流域=12、小黒川流域=10	－	－
	平谷村	R1=60	平谷川流域=15	－	－
	根羽村	R1=70	－	－	－

旧					
	宮田村	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	黒川流域=10	－	天龍川上流[沢渡]
木曽地域	楢川	R1=60	奈良井川流域=13	－	－
	上松町	R1=50	木曽川流域=43、赤沢流域=17	－	－
	南木曽町	R1=70	木曽川流域=55	R1=30かつ木曽川流域=48	－
	木祖村	R1=60	木曽川流域=17、笹川流域=8	－	－
	王滝村	R1=70	王滝川流域=25、うぐい川流域=10	－	－
	大桑村	R1=70	王滝川流域=54、伊那川流域=12、阿寺川流域=15	－	－
	木曽町	R1=70	王滝川流域=31、木曽川流域=26、末川流域=12、黒川流域=10	－	－
下伊那地域	飯田市	平坦地:R1=50 平坦地以外： R1=60	松川流域=18、黒川流域=10、万古川流域=13、遠山川流域=32、上村川流域=11	－	天龍川上流[市田・天竜峡]
	松川町	R1=60	小渋川流域=19	－	天龍川上流[沢渡・市田]
	高森町	R1=60	－	－	天龍川上流[市田]
	阿南町	R1=50	天竜川流域=70、和知野川流域=19、売木川流域=15	－	－
	阿智村	R1=60	阿智川流域=30、和知野川流域=13、黒川流域=12、小黒川流域=10	－	－
	平谷村	R1=60	平谷川流域=15	－	－
	根羽村	R1=70	－	－	－

新

	下條村	R1=50	天竜川流域=47	－	－
	売木村	R1=60	売木川流域=15	－	－
	王龍村	R1=70	天竜川流域=74、遠山川流域=33	－	－
	泰阜村	R1=50	天竜川流域=65、万古川流域=15	－	－
	喬木村	R1=60	小川川流域=9、加々須川流域=5	－	天龍川上流[市田・天竜峡]
	豊丘村	平坦地:R1=50 平坦地以外：R1=60	虻川流域=7	－	天龍川上流[市田]
	大鹿村	R1=60	小渋川流域=19、鹿塩川流域=9、青木川流域=9	－	－

別表３　大雨注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	須坂市	R1=30	73
	千曲市	R1=25	56
	坂城町	R1=25	62
	小布施町	R1=30	82
	高山村	R1=30	82
	信濃町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	89
	小川村	R1=30	71
	飯綱町	R1=25	88
中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	74
	飯山市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	75

旧

	下條村	R1=50	天竜川流域=47	－	－
	売木村	R1=60	売木川流域=15	－	－
	王龍村	R1=70	天竜川流域=74、遠山川流域=33	－	－
	泰阜村	R1=50	天竜川流域=65、万古川流域=15	－	－
	喬木村	R1=60	小川川流域=9、加々須川流域=5	－	天龍川上流[市田・天竜峡]
	豊丘村	平坦地:R1=50 平坦地以外：R1=60	虻川流域=7	－	天龍川上流[市田]
	大鹿村	R1=60	小渋川流域=19、鹿塩川流域=9、青木川流域=9	－	－

別表３　大雨注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	須坂市	R1=30	73
	千曲市	R1=25	56
	坂城町	R1=25	62
	小布施町	R1=30	82
	高山村	R1=30	82
	信濃町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	89
	小川村	R1=30	71
	飯綱町	R1=25	88
中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	74
	飯山市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	75

新			
	山ノ内町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	76
	木島平村	R3=40	76
	野沢温泉村	R1=25	76
	栄村	R1=40	76
大北地域	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	54
	池田町	R1=25	54
	松川村	R1=25	60
	白馬村	R1=30	81
	小谷村	R1=40	76
上田地域	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	52
	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	75
	青木村	R1=40	70
	長和町	R1=40	76
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	68
	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	小海町	R1=40	72
	川上村	R1=40	80
	南牧村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	80
	南相木村	R1=30	81
	北相木村	R1=40	85
	佐久穂町	R1=40	72
	軽井沢町	R3=50	80
	御代田町	R3=50	76
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	68

旧			
	山ノ内町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	76
	木島平村	R3=40	76
	野沢温泉村	R1=25	76
	栄村	R1=40	76
大北地域	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	54
	池田町	R1=25	54
	松川村	R1=25	60
	白馬村	R1=30	81
	小谷村	R1=40	76
上田地域	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	52
	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	75
	青木村	R1=40	70
	長和町	R1=40	76
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	68
	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	56
	小海町	R1=40	72
	川上村	R1=40	80
	南牧村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	80
	南相木村	R1=30	81
	北相木村	R1=40	85
	佐久穂町	R1=40	72
	軽井沢町	R3=50	80
	御代田町	R3=50	76
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	68

新

松本地域	松本	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	69
	塩尻	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	99
	安曇野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	69
	麻績村	R1=30	83
	生坂村	R1=25	69
	山形村	R1=25	109
	朝日村	R1=25	89
	筑北村	R1=30	69
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=40	95
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	69
	諏訪市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	72
	茅野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	84
	下諏訪町	R1=40	92
	富士見町	R1=40	82
	原村	R1=40	92
上伊那地域	伊那市	R1=30	66
	駒ケ根市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	76
	辰野町	R1=40	84
	箕輪町	R1=30	70
	飯島町	R1=40	76
	南箕輪村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	70
	中川村	R1=30	76
	宮田村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	107
木曽地域	楢川	R1=40	104

旧

松本地域	松本	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	69
	塩尻	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	99
	安曇野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	69
	麻績村	R1=30	83
	生坂村	R1=25	69
	山形村	R1=25	109
	朝日村	R1=25	89
	筑北村	R1=30	69
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=40	95
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	69
	諏訪市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	72
	茅野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	84
	下諏訪町	R1=40	92
	富士見町	R1=40	82
	原村	R1=40	92
上伊那地域	伊那市	R1=30	66
	駒ケ根市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	76
	辰野町	R1=40	84
	箕輪町	R1=30	70
	飯島町	R1=40	76
	南箕輪村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	70
	中川村	R1=30	76
	宮田村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	107
木曽地域	楢川	R1=40	104

新

	上松町	R1=30	113
	南木曽町	R1=40	120
	木祖村	R1=40	117
	大滝村	R1=50	128
	大桑村	R1=40	119
	木曽町	R1=40	102
下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	95
	松川町	R1=30	99
	高森町	R1=40	104
	阿南町	R1=30	132
	阿智村	R1=40	136
	平谷村	R1=40	151
	根羽村	R1=40	149
	下條村	R1=30	140
	売木村	R1=40	151
	王龍村	R1=40	140
	泰阜村	R1=30	132
	喬木村	R1=40	104
	豊丘村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	99
	大鹿村	R1=40	99

別表４　洪水注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	犀川流域=42、鳥居川流域=10、聖川流域=8、土尻川流域=11	－	千曲川［杭瀬下・立ヶ花］、犀川［小市］、信濃川水系裾花［岡田］

旧

	上松町	R1=30	113
	南木曽町	R1=40	120
	木祖村	R1=40	117
	大滝村	R1=50	128
	大桑村	R1=40	119
	木曽町	R1=40	102
下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	95
	松川町	R1=30	99
	高森町	R1=40	104
	阿南町	R1=30	132
	阿智村	R1=40	136
	平谷村	R1=40	151
	根羽村	R1=40	149
	下條村	R1=30	140
	売木村	R1=40	151
	王龍村	R1=40	140
	泰阜村	R1=30	132
	喬木村	R1=40	104
	豊丘村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	99
	大鹿村	R1=40	99

別表４　洪水注意報基準

市町村をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	犀川流域=42、鳥居川流域=10、聖川流域=8、土尻川流域=11	－	千曲川［杭瀬下・立ヶ花］、犀川［小市］、信濃川水系裾花［岡田］

新						
		須坂市	R1=30	松川流域=7	－	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]
		千曲市	R1=25	千曲川流域=39	－	千曲川[杭瀬下]
		坂城町	R1=25	千曲川流域=39	－	千曲川[生田・杭瀬下]
		小布施町	R1=30	松川流域=11	－	千曲川[立ヶ花]
		高山村	R1=30	松川流域=13	－	－
		信濃町	平坦地：R1=25	鳥居川流域=8、関川流域=11	－	－
		小川村	R1=30	土尻川流域=8	－	－
		飯綱町	R1=25	鳥居川流域=10、斑尾川流域=5	R1=20かつ鳥居川流域=7	－
	中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25	夜間瀬川流域=7、斑尾川流域=5	－	千曲川[立ヶ花]
		飯山市	平坦地：R3=40	千曲川流域=57	－	千曲川[立ヶ花]
		山ノ内町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	魚野川流域=8、雑魚川流域=9、夜間瀬川流域=10、横湯川流域=7	－	－
		木島平村	R3=40	樽川流域=6	－	－
		野沢温泉村	R1=25	千曲川流域=63、天代川流域=10	－	千曲川[立ヶ花]
		栄村	R1=40	千曲川流域=63、中津川流域=20、魚野川流域=14、天代川流域=10	－	－
	大北地域	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	高瀬川流域=20、犀川流域=32、金熊川流域=5、土尻川流域=7	－	－
		池田町	R1=25	高瀬川流域=18	－	－
		松川村	R1=25	高瀬川流域=21、乳川流域=6	－	－
		白馬村	R1=30	姫川流域=9	－	－

旧						
		須坂市	R1=30	松川流域=7	－	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]
		千曲市	R1=25	千曲川流域=39	－	千曲川[杭瀬下]
		坂城町	R1=25	千曲川流域=39	－	千曲川[生田・杭瀬下]
		小布施町	R1=30	松川流域=11	－	千曲川[立ヶ花]
		高山村	R1=30	松川流域=13	－	－
		信濃町	平坦地：R1=25	鳥居川流域=8、関川流域=11	－	－
		小川村	R1=30	土尻川流域=8	－	－
		飯綱町	R1=25	鳥居川流域=10、斑尾川流域=5	R1=20かつ鳥居川流域=7	－
	中野飯山地域	中野市	平坦地：R1=25	夜間瀬川流域=7、斑尾川流域=5	－	千曲川[立ヶ花]
		飯山市	平坦地：R3=40	千曲川流域=57	－	千曲川[立ヶ花]
		山ノ内町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	魚野川流域=8、雑魚川流域=9、夜間瀬川流域=10、横湯川流域=7	－	－
		木島平村	R3=40	樽川流域=6	－	－
		野沢温泉村	R1=25	千曲川流域=63、天代川流域=10	－	千曲川[立ヶ花]
		栄村	R1=40	千曲川流域=63、中津川流域=20、魚野川流域=14、天代川流域=10	－	－
	大北地域	大町市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	高瀬川流域=20、犀川流域=32、金熊川流域=5、土尻川流域=7	－	－
		池田町	R1=25	高瀬川流域=18	－	－
		松川村	R1=25	高瀬川流域=21、乳川流域=6	－	－
		白馬村	R1=30	姫川流域=9	－	－

新

	小谷村	R1=40	姫川流域=18、中谷川流=9	－	－
上田地域	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	内村川流域=7、依田川流域=12、神川流域=7、産川流域=4	－	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	千曲川流域=34	－	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	青木村	R1=40	－	－	－
	長和町	R1=40	依田川流域=10	－	－
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=40	蛇堀川流域=6	－	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	濁川流域=5、湯川流域=12、滑津川流域=7、鹿曲川流域=7	－	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	小海町	R1=40	千曲川流域=20	－	－
	川上村	R1=40	千曲川流域=16、西川流域=7	－	－
	南牧村	平坦地：R1=30	千曲川流域=20	－	－
	南相木村	R1=30	南相木川流域=10、三川流域=10	－	－
	北相木村	R1=40	相木川流域=14	－	－
	佐久穂町	R1=40	千曲川流域=23、石堂川流域=15、大石川流域=6、大岳川流域=6	－	－
	軽井沢町	R3=50	湯川流域=14、濁川流域=10	－	－
	御代田町	R3=50	湯川流域=14、濁川流域=10、繰矢川流域=5	－	－

旧

	小谷村	R1=40	姫川流域=18、中谷川流=9	－	－
上田地域	上田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	内村川流域=7、依田川流域=12、神川流域=7、産川流域=4	－	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	千曲川流域=34	－	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	青木村	R1=40	－	－	－
	長和町	R1=40	依田川流域=10	－	－
佐久地域	小諸市	平坦地：R3=40	蛇堀川流域=6	－	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	佐久市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	濁川流域=5、湯川流域=12、滑津川流域=7、鹿曲川流域=7	－	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	小海町	R1=40	千曲川流域=20	－	－
	川上村	R1=40	千曲川流域=16、西川流域=7	－	－
	南牧村	平坦地：R1=30	千曲川流域=20	－	－
	南相木村	R1=30	南相木川流域=10、三川流域=10	－	－
	北相木村	R1=40	相木川流域=14	－	－
	佐久穂町	R1=40	千曲川流域=23、石堂川流域=15、大石川流域=6、大岳川流域=6	－	－
	軽井沢町	R3=50	湯川流域=14、濁川流域=10	－	－
	御代田町	R3=50	湯川流域=14、濁川流域=10、繰矢川流域=5	－	－

新					
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	芦田川流域=7	平坦地 R1=15かつ芦田川流域=5	－
松本地域	松本	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	梓川流域=18、田川流域=7、会田川流域=10、中ノ沢川流域=5、鎖川流域=13	－	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	塩尻	平坦地：R1=25	田川流域=7、小曽部川流域=8	－	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	安曇野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	犀川流域=33、梓川流域=29、高瀬川流域=22、和田川流域=7、会田川流域=10、乳川流域=12	－	－
	麻績村	R1=30	麻績川流域=10	－	－
	生坂村	R1=25	犀川流域=48、麻績川流域=10、金熊川流域=9	－	－
	山形村	R1=25	－	－	－
	朝日村	R1=25	鎖川流域=10	－	－
	筑北村	R1=30	麻績川流域=10	－	－
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=40	梓川流域=27、前川流域=9	－	－
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=25	横河川流域=5	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	平坦地：R1=25	上川流域=10、宮川流域=11、沢川流域=4	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	上川流域=11、柳川流域=6、宮川流域=10、渋川流域=4、滝ノ湯川流域=6	－	－
	下諏訪町	R1=40	砥川流域=8	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]

旧					
	立科町	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	芦田川流域=7	平坦地 R1=15かつ芦田川流域=5	－
松本地域	松本	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	梓川流域=18、田川流域=7、会田川流域=10、中ノ沢川流域=5、鎖川流域=13	－	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	塩尻	平坦地：R1=25	田川流域=7、小曽部川流域=8	－	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
	安曇野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	犀川流域=33、梓川流域=29、高瀬川流域=22、和田川流域=7、会田川流域=10、乳川流域=12	－	－
	麻績村	R1=30	麻績川流域=10	－	－
	生坂村	R1=25	犀川流域=48、麻績川流域=10、金熊川流域=9	－	－
	山形村	R1=25	－	－	－
	朝日村	R1=25	鎖川流域=10	－	－
	筑北村	R1=30	麻績川流域=10	－	－
乗鞍上高地地域	乗鞍上高地	R1=40	梓川流域=27、前川流域=9	－	－
諏訪地域	岡谷市	平坦地：R1=25	横河川流域=5	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	平坦地：R1=25	上川流域=10、宮川流域=11、沢川流域=4	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=40	上川流域=11、柳川流域=6、宮川流域=10、渋川流域=4、滝ノ湯川流域=6	－	－
	下諏訪町	R1=40	砥川流域=8	－	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]

新					
	富士見町	R1=40	釜無川流域=14、宮川流域=6、立場川流域=6	－	－
	原村	R1=40	弓振川流域=4、立場川流域=4	－	－
上伊那地域	伊那市	R1=30	三峰川流域=14、藤沢川流域=8、小黒川流域=8	－	天龍川上流[伊那富・沢渡]
	駒ケ根市	平坦地：R1=30	大田切川流域=10、中田切川流域=9	－	天龍川上流[沢渡]
	辰野町	R1=40	天竜川流域=21、横川川流域=11	－	天龍川上流[伊那富]
	箕輪町	R1=30	沢川流域=7	－	天龍川上流[伊那富]
	飯島町	R1=40	与田切川流域=8、中田切川流域=10	－	天龍川上流[沢渡]
	南箕輪村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	天竜川流域=28	－	天龍川上流[伊那富]
	中川村	R1=30	小渋川流域=16	－	天龍川上流[沢渡]
	宮田村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	黒川流域=8	－	天龍川上流[沢渡]
木曽地域	楢川	R1=40	奈良井川流域=10	－	－
	上松町	R1=30	木曽川流域=43、赤沢流域=14	－	－
	南木曽町	R1=40	木曽川流域=44	－	－
	木祖村	R1=40	木曽川流域=14、笹川流域=6	－	－
	王滝村	R1=50	王滝川流域=20、うぐい川流域=8	－	－
	大桑村	R1=40	王滝川流域=43、伊那川流域=10、阿寺川流域=12	－	－
	木曽町	R1=40	王滝川流域=25、木	－	－

旧					
	富士見町	R1=40	釜無川流域=14、宮川流域=6、立場川流域=6	－	－
	原村	R1=40	弓振川流域=4、立場川流域=4	－	－
上伊那地域	伊那市	R1=30	三峰川流域=14、藤沢川流域=8、小黒川流域=8	－	天龍川上流[伊那富・沢渡]
	駒ケ根市	平坦地：R1=30	大田切川流域=10、中田切川流域=9	－	天龍川上流[沢渡]
	辰野町	R1=40	天竜川流域=21、横川川流域=11	－	天龍川上流[伊那富]
	箕輪町	R1=30	沢川流域=7	－	天龍川上流[伊那富]
	飯島町	R1=40	与田切川流域=8、中田切川流域=10	－	天龍川上流[沢渡]
	南箕輪村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	天竜川流域=28	－	天龍川上流[伊那富]
	中川村	R1=30	小渋川流域=16	－	天龍川上流[沢渡]
	宮田村	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	黒川流域=8	－	天龍川上流[沢渡]
木曽地域	楢川	R1=40	奈良井川流域=10	－	－
	上松町	R1=30	木曽川流域=43、赤沢流域=14	－	－
	南木曽町	R1=40	木曽川流域=44	－	－
	木祖村	R1=40	木曽川流域=14、笹川流域=6	－	－
	王滝村	R1=50	王滝川流域=20、うぐい川流域=8	－	－
	大桑村	R1=40	王滝川流域=43、伊那川流域=10、阿寺川流域=12	－	－
	木曽町	R1=40	王滝川流域=25、木	－	－

新

			曽川流域=21、末川流域=10、黒川流域=8		
下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	松川流域=13、黒川流域=8、万古川流域=10、遠山川流域=26、上村川流域=9	－	天龍川上流[市田・天竜峡]
	松川町	R1=30	小渋川流域=15	－	天龍川上流[沢渡・市田]
	高森町	R1=40	－	－	天龍川上流[市田]
	阿南町	R1=30	天竜川流域=56、和知野川流域=15、売木川流域=12	－	－
	阿智村	R1=40	阿智川流域=20、和知野川流域=10、黒川流域=10、小黒川流域=8	－	－
	平谷村	R1=40	平谷川流域=12	－	－
	根羽村	R1=40	－	－	－
	下條村	R1=30	天竜川流域=38	－	－
	売木村	R1=40	売木川流域=12	－	－
	王龍村	R1=40	天竜川流域=59、遠山川流域=26	－	－
	泰阜村	R1=30	天竜川流域=52、万古川流域=12	－	－
	喬木村	R1=40	小川川流域=6、加々須川流域=4	－	天龍川上流[市田・天竜峡]
	豊丘村	平坦地：R1=30	虻川流域=5	－	天龍川上流[市田]
	大鹿村	R1=40	小渋川流域=15、鹿塩川流域=7、青木川流域=7	－	－

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

（1）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想

旧

			曽川流域=21、末川流域=10、黒川流域=8		
下伊那地域	飯田市	平坦地：R1=30 平坦地以外：R1=40	松川流域=13、黒川流域=8、万古川流域=10、遠山川流域=26、上村川流域=9	－	天龍川上流[市田・天竜峡]
	松川町	R1=30	小渋川流域=15	－	天龍川上流[沢渡・市田]
	高森町	R1=40	－	－	天龍川上流[市田]
	阿南町	R1=30	天竜川流域=56、和知野川流域=15、売木川流域=12	－	－
	阿智村	R1=40	阿智川流域=20、和知野川流域=10、黒川流域=10、小黒川流域=8	－	－
	平谷村	R1=40	平谷川流域=12	－	－
	根羽村	R1=40	－	－	－
	下條村	R1=30	天竜川流域=38	－	－
	売木村	R1=40	売木川流域=12	－	－
	王龍村	R1=40	天竜川流域=59、遠山川流域=26	－	－
	泰阜村	R1=30	天竜川流域=52、万古川流域=12	－	－
	喬木村	R1=40	小川川流域=6、加々須川流域=4	－	天龍川上流[市田・天竜峡]
	豊丘村	平坦地：R1=30	虻川流域=5	－	天龍川上流[市田]
	大鹿村	R1=40	小渋川流域=15、鹿塩川流域=7、青木川流域=7	－	－

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

（1）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想

新	旧
される当該市町村等に対して発表する。 (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。 (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。 (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。 (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。 【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表１～４）の解説】 (1) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を“－”で示している。 (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は、別図「長野県の平坦地、平坦地以外地図」を参照。 (3) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。 (4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。 (5) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。 (6) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。	される当該市町村等に対して発表する。 (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域および市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。 (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、および風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。 (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。 (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。 【大雨及び洪水警報・注意報基準表（別表１～４）の解説】 (1) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないものについてはその欄を“－”で示している。 (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は、別図「長野県の平坦地、平坦地以外地図」を参照。 (3) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。 (4) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。 (5) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定しているが、別表１及び３の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、資料（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。 (6) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

新	旧
別図　長野県の平坦地、平坦地以外地図	別図　長野県の平坦地、平坦地以外地図

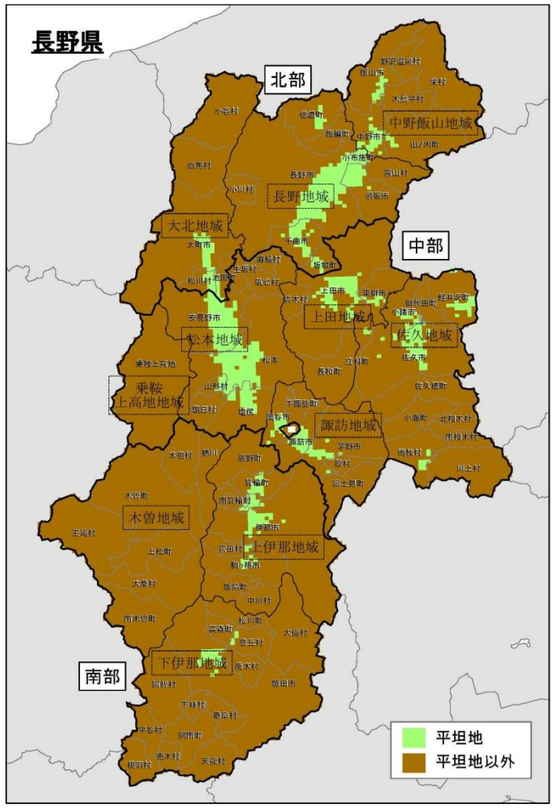

平　坦　地：概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25%以上の地域
　　平坦地以外：上記以外の地域

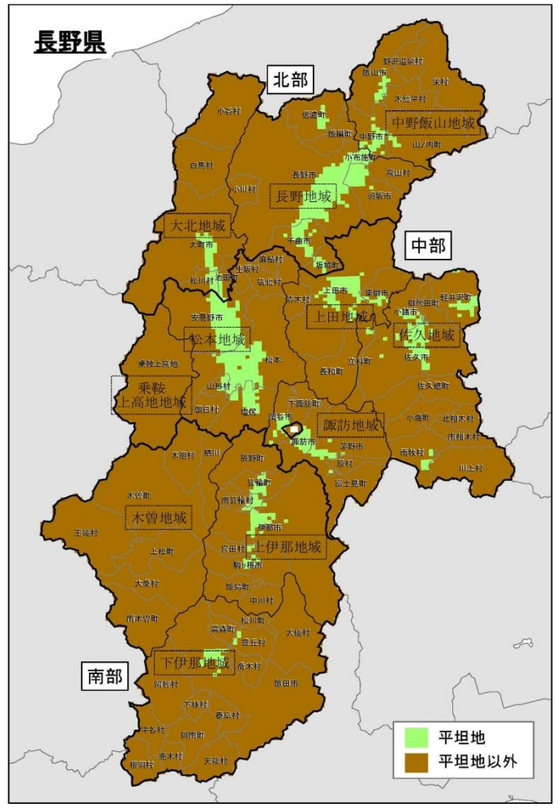

平　坦　地：概ね傾斜が 30 パーミル以下で都市化率が 25%以上の地域
　　平坦地以外：上記以外の地域

新

別表５　警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北　部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、**飯山市**、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中　部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南　部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曽地域	楢川、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注）松本、乗鞍上高地、塩尻、楢川の区域

名称	区域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち楢川の区域を除く区域
楢川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曽平沢及び贄川

⑵　水防法に基づくもの

ア　洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題(洪水危険度レベル)	発　表　基　準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。

旧

別表５　警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北　部	長野地域	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、小川村、飯綱町
	中野飯山地域	中野市、**飯山市**、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村
	大北地域	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
中　部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町
	佐久地域	小諸市、佐久市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町
	松本地域	松本、塩尻、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村
	乗鞍上高地地域	乗鞍上高地
	諏訪地域	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村
南　部	上伊那地域	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村
	木曽地域	楢川、上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、木曽町
	下伊那地域	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

注）松本、乗鞍上高地、塩尻、楢川の区域

名称	区域
松本	長野県松本市のうち乗鞍上高地の区域を除く区域
乗鞍上高地	長野県松本市のうち安曇及び奈川
塩尻	長野県塩尻市のうち楢川の区域を除く区域
楢川	長野県塩尻市のうち奈良井、木曽平沢及び贄川

⑵　水防法に基づくもの

ア　洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	洪水予報の標題(洪水危険度レベル)	発　表　基　準
洪水警報	はん濫発生情報	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき。
	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき。

新

	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水 注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

イ　避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

ウ　水防警報

区　　分	発　　表　　基　　準
水　防　警　報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

⑶　消防法に基づくもの

ア　火災気象通報

消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 １　実効湿度が55%　以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 ２　実効湿度が60%　以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が７メートルをこえる見込みのとき。 ３　平均風速10メートル以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。 （降雨、降雪のときには通報しないことがある）

イ　火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
火　災　警　報	前項アの発表基準に準ずる。

旧

	はん濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水 注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

イ　避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
避難判断水位到達情報	はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

ウ　水防警報

区　　分	発　　表　　基　　準
水　防　警　報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。

水防法に基づき、水防活動のために発する警報をいう。

⑶　消防法に基づくもの

ア　火災気象通報

消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 １　実効湿度が55%　以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 ２　実効湿度が60%　以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が７メートルをこえる見込みのとき。 ３　平均風速10メートル以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき。 （降雨、降雪のときには通報しないことがある）

イ　火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
火　災　警　報	前項アの発表基準に準ずる。

新

⑷　その他の情報

ア　土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

イ　記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

区　　分	発　　表　　基　　準
記録的短時間大雨情報	１時間雨量　100mm

ウ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から１時間である。

エ　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区　　分	発　　表　　基　　準
全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

旧

⑷　その他の情報

ア　土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。

イ　記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

区　　分	発　　表　　基　　準
記録的短時間大雨情報	１時間雨量　100mm

ウ　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。

区　　分	発　　表　　基　　準
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から１時間である。

エ　全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。

区　　分	発　　表　　基　　準
全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

新

５　警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から１時間である。

警報等の種類	発　表　機　関		対　象　地　域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台		県全域
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	共同	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 県建設部河川課	共同	知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所		国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））
	関係建設事務所		知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））
火災気象通報	長野地方気象台		県全域あるいは一部
火災警報	市町村長		各市町村域
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所		国土交通大臣、県が指定した河川（千曲川・犀川）
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同	県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台		県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台		県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台		全国、 関東甲信地方、 長野県

旧

５　警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から１時間である。

警報等の種類	発　表　機　関		対　象　地　域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台		県全域
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省千曲川河川事務所	共同	国土交通大臣が指定した河川（「洪水予報指定河川」という（千曲川・犀川））
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 県建設部河川課	共同	知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所		国土交通大臣が指定した河川（「国の指定河川」という（千曲川・犀川））
	関係建設事務所		知事が指定した河川（「県の指定河川」という（夜間瀬川））
火災気象通報	長野地方気象台		県全域あるいは一部
火災警報	市町村長		各市町村域
避難判断水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 関係建設事務所		国土交通大臣、県が指定した河川（千曲川・犀川）
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 県建設部砂防課	共同	県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台		県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台		県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台		全国、 関東甲信地方、 長野県

新

６警報等伝達系統図

⑴　注意報・警報および情報
伝達系統図

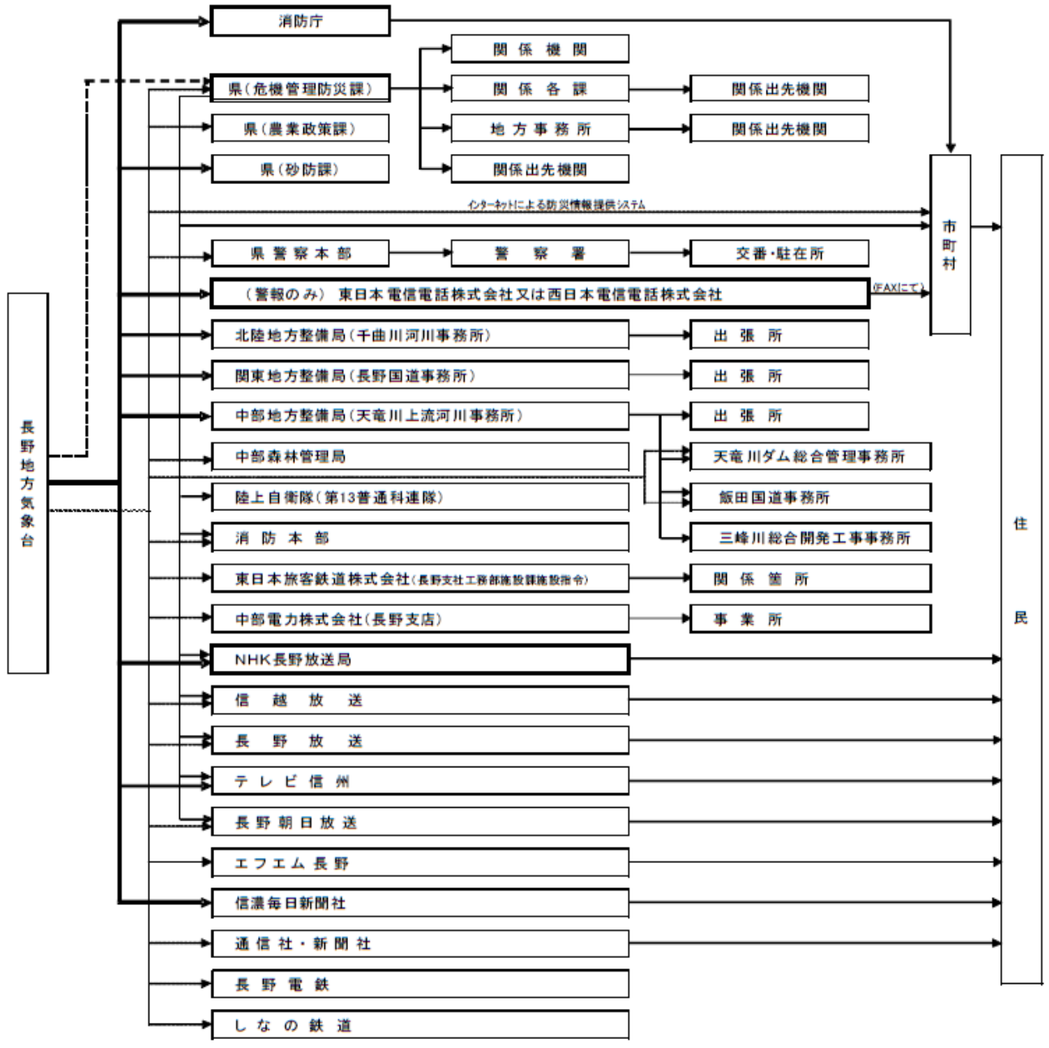

注１　長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。
　　警報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
注２　県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。
注３　その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
注４　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第７条第１項の規定に基づく法定伝達先。
注５　――――→　（太実線矢印）は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
注６　――――→　（波線矢印）は、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段（※）を示す。
注７　－－－－→　（太波線矢印）は、オンライン配信（ＸＭＬ配信）による伝達を示す。
　※　地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけ
　　より一層貢献するため、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に
　　提供している補助伝達手段である。

旧

６警報等伝達系統図

⑴　注意報・警報および情報
伝達系統図

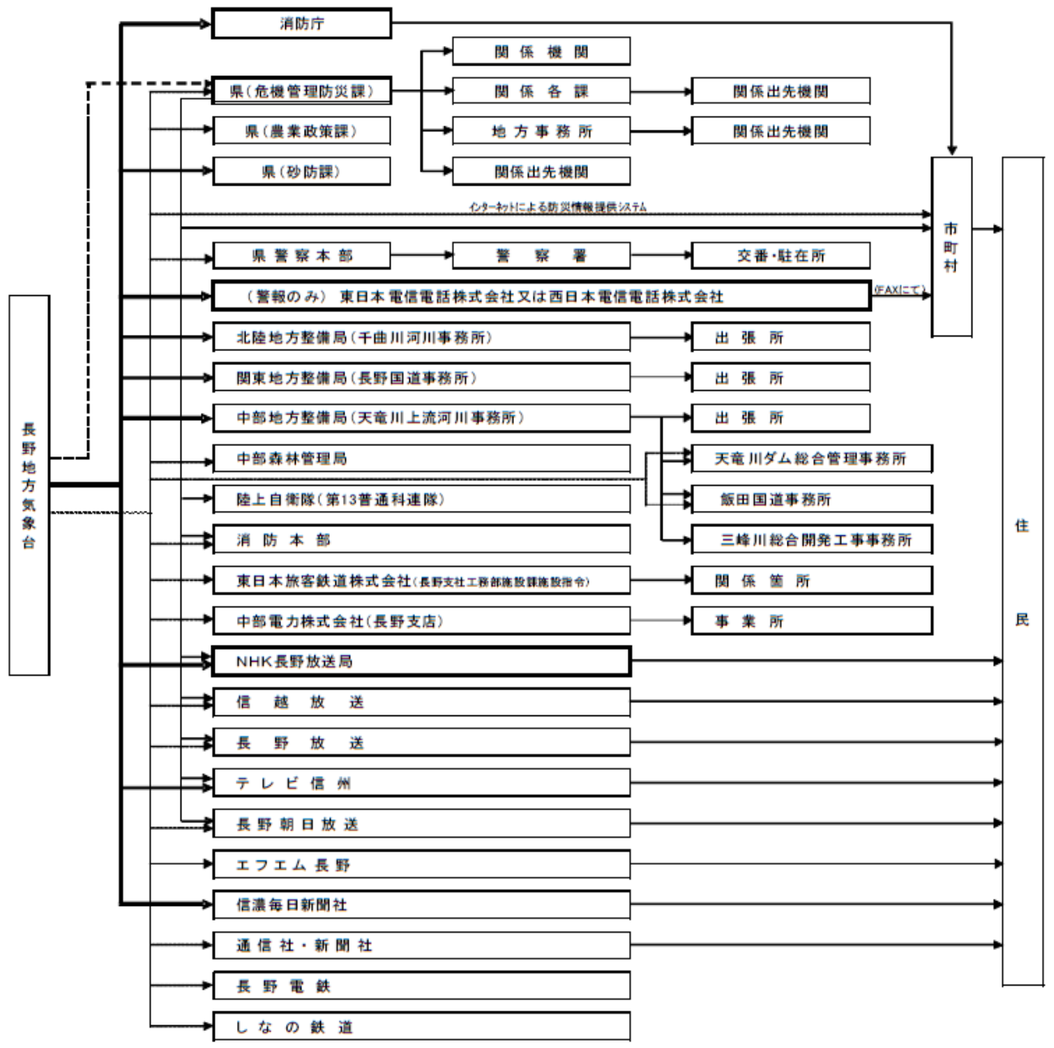

注１　長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。
　　警報発表時には、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
注２　県（危機管理防災課）から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。
注３　その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
注４　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第７条第１項の規定に基づく法定伝達先。
注５　――――→　（太実線矢印）は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
注６　――――→　（波線矢印）は、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段（※）を示す。
注７　－－－－→　（太波線矢印）は、オンライン配信（ＸＭＬ配信）による伝達を示す。
　※　地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけ
　　より一層貢献するため、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に
　　提供している補助伝達手段である。

新	旧

新

⑵　**水防警報等**

ア　伝達系統

㈠　洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

〈千曲川・犀川〉

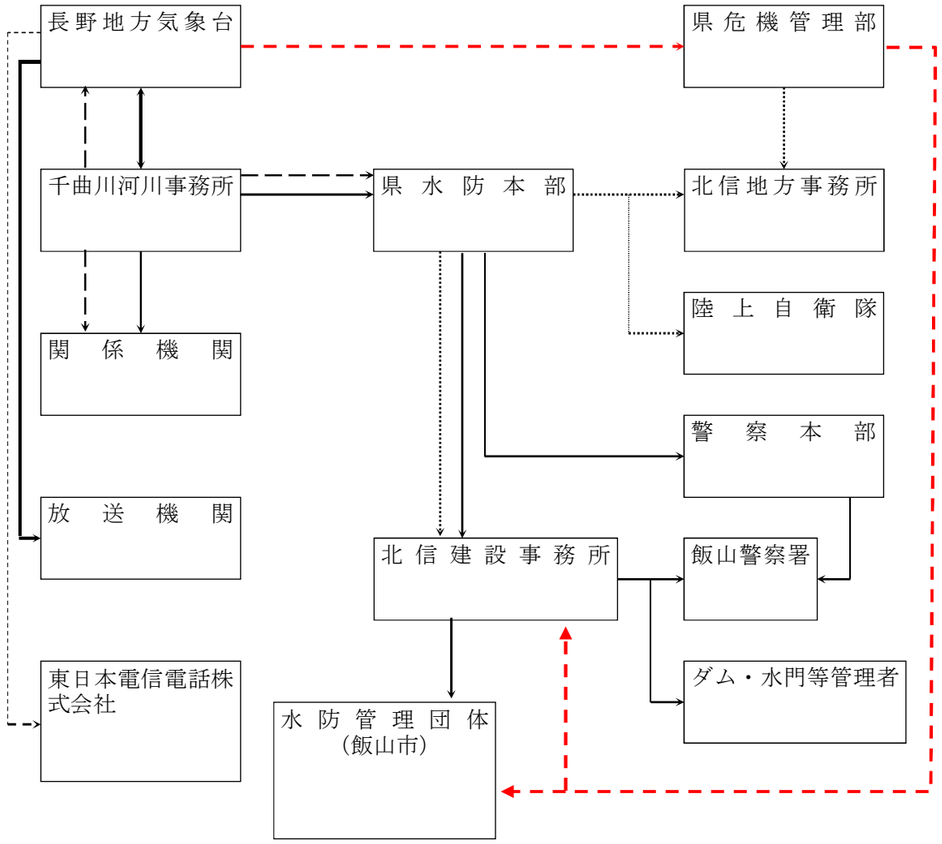

（注）　―――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
　　…… は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
　　━━━ は、長野地方気象台から関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
　　- - - - - は、オンラインによる伝達を示す。
　　- - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

旧

⑵　**水防警報等**

ア　伝達系統

㈠　洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

〈千曲川・犀川〉

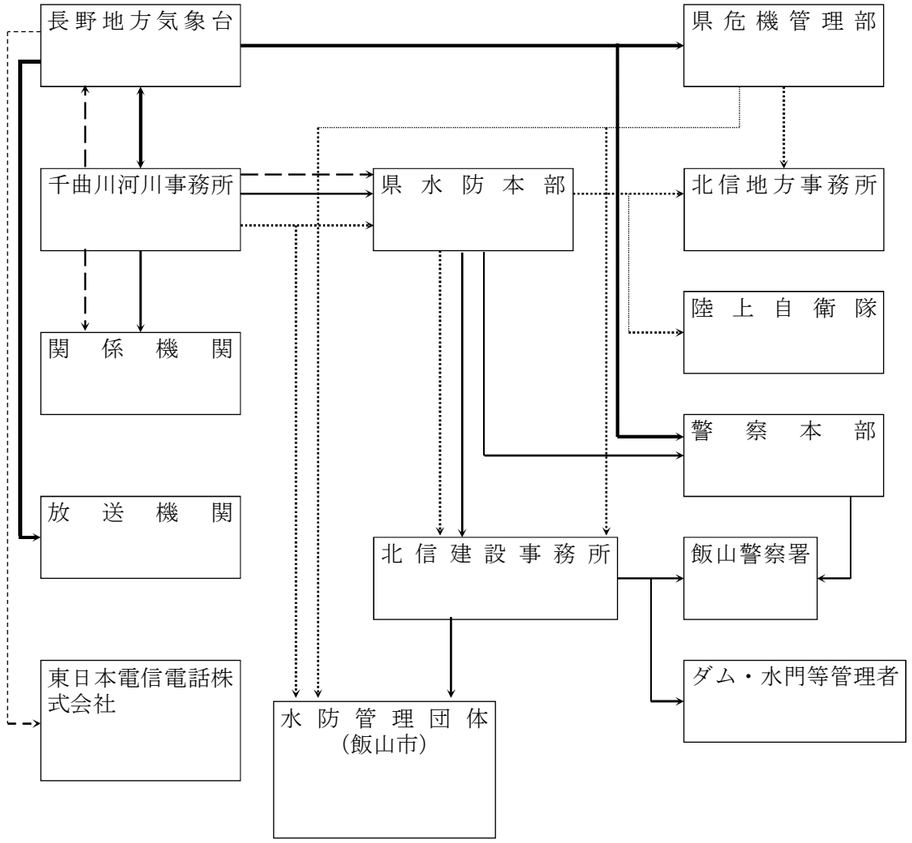

（注）　―――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
　　…… は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
　　━━━ は、長野地方気象台から関係機関へオンライン配信による伝達を示す。
　　- - - - - は、オンラインによる伝達を示す。
　　- - - - - は、電子メールによる伝達を示す。

新

(ｲ)　水防警報（国土交通大臣が行うもの）
〈千曲川・犀川〉

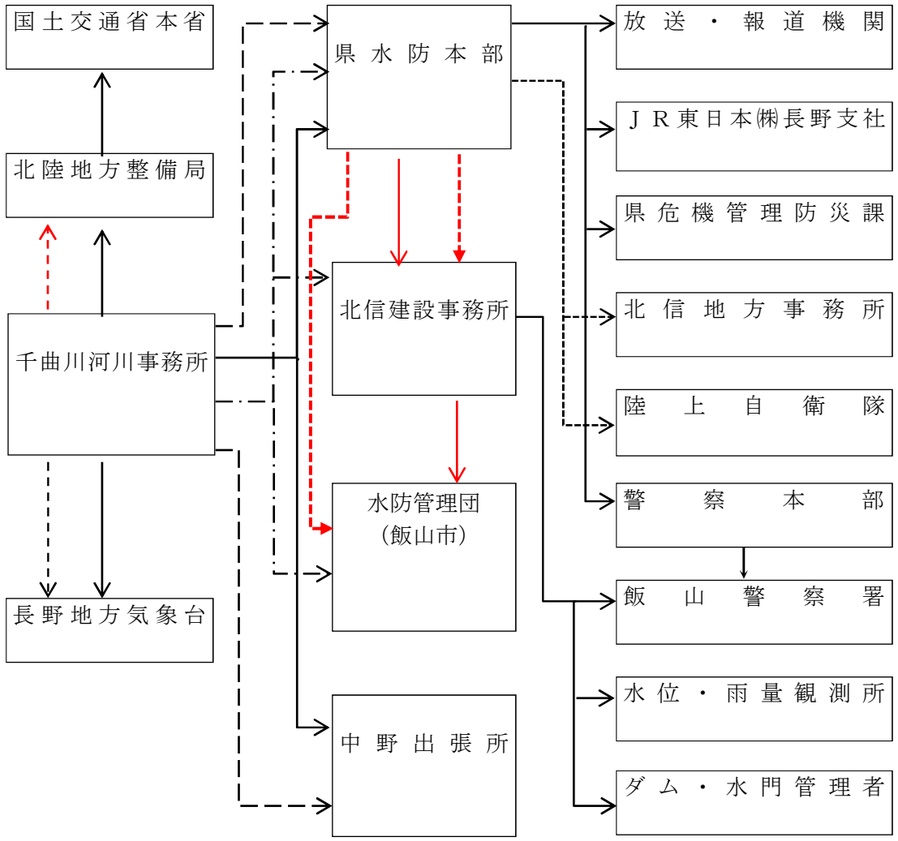

（注）　――――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
　　…… は、防災行政無線による伝達を示す。
　　-·-·-·- は、ＨＰ「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統である。
　　-------- は、電子メールによる伝達を示す。

旧

(ｲ)　水防警報（国土交通大臣が行うもの）
〈千曲川・犀川〉

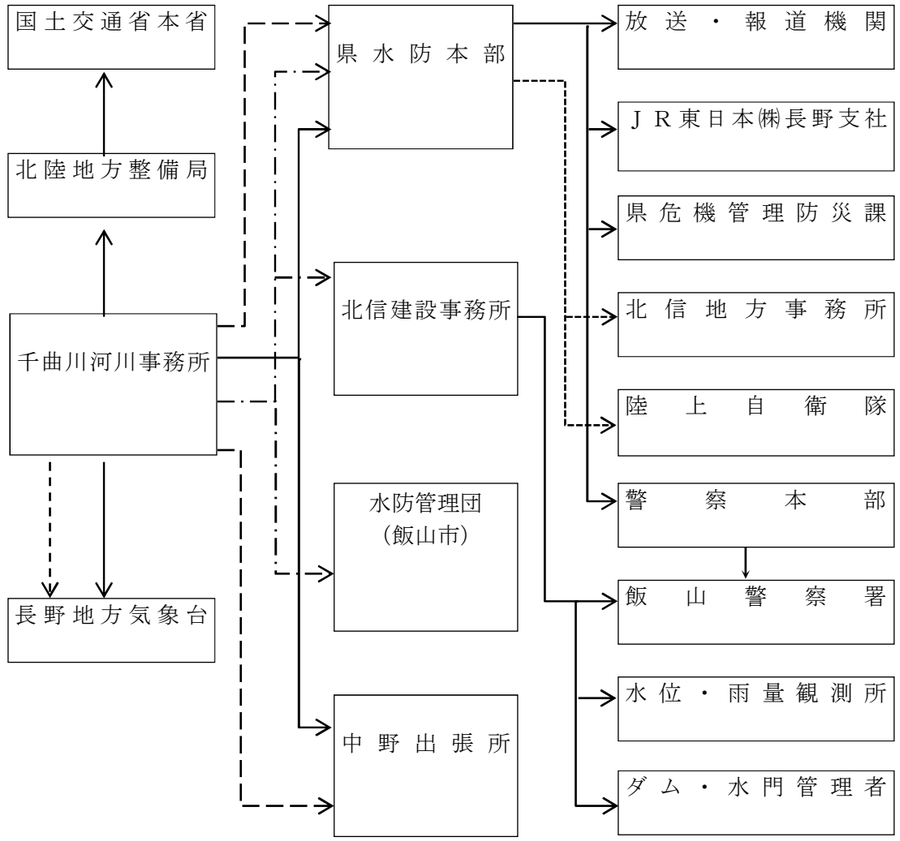

（注）　――――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
　　…… は、ファクシミリによる伝達を示す。
　　-·-·-·- は、ＨＰ「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統である。
　　-------- は、電子メールによる伝達を示す。

新	旧
㈦　水防警報（知事が行うもの） 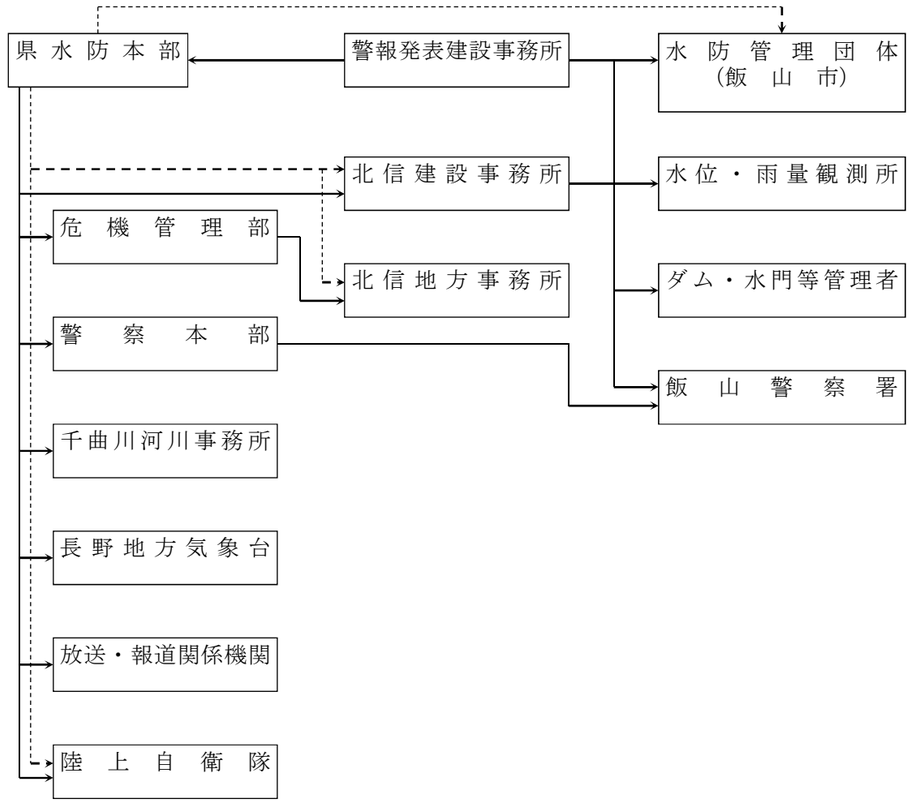 （注）　――――　は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。 ----------　は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。	㈦　水防警報（知事が行うもの） 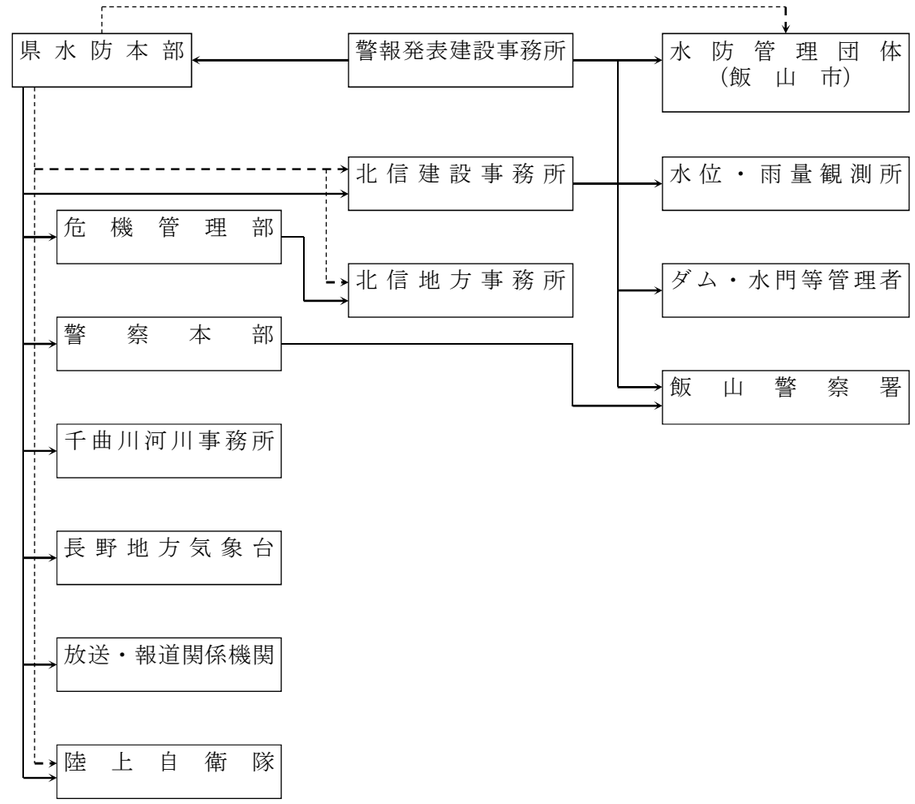 （注）　――――　は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。 ----------　は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

新

㈡　水位情報の通知（知事が行うもの）

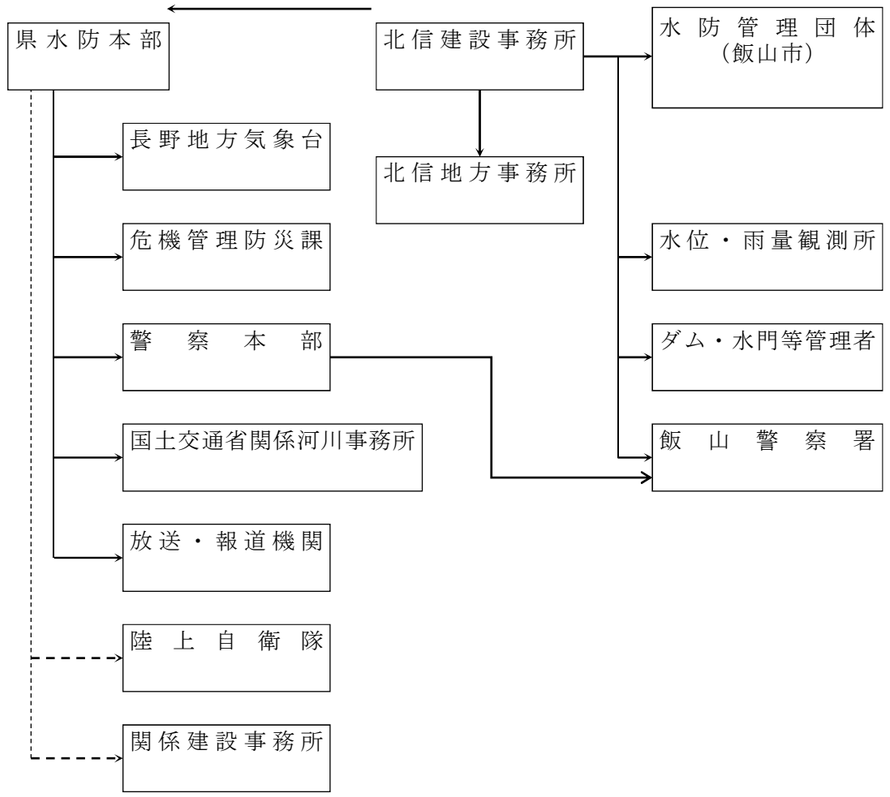

（注）┈┈┈ は水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
——— は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

イ　各機関における実施事項

㈠　注意報、警報等の発表機関は、本節５「警報等の発表及び解除」でいう所轄の河川について警報等を発表したときは、前記アでいう各機関に通知する。

㈡　警報等の通知を受けた各機関は、前記⑴に掲げる関係機関に対し速やかに通知又は連絡あるいは報告する。

旧

㈡　水位情報の通知（知事が行うもの）

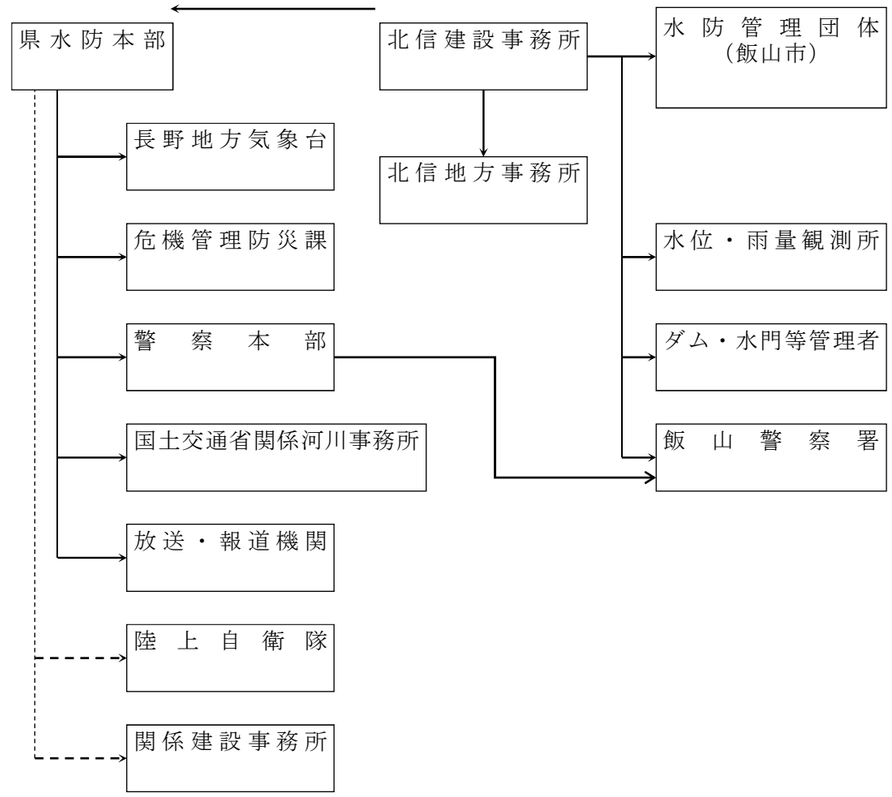

（注）┈┈┈ は水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
——— は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

イ　各機関における実施事項

㈠　注意報、警報等の発表機関は、本節５「警報等の発表及び解除」でいう所轄の河川について警報等を発表したときは、前記アでいう各機関に通知する。

㈡　警報等の通知を受けた各機関は、前記⑴に掲げる関係機関に対し速やかに通知又は連絡あるいは報告する。

新

⑶　火災気象情報

ア　伝達系統

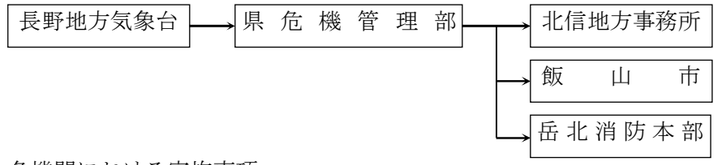

イ　各機関における実施事項

(ｱ)　長野地方気象台が火災気象通報を発表したときは、県（危機管理防災課）に通報する。

(ｲ)　危機管理防災課長は、⑴の伝達系統により速やかに通報又は連絡する。

⑷　土砂災害警戒情報

共同発表

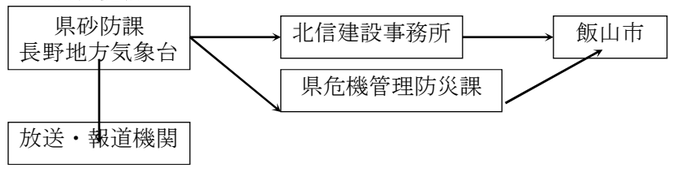

7　市における伝達系統

⑴　伝達系統図及び方法

ア　勤務時間中における伝達系統

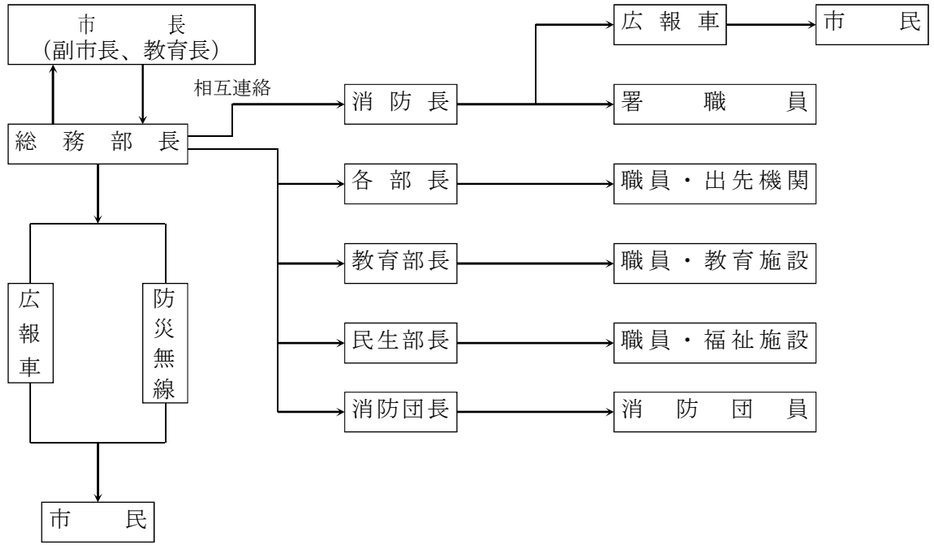

旧

⑶　火災気象情報

ア　伝達系統

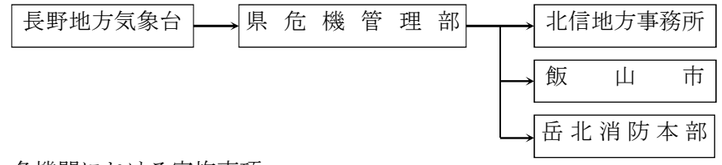

イ　各機関における実施事項

(ｱ)　長野地方気象台が火災気象通報を発表したときは、県（危機管理防災課）に通報する。

(ｲ)　危機管理防災課長は、⑴の伝達系統により速やかに通報又は連絡する。

⑷　土砂災害警戒情報

共同発表

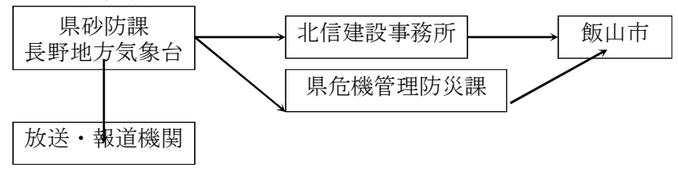

7　市における伝達系統

⑴　伝達系統図及び方法

ア　勤務時間中における伝達系統

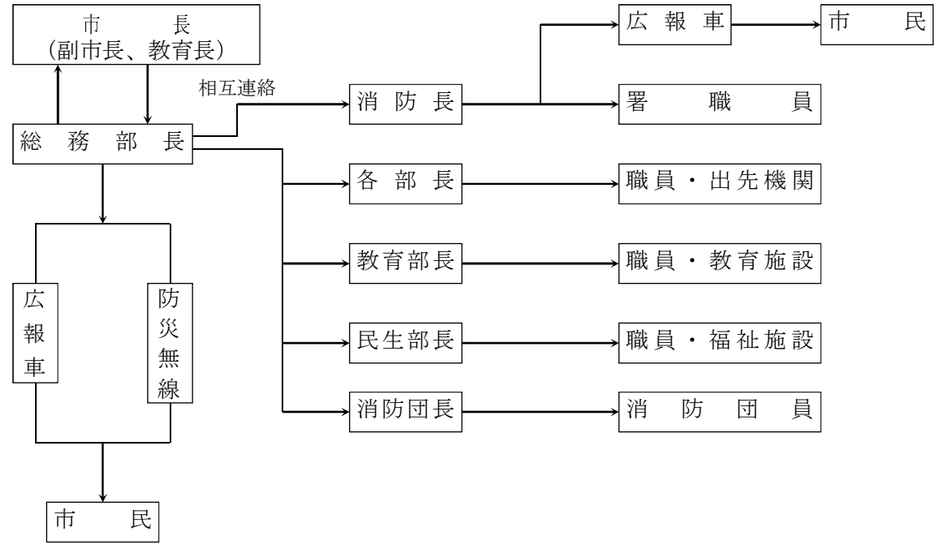

新	旧
イ　休日、勤務時間外における伝達系統 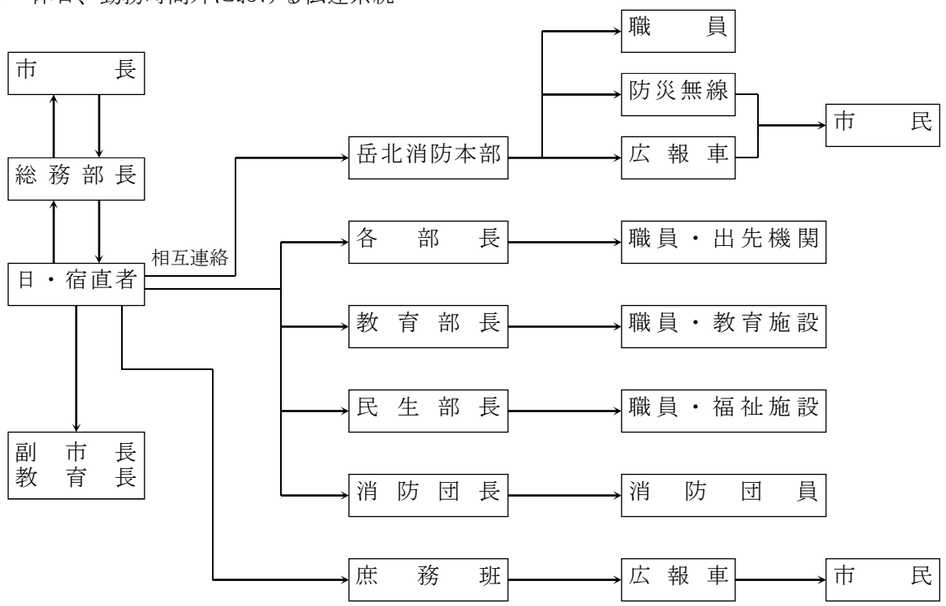 	イ　休日、勤務時間外における伝達系統 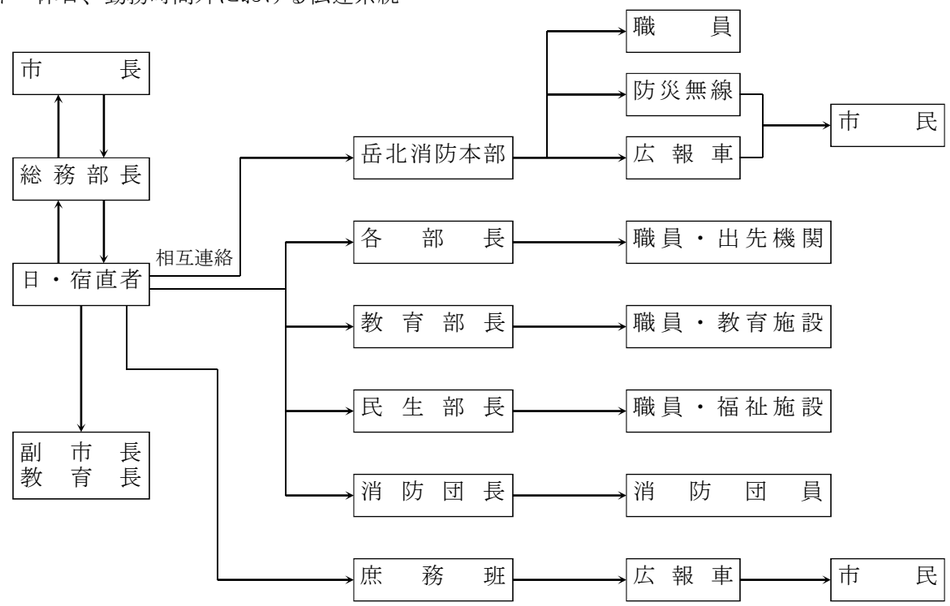
ウ　伝達要領 (ｱ)　勤務時間中の取扱い a　伝達責任者 予報、注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、総務部長とする。ただし、農畜産物に関するものは経済部長（農林課長）とする。 b　措置 (a)　総務部長は、受理した予警報等を直ちに市長等及び関係部課長に連絡する。 (b)　連絡を受けた関係部課長は、とるべき措置について市長の指示を受け総務部長に連絡するとともに、その措置に当たる。 (c)　総務部長は、(b)により連絡を受けたときは、庁内放送により各部課長等に通知する。 (d)　各部課長は、予想される事態に対して取るべき措置を、広報計画により速やかに市民、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に周知させる。 (ｲ)　休日、勤務時間外取扱い a　伝達責任者 勤務時間外及び休日における予警報等の伝達責任者は宿日直者とする。 b　措置 (a)　宿日直者は、受領した予警報等を直ちに総務部長及び関係部課長等に通知するとともに、市長に報告する。 (b)　以下(ｱ)に準じて措置する。	ウ　伝達要領 (ｱ)　勤務時間中の取扱い a　伝達責任者 予報、注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、総務部長とする。ただし、農畜産物に関するものは経済部長（農林課長）とする。 b　措置 (a)　総務部長は、受理した予警報等を直ちに市長等及び関係部課長に連絡する。 (b)　連絡を受けた関係部課長は、とるべき措置について市長の指示を受け総務部長に連絡するとともに、その措置に当たる。 (c)　総務部長は、(b)により連絡を受けたときは、庁内放送により各部課長等に通知する。 (d)　各部課長は、予想される事態に対して取るべき措置を、広報計画により速やかに市民、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に周知させる。 (ｲ)　休日、勤務時間外取扱い a　伝達責任者 勤務時間外及び休日における予警報等の伝達責任者は宿日直者とする。 b　措置 (a)　宿日直者は、受領した予警報等を直ちに総務部長及び関係部課長等に通知するとともに、市長に報告する。 (b)　以下(ｱ)に準じて措置する。

新

第２節　災害情報の収集・連絡活動

災害が発生した場合、市及び各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

１　報告の種別

⑴　概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

⑵　被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

⑶　被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

２　被害状況等の調査と調査責任機関

⑴　概況速報

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が実施し、総務部企画財政課がとりまとめ集計を行い、北信地方事務所地域政策課に報告する。

担当課	責任者	担　当　者	調　査　担　当　者　協　力　者
企画財政課	課　長	企画調整係長	関係各課　各区長　生産者団体等

⑵　被害調査報告

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が関係機関、団体、各区長及び施設管理者等の協力を得て実施する。

なお、各課における班編成、担当区域等は実情に則し各課で別途定める。

調査に当たっては、相互に連絡を密にし調査の脱漏重複等のないように十分に留意し、異なった被害状況調査等は調整する。

また、被害が甚大であり、市において被害調査ができないとき、又は調査に専門技術を要するため市が単独ではできないときは、県の現地機関等に応援を求めて行う。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

被害調査報告担当表

	報告の種類	担　当　課	担　当　者	協　力　機　関	様式番号

旧

第２節　災害情報の収集・連絡活動

災害が発生した場合、市及び各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

１　報告の種別

⑴　概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

⑵　被害中間報告

被害状況を収集し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

⑶　被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

２　被害状況等の調査と調査責任機関

⑴　概況速報

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が実施し、総務部企画財政課がとりまとめ集計を行い、北信地方事務所地域政策課に報告する。

担当課	責任者	担　当　者	調　査　担　当　者　協　力　者
企画財政課	課　長	企画調整係長	関係各課　各区長　生産者団体等

⑵　被害調査報告

被害状況の調査は、被害種別ごとに関係各課が関係機関、団体、各区長及び施設管理者等の協力を得て実施する。

なお、各課における班編成、担当区域等は実情に則し各課で別途定める。

調査に当たっては、相互に連絡を密にし調査の脱漏重複等のないように十分に留意し、異なった被害状況調査等は調整する。

また、被害が甚大であり、市において被害調査ができないとき、又は調査に専門技術を要するため市が単独ではできないときは、県の現地機関等に応援を求めて行う。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

被害調査報告担当表

	報告の種類	担　当　課	担　当　者	協　力　機　関	様式番号

新

1	［人的家屋被害］ 人的被害 家屋土地被害	市民環境課 税務課	市民係長 資産税係長	各区長　民生委員 各区長	２号
2	避難勧告・避難指示等避難状況	企画財政課	企画調整係長	各区長	２－１号
3	社会福祉施設	保健福祉課	社会福祉係長 障がい福祉係長	各区長　民生委員 日赤奉仕団	３号
4	［農業関係被害］ 農・畜産業被害 農地農業用施設	 農林課 農林課	 農業振興係長 耕地林務係長	 各区長　各農協 生産者団体 各区長　土地改良区	５号
5	林業関係被害	農林課	耕地林務係長	各区長　森林組合	６号
6	土木関係被害	道路河川課	監理係長	各区長	７号
７－１ 2	都市施設被害 下水道施設被害	まちづくり課 上下水道課	計画係長 業務係長	関係区長 〃	８号 ８号
8	水道施設被害	上下水道課	業務係長	各区長　各簡易水道組合	９号
9	廃棄物処理施設被害	市民環境課	生活環境係長		10号
10	感染症関係被害	保健福祉課	健康増進係長	各区長	11号
11	医療施設被害	保健福祉課	健康増進係長	各区長	12号
12	商工関係被害	商工観光課	商工係長	商工会議所	13号
13	観光施設被害	商工観光課	観光係長	観光協会　（一社）信州いいやま観光局	14号

旧

1	［人的家屋被害］ 人的被害 家屋土地被害	市民環境課 税務課	市民係長 資産税係長	各区長　民生委員 各区長	２号
2	避難勧告・避難指示等避難状況	企画財政課	企画調整係長	各区長	２－１号
3	社会福祉施設	保健福祉課	社会福祉係長 障がい福祉係長	各区長　民生委員 日赤奉仕団	３号
4	［農業関係被害］ 農・畜産業被害 農地農業用施設	 農林課 農林課	 農業振興係長 耕地林務係長	 各区長　各農協 生産者団体 各区長　土地改良区	５号
5	林業関係被害	農林課	耕地林務係長	各区長　森林組合	６号
6	土木関係被害	道路河川課	監理係長	各区長	７号
７－１ 2	都市施設被害 下水道施設被害	まちづくり課 上下水道課	計画係長 業務係長	関係区長 〃	８号 ８号
8	水道施設被害	上下水道課	業務係長	各区長　各簡易水道組合	９号
9	廃棄物処理施設被害	市民環境課	生活環境係長		10号
10	感染症関係被害	保健福祉課	健康増進係長	各区長	11号
11	医療施設被害	保健福祉課	健康増進係長	各区長	12号
12	商工関係被害	商工観光課	商工観光係長	商工会議所	13号
13	観光施設被害	商工観光課	商工観光係長	観光協会　（一社）信州いいやま観光局	14号

新

14	［教育関係施設被害］ 学校施設 社会教育施設 体育施設	 子ども育成課 ~~市民学習支援課~~ ~~スポーツ推進室~~	 学校教育係長 社会教育係長 スポーツ推進係長	 各学校長	15号
15	市有財産被害	庶務課	管財係長	関係区長	17号
16	火災	岳北消防本部	警防係長		19号
17	特定の事故	岳北消防本部	警防係長		19の２号

３　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項　　目	認　　定　　基　　準
死　　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し､医師の治療を受けまたは受ける必要があるもののうち､「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みのものとし､「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのものとする。
住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非　住　家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住　家　全　壊 （全焼、全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修に

旧

14	［教育関係施設被害］ 学校施設 社会教育施設 体育施設	 子ども課 スポーツ生涯学習課 学習支援課 スポーツ生涯学習課	 学校教育係長 生涯学習係長 公民館係長 スポーツ振興係長	 各学校長	15号
15	市有財産被害	庶務課	管財係長	関係区長	17号
16	火災	岳北消防本部	警防係長		19号
17	特定の事故	岳北消防本部	警防係長		19の２号

３　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次表のとおりとする。

項　　目	認　　定　　基　　準
死　　者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
重傷者・軽傷者	災害のため負傷し､医師の治療を受けまたは受ける必要があるもののうち､「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みのものとし､「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのものとする。
住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
非　住　家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住　家　全　壊 （全焼、全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修に

新

	より元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

（注）

⑴　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

⑵　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

⑶　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

４　災害情報の収集・連絡系統

⑴　被害報告等

ア　被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、第７編**資料５－１**のとおりである。これらの報告

旧

	より元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50％以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形をとどめない程度のものをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

（注）

⑴　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

⑵　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

⑶　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

４　災害情報の収集・連絡系統

⑴　被害報告等

ア　被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、第７編**資料５－１**のとおりである。これらの報告

新	旧
は、関係各課等において地方事務所、建設事務所、保健福祉事務所等県現地機関へ行うことを原則とするが、緊急を要する場合は、直接県へ報告しその後地方事務所等へ報告する。 なお、各課等は、県機関等へ報告した「写」を企画財政課へ提出する。企画財政課ではこれを整理集計する。 イ　市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は北信地方事務所長に応援を求める。 ウ　次の場合は、消防庁に対して直接報告する。 なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。 ⑺　県に報告できない場合 県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。 ⑴　消防庁に報告すべき災害が発生した場合 火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市及び岳北消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。）	は、関係各課等において地方事務所、建設事務所、保健福祉事務所等県現地機関へ行うことを原則とするが、緊急を要する場合は、直接県へ報告しその後地方事務所等へ報告する。 なお、各課等は、県機関等へ報告した「写」を企画財政課へ提出する。企画財政課ではこれを整理集計する。 イ　市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は北信地方事務所長に応援を求める。 ウ　次の場合は、消防庁に対して直接報告する。 なお、災害発生後の第一報（即報）は、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。 ⑺　県に報告できない場合 県との通信手段が途絶するなど、被災状況により県への報告ができない場合には、直接消防庁に報告する。ただし、この場合にも市は県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は、県に対して報告する。 ⑴　消防庁に報告すべき災害が発生した場合 火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号）の「直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知した場合、市及び岳北消防本部は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても報告する。（この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うことになっている。）

新

５　通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

飯山市の災害情報連絡系統図

⑴　概況速報（様式１号）

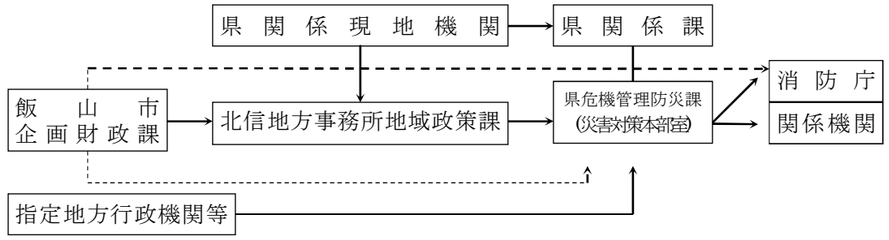

⑵　人的及び住家の被害状況報告　（様式２号）
避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告（様式２－１号）

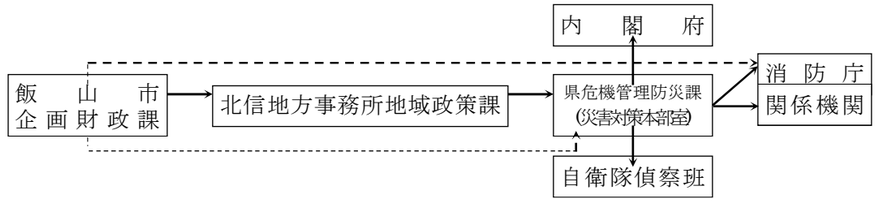

※行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外のものは外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡するものとする。

⑶　社会福祉施設被害状況報告（様式３号）

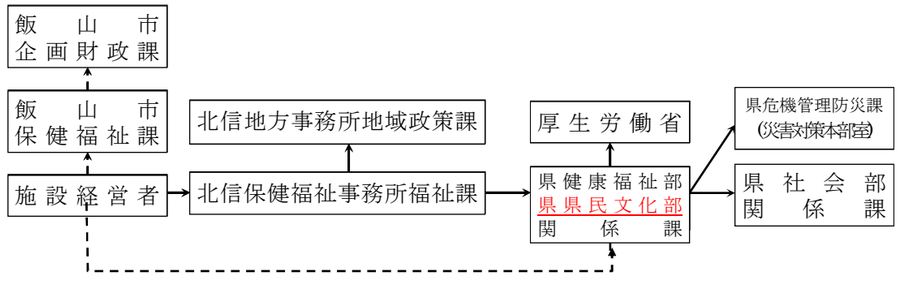

旧

５　通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

飯山市の災害情報連絡系統図

⑴　概況速報（様式１号）

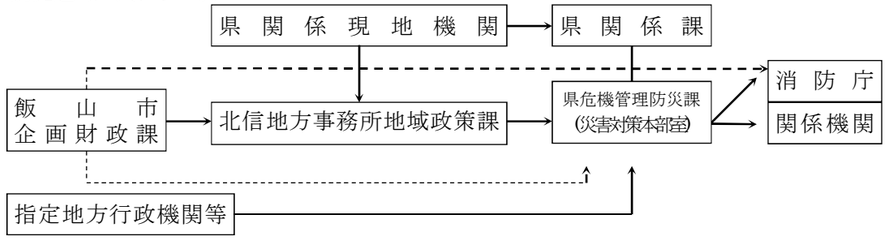

⑵　人的及び住家の被害状況報告　（様式２号）
避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告（様式２－１号）

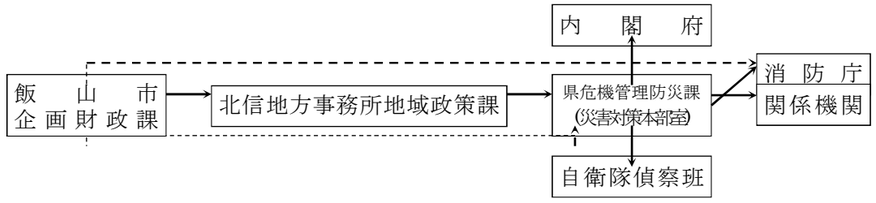

※行方不明者として把握したものが、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外のものは外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）にも連絡するものとする。

⑶　社会福祉施設被害状況報告（様式３号）

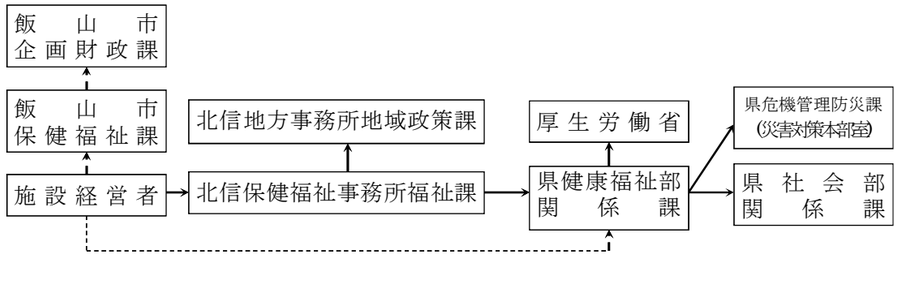

新

(4)　農業関係被害状況報告（様式５号）

ア　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

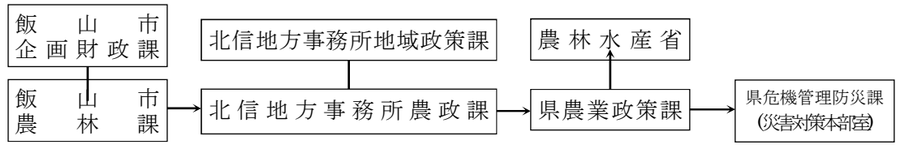

イ　農地・農業用施設被害状況報告

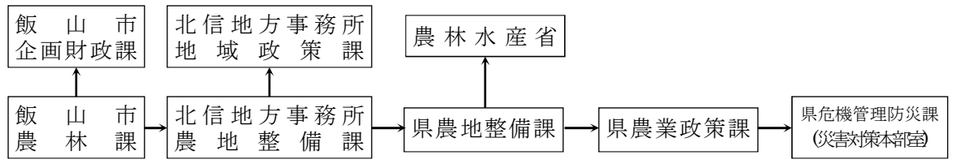

(5)　林業関係被害状況報告（様式６号）

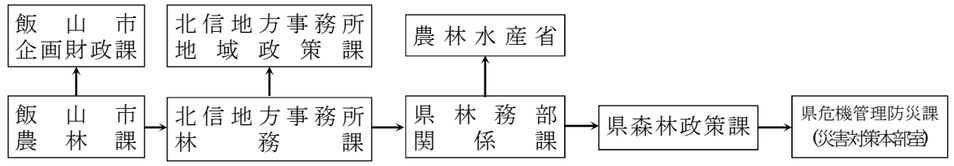

(6)　土木関係被害状況報告（様式７号）

ア　公共土木施設被害状況報告等

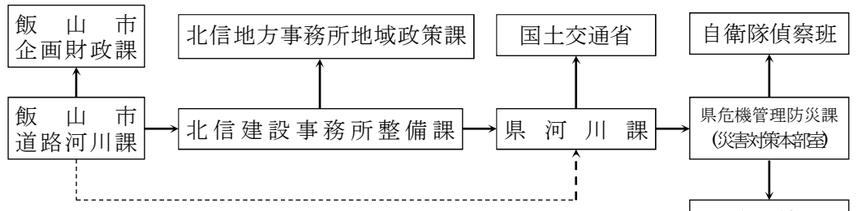

イ　土砂災害等による被害報告

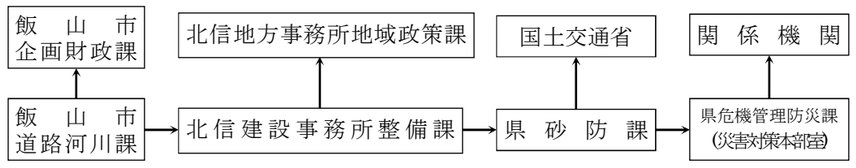

旧

(4)　農業関係被害状況報告（様式５号）

ア　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

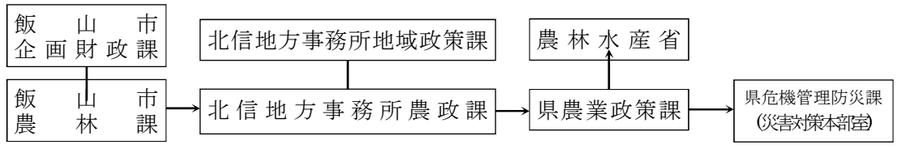

イ　農地・農業用施設被害状況報告

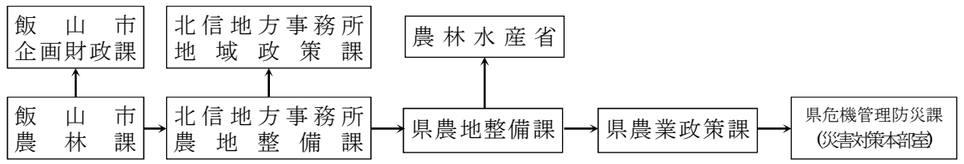

(5)　林業関係被害状況報告（様式６号）

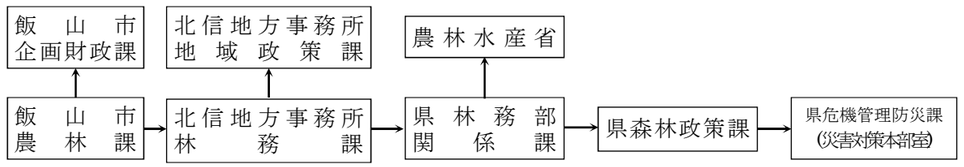

(6)　土木関係被害状況報告（様式７号）

ア　公共土木施設被害状況報告等

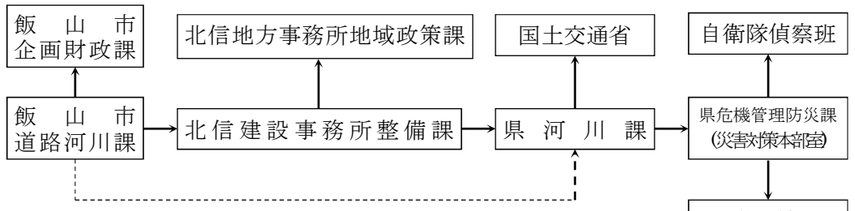

イ　土砂災害等による被害報告

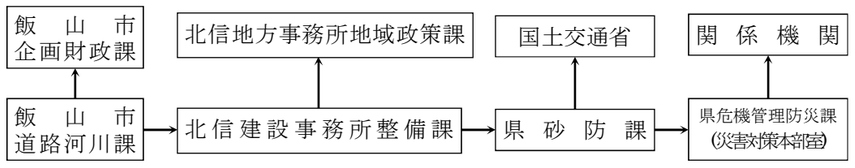

新	旧
(7)　都市施設被害状況報告（様式８号） 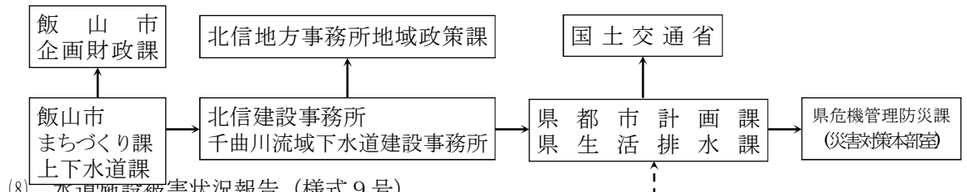 (8)　水道施設被害状況報告（様式９号） 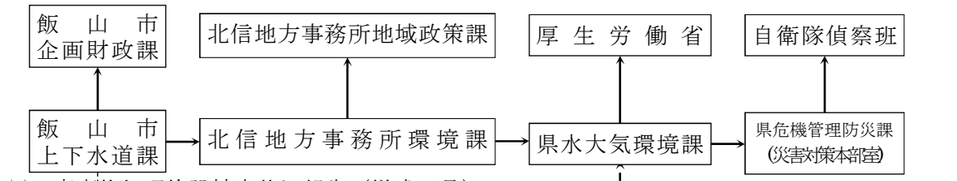 (9)　廃棄物処理施設被害状況報告（様式10号） 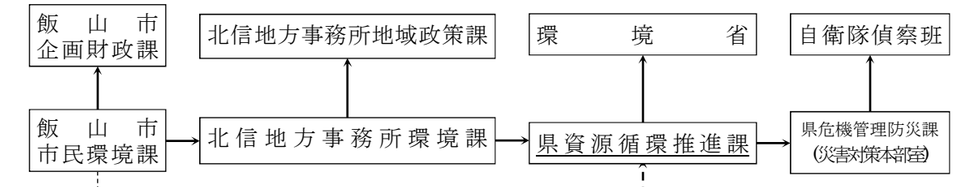 (10)　感染症関係報告（様式11号） 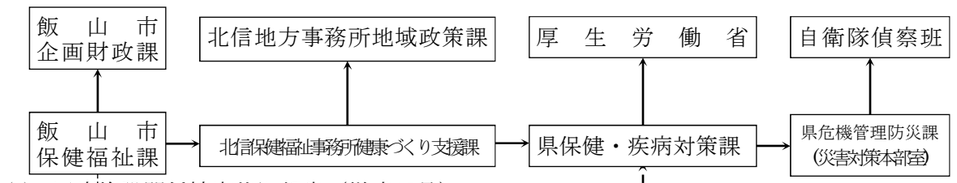 (11)　医療施設関係被害状況報告（様式12号） 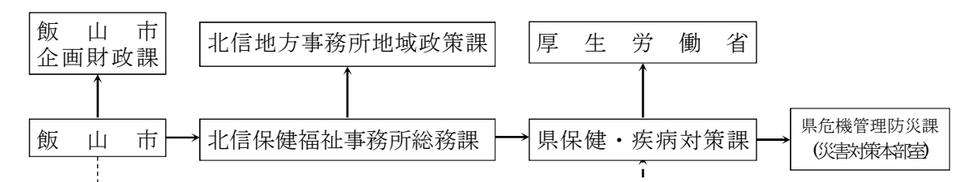 (12)　商工関係被害状況報告（様式13号） 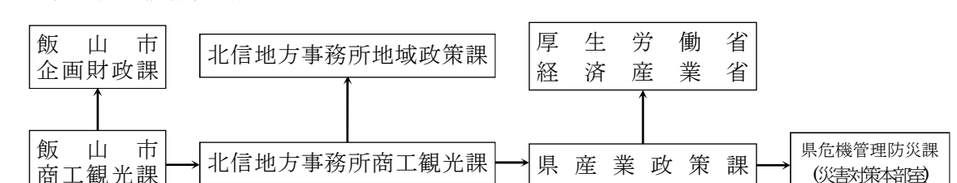	(7)　都市施設被害状況報告（様式８号） 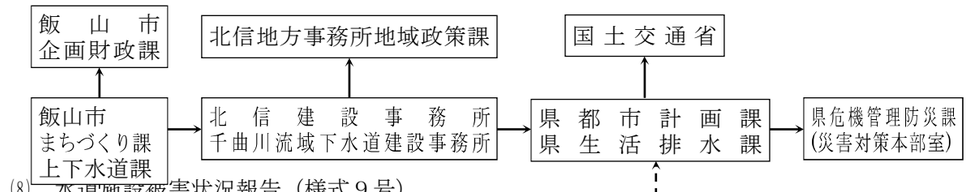 (8)　水道施設被害状況報告（様式９号） 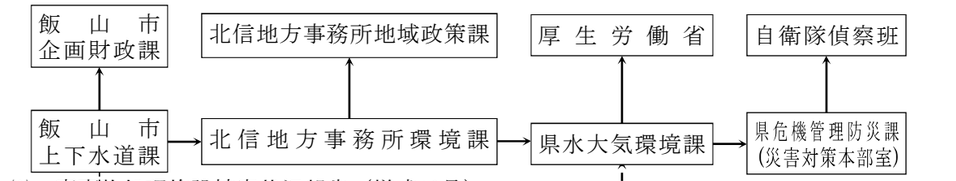 (9)　廃棄物処理施設被害状況報告（様式10号） 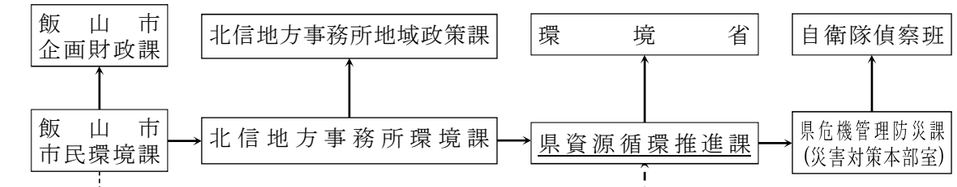 (10)　感染症関係報告（様式11号） 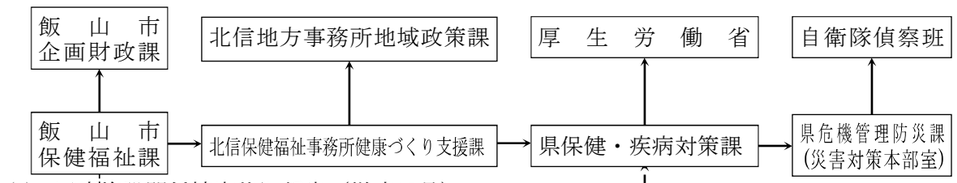 (11)　医療施設関係被害状況報告（様式12号） 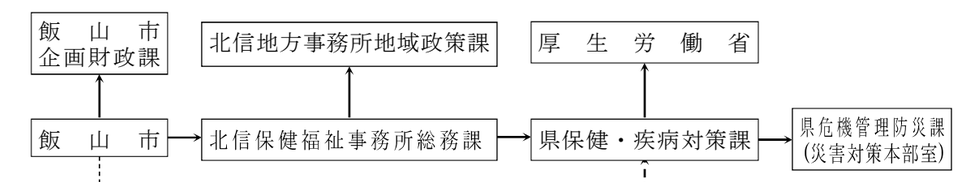 (12)　商工関係被害状況報告（様式13号） 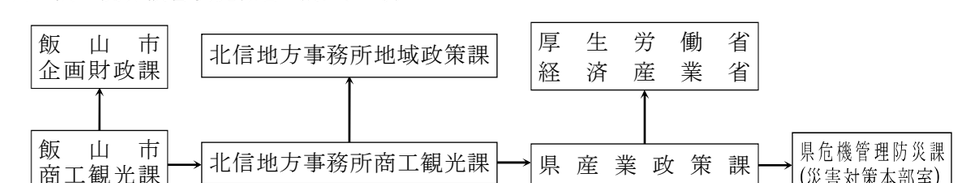

新	旧
⑬　観光施設被害状況報告（様式14号） 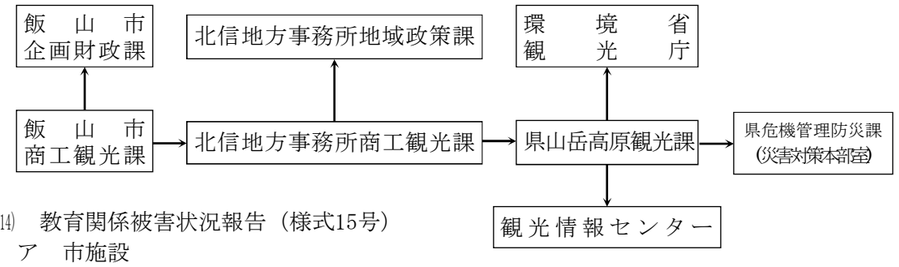	⑬　観光施設被害状況報告（様式14号） 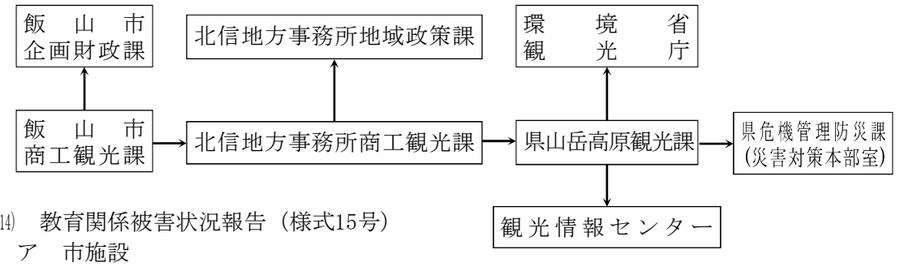
⑭　教育関係被害状況報告（様式15号） ア　市施設 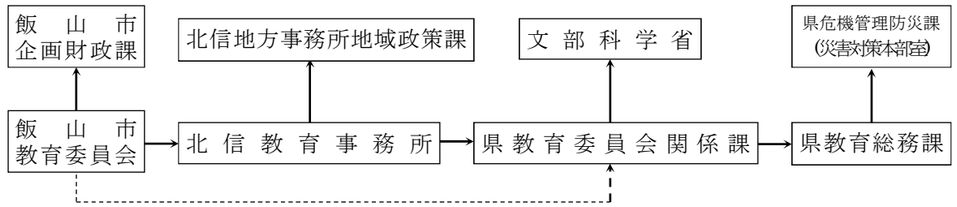	⑭　教育関係被害状況報告（様式15号） ア　市施設 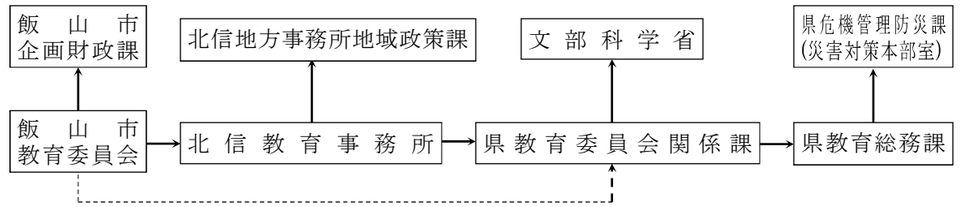
イ　文化財 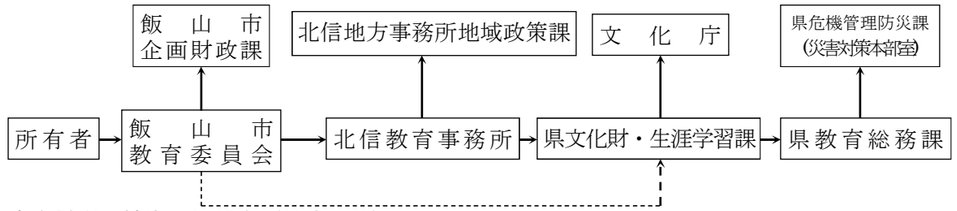	イ　文化財 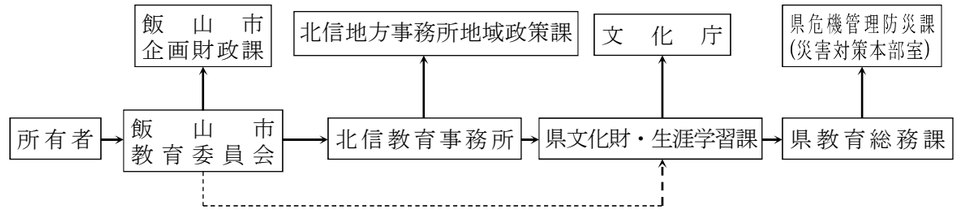
⑮　市有財産の被害状況報告（様式17号） 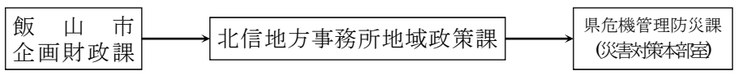	⑮　市有財産の被害状況報告（様式17号） 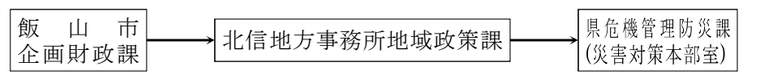
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。	注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。
⑯　火災即報（様式19号） 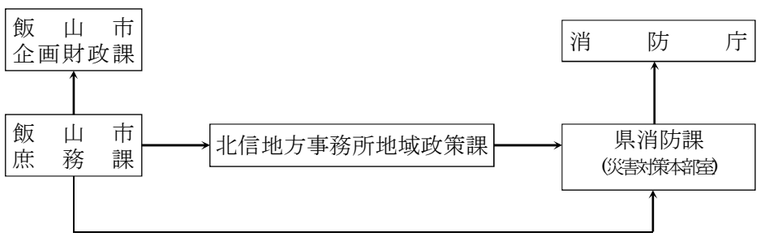	⑯　火災即報（様式19号） 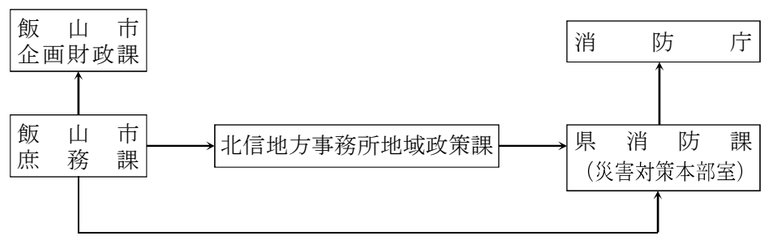

新

⑰　火災等即報（危険物に係る事故）

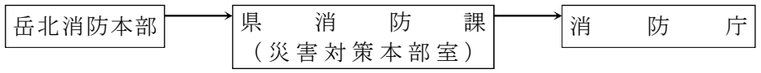

⑱　警察調査被害状況報告（様式20号）

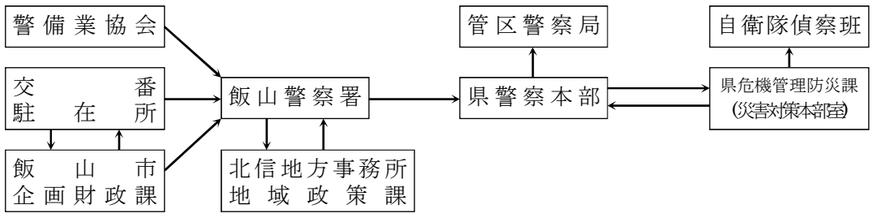

⑲　水防情報
雨量・水位の通報

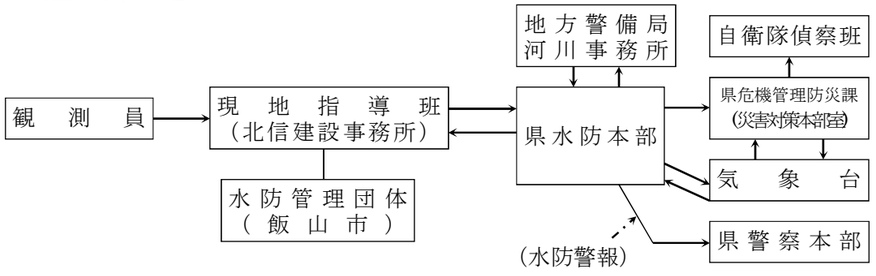

旧

⑰　火災等即報（危険物に係る事故）

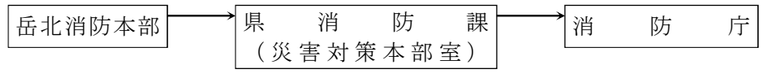

⑱　警察調査被害状況報告（様式20号）

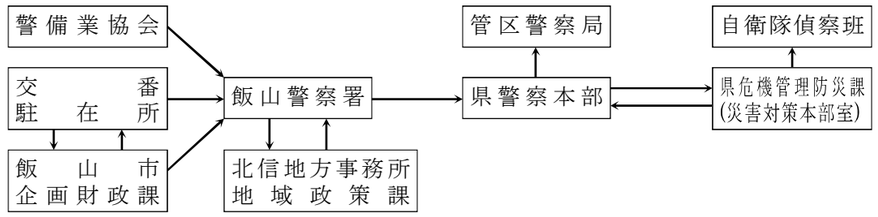

⑲　水防情報
雨量・水位の通報

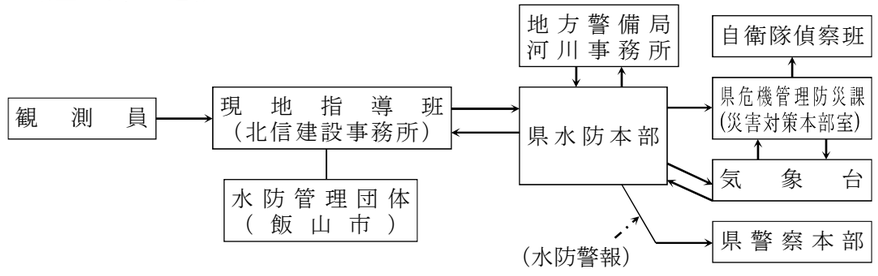

新

第3節　非常参集職員の活動

市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

１　動員体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の動員体制をとる。

⑴　配備基準等

配　備　区　分	配　　備　　時　　期	配　　備　　内　　容
第１配備 （警戒１次体制） 警戒の体制	○気象業務法に基づく警報（状況により注意報も含む）が発表されたとき ○局地的な集中豪雨、台風の接近 ○千曲川増水 立ヶ花観測所 水防団待機水位　３ｍ超	○各課長等は、所管の業務の中で、職員を配置し、情報収集及び状況調査するとともに災害の未然防止に努め、必要に応じて総務部長に報告する。 ○総務部長は、関係部長と協議して対応策、配備体制を検討し、必要に応じて理事者に報告する。
第２配備 （警戒２次体制） 「警戒本部」の設置 （災害発生前の体制）	○災害発生のおそれがあるとき ○市長が必要と認めたとき ○千曲川増水 立ヶ花観測所 はん濫注意水位　５ｍ超	○市長は、庁議を招集し、気象情報・各種状況等の情報交換と今後の対応について協議し、警戒本部を設置する。各部長等は第２配備（警戒２次体制）をとり、状況調査、災害防止に努める。 ○活性化センター所長は、関係地区の情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第３配備 （非常１次体制）	○市内に災害が発生したとき ○土砂災害警戒情報が発令され	○各対策部長は、第３配備（非常１次体制）をとり、被害調

旧

第３節　非常参集職員の活動

市は、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

１　動員体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ次の動員体制をとる。

⑴　配備基準等

配　備　区　分	配　　備　　時　　期	配　　備　　内　　容
第１配備 （警戒１次体制） 警戒の体制	○気象業務法に基づく警報（状況により注意報も含む）が発表されたとき ○局地的な集中豪雨、台風の接近 ○千曲川増水 立ヶ花観測所 水防団待機水位　３ｍ超	○各課長等は、所管の業務の中で、職員を配置し、情報収集及び状況調査するとともに災害の未然防止に努め、必要に応じて総務部長に報告する。 ○総務部長は、関係部長と協議して対応策、配備体制を検討し、必要に応じて理事者に報告する。
第２配備 （警戒２次体制） 「警戒本部」の設置 （災害発生前の体制）	○災害発生のおそれがあるとき ○土砂災害警戒情報が発令されたとき ○市長が必要と認めたとき ○千曲川増水 立ヶ花観測所 はん濫注意水位　５ｍ超	○市長は、庁議を招集し、気象情報・各種状況等の情報交換と今後の対応について協議し、警戒本部を設置する。各部長等は第２配備（警戒２次体制）をとり、状況調査、災害防止に努める。 ○活性化センター所長は、関係地区の情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第３配備 （非常１次体制）	○市内に災害が発生したとき	○各対策部長は、第３配備（非常１次体制）をとり、被害調

新

「災害対策本部」の設置 （災害発生時の体制）	たとき ○特別警報が発表されたとき ○市長が必要と認めたとき ○千曲川増水 9.0m、避難準備情報発令 9.4m、避難勧告発令	査、被害拡大防止、応急復旧等につとめる。 ○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第４配備 （非常２次体制） 「災害対策本部」の設置 （激甚又は大規模な災害発生時の体制）	○激甚又は大規模な災害が発生したとき ○第３配備（非常体制）では対応できないとき	○各対策部長は第４配備（非常２次体制）をとり被害調査、被害拡大防止、応急復旧等に努める。 ○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて各部門間の応援体制をとる。

旧

「災害対策本部」の設置 （災害発生時の体制）	○特別警報が発表されたとき ○市長が必要と認めたとき ○千曲川増水 飯山観測所水位8.5m超、避難準備等発表	査、被害拡大防止、応急復旧等につとめる。 ○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて職員配置を増強する。
第４配備 （非常２次体制） 「災害対策本部」の設置 （激甚又は大規模な災害発生時の体制）	○激甚又は大規模な災害が発生したとき ○第３配備（非常体制）では対応できないとき	○各対策部長は第４配備（非常２次体制）をとり被害調査、被害拡大防止、応急復旧等に努める。 ○活性化センター所長は、関係地区の被害情報収集と本部との連絡調整に当たる。 ○必要に応じて各部門間の応援体制をとる。

新

(2)　配備指令の伝達及び動員配備

ア　伝達系統

警戒、非常配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の系統により実施する。

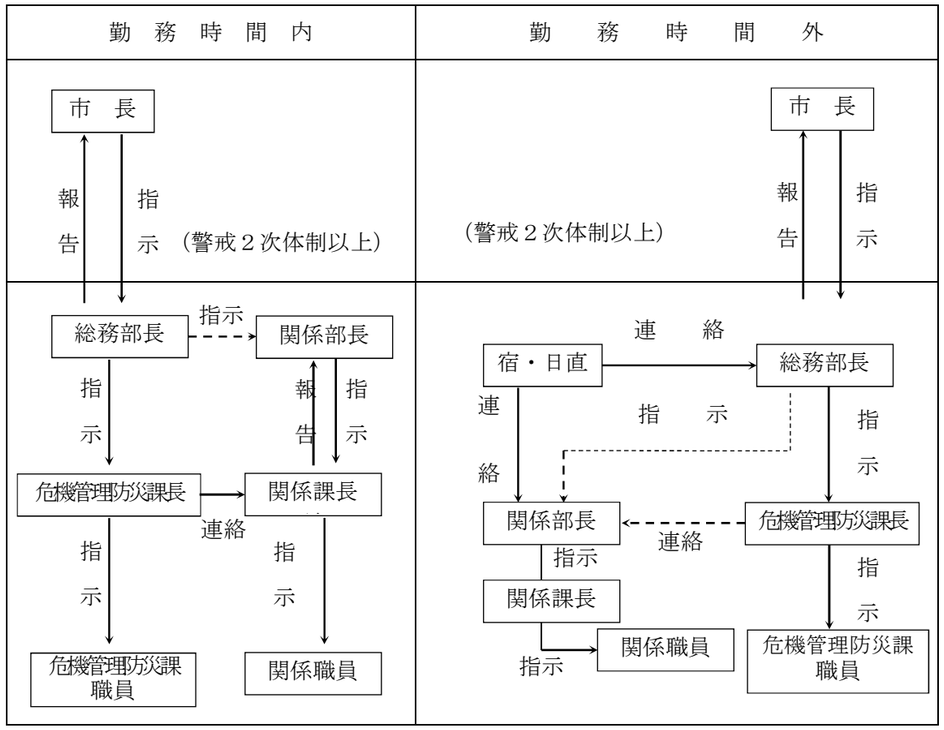

イ　時間外の動員方法

職員への連絡は、携帯電話のメール又は防災行政無線により行う。

また、各部長等は電話、急使、その他による連絡方法を予め定めておく。

ウ　通信途絶時の動員方法

職員は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに配備基準表により登庁する。

エ　交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は自宅、又は避難所に指定された場所で待機し、上司の指示を受ける。

旧

(2)　配備指令の伝達及び動員配備

ア　伝達系統

警戒、非常配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の系統により実施する。

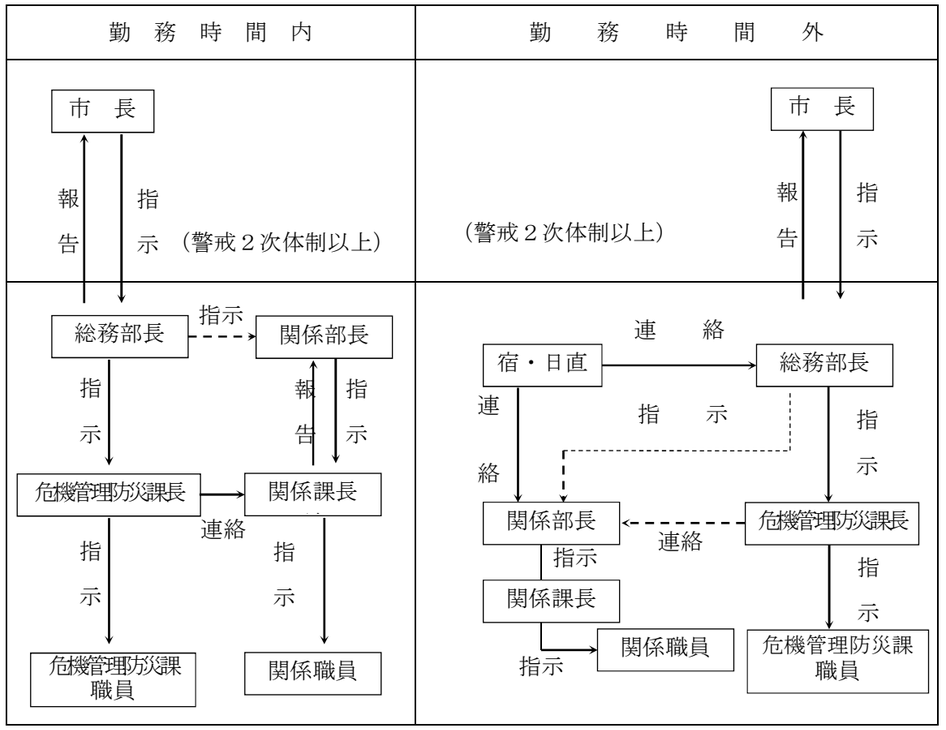

イ　時間外の動員方法

職員への連絡は、携帯電話のメール又は防災行政無線により行う。

また、各部長等は電話、急使、その他による連絡方法を予め定めておく。

ウ　通信途絶時の動員方法

職員は動員命令がない場合であっても、テレビ、ラジオ等により災害が発生し、又は発生のおそれがあることを覚知したときは、直ちに配備基準表により登庁する。

エ　交通途絶時の動員方法

交通途絶により登庁できない職員は自宅、又は避難所に指定された場所で待機し、上司の指示を受ける。

新

風水害等における配備基準

（平成27年４月１日現在）

対策部	班	第１配備 警戒１次体制 警戒の態勢	第２配備 警戒２次体制 警戒本部設置	第３配備 非常１次体制 災害対策本部設置	第４配備 非常２次体制 災害対策本部設置
総務対策部	危機管理防災班	2	3	3	※ただし、警報の種類により各班で配備人員を増強 ／ ※ただし、発生するおそれのある災害の種類と範囲により、各班で配備人員を増強 ／ ※災害の種類と範囲及び規模により各班で配備人員を増強（被災地域の区長・消防団員を考慮） ／ ※災害の種類、規模、地域にかかわらず、全職員（被災地域の区長・消防団員を考慮）
	庶務班（選管含む）	1	5	8	
	企画財政班	1	3	5	
	税務班		4	6	
	会計班		2	3	
	小　計	4	17	25	
民生対策部	市民環境班		4	10	
	保健福祉班（支援C含む）	2	6	22	
	小　計	2	10	32	
経済対策部	農林班（農委含む）	1	7	12	
	商工観光班（広域観光含む）		6	6	
	小　計	1	13	18	
建設水道対策部	道路河川班	2	12	12	
	まちづくり班（移住定住含む）	2	8	13	
	上下水道班	3	12	12	
	小　計	7	32	37	
教育対策部	子ども育成班	2	6	8	
	スポーツ推進班（人権含む）	1	3	6	
	小　計	3	9	14	
文化振興対策部	市民学習支援班	1	3	6	
	文化交流班	3	3	3	
	小　計	4	6	9	
議会対策部	議会班（監査含む）	1	2	4	

旧

風水害等における配備基準

（平成26年４月１日現在）

対策部	班	第１配備 警戒１次体制 警戒の態勢 増水時等で軽微な対応		第２配備 警戒２次体制 警戒本部設置	第３配備 非常１次体制 災害対策本部設置	第４配備 非常２次体制 災害対策本部設置
総務対策部	危機管理防災課	1	2	3	3	※ただし、警報の種類により各班で配備人員を増強 ／ ※ただし、発生するおそれのある災害の種類と範囲により、各班で配備人員を増強 ／ ※災害の種類と範囲及び規模により各班で配備人員を増強（被災地域の区長・消防団員を考慮） ／ ※災害の種類、規模、地域にかかわらず、全職員（被災地域の区長・消防団員を考慮）
	庶務班（選管含む）	1	2	6	10	
	企画財政班	1	2	3	5	
	人権政策班			1	1	
	税務班			2	6	
	会計班			1	3	
	小　計	3	6	16	28	
民生対策部	保健福祉班（支援C含む）		2	6	20	
	市民環境班			3	10	
	小　計		2	9	30	
経済対策部	農林班（農委含む）	1	2	7	10	
	商工観光班（広域観光含む）			2	8	
	小　計	1	2	9	18	
建設水道対策部	道路河川班	1	3	12	12	
	まちづくり班	1	3	8	14	
	上下水道班		3	12	12	
	小　計	2	9	32	38	
教育対策部	子ども班	1	2	5	7	
	スポーツ生涯学習班		1	3	7	
	学習支援班		1	4	8	
	小　計	1	4	12	22	
議会対策部	議会班（監査含む）	1		2	4	
	小　計	1		2	4	

新

	小　　計	1		2		4		
消防対策部	消防班（岳北消防本部）							
	小　　計							
合　　計		２２		８９		139		

※千曲川は立ヶ花観測所の水位と上流域の降雨量、気象情報により配備人員を判断する。

２　活動体制

⑴　災害警戒本部等

ア　災害警戒本部

市長は、次のいずれかの状況に達し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

(ｱ)　大雨、暴風雨、暴風雪、大雪、洪水又は浸水の各警報のうち１つ以上が発表されたとき。

(ｲ)　災害が発生したとき。

(ｳ)　激甚な災害が発生するおそれがあるとき。

イ　水防本部

水防法第17条の規定により市長を本部長とし、洪水時における水害を警戒防御する。ただし飯山市災害警戒（対策）本部が設置されたときは、同本部の一部としてその分掌事務を処理する。

⑵　災害対策本部

ア　設置基準

市長は、次のいずれかの状況に達したときは、災害対策本部を設置する。

(ｱ)　大規模な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

(ｲ)　その他激甚な災害の発生が予想されるとき。

イ　廃止基準

(ｱ)　災害の発生するおそれがなくなったと認められるとき。

(ｲ)　災害発生後における応急対策活動がおおむね完了したとき。

(ｳ)　その他災害対策本部の設置が不要と認められるとき。

ウ　設置及び廃止の通知

警戒本部・災害対策本部を設置又は廃止した場合は、次表により直ちに防災関係機関等に通知及び公表する。

連　　絡　　先	連　絡　方　法　と　担　当　者
○　庁内各課	庁内放送　→　本　部
○　市役所出先機関	電　話　→　本　部
○　防災関係機関（第７編**資料１－１**参照）	電　話　→　各対策部
○　市　民	防災行政無線　→　庶務班

エ　本部体制

旧

消防対策部	消防班（岳北消防本部）								
	小　　計								
合　　計		8	23		80		140		

※千曲川は立ヶ花観測所の水位と上流域の降雨量、気象情報により配備人員を判断する。

２　活動体制

⑴　災害警戒本部等

ア　災害警戒本部

市長は、次のいずれかの状況に達し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置する。

(ｱ)　大雨、暴風雨、暴風雪、大雪、洪水又は浸水の各警報のうち１つ以上が発表されたとき。

(ｲ)　災害が発生したとき。

(ｳ)　激甚な災害が発生するおそれがあるとき。

イ　水防本部

水防法第17条の規定により市長を本部長とし、洪水時における水害を警戒防御する。ただし飯山市災害警戒（対策）本部が設置されたときは、同本部の一部としてその分掌事務を処理する。

⑵　災害対策本部

ア　設置基準

市長は、次のいずれかの状況に達したときは、災害対策本部を設置する。

(ｱ)　大規模な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

(ｲ)　その他激甚な災害の発生が予想されるとき。

イ　廃止基準

(ｱ)　災害の発生するおそれがなくなったと認められるとき。

(ｲ)　災害発生後における応急対策活動がおおむね完了したとき。

(ｳ)　その他災害対策本部の設置が不要と認められるとき。

ウ　設置及び廃止の通知

警戒本部・災害対策本部を設置又は廃止した場合は、次表により直ちに防災関係機関等に通知及び公表する。

連　　絡　　先	連　絡　方　法　と　担　当　者
○　庁内各課	庁内放送　→　本　部
○　市役所出先機関	電　話　→　本　部
○　防災関係機関（第７編**資料１－１**参照）	電　話　→　各対策部
○　市　民	防災行政無線　→　庶務班

エ　本部体制

新	旧
㈠　災害警戒本部、災害対策本部を総務部危機管理防災課におく。 ㈡　対策部長会議は市役所31号会議室で開催する。 ㈢　本部員会議（対策部長・班長）は市役所全員協議会室で開催する。 ㈣　本庁舎が機能しない場合には、別に定める。 オ　組織構成及び事務分掌 災害対策本部の組織構成及び事務分掌は、**別表**のとおりとする。 ⑶　現地災害対策本部の設置 本部長は、必要に応じ現地災害対策本部を設置し、市職員による現地災害対策本部長を置く。 現地災害対策本部長は、現地での指揮及び関係機関との連絡調整活動を行うとともに、現地の情報、対策活動の実施状況を速やかに本部長に報告する。 ⑷　災害救助法が適用された場合の体制 市に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。	㈠　災害警戒本部、災害対策本部を総務部危機管理防災課におく。 ㈡　対策部長会議は市役所31号会議室で開催する。 ㈢　本部員会議（対策部長・班長）は市役所全員協議会室で開催する。 ㈣　本庁舎が機能しない場合には、別に定める。 オ　組織構成及び事務分掌 災害対策本部の組織構成及び事務分掌は、**別表**のとおりとする。 ⑶　現地災害対策本部の設置 本部長は、必要に応じ現地災害対策本部を設置し、市職員による現地災害対策本部長を置く。 現地災害対策本部長は、現地での指揮及び関係機関との連絡調整活動を行うとともに、現地の情報、対策活動の実施状況を速やかに本部長に報告する。 ⑷　災害救助法が適用された場合の体制 市に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じて知事と連絡をとる。

新

別表

災害対策本部組織図

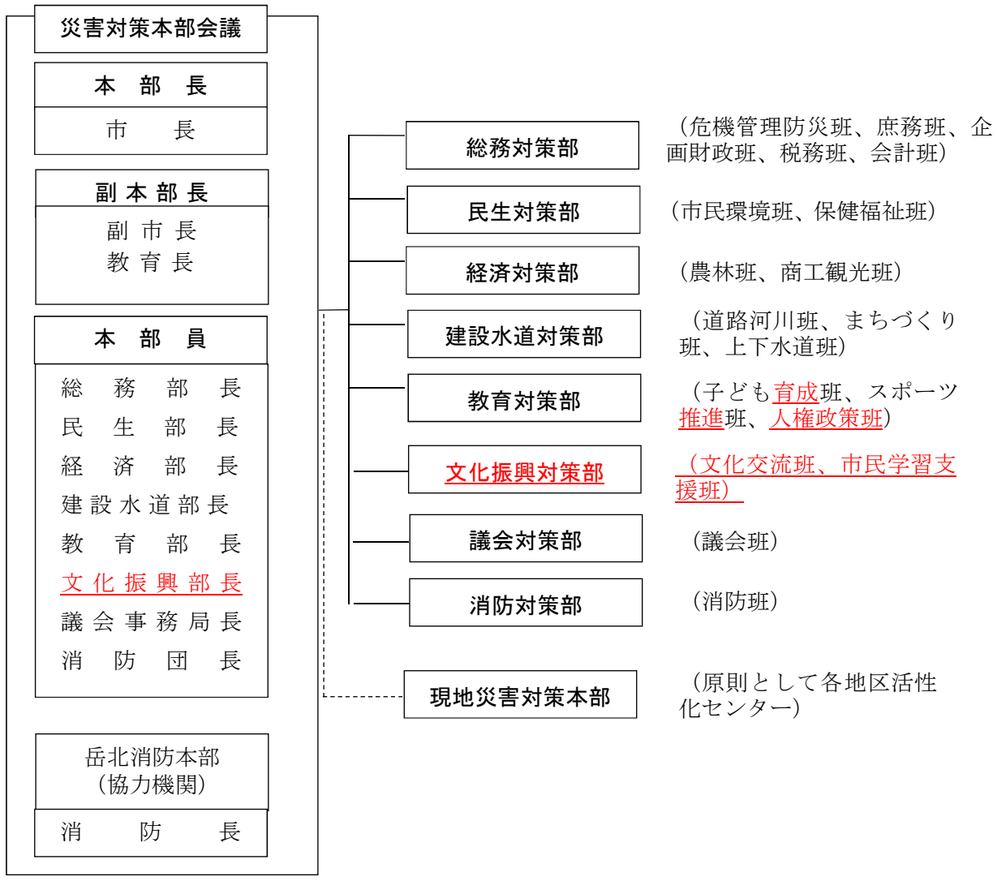

旧

別表

災害対策本部組織図

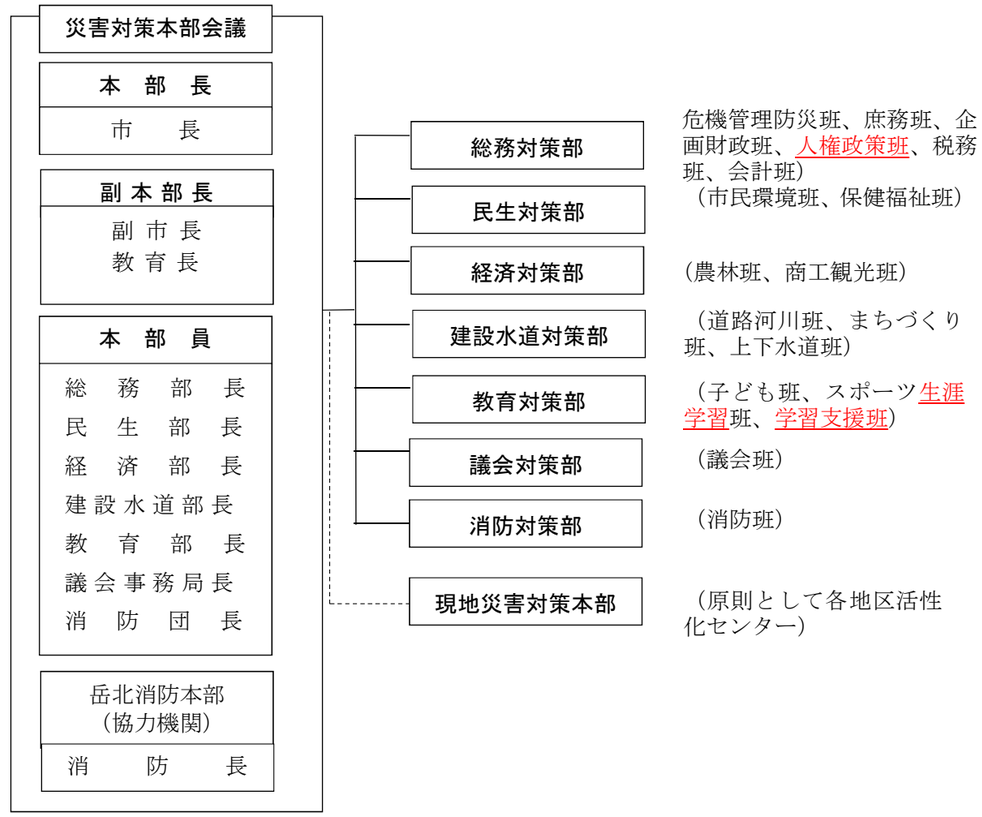

新

災害対策本部事務分掌
（市外の被災地応援は、この分掌事務に準じて実施）

対策部（部長）	班（班長）	分　掌　事　務
総務対策部（総務部長）	危機管理防災班（危機管理防災課長）	1　災害対策本部の設置、運営及び連絡調整 2　災害救助法関係 3　自衛隊の派遣要請及び受入れ体制 4　避難勧告等を決定するための資料作成 5　消防団、飯山市防災会議、警察署その他関係機関との連絡調整 6　被害記録等の保存
	庶務班（庶務課長）	1　理事者との連絡調整 2　災害情報の伝達及び広報（ＣＡＴＶを含む。） 3　報道関係機関との連絡調整 4　職員の動員、派遣及び各部間の応援 5　防災ヘリコプター等の応援要請及びヘリポート関係 6　市有財産の災害対策 7　緊急輸送車両、機材、用品等の調達及び用地確保 8　応援自治体等への要請、受入れ調整及び配備計画等 9　部内の連絡調整及び応援体制
	企画財政班（企画財政課長）	1　気象情報等の収集、分析及び庁内伝達 2　気象・水防予報、警報の受理及び伝達 3　災害情報の広報（インターネット・緊急速報メール） 4　各種災害情報の収集及び庁内伝達 5　被害情報の収集、集計及び伝達 6　通信連絡施設の仮復旧 7　区長会協議会、各地区防災協議会及び自主防災組織等との連絡

旧

災害対策本部事務分掌
（市外の被災地応援は、この分掌事務に準じて実施）

対策部（部長）	班（班長）	分　掌　事　務
総務対策部（総務部長）	危機管理防災班（危機管理防災課長）	1　災害対策本部の設置、運営及び連絡調整 2　災害救助法関係 3　自衛隊の派遣要請及び受入れ態勢 4　避難勧告等の決定をするための資料作成 5　消防団、飯山市防災会議、飯山警察署その他関係機関との連絡調整 6　被害記録等の保存
	庶務班（庶務課長）	1　理事者との連絡事項 2　災害情報の伝達及び広報（ＣＡＴＶ・ホームページを含む。） 3　職員の動員、派遣及び各部間の応援 4　防災ヘリコプター等の応援要請及びヘリポート関係 5　市有財産の災害対策 6　緊急輸送車両、機材、用品の調達及び用地確保 7　応援自治体等の受入れ調整及び配備計画等 8　部内の連絡調整及び応援体制
	企画財政班（企画財政課長）	1　気象情報等の収集・分析・庁内伝達 2　気象・水防予報、警報の受理及び伝達 3　各種災害情報の収集・庁内伝達 4　被害情報の収集・集計・伝達 5　通信連絡施設の復旧 6　区長会協議会、各地区防災協議会及び自主防災組織等との連絡調整 7　防犯対策 8　被害状況の整理・記録 9　災害対策の予算及び資金

新			旧		
		調整 8　防犯対策 9　被害状況の整理及び記録 10　災害対策の予算及び資金		人権政策班 （人権政策課長）	1　避難所運営支援 2　同和地区の被害調査及び応急対策
	税務班 （税務課長）	1　避難所運営支援 2　災害時の納税対策 3　被害家屋及び土地の調査報告及び被害認定調査 4　罹災者台帳、罹災証明等		税務班 （税務課長）	1　避難所運営支援 2　災害時の納税対策 3　被害家屋、土地の調査報告及び被害認定調査 4　被災者台帳、被災証明等
	会計班 （会計課長）	1　災害対策本部運営支援 2　応急対策物品の購入 3　災害経費の出納及び指定金融機関との連絡調整		会計班 （会計課長）	1　本部運営支援 2　応急対策物品の購入 3　災害経費の出納及び指定金融機関との連絡調整
民生対策部 （民生部長）	市民環境班 （市民環境課長）	1　防疫対策 2　食品衛生対策 3　環境衛生施設の被害調査 4　ごみ対策 5　公害に係る調査及び防止対策 6　放射線モニタリングに関すること 7　ボランティアの受入れ及び派遣調整 8　民間協力団体等との連絡調整 9　埋火葬 10　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制	民生対策部 （民生部長）	市民環境班 （市民環境課長）	1　防疫対策 2　食品衛生対策 3　環境衛生施設の被害調査 4　ごみ対策 5　公害に係る調査及び防止対策 6　ボランティアの受入れ・派遣調整 7　民間協力団体等との連絡調整 8　埋火葬 9　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	保健福祉班 （保健福祉課長） （地域包括支援センター所長）	1　福祉施設の災害予防、被害調査及び応急対策 2　災害救助法に基づく救助対策 3　医療、医薬品及び衛生材料 4　医療関係者の動員及び配置			

新			旧		
		5　医療施設の被害調査 6　感染症対策 7　福祉避難所運営支援 8　救急・救護所の開設、運営等 9　避難所運営支援 10　救援物資対策 11　被災者の健康調査及び応急診療 12　災害援護資金、生活福祉資金、被災者生活再建支援金、見舞金、義援金等 13　赤十字奉仕団その他社会福祉団体との連絡調整 14　災害時要配慮者対策 15　食糧の炊出し対策 16　遺体の収容対策		保健福祉班 （保健福祉課長） （地域包括支援センター所長）	1　福祉施設入所者の避難対策等 2　生命維持装置装着者等への対応（非常電源要） 3　災害救助法に基づく救助対策 4　医療、医薬品及び衛生材料 5　医療関係者の動員及び配置 6　医療施設の被害調査 7　感染症対策 8　福祉施設の被害調査及び応急対策 9　救護所の開設と運営等 10　避難所運営支援 11　救援物資対策 12　被災者の健康調査及び応急診療 13　災害援護資金、生活福祉資金、被災者生活再建支援金、見舞金、義援金等 14　赤十字奉仕団その他社会福祉団体との連絡調整 15　生活困窮者に係る相談等 16　食料の炊き出し対策 17　行旅死亡人対策 18　遺体の収容対策
経済対策部 （経済部長）	農林班 （農林課長）	1　災害対策本部応急対策支援 2　農畜林産物の被害調査及び応急対策 3　農地、農道、農業用施設、林地、林道及び林業施設の被害調査、	経済対策部 （経済部長）	農林班 （農林課長）	1　本部応急対策支援 2　農畜林産物の被害調査及び応急対策 3　農地、農道、農業用施設、林地、林道及び林業施設の被害調査、応急対策及び復旧 4　湛水防除施設の管理 5　農業関係団体との連絡調整、協力要請 6　被災農林業者の営農指導及び災害融資 7　地滑り・雪崩等の応急対策及び復旧 8　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
				商工観光班 （商工観光課長） （広域観光推進室長）	1　本部応急対策支援 2　救援物資対策 3　商工・観光・労政関係施設の被害調査及び応急対策 4　被災商工観光業者の災害融資 5　観光客の安全対策

新			旧		
		応急対策及び仮復旧 4　湛水（たんすい）防除施設の管理 5　農業関係団体との連絡調整及び協力要請 6　被災農林業者の営農指導及び災害融資 7　地滑り・雪崩等の応急対策及び仮復旧 8　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制	建設水道対策部（建設水道部長）	道路河川班（道路河川課長）	1　道路・河川・橋梁・交通施設等の被害調査、応急対策及び復旧 2　災害応急用資機材の調達及び確保 3　交通路の確保及び交通規制 4　除雪対策 5　建設関係団体との連絡調整及び協力要請 6　水防・砂防及び地滑り・雪崩等の警戒・応急対策及び復旧 7　浸水家屋等の調査及び内水排除対策 8　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	商工観光班（商工観光課長）（広域観光推進室長）	1　災害対策本部応急対策支援 2　商工・観光・労政関係施設の被害調査及び応急対策 3　被災商工観光業者の災害融資 4　観光客の安全対策 5　食料及び生活必需品等の調達・運搬		まちづくり班（まちづくり課長）（新幹線駅周辺整備課長）（いいやま住んでみません課長）	1　都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策及び復旧 2　仮設住宅の建設等及び応急的住宅対策 3　避難場所等の被災土地建物の危険度判定（応急含む）
建設水道対策部（建設水道部長）	道路河川班（道路河川課長）	1　道路、河川、橋梁、交通施設等の被害調査、応急対策及び仮復旧 2　災害応急用資機材の調達及び確保 3　交通路の確保及び交通規制 4　除雪対策 5　建設関係団体との連絡調整及び協力要請 6　水防・砂防及び地滑り・雪崩等の警戒・応急対策及び仮復旧 7　浸水家屋等の調査及び内水排除対策 8　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制			
	まちづくり班（まちづくり課長）（移住定住推進課長）	1　都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策及び仮復旧 2　仮設住宅の建設等及び応急的住宅対策 3　避難場所等の被災土地建物の危険度判定			
	上下水道班（上下水道課長）	1　水道施設の被害調査、緊急措置及び仮復旧 2　配水施設の保安確保等 3　飲料水の供給確保及び広報活動			

新			旧		
		4　災害応急用資機材の調達及び確保 5　水道工事関連団体への協力要請 6　下水道施設の被害調査、緊急措置及び仮復旧 7　下水道の使用制限及び周知 8　下水道工事関連団体への協力要請 9　し尿及び仮設トイレ対策 10　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制		上下水道班 （上下水道課長	1　水道施設の被害調査、緊急措置及び復旧 2　配水施設の保安確保等 3　飲料水の供給確保及び広報活動 4　復旧用資機材の調達及び確保 5　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制 6　水道工事関連団体への協力要請 7　下水道施設の被害調査、緊急措置及び復旧 8　下水道の使用制限と周知 9　下水道工事関連団体への協力要請 10　し尿及び仮設トイレ対策
教育対策部 （教育部長）	子ども育成班 （子ども育成課長）	1　避難所の開設及び運営 2　学校教育関係の被害調査及び応急対策 3　保育所等の被害調査及び応急対策 4　被害児童・生徒への教材、学用品等の支給 5　学校教育施設の仮復旧 6　学校給食対策 7　児童・生徒の安全対策 8　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制	教育対策部 （教育部長）	子ども班 （子ども課長）	1　避難所開設・運営 2　学校教育関係の被害調査及び応急対策 3　保育所等の被害調査及び応急対策 4　被害児童生徒への教材、学用品等の支給 5　学校教育施設の復旧 6　学校給食対策 7　児童生徒の安全対策 8　部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	スポーツ推進班 （スポーツ推進室長） （人権政策課長）	1　避難所の開設及び運営 2　社会体育施設の被害調査及び応急対策		スポーツ生涯学習班 （スポーツ生涯学習課長）	1　避難所開設・運営 2　市民会館等の被害調査及び応急対策 3　社会体育施設・スポーツ施設の被害調査及び応急対策
				学習支援班 （学習支援課長）	1　避難所開設・運営 2　社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策
文化振興対策部 （文化振興部長）	市民学習支援班 （市民学習支援課長）	1　避難所の開設及び運営 2　社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策	議会対策部 （議会事務局長）	議会班 （議会事務局次長）	1　議会関係者の連絡調整及び災害対策活動 2　本部運営支援
	文化交流班 （文化交流課長）	1　避難所の開設及び運営 2　文化施設の被害調査及び応急対策			
議会対策部	議会班	1　議会関係者との連絡調整			

新

（議会事務局長）	（議会事務局次長）	2　災害対策本部運営支援
（消防長）消防対策部	消防班 （消防次長）	1　火災及び救急対策 2　危機管理防災班・消防団及び関係機関との連絡調整 3　長野県緊急消防援助隊受援計画 4　避難の立退き、指示 5　警戒区域の設定 6　被災者の避難誘導 7　死者、行方不明者の捜索及び救助救出 8　危険物施設等の被害調査、応急対策及び保安対策 9　情報収集・広報活動及び消防無線の管理 10　資材調達

旧

消防対策部 （消防長）	消防班 （消防次長）	1　火災及び救急対策 2　危機管理防災班・消防団及び関係機関との連絡調整 3　長野県緊急消防援助隊受援計画 4　避難の立退き、指示 5　警戒区域の設定 6　被災者の避難誘導 7　死者、行方不明者の捜索及び救助救出 8　危険物施設等の被害調査、応急対策及び保安対策 9　情報収集・広報活動及び消防無線の管理 10　資材調達

新

第４節　広域相互応援活動

災害発生時において、その規模及び被害状況等から市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（**別図１**参照）

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、市が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

１　応援要請

⑴　市長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

ア　他市町村に対する応援要請（**別図２**参照）

市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。（第７編**資料４－２**参照）

応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

㋐　応援を求める理由及び災害の状況

㋑　応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

㋒　応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

㋓　その他必要な事項

イ　県に対する応援要請等

市長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ウ　指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求める。

⑵　消防に関する応援要請

ア　県内市町村に対する応援要請

市長又は岳北消防本部消防長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。（第７編**資料４－１**参照）

イ　他都道府県への応援要請

市長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

旧

第４節　広域相互応援活動

災害発生時において、その規模及び被害状況等から市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。（**別図１**参照）

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、市が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

１　応援要請

⑴　市長が行う応援要請（消防以外に関する応援要請）

ア　他市町村に対する応援要請（**別図２**参照）

市長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。（第７編**資料４－２**参照）

応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。

㋐　応援を求める理由及び災害の状況

㋑　応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

㋒　応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

㋓　その他必要な事項

イ　県に対する応援要請等

市長等は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

ウ　指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求める。

⑵　消防に関する応援要請

ア　県内市町村に対する応援要請

市長又は岳北消防本部消防長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。（第７編**資料４－１**参照）

イ　他都道府県への応援要請

市長は、この「長野県消防相互応援協定」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

新	旧
⑺　緊急消防援助隊（緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計画による。） ⑴　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援 ⑼　その他、他都道府県からの消防の応援 ⑶　その他の相互応援協定等 本編第１章第５節「広域相互応援計画」に掲げた各協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。 **２　応援体制の整備** ⑴　情報収集及び応援体制の整備 市（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。 ⑵　指　揮 応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。 ⑶　自給自足 応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。 ⑷　自主的活動 応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。 **３　受援体制の整備** ⑴　円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。 ⑵　緊急消防援助隊を要請した場合の受援は、「長野県緊急消防援助隊受援計画」により体制を整備する。 **４　経費の負担** ⑴　国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条） ⑵　前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。	⑺　緊急消防援助隊（緊急消防援助隊の編成及び施設の整備に係る基本的な事項に関する計画による。） ⑴　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援 ⑼　その他、他都道府県からの消防の応援 ⑶　その他の相互応援協定等 本編第１章第５節「広域相互応援計画」に掲げた各協定等に基づき、応援要請又は応援活動を行う。 **２　応援体制の整備** ⑴　情報収集及び応援体制の整備 市（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。 ⑵　指　揮 応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。 ⑶　自給自足 応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。 ⑷　自主的活動 応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。 **３　受援体制の整備** ⑴　円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。 また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。 ⑵　緊急消防援助隊を要請した場合の受援は、「長野県緊急消防援助隊受援計画」により体制を整備する。 **４　経費の負担** ⑴　国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条） ⑵　前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。

新	旧
（別図１）　広域相互応援体制図 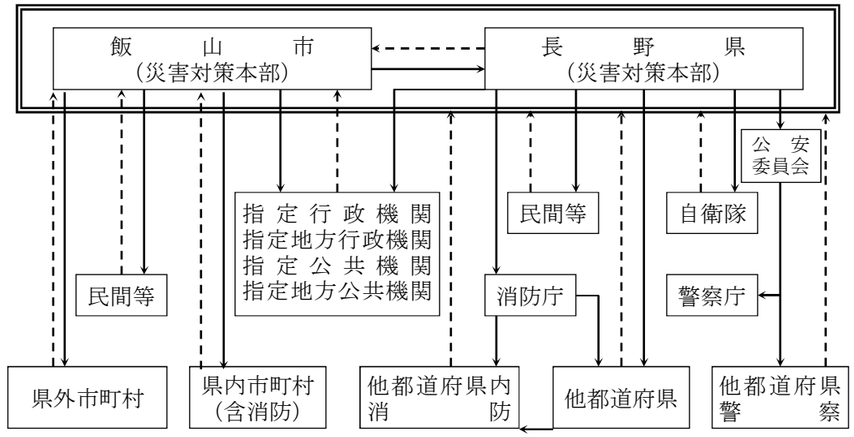 	（別図１）　広域相互応援体制図 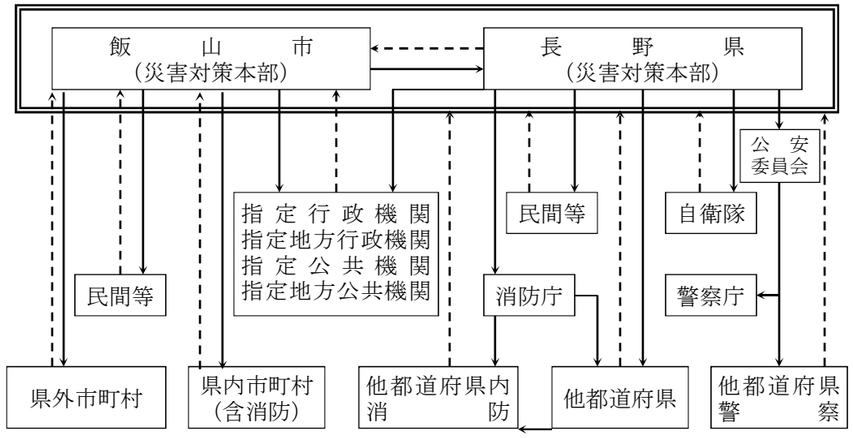

新	旧

（別図２）　長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

（常備消防分を除く）

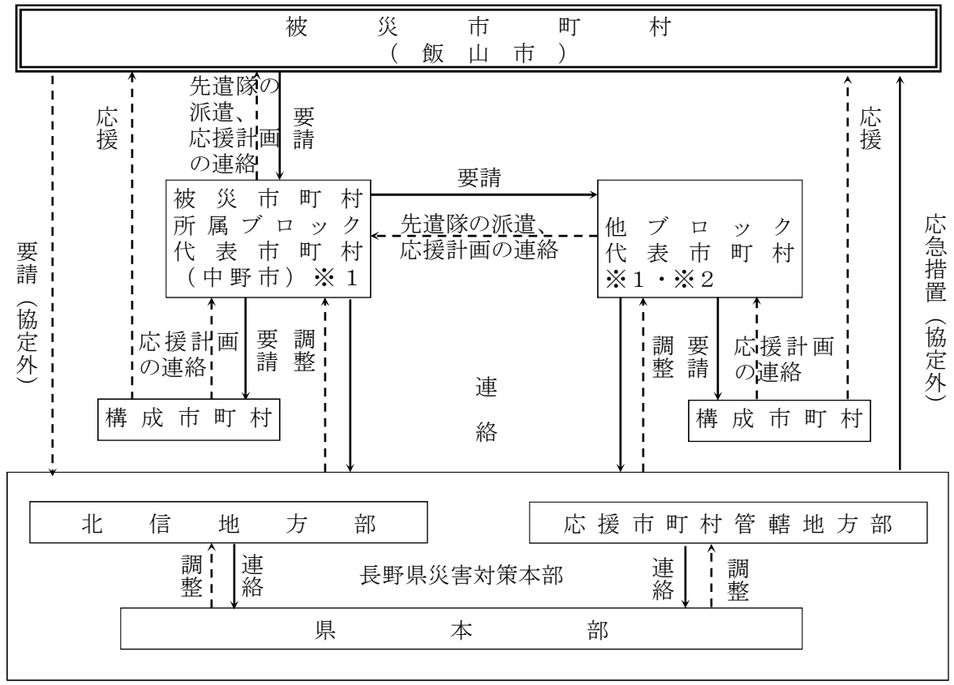

※１　第２順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。
※２　応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

（別図２）　長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

（常備消防分を除く）

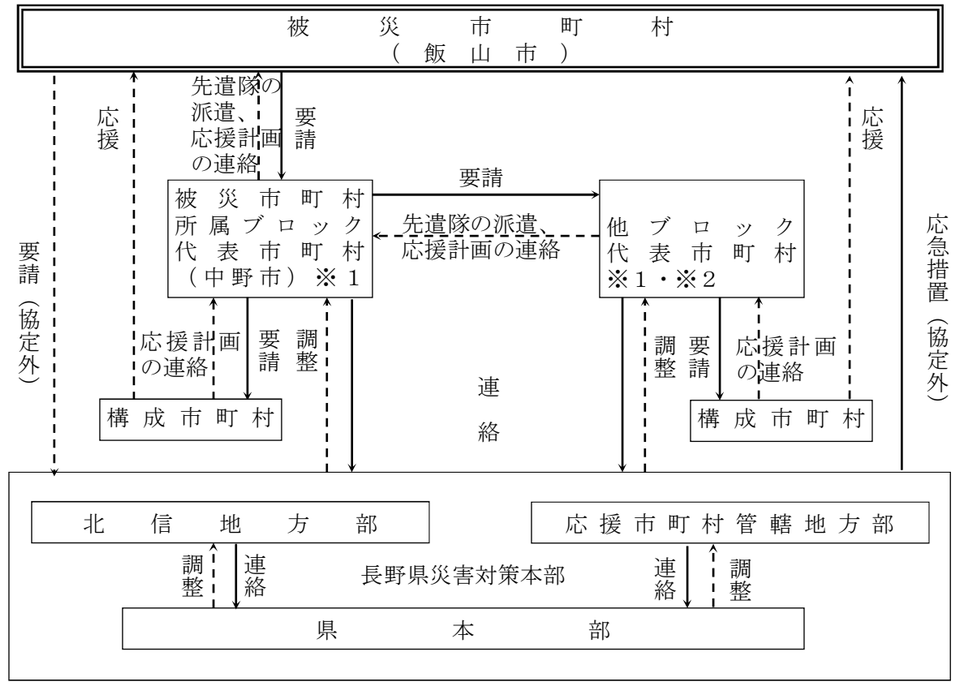

※１　第２順位以降の代表市町村をあらかじめ所属ブロック内で指定。
※２　応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める。

新

第５節　ヘリコプターの運用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、市は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

１　活動内容に応じたヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

ヘリコプター選定基準

種　　類	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412ＥＰ	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプターAS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ		6				

２　出動手続きの実施

⑴　ヘリコプターの出動要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。

ア　災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
イ　活動に必要な資機材等
ウ　ヘリポート及び給油体制
エ　要請者、連絡責任者及び連絡方法
オ　資機材等の準備状況
カ　気象状況
キ　ヘリコプターの誘導方法
ク　他のヘリコプターの活動状況
ケ　その他必要な事項

⑵　県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。（第７編**資料８－１**参照）

⑶　傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

⑷　連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

⑸　ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは次のとおりである。

ア　消防防災ヘリコプター

旧

第５節　ヘリコプターの運用計画

災害時には陸上の道路交通の寸断も予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策について、市は県の協力を得て、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

１　活動内容に応じたヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

ヘリコプター選定基準

種　　類	機　種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412ＥＰ	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプターA365N	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ		6				

２　出動手続きの実施

⑴　ヘリコプターの出動要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。

ア　災害の状況と活動の具体的内容（物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等）
イ　活動に必要な資機材等
ウ　ヘリポート及び給油体制
エ　要請者、連絡責任者及び連絡方法
オ　資機材等の準備状況
カ　気象状況
キ　ヘリコプターの誘導方法
ク　他のヘリコプターの活動状況
ケ　その他必要な事項

⑵　県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。（第７編**資料８－１**参照）

⑶　傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

⑷　連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

⑸　自衛隊の派遣要請手続については、本章第６節「自衛隊の災害派遣」による。

⑹　ヘリコプター要請手続要領

上記により、各種ヘリコプターの出動を要請する場合の具体的な手続きは次のとおりである。

新	旧
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。 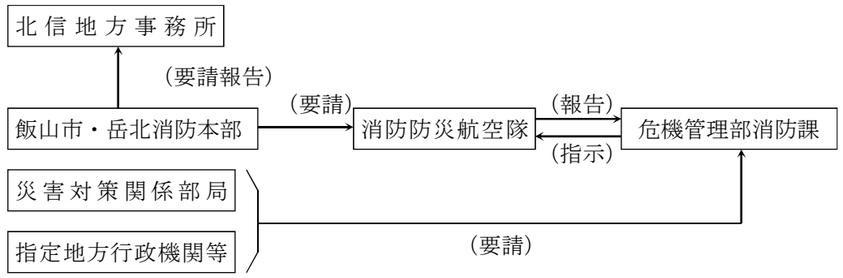 ※　連絡用無線　消防用無線（県内共通波） 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす１(いち)」	ア　消防防災ヘリコプター 災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。 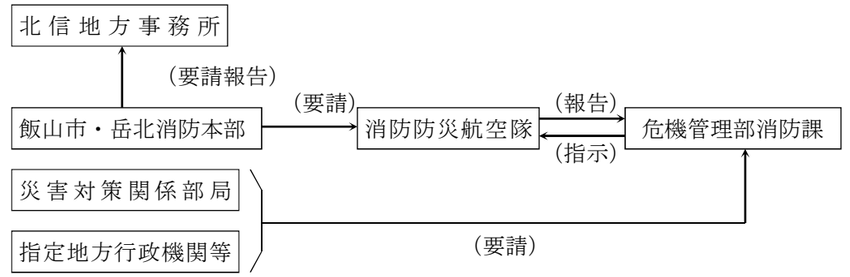 ※　連絡用無線　消防用無線（県内共通波） 呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす１(いち)」
イ　県警ヘリコプター 災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は２機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。 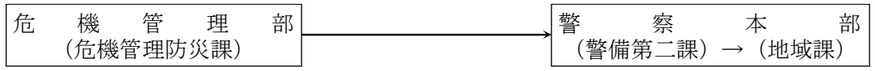 また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。 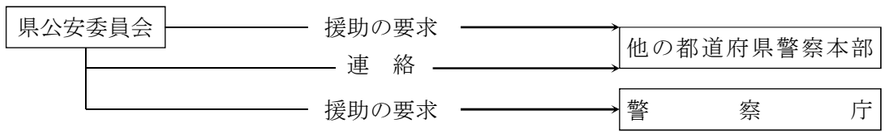 	イ　県警ヘリコプター 災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合又は２機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。 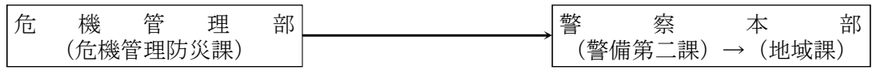 また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。 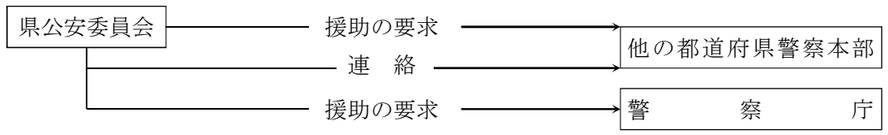
ウ　広域航空消防応援ヘリコプター 広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。 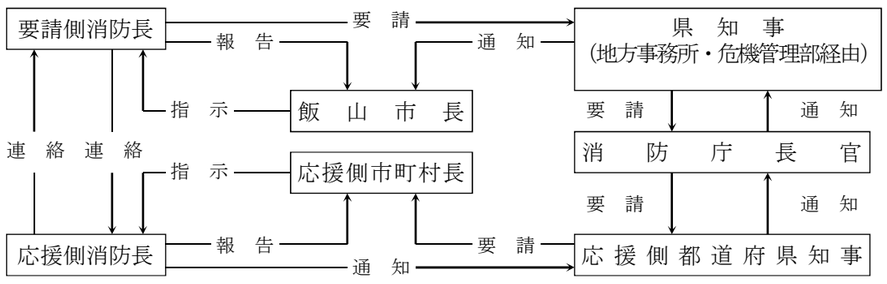 	ウ　広域航空消防応援ヘリコプター 広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。 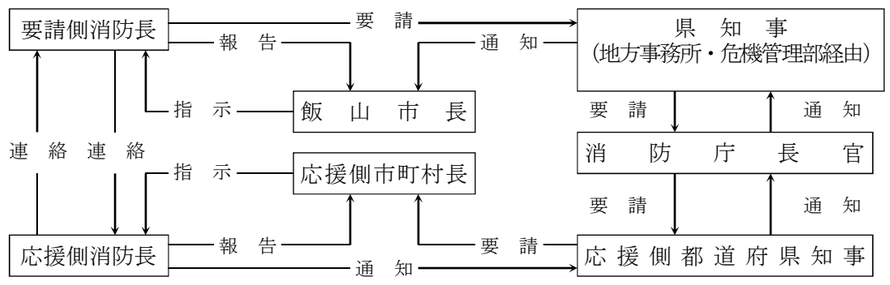

新

⑺　大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は次のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県
埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市

⑴　第１出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は次のとおり。

栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市
福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市

エ　自衛隊ヘリコプター

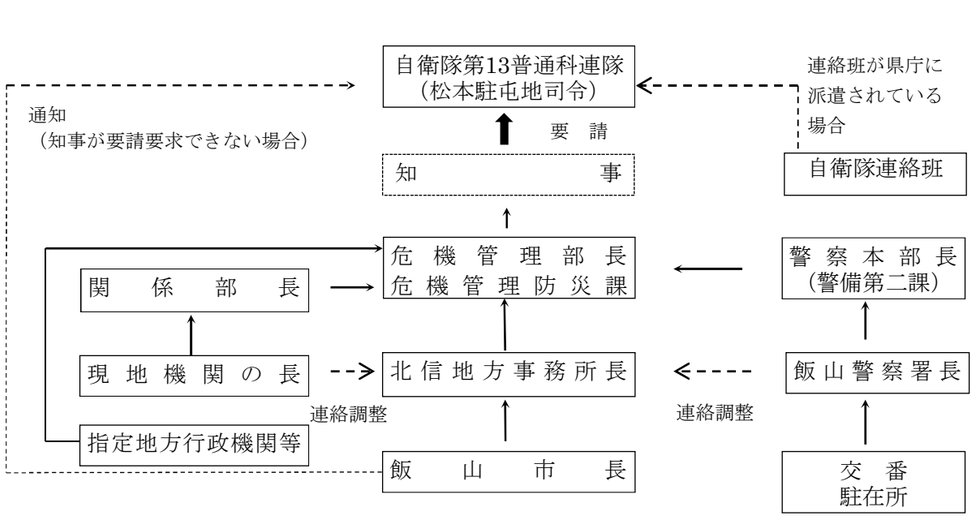

旧

（参考）「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター

⑺　大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第一次的に応援出動する航空部隊を第一次航空部隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空部隊は次のとおり。

群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県

⑴　第１出動航空部隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空部隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空部隊は次のとおり。

栃木県	茨城県	埼玉県	千葉市	横浜市	川崎市	富山県	石川県
福井県	静岡県	静岡市	浜松市	愛知県	名古屋市	三重県	大阪市

エ　自衛隊ヘリコプター

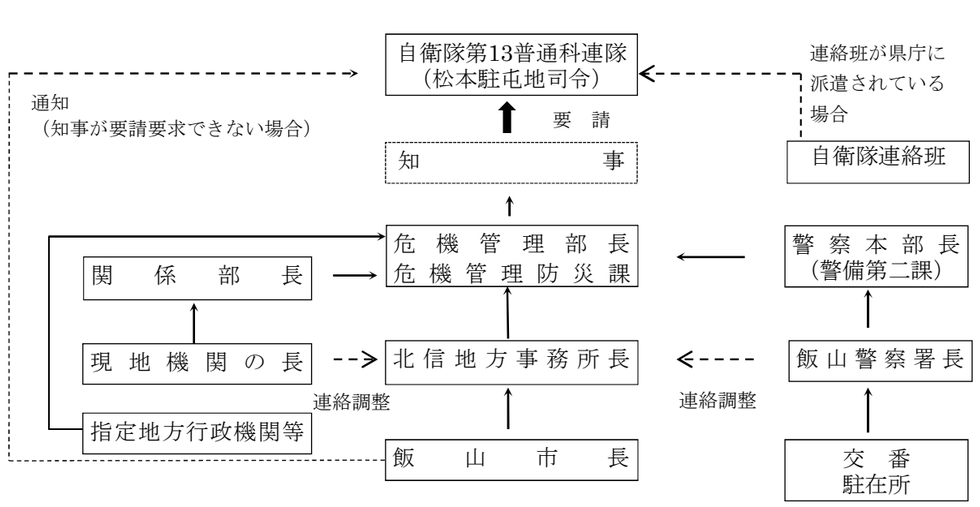

新	旧
オ　ドクターヘリ 重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。 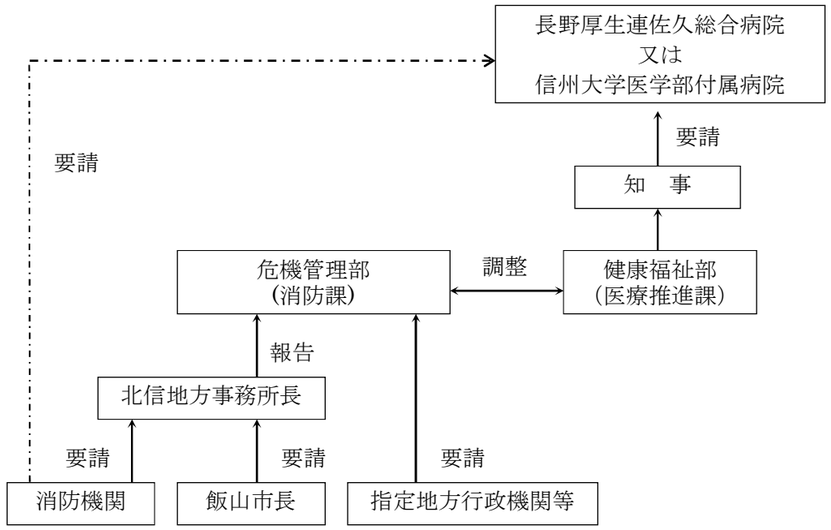 	オ　ドクターヘリ 重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。 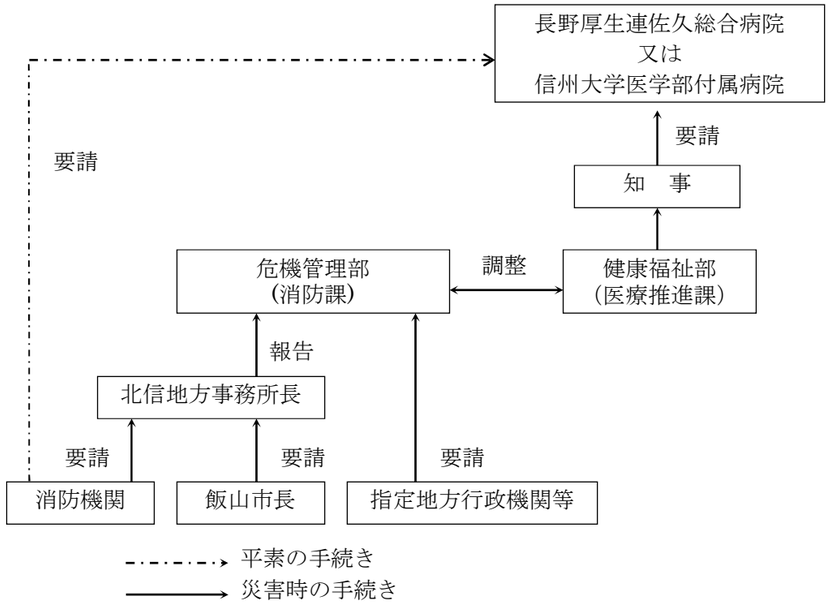

新

第６節　自衛隊の災害派遣

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

１　派遣要請

⑴　派遣の要請

ア　要請の要件

(ｱ)　公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(ｲ)　緊急性

差し迫った必要性があること。

(ｳ)　非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

イ　派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項　　目	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等の捜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等
消防活動	消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第１号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

⑵　派遣要請手続

市長は、前記⑴の範囲内において自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

ア　市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって北信地方事務所長若しくは飯山警察署長を通じ知事に派遣を求める。

旧

第６節　自衛隊の災害派遣

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

１　派遣要請

⑴　派遣の要請

ア　要請の要件

(ｱ)　公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

(ｲ)　緊急性

差し迫った必要性があること。

(ｳ)　非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

イ　派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項　　目	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
遭難者等の捜索救助	死者、行方不明者、傷者等の捜索、救助
水防活動	土のう作成、運搬、積込み等
消防活動	消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第１号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

⑵　派遣要請手続

市長は、前記⑴の範囲内において自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により要請を求める。

ア　市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって北信地方事務所長若しくは飯山警察署長を通じ知事に派遣を求める。

新

イ　市長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに北信地方事務所を通じ文書による要請処理をする。

ウ　市長は、アの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(3)　派遣要請理由等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間、人員

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）

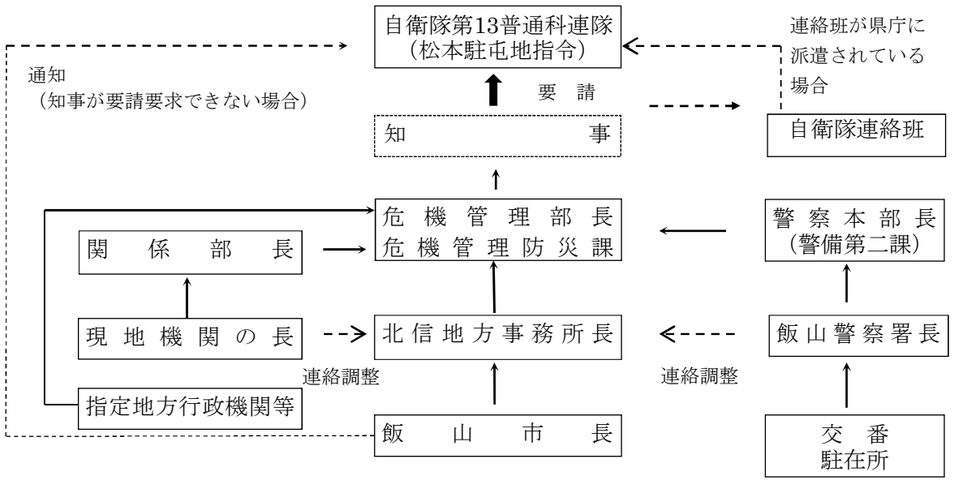

＜要請文書の宛先・連絡先＞

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時　間　内	時　間　外
第３科長 ＮＴＴ　0263-26-2766（内線235） 防災行政無線　8-535-79 ＦＡＸ　ＮＴＴ　0263-26-2766（内線239） 防災行政無線　8-535-76	駐屯地当直司令 ＮＴＴ　0263-26-2766（内線302） 防災行政無線　8-535-79 ＦＡＸ　ＮＴＴ　0263-26-2766（内線239） 防災行政無線　8-535-76

旧

イ　市長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに北信地方事務所を通じ文書による要請処理をする。

ウ　市長は、アの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

(3)　派遣要請理由等

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間、人員

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

派遣要請の手続系統（通知・連絡先）

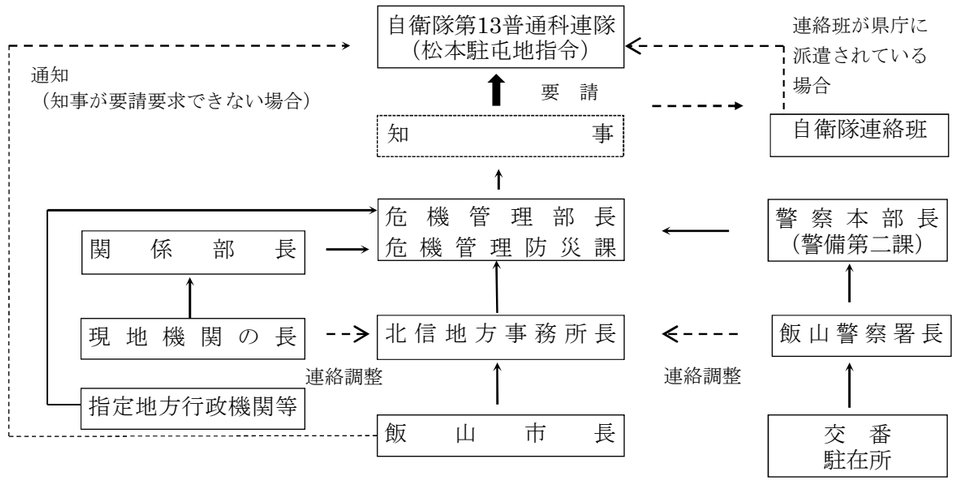

＜要請文書の宛先・連絡先＞

要請文書の宛先	
陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1)	
連絡先	
時　間　内	時　間　外
第３科長 ＮＴＴ　0263-26-2766（内線235） 防災行政無線　8-535-79 ＦＡＸ　ＮＴＴ　0263-26-2766（内線239） 防災行政無線　8-535-76	駐屯地当直司令 ＮＴＴ　0263-26-2766（内線302） 防災行政無線　8-535-79 ＦＡＸ　ＮＴＴ　0263-26-2766（内線239） 防災行政無線　8-535-76

新

２　派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊部隊の長と密接な連絡調整が行われるよう災害の状況によって次により区分している。

区　　分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地　方　部　長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現 地 本 部 長

⑴　市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
⑵　市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。
⑶　市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

３　派遣部隊の撤収要請

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

４　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

⑴　派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
⑵　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
⑶　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
⑸　その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

旧

２　派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊部隊の長と密接な連絡調整が行われるよう災害の状況によって次により区分している。

区　　分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が設置されていない場合	危機管理部長	地方事務所長等
災害対策本部が設置されている場合	災害対策本部長	地　方　部　長
現地本部が設置されている場合	災害対策本部長	現 地 本 部 長

⑴　市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
⑵　市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。
⑶　市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

３　派遣部隊の撤収要請

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

４　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

⑴　派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
⑵　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
⑶　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
⑷　派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
⑸　その他救援活動の実施に要した経費で、負担区分に疑義のある場合は、県に調整を依頼して決定する。

新	旧
第７節　救助・救急・医療活動 大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。 また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。 **１　救助・救急活動** ⑴　岳北消防本部、飯山警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。 ⑵　必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第４節「広域相互応援活動」及び第６節「自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。 ⑶　岳北消防本部は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をするものとする。 ⑷　岳北消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。 ⑸　岳北消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、医療救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。 　その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。 ⑹　ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第５節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。 **２　医療活動** ⑴　救護班の編成 ア　飯山赤十字病院並びに（一社）飯水医師会に協力を求め、医師１名、看護師２名をもって救護班を編成し（状況に応じ保健師、事務職員も加わる。）医療救護活動等を行う。 イ　災害現地又は避難所において処置不能な重症患者等については、岳北消防本部救急隊により医療機関へ移送し処置する。 ウ　助産活動については、医療機関に収容し処置する。 エ　飯山赤十字病院で対応しきれない場合には、北信総合病院へ収容する。 ⑵　医療品等の確保 　医療機関又は薬剤取扱い業者あるいは、災害用医薬品備蓄事業者から必要な薬剤治療材料を調達するものとする。（第７編**資料６－３**参照） ⑶　救護班の応援等 　災害発生時における応急的な医療救護活動に応援が必要と判断される場合、市は県に対し協力を要請する。 ⑷　救護所及び後方医療機関等の確保 ア　救護所は、原則として避難所に併置し活動する。 　ただし、被災者が救護所への移動が困難な場合は、災害現場の適当な場所を確保しこれに当たる。 イ　救護班による応急的処置終了後治療が必要な場合、あるいは救護班による処置不可能な場合は、速	**第７節　救助・救急・医療活動** 大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。 また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。 **１　救助・救急活動** ⑴　岳北消防本部、飯山警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。 ⑵　必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第４節「広域相互応援活動」及び第６節「自衛隊の災害派遣」により行い、市民の安全確保を図る。 ⑶　岳北消防本部は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をするものとする。 ⑷　岳北消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。 ⑸　岳北消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、医療救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。 　その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。 ⑹　ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第５節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。 **２　医療活動** ⑴　救護班の編成 ア　飯山赤十字病院並びに飯水医師会に協力を求め、医師１名、看護師２名をもって救護班を編成し（状況に応じ保健師、事務職員も加わる。）医療救護活動等を行う。 イ　災害現地又は避難所において処置不能な重症患者等については、岳北消防本部救急隊により医療機関へ移送し処置する。 ウ　助産活動については、医療機関に収容し処置する。 エ　飯山赤十字病院で対応しきれない場合には、北信総合病院へ収容する。 ⑵　医療品等の確保 　医療機関又は薬剤取扱い業者あるいは、災害用医薬品備蓄事業者から必要な薬剤治療材料を調達するものとする。（第７編**資料６－３**参照） ⑶　救護班の応援等 　災害発生時における応急的な医療救護活動に応援が必要と判断される場合、市は県に対し協力を要請する。 ⑷　救護所及び後方医療機関等の確保 ア　救護所は、原則として避難所に併置し活動する。 　ただし、被災者が救護所への移動が困難な場合は、災害現場の適当な場所を確保しこれに当たる。 イ　救護班による応急的処置終了後治療が必要な場合、あるいは救護班による処置不可能な場合は、速

新	旧
やかに医療機関等に通報し、処置の要請を行う。 ウ　負傷者の搬送 負傷者の救護所あるいは後方医療機関への搬送は、岳北消防本部、消防団、日赤奉仕団、救護班に要請し、搬送するものとする。 エ　医療機関の状況 第７編**資料６－２**を参照のこと。	やかに医療機関等に通報し、処置の要請を行う。 ウ　負傷者の搬送 負傷者の救護所あるいは後方医療機関への搬送は、岳北消防本部、消防団、日赤奉仕団、救護班に要請し、搬送するものとする。 エ　医療機関の状況 第７編**資料６－２**を参照のこと。

新

第８節　消防・水防活動

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

１　消防活動

⑴　消火活動関係

ア　出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳北消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

イ　情報収集

火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び市民に必要な情報の提供を行う。

ウ　応援要請等

⑺　市は、岳北消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。（第７編**資料４－１**参照）

⑴　市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第５節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

⑼　市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第６節「自衛隊災害派遣活動」により派遣要請を求める。

⑵　救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第７節「救助・救急・医療活動」に定める。

２　水防活動

⑴　水防信号

水防信号は、長野県水防法施行細則（昭和26年５月17日規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	発　す　る　と　き	措　　置　　事　　項
第１信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第２信号	洪水のおそれがある状況に至ったとき。	各団員を招集するとともに一般市民の出動を求め、水防資材を現場へ輸送する。

旧

第８節　消防・水防活動

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

１　消防活動

⑴　消火活動関係

ア　出火防止及び初期消火

市民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底について広報を行うとともに、岳北消防本部と連携のもと、消防団の効率的な部隊運用を図る。

イ　情報収集

火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び市民に必要な情報の提供を行う。

ウ　応援要請等

⑺　市は、岳北消防本部と連携して速やかな被害状況の把握を行い、当該状況から、自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないと予測されるときは、「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関等に対し応援を求める。（第７編**資料４－１**参照）

⑴　市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第５節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

⑼　市長は、自衛隊の派遣を求めようとするときは、本章第６節「自衛隊災害派遣活動」により派遣要請を求める。

⑵　救助・救急活動関係

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、市民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援協定を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第７節「救助・救急・医療活動」に定める。

２　水防活動

⑴　水防信号

水防信号は、長野県水防法施行細則（昭和26年５月17日規則第42号）の規定に基づき、次により行う。

信号の種類	発　す　る　と　き	措　　置　　事　　項
第１信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般市民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒に当たる。
第２信号	洪水のおそれがある状況に至ったとき。	各団員を招集するとともに一般市民の出動を求め、水防資材を現場へ輸送する。

新

第３信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	一般市民に周知するとともに、危険地域の住民に避難準備をさせる。
第４信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。

信　　号	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号
第１信号	○休止○休止○休止	５秒　15秒　５秒　15秒　５秒　15秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第２信号	○－○－○　○－○－○	５秒　６秒　５秒　６秒　５秒　６秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	10秒　５秒　10秒　５秒　10秒　５秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第４信号	乱　　打	１分　５秒　１分　５秒 ○－休止－○－休止

・信号は適宜の時間継続する。
・必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。
・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

⑵　雨量、河川水位の観測

市長は、気象状況により相当の降雨量があると認めたときは、市域内の降雨状況について、また各河川、ため池等の増水状況及び千曲川の水位状況について消防団員（水防団員）に調査させ、関係機関に通報する。

また、(財)河川情報センターの端末機により雨量情報、水位情報等を随時観測する。

（市内に設置されている雨量観測所は、第７編**資料７－５**のとおりである。）

⑶　巡視警戒と異常状況の通報

消防団長は、水防警報等が発表されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、特に重要な箇所等を中心として堤防その他の施設を巡視して、異常を発見した場合には、直ちに市長に通知する。

⑷　決壊等の通報

市長は、堤防その他の施設が決壊し、又は危険な状態になったときは、その旨を関係機関及び必要と認める隣接又は下流の水防管理者等に通報する。

⑸　水防作業の実施

水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対してできる限り被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して適切な工法により応急工事を実施する。

⑹　水防上重要な水門等の操作、調整

ア　操作等

水門等の管理者は、洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象

旧

第３信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	一般市民に周知するとともに、危険地域の住民に避難準備をさせる。
第４信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると認めたとき。	警察に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。

信　　号	警　鐘　信　号	サ　イ　レ　ン　信　号
第１信号	○休止○休止○休止	５秒　15秒　５秒　15秒　５秒　15秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第２信号	○－○－○　○－○－○	５秒　６秒　５秒　６秒　５秒　６秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第３信号	○－○－○－○　○－○－○－○	10秒　５秒　10秒　５秒　10秒　５秒 ○－休止－○－休止－○－休止
第４信号	乱　　打	１分　５秒　１分　５秒 ○－休止－○－休止

・信号は適宜の時間継続する。
・必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用する。
・危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

⑵　雨量、河川水位の観測

市長は、気象状況により相当の降雨量があると認めたときは、市域内の降雨状況について、また各河川、ため池等の増水状況及び千曲川の水位状況について消防団員（水防団員）に調査させ、関係機関に通報する。

また、(財)河川情報センターの端末機により雨量情報、水位情報等を随時観測する。

（市内に設置されている雨量観測所は、第７編**資料７－５**のとおりである。）

⑶　巡視警戒と異常状況の通報

消防団長は、水防警報等が発表されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、特に重要な箇所等を中心として堤防その他の施設を巡視して、異常を発見した場合には、直ちに市長に通知する。

⑷　決壊等の通報

市長は、堤防その他の施設が決壊し、又は危険な状態になったときは、その旨を関係機関及び必要と認める隣接又は下流の水防管理者等に通報する。

⑸　水防作業の実施

水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対してできる限り被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して適切な工法により応急工事を実施する。

⑹　水防上重要な水門等の操作、調整

ア　操作等

水門等の管理者は、洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象

新	旧
状況等により、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規定に基づき、的確な操作を行うものとし、その操作に当たっては、それぞれ定められた通報先に連絡したのち行わなければならない。 イ　緊急時の措置 洪水等により水門等が破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置する。 (7)　水防資機材の調達 水防活動中、資機材に不足を生じた場合はあらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫等から調達する。（第７編**資料７－４**参照） (8)　水防資機材の借用 市長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材を借用する。 (9)　避難勧告・避難指示等 市長は、河川の氾濫等人命危険の切迫若しくは危険の予測が生じた場合は、避難準備情報の伝達、避難勧告・避難指示を速やかに該当地域の住民に対して実施する。 (10)　応援による水防活動の実施 ア　市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本章第４節「広域相互応援活動」及び第６節「自衛隊災害派遣活動」により行う。 イ　市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第５節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。 (11)　公用負担 ア　公用負担の確保 水防上必要があるときは、市長又は消防団長は次の権限を行使することができる。 (ｱ)　必要な土地の一時使用 (ｲ)　土石、竹木その他の資材の収用 (ｳ)　運搬具又は器具の使用 (ｴ)　工作物その他の障害物の処分 イ　公用負担の証票 公用負担の権限を行使するとき、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使する。	状況等により、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規定に基づき、的確な操作を行うものとし、その操作に当たっては、それぞれ定められた通報先に連絡したのち行わなければならない。 イ　緊急時の措置 洪水等により水門等が破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置する。 (7)　水防資機材の調達 水防活動中、資機材に不足を生じた場合はあらかじめ定めた資機材業者及び水防倉庫等から調達する。（第７編**資料７－４**参照） (8)　水防資機材の借用 市長は、水防活動に当たり、資機材に不足が生じ、又は、調達できないときは、県の所管する資機材を借用する。 (9)　避難勧告・避難指示等 市長は、河川の氾濫等人命危険の切迫若しくは危険の予測が生じた場合は、避難準備情報の伝達、避難勧告・避難指示を速やかに該当地域の住民に対して実施する。 (10)　応援による水防活動の実施 ア　市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本章第４節「広域相互応援活動」及び第６節「自衛隊災害派遣活動」により行う。 イ　市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第５節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。 (11)　公用負担 ア　公用負担の確保 水防上必要があるときは、市長又は消防団長は次の権限を行使することができる。 (ｱ)　必要な土地の一時使用 (ｲ)　土石、竹木その他の資材の収用 (ｳ)　運搬具又は器具の使用 (ｴ)　工作物その他の障害物の処分 イ　公用負担の証票 公用負担の権限を行使するとき、次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使する。

新	旧

公　用　負　担　命　令　書

第　　号

次のとおり　　のため　　することを命ずる。

年　　月　　日

市長名　　㊞

１　目的物の種類　　員数

２　負担内容　　使用　　収用　　処分

---------- 切　　取　　線 ----------

受　　領　　証

第　　号の公用負担命令書を受領しました。

年　　月　　日

殿

氏名　　㊞

ウ　公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長・消防団長又は分団長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公　用　負　担　命　令　権　限　証

氏名

上記の者　　の区域における水防法第21条第１項の規定の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

市長（又は消防団長）

氏名　　㊞

公　用　負　担　命　令　書

第　　号

次のとおり　　のため　　することを命ずる。

年　　月　　日

市長名　　㊞

１　目的物の種類　　員数

２　負担内容　　使用　　収用　　処分

---------- 切　　取　　線 ----------

受　　領　　証

第　　号の公用負担命令書を受領しました。

年　　月　　日

殿

氏名　　㊞

ウ　公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、市長・消防団長又は分団長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては次のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公　用　負　担　命　令　権　限　証

氏名

上記の者　　の区域における水防法第21条第１項の規定の権限行使を委任したことを証明する。

年　　月　　日

市長（又は消防団長）

氏名　　㊞

新	旧
第９節　要配慮者に対する応急活動 災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設、要配慮者関連施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。 **１　応急対策の内容** 市は、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 ⑴　避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知 要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 ⑵　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。 なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。 ⑶　避難所での生活環境整備等 災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。 ア　避難所における施設の整備 段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。 イ　避難所における物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ウ　避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行う。 エ　外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立 外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語センターの設置を行う。 オ　情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。 ⑷　在宅者対策 災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災	**第９節　要配慮者に対する応急活動** 災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設、災害時要援護者関連施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。 **１　応急対策の内容** 市は、民生・児童委員、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、災害時要援護者の状況把握に努め、発災直後より、時間的経過に沿って、各段階におけるニーズに配慮しながら、迅速かつ的確な応急対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。 ⑴　避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知 要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。 ⑵　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認 避難行動要支援者の避難支援等に携わる関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。 なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。 ⑶　避難所での生活環境整備 災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。 また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。 ア　避難所における施設の整備 段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。 イ　避難所における物資の確保及び提供 車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。 ウ　避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供 福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じ迅速に行う。 エ　情報提供体制の確立 避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。 ⑷　在宅者対策 災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災

新	旧
会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。 ア　在宅者の訪問の実施 在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。 イ　物資の確保及び提供 必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。 ウ　相談体制の整備 在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。 エ　情報提供体制の確立 災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。 ⑸　応急仮設住宅等の確保 要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。 **２　広域相互応援体制等の確立** 広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が考えられる場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要となることが考えられる。 要配慮者の救助・避難支援、避難時生活等に関し、市町村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。	会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。 ア　在宅者の訪問の実施 在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。 イ　物資の確保及び提供 必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。 ウ　相談体制の整備 在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。 エ　情報提供体制の確立 災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。 ⑸　応急仮設住宅等の確保 要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。 **２　広域相互応援体制等の確立** 広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一時的・応急的に避難が考えられる場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要となることが考えられる。 要配慮者の救助・避難支援、避難時生活等に関し、市町村の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

新

第10節　緊急輸送活動

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第１段階の活動	第２段階の活動	第３段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・（第１段階の続行） ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・（第１・２段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

１　緊急交通路確保のための交通規制等

市の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を飯山警察署長に通知する。

⑴　規制標識

ア　規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第５条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ　標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。

⑵　規制の報告

報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

２　緊急交通路確保のための応急復旧

応急復旧に当たっては、北信建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の緊急交通路確保を行う。

⑴　緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

⑵　緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

⑶　通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

３　緊急通行車両等確認事務

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行い、第２編第１章第９節「緊急輸送計画」による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察署、検問所等）において行う。

旧

第10節　緊急輸送活動

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として、次の優先順位をもって実施する。

第１段階の活動	第２段階の活動	第３段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・（第１段階の続行） ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・（第１・２段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

１　緊急交通路確保のための交通規制

市の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を飯山警察署長に通知する。

⑴　規制標識

ア　規制標識は道路法第45条（道路標識の設置）及び災害対策基本法施行規則第５条（通行の禁止又は制限についての標示の様式等）による。

イ　標識には禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路等を明示する。

⑵　規制の報告

報告、通知内容は禁止・制限の対象、区間、期間、理由並びにその他迂回路の有無等とする。

２　緊急交通路確保のための応急復旧

応急復旧に当たっては、北信建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と連絡協議し、優先順位を設定してできる限り早期の緊急交通路確保を行う。

⑴　緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

⑵　緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて、県等の関係機関に対して応援を要請する。

３　緊急通行車両等確認事務

緊急通行車両等の確認事務は、県（知事）及び県警察（公安委員会）において行い、第２編第１章第９節「緊急輸送計画」による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察（警察署、検問所等）において行う。

新	旧
４　輸送手段の確保 ⑴　車両による輸送 ア　災害時における効率的な輸送を確保するため、災害対策本部を設置した場合は、本部が市所有の車両を集中管理する。 イ　市において車両の確保が困難な場合又は不足する場合は、市内公共的団体及び営業者又は市職員、消防団員の自家用車両の借上げを要請するものとし、なお不足する場合は、県又は自衛隊に応援を要請して輸送の確保を図る。 （市有車両の現況及び市内輸送業者一覧表は第７編**資料８－２・８－３**参照） ⑵　鉄道による輸送 道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、東日本旅客鉄道(株)長野支社等に協力を要請する。 ⑶　空中輸送力の確保 陸上の一般交通が途絶した場合等、ヘリコプターによる輸送が必要となったときは、直ちに県に対しての出動要請を行う。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。	**４　輸送手段の確保** ⑴　車両による輸送 ア　災害時における効率的な輸送を確保するため、災害対策本部を設置した場合は、本部が市所有の車両を集中管理する。 イ　市において車両の確保が困難な場合又は不足する場合は、市内公共的団体及び営業者又は市職員、消防団員の自家用車両の借上げを要請するものとし、なお不足する場合は、県又は自衛隊に応援を要請して輸送の確保を図る。 （市有車両の現況及び市内輸送業者一覧表は第７編**資料８－２・８－３**参照） ⑵　鉄道による輸送 道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、東日本旅客鉄道(株)長野支社等に協力を要請する。 ⑶　空中輸送力の確保 陸上の一般交通が途絶した場合等、ヘリコプターによる輸送が必要となったときは、直ちに県に対しての出動要請を行う。要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。
５　輸送拠点の確保 災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を設定する。（第７編**資料８－１**参照） ⑴　輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携する。 ⑵　市は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点と連携を密にする。	**５　輸送拠点の確保** 災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を設定する。（第７編**資料８－１**参照） ⑴　輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市が当たることを原則とし、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携する。 ⑵　市は、各避難所での必要物資につき、物資輸送拠点と連携を密にする。

新	旧
第11節　障害物の処理活動 災害により排出された土砂、立木等の障害物により、市民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合に、それらを除去し、市民の生活の安定と交通路の確保を図る。 また、復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保を図る。 **１　障害物除去の対象** ⑴　当面の日常生活が営みえない状態にあること。 ⑵　日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。 ⑶　自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること。 ⑷　障害物の除去が、交通の安全と作業車両、救援車両の通行路の確保に必要な場合。 ⑸　河川の流水を抑制し溢水の防止、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。 **２　障害物除去の方法** ⑴　現有の応急対策機材を用い、地元消防団員及び地域住民の協力を得て実施する。また状況に応じて建設業者の協力を得て行う。 ⑵　障害物の除去は、原状回復でなく応急的な除去に限られるものとする。 ⑶　障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 ⑷　応援協力体制 ア　市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。 イ　市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。 ⑸　放置車両等の移動等 ア　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。 イ　運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。 **３　除去障害物の集積、処分方法** ⑴　除去した障害物は、再び交通及び市民生活に被害を与えない場所に一時集積し、後に埋立て等の処理をする。 ⑵　障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 ⑶　応援協力体制 ア　市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。 イ　市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。	**第11節　障害物の処理活動** 災害により排出された土砂、立木等の障害物により、市民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合に、それらを除去し、市民の生活の安定と交通路の確保を図る。 **１　障害物除去の対象** ⑴　当面の日常生活が営みえない状態にあること。 ⑵　日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること。 ⑶　自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者であること。 ⑷　障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合。 ⑸　河川の流水を抑制し溢水の防止、護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。 **２　障害物除去の方法** ⑴　現有の応急対策機材を用い、地元消防団員及び地域住民の協力を得て実施する。また状況に応じて建設業者の協力を得て行う。 ⑵　障害物の除去は、原状回復でなく応急的な除去に限られるものとする。 ⑶　障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 ⑷　応援協力体制 ア　市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。 イ　市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。 **３　除去障害物の集積、処分方法** ⑴　除去した障害物は、再び交通及び市民生活に被害を与えない場所に一時集積し、後に埋立て等の処理をする。 ⑵　障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。 ⑶　応援協力体制 ア　市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。 イ　市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

新

第12節　避難収容及び情報提供活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

１　避難準備情報、避難勧告、避難指示

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

⑴　実施機関

ア　避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示の実施機関は次表のとおりである。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難準備情報	市長		災害全般
避難の勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難の指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
避難所の開設、収容	市長		

イ　知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

⑵　避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

ア　「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行

旧

第12節　避難収容及び情報提供活動

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策を実施する。

その際、要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供や、避難指示、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

１　避難準備情報、避難勧告、避難指示

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、市民に対し状況に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

避難準備情報を伝達する者、避難勧告、避難指示を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を市民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

⑴　実施機関

ア　避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示の実施機関は次表のとおりである。

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難準備情報	市長		災害全般
避難の勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難の指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第４条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
避難所の開設、収容	市長		

イ　知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

⑵　避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

ア　「避難準備情報」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般市民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行

新	旧
動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 イ　「避難勧告」 その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。 ウ　「避難指示」 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。 (3)　避難準備情報、避難勧告・避難指示及び報告、通知等 ア　市長の行う措置 (ｱ)　避難勧告、避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。 なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者に対し指示する。 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 a　長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域 b　長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域 c　長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断された地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所で長野県砂防ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域） d　長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断された地域 e　関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域 f　河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域、又は、はん濫危険水位に達し、洪水のおそれがある地域。 g　上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 h　地すべりにより著しい危険が切迫している地域 i　火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域 j　炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 k　避難路の断たれる危険のある地域 l　爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 m　酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 (ｲ)　避難準備情報 人的被害の発生する可能性が高まった状態で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があるとみとめるときは、上記（ア）の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達する。 a　国又は長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報）が発表され、避難を要	動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 イ　「避難勧告」 その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。 ウ　「避難指示」 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、市民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。 (3)　避難準備情報、避難勧告・避難指示及び報告、通知等 ア　市長の行う措置 (ｱ)　避難勧告、避難指示 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難所を示し、早期に避難勧告、避難指示を行う。 なお、避難時の周囲の状況により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への退避等の確保措置を講ずるよう、地域の居住者に対し指示する。 a　長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域 b　長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域 c　長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断された地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所で長野県砂防ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域） d　長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断された地域 e　関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域 f　河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域 g　上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域 h　地すべりにより著しい危険が切迫している地域 i　火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり、人的災害が予測される地域 j　炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域 k　避難路の断たれる危険のある地域 l　爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域 m　酸素欠乏若しくは有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域 (ｲ)　避難準備情報 人的被害の発生する可能性が高まった状態で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があるとみとめるときは、上記（ア）の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達する。 a　長野県と長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される

新	旧
すると判断された地域 b　河川が避難判断水位に達し、洪水のおそれがある地域 (ｳ)　報告（災害対策基本法第60条等） 市　長 →（報　告）（地方事務所長経由）→ 知　事 ※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。 イ　水防管理者の行う措置 (ｱ)　指示 水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。 (ｲ)　通知（水防法第29条） 水防管理者（市長）→（通　知）→ 飯山警察署長 ウ　知事又はその命を受けた職員の行う措置 (ｱ)　洪水のための指示 水防管理者の指示に同じ。 (ｲ)　地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。 知事又はその命を受けた職員 →（通　知）→ 飯山警察署長 エ　警察官の行う措置 (ｱ)　指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 a　市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 b　市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 c　市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 d　被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。	地域 b　国又は長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断された地域 (ｳ)　報告（災害対策基本法第60条等） 市　長 →（報　告）（地方事務所長経由）→ 知　事 ※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。 イ　水防管理者の行う措置 (ｱ)　指示 水防管理者は、洪水の氾濫（はんらん）により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。 (ｲ)　通知（水防法第29条） 水防管理者（市長）→（通　知）→ 飯山警察署長 ウ　知事又はその命を受けた職員の行う措置 (ｱ)　洪水のための指示 水防管理者の指示に同じ。 (ｲ)　地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条） 地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。 知事又はその命を受けた職員 →（通　知）→ 飯山警察署長 エ　警察官の行う措置 (ｱ)　指示 二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署において調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。 把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。 さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。 a　市民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。 b　市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。 c　市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。 この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。 d　被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

新	旧
e　避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 f　被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。 g　避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 h　警察署に一次的に受け入れた避難市民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 i　被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。 (ｲ)　報告、通知 a　上記(ｱ) c による場合（災害対策基本法第61条） 警察官 →（通　知）→ 市　長 →（報　告）→ 知　事 （地方事務所長経由） b　上記(ｱ) d による場合（警察官職務執行法第４条） 警察官 →（順序を経て報告）→ 公安委員会 オ　自衛官の行う措置 (ｱ)　避難等の措置 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置をとる。 (ｲ)　報告（自衛隊法第94条） 自　衛　官 →（報　告）→ 防衛大臣の指定する者 自　衛　官 →（通　知）→ 市　長 →（報　告）→ 知　事 （地方事務所長経由） (4)　避難準備情報、避難勧告、避難指示の時期 ア　避難準備情報 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 イ　避難勧告、避難指示 前記(3)ア(ｲ) a ～ j に該当する地域が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。 (5)　避難準備情報、避難勧告、避難指示の内容	e　避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。 f　被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。 g　避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。 h　警察署に一次的に受け入れた避難市民については、避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。 i　被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。 (ｲ)　報告、通知 a　上記(ｱ) c による場合（災害対策基本法第61条） 警察官 →（通　知）→ 市　長 →（報　告）→ 知　事 （地方事務所長経由） b　上記(ｱ) d による場合（警察官職務執行法第４条） 警察官 →（順序を経て報告）→ 公安委員会 オ　自衛官の行う措置 (ｱ)　避難等の措置 自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、「警察官職務執行法第４条による措置」による避難等の措置をとる。 (ｲ)　報告（自衛隊法第94条） 自　衛　官 →（報　告）→ 防衛大臣の指定する者 自　衛　官 →（通　知）→ 市　長 →（報　告）→ 知　事 （地方事務所長経由） (4)　避難準備情報、避難勧告、避難指示の時期 ア　避難準備情報 災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 イ　避難勧告、避難指示 前記(3)ア(ｲ) a ～ j に該当する地域が発生すると予想され、市民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。 (5)　避難準備情報、避難勧告、避難指示の内容

新	旧
避難準備情報、避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。 ア　発令者 イ　発令日時 ウ　避難情報の種類 エ　対象地域及び対象者 オ　指定緊急避難場所 カ　避難の時期・時間 キ　避難すべき理由 ク　市民のとるべき行動や注意事項 ケ　避難の経路または通行できない経路 コ　危険の度合い	避難準備情報、避難勧告、避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。 ア　発令者 イ　発令日時 ウ　避難情報の種類 エ　対象地域及び対象者 オ　指定緊急避難場所 カ　避難の時期・時間 キ　避難すべき理由 ク　市民のとるべき行動や注意事項 ケ　避難の経路または通行できない経路 コ　危険の度合い
(6)　市民への周知 ア　避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、市民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 イ　市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。 ウ　避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。 県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。 エ　市は、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。	(6)　市民への周知 ア　避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、市民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。 イ　市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等により周知する。 ウ　避難のため立退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。 県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の市民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。 エ　市は、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
(7)　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。	(7)　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援 市は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、区長、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。 また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。
(8)　市有施設における避難活動 災害発生時においては、浸水、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。 ア　施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。 イ　避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。	(8)　市有施設における避難活動 災害発生時においては、浸水、火災等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。 ア　施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。 イ　避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

新	旧
２　警戒区域の設定 災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。 ⑴　実施者 ア　市長、市職員（災害対策基本法第63条） イ　水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条） ウ　消防吏員、消防団員（消防法第28条） エ　警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合） オ　自衛隊法第83条第２項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第３項　　市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。） なお、県は被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対しての当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。 ⑵　警戒区域設定の内容 警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の３点である。 ア　避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 イ　警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。 ウ　避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 ⑶　警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び市民に対してその内容を周知する。 ⑷　前記⑴オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。 **３　避難誘導活動** 避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 ⑴　誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。 ⑵　誘導の方法 ア　誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 イ　誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ウ　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 エ　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 オ　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 カ　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが	**２　警戒区域の設定** 災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。 ⑴　実施者 ア　市長、市職員（災害対策基本法第63条） イ　水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条） ウ　消防吏員、消防団員（消防法第28条） エ　警察官（前記の法に定める各実施者が、現場にいない場合又は依頼された場合） オ　自衛隊法第83条第２項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第３項　　市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。） なお、県は被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対しての当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。 ⑵　警戒区域設定の内容 警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の３点である。 ア　避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 イ　警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。 ウ　避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 ⑶　警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び市民に対してその内容を周知する。 ⑷　前記⑴オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。 **３　避難誘導活動** 避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。 ⑴　誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。 ⑵　誘導の方法 ア　誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。 イ　誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ウ　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。 エ　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。 オ　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。 カ　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが

新	旧
困難な者については、市が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 キ　市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。 ク　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ケ　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 コ　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 ⑶　避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。	困難な者については、市が車両、ボート及びヘリコプターの要請等により移送する。 また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。 キ　市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。 ク　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は北信地方事務所を経由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。 市は、状況によっては、直接、他の市町村、警察署等と連絡して実施する。 ケ　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。 コ　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。 ⑶　避難時の携帯品 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を、必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。
４　避難所の開設・運営 市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。 ⑴　災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。 ⑵　要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 ⑶　避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。 ⑷　避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。 ア　避難者 イ　市民 ウ　自主防災組織 エ　他の地方公共団体 オ　ボランティア ⑸　避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 ⑹　避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。 ⑺　避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。 ⑻　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 ⑼　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配	**４　避難所の開設・運営** 市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。 ⑴　災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。 ⑵　要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 ⑶　避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。 ⑷　避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。 ア　避難者 イ　市民 ウ　自主防災組織 エ　他の地方公共団体 オ　ボランティア ⑸　避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 ⑹　避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。 ⑺　避難の長期化等、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。 ⑻　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 ⑼　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配

新	旧
慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ⑽　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 ⑾　避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。 ア　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。 イ　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。 ウ　災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。 ⑺　介護職員等の派遣 ⑴　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 ⑼　病院や社会福祉施設等への受入れ エ　要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。 オ　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。 ⑿　避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。 ⒀　市教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。 ア　学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、 連絡方法を周知徹底しておく。 　また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。 イ　学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。 ウ　幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。 ⒁　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。 ⒂　やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。 ⒃　ペットと同行避難について適切な体制整備に努める。 **５　広域的な避難を要する場合の活動** ⑴　被害が甚大で市域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。 ⑵　被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。	慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ⑽　災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 ⑾　避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。 ア　スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車いすや障がい者用携帯便器等の供給等の整備を行う。 イ　介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。 ウ　災害発生後できる限り速やかに、すべての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。 ⑺　介護職員等の派遣 ⑴　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施 ⑼　病院や社会福祉施設等への受入れ エ　要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。 オ　大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。 ⑿　避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。 ⒀　市教育委員会及び学校長等は、次の対策を適切に講ずる。 ア　学校等が地域の避難所となった場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、 連絡方法を周知徹底しておく。 　また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。 イ　学校長等は、避難所の運営について、必要に応じ、市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。 ウ　幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長等は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と幼児及び児童生徒の避難場所を明確に区分する。 ⒁　避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。 ⒂　やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。 ⒃　ペットと同行避難について適切な体制整備に努める。 **５　広域的な避難を要する場合の活動** ⑴　被害が甚大で市域を超えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請する。 ⑵　被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、避難場所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。

新	旧
⑶　この場合、避難者の把握、住民の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。 ⑷　避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。 ⑸　居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。 **６　住宅の確保** 市は、県と連携し、住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。 なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。 ⑴　利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。 ⑵　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。 ⑶　災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第24条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 ア　応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。 イ　応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。 ウ　被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。 エ　知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。 ⑷　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。 ⑸　周辺市町村から、利用可能な公営住宅等の情報提供を受ける。 ⑹　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 **７　被災者等への的確な情報提供** ⑴　市は、県と連携し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 ⑵　市は、県と連携し、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 ⑶　市は、県と連携し、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。	⑶　この場合、避難者の把握、住民の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。 ⑷　避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。 ⑸　居住地以外の市町村に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。 **６　住宅の確保** 市は、県と連携し、住居の被災により避難所生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。 なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。 ⑴　利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。 ⑵　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。 ⑶　災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第24条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 ア　応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。 イ　応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。 ウ　被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。 エ　知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。 ⑷　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。 ⑸　被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。 ⑹　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 **７　被災者等への的確な情報提供** ⑴　市は、県と連携し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 ⑵　市は、県と連携し、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。 ⑶　市は、県と連携し、災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。

新	旧
第13節　孤立地域対策活動 災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。 市は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、 １　被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施 ２　緊急物資等の輸送 ３　道路の応急復旧による生活の確保 の優先順位をもって当たる。 **１　孤立実態の把握対策** ⑴　交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶･復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。 **２　救助・救出対策** ⑴　ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。 ⑵　ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。 ⑶　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意する。 ⑷　孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。 **３　通信手段の確保** 職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。 **４　食料品等の生活必需物資の搬送** 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。 **５　道路の応急復旧活動** 孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。	**第13節　孤立地域対策活動** 災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。 市は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、 １　被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施 ２　緊急物資等の輸送 ３　道路の応急復旧による生活の確保 の優先順位をもって当たる。 **１　孤立実態の把握対策** ⑴　孤立予想地域に対し、ＮＴＴ回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。 ⑵　孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。 **２　救助・救出対策** ⑴　ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。 ⑵　ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。 ⑶　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意する。 ⑷　孤立地域内の災害時要援護者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。 **３　通信手段の確保** 職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、各機関と協力して、あらゆる方法により、応急的な情報伝達手段の確保に努める。 **４　食料品等の生活必需物資の搬送** 迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。 **５　道路の応急復旧活動** 孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

新

第14節　食料品等の調達供給活動

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

１　食料品等の調達

⑴　市における調達

市の備蓄食料及び流通在庫等により、調達する。

⑵　応援要請による調達

災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び市のみの対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して行う。

ア　「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第７編**資料４－６**参照）

イ　市内食料品販売業者及び北信州みゆき農業協同組合に対する要請

ウ　「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第７編**資料４－７**参照）

エ　「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第７編**資料４－２**参照）

オ　北信地方事務所長経由での県に対する要請

２　食料品等の供給

⑴　食料供給の対象者

ア　避難所に収容された者

イ　家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ　災害地の応急対策作業に従事する者

エ　その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

⑵　応急用米穀の供給の基準

供　給　の　対　象	精　米　必　要　量
１　被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	１食当たり　精米200ｇ
２　災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	１食当たり　精米300ｇ

⑶　物資の集積場所

旧

第14節　食料品等の調達供給活動

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

１　食料品等の調達

⑴　市における調達

市の備蓄食料及び流通在庫等により、調達する。

⑵　応援要請による調達

災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び市のみの対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して行う。

ア　「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第７編**資料４－６**参照）

イ　市内食料品販売業者及び北信州みゆき農業協同組合に対する要請

ウ　「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第７編**資料４－７**参照）

エ　「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第７編**資料４－２**参照）

オ　北信地方事務所長経由での県に対する要請

２　食料品等の供給

⑴　食料供給の対象者

ア　避難所に収容された者

イ　家屋が全半壊（焼）流失、又は床上床下浸水等により通常の炊事ができない者

ウ　災害地の応急対策作業に従事する者

エ　その他炊き出しによる食品の給与が必要と認められる者

⑵　応急用米穀の供給の基準

供　給　の　対　象	精　米　必　要　量
１　被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	１食当たり　精米200ｇ
２　災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	１食当たり　精米300ｇ

⑶　物資の集積場所

新	旧
調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。 ⑷　炊き出しの実施 ア　炊き出しの方法 原則として指定避難所において行うものとするが、必要に応じて災害現場で行う。 このほか、学校給食施設などへ状況に応じて依頼する。 イ　炊き出し協力団体 炊き出しの実施に当たっては、自治会、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。 **食料の調達供給体制** 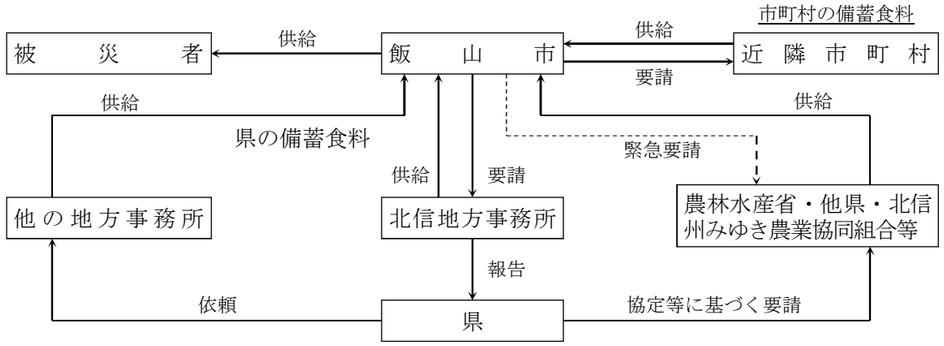 ------ は、農林水産省等に対する緊急要請 ウ　炊き出しの留意事項 ⑺　炊き出しには飲料適水を使用する。 ⑴　必要な器具、容器を十分確保する。 ⑼　炊き出し場所に皿洗い設備、器具類の消毒設備を設ける。 ⑽　ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。 ⑾　原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。 ⑿　炊き出し施設は原則として既存の設備を利用するが、これがないときは湿地、排水の悪い場所等から遠ざけて設ける。	調達食料・救援食料は、あらかじめ定められた場所に集積し、需給状況に応じて避難所や炊き出し実施場所等に配分する。 ⑷　炊き出しの実施 ア　炊き出しの方法 原則として指定避難所において行うものとするが、必要に応じて災害現場で行う。 このほか、学校給食施設などへ状況に応じて依頼する。 イ　炊き出し協力団体 炊き出しの実施に当たっては、自治会、赤十字奉仕団、婦人会等の協力を得て行う。 **食料の調達供給体制** 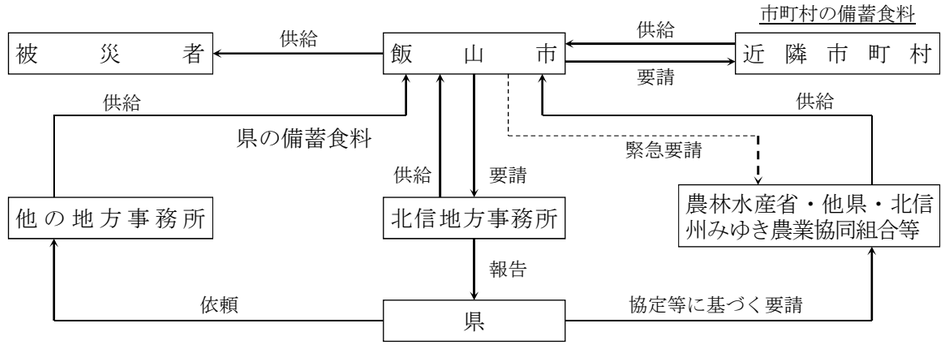 ------は、農林水産省等に対する緊急要請 ウ　炊き出しの留意事項 ⑺　炊き出しには飲料適水を使用する。 ⑴　必要な器具、容器を十分確保する。 ⑼　炊き出し場所に皿洗い設備、器具類の消毒設備を設ける。 ⑽　ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。 ⑾　原料は新鮮なものを仕入れ、保管にも十分留意する。 ⑿　炊き出し施設は原則として既存の設備を利用するが、これがないときは湿地、排水の悪い場所等から遠ざけて設ける。

新	旧
第15節　飲料水の調達供給活動 災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。 なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。 **１　飲料水の調達** ⑴　飲料水は、上水道又は各簡易水道等の水源を使用する。 なお、これらが使用不能な場合は、河川水、プール水、井戸水等をろ過して使用することも考慮する。 ⑵　市のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。 ⑶　市民に対し、ポリタンク等給水用具の確保を行うよう呼びかける。 **２　給水用資機材の調達** 飯山市上水道で配備しておく応急給水用機器は、第７編**資料13－３**のとおりであるが、資材に不足を生じたときは、県、県水道協議会及び近隣市町村に要請する。 なお、小器材については市内等で調達する。 **３　飲料水の供給** ⑴　断水地域の把握等、情報の収集を行う。 ⑵　出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。 ⑶　給水用具の確保を行う。 ⑷　災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水タンク、給水かん、パック詰め飲料水等により、１人１日３ℓを供給する。 ⑸　応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。 ⑹　被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。 ⑺　復旧作業に当たり、市指定水道工事業者等との調整を行う。（第７編**資料13－２**参照） ⑻　市民に対し、市防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関する広報活動を行う。	**第15節　飲料水の調達供給活動** 災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。 なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。 **１　飲料水の調達** ⑴　飲料水は、上水道又は各簡易水道等の水源を使用する。 なお、これらが使用不能な場合は、河川水、プール水、井戸水等をろ過して使用することも考慮する。 ⑵　市のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。 ⑶　市民に対し、ポリタンク等給水用具の確保を行うよう呼びかける。 **２　給水用資機材の調達** 飯山市上水道で配備しておく応急給水用機器は、第７編**資料13－３**のとおりであるが、資材に不足を生じたときは、県、県水道協議会及び近隣市町村に要請する。 なお、小器材については市内等で調達する。 **３　飲料水の供給** ⑴　断水地域の把握等、情報の収集を行う。 ⑵　出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。 ⑶　給水用具の確保を行う。 ⑷　災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水タンク、給水かん、パック詰め飲料水等により、１人１日３ℓを供給する。 ⑸　応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。 ⑹　被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。 ⑺　復旧作業に当たり、市指定水道工事業者等との調整を行う。（第７編**資料13－２**参照） ⑻　市民に対し、市防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

新	旧
第16節　生活必需品の調達供給活動 災害により住家が流失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。 なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 **１　生活必需品の調達** ⑴　市における調達 市の備蓄物資及び流通在庫等により、調達する。 ⑵　応援要請による調達 災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び市のみの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。 ア　「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第７編**資料４－６**参照） イ　市内生活物資販売業者及び北信州みゆき農業協同組合に対する要請 ウ　「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第７編**資料４－７**参照） エ　「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」に基づく㈱カインズに対する要請（第７編**資料４－**　参照） オ　「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第７編**資料４－２**参照） カ　北信地方事務所長経由での県に対する要請 **２　生活必需品の供給** ⑴　給付の基準 ア　災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。 ㋐　住家が滅失したもの ㋑　住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの ㋒　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの イ　その他市長が必要と認めるとき。 ⑵　給付品目等 生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。 ⑶　物資の保管、仕分け及び配給 ア　調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、関係区、ボランティア及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。 イ　被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に対して優先的に行う等、	**第16節　生活必需品の調達供給活動** 災害により住家が流失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。 なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。 **１　生活必需品の調達** ⑴　市における調達 市の備蓄物資及び流通在庫等により、調達する。 ⑵　応援要請による調達 災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び市のみの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。 ア　「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第７編**資料４－６**参照） イ　市内生活物資販売業者及び北信州みゆき農業協同組合に対する要請 ウ　「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第７編**資料４－７**参照） エ　「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」に基づく㈱カインズに対する要請（第７編**資料４－**　参照） オ　「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第７編**資料４－２**参照） カ　北信地方事務所長経由での県に対する要請 **２　生活必需品の供給** ⑴　給付の基準 ア　災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。 ㋐　住家が滅失したもの ㋑　住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの ㋒　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの イ　その他市長が必要と認めるとき。 ⑵　給付品目等 生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要とするものを選定して支給する。 ⑶　物資の保管、仕分け及び配給 ア　調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、関係区、ボランティア及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。 イ　被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に対して優先的に行う等、

新	旧
第17節　保健衛生、感染症予防活動 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 **１　保健衛生活動** ⑴　被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告する。 ⑵　避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、精神相談等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。 ⑶　被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。 **２　感染症予防対策活動** ⑴　災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。 ⑵　災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び点検、機材、薬剤等の確保を図る。 　また、消毒用薬剤及び資材等については、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。 ⑶　感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。 ⑷　感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。 　また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。 ⑸　災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。 ⑹　感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 ⑺　関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、北信保健福祉事務所を経由して県へ報告する。 ⑻　感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書をとりまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。 ⑼　災害感染症予防活動完了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。 　なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。	**第17節　保健衛生、感染症予防活動** 被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 **１　保健衛生活動** ⑴　被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所（保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告する。 ⑵　避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、精神相談等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。 ⑶　被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。 **２　感染症予防対策活動** ⑴　災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時は迅速に対応する。 ⑵　災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び点検、機材、薬剤等の確保を図る。 　また、消毒用薬剤及び資材等については、非常時に備えて、購入薬局等を把握しておく。 ⑶　感染症発生の予防のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が開始できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。 ⑷　感染症の発生を未然に防止するため、北信保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。 　また、避難所の施設管理者を通して、衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。 ⑸　災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。 ⑹　感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。 ⑺　関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、北信保健福祉事務所を経由して県へ報告する。 ⑻　感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書をとりまとめ、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。 ⑼　災害感染症予防活動完了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。 　なお、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、北信保健福祉事務所を経由して県に提出する。

新	旧
第18節　遺体の捜索及び処置等の活動 災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。 また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。 **１　行方不明者等の捜索** ⑴　行方不明者の捜索は、警察、消防団を中心とし、地区区長から隣組長を通じて地域住民の協力を得て捜索活動を行うとともに、捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。 ⑵　行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。 ⑶　市は、県に対して、捜索の対象人員及び捜索地域等、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。 **２　遺体の収容処理** ⑴　遺体の収容 ア　市は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所についてはあらかじめ選定しておく。 また、収容に必要な機材を確保する。 イ　収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。 ⑵　遺体の検案・処置等 ア　市は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。 イ　市は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて市民に対する広報に努める。 ⑶　身元不明遺体の処理 ア　身元不明の遺体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。 イ　遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。 **３　遺体の埋・火葬** ア　身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。 イ　外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。 **４　応援要請** 市は、遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。	**第18節　遺体の捜索及び処置等の活動** 災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。 また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。 **１　行方不明者等の捜索** ⑴　行方不明者の捜索は、警察、消防団を中心とし、地区区長から隣組長を通じて地域住民の協力を得て捜索活動を行うとともに、捜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。 ⑵　行方不明者を発見し、応急救護を必要とする場合は、速やかに医療機関に収容する。 ⑶　市は、県に対して、捜索の対象人員及び捜索地域等、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊の派遣要請について知事に依頼する。 **２　遺体の収容処理** ⑴　遺体の収容 ア　市は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所についてはあらかじめ選定しておく。 また、収容に必要な機材を確保する。 イ　収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。 ⑵　遺体の検案・処置等 ア　市は、警察及び医療機関等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。 イ　市は、県及び警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて市民に対する広報に努める。 ⑶　身元不明遺体の処理 ア　身元不明の遺体については、市が警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。 イ　遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱う。 **３　遺体の埋・火葬** ア　身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。 イ　外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。 **４　応援要請** 市は、遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

新	旧
第19節　廃棄物の処理活動 災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。 市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて、広域応援による処理を図る。 **１　清掃班（ごみ処理班・し尿処理班）の編成** ⑴　ごみ処理 ごみ処理班は、(有)飯山清掃社及び民間収集許可業者の協力を得て行う。 ⑵　し尿処理 し尿処理班は、(有)飯山清掃社及び民間業者の協力を得て行う。 **２　ごみ処理** ⑴　仮置場の設置 ア　短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。 イ　仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。 ⑵　収集・処分 ア　ごみ収集処分は、市街地を優先的に行う。 イ　エコパーク寒川は、ごみの受入れに万全を期する。 ウ　被害地域が広範に及び、エコパーク寒川における処理能力を超える場合は、埋め立て又は野焼焼却等支障のない方法で処理する。 エ　可能な限り、リサイクルに努める。 ⑶　市民への広報 市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、市民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。 ア　市が定める仮置場及び収集日時に従ってごみを搬出する。 イ　仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。 **３　し尿・浄化槽汚泥等の処理** ⑴　し尿処理 ア　グリーンパークみゆき野は、し尿の受入れに万全を期するものとする。 イ　被災地のし尿収集については、収集量及び収集戸数が多い場合は、緊急措置として、便槽の20%程度の収集とし、被災家屋のトイレの使用を確保する（第一次収集という。）。 ウ　必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する。 なお、仮設トイレの設置については、障害者等災害時要援護者に配慮する。 エ　速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、市民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。 オ　必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は市自ら又は他市町村等の応援により処理施設により処理する。 ⑵　浄化槽の清掃方法 被災地域の合併浄化槽・単独浄化槽・家庭雑排水簡易処理装置の保守点検及び汚泥の抜き取りは、緊急を要するものから、逐次市内取扱業者に協力を求めて行う。 ⑶　下水道処理施設への臨時的投入	**第19節　廃棄物の処理活動** 災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。 市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて、広域応援による処理を図る。 **１　清掃班（ごみ処理班・し尿処理班）の編成** ⑴　ごみ処理 ごみ処理班は、(有)飯山清掃社及び民間収集許可業者の協力を得て行う。 ⑵　し尿処理 し尿処理班は、(有)飯山清掃社及び民間業者の協力を得て行う。 **２　ごみ処理** ⑴　仮置場の設置 ア　短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。 イ　仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。 ⑵　収集・処分 ア　ごみ収集処分は、市街地を優先的に行う。 イ　エコパーク寒川は、ごみの受入れに万全を期する。 ウ　被害地域が広範に及び、エコパーク寒川における処理能力を超える場合は、埋め立て又は野焼焼却等支障のない方法で処理する。 エ　可能な限り、リサイクルに努める。 ⑶　市民への広報 市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、市民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。 ア　市が定める仮置場及び収集日時に従ってごみを搬出する。 イ　仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。 **３　し尿・浄化槽汚泥等の処理** ⑴　し尿処理 ア　グリーンパークみゆき野は、し尿の受入れに万全を期するものとする。 イ　被災地のし尿収集については、収集量及び収集戸数が多い場合は、緊急措置として、便槽の20%程度の収集とし、被災家屋のトイレの使用を確保する（第一次収集という。）。 ウ　必要に応じて、リース業者等の協力を得て仮設トイレを設置する。 なお、仮設トイレの設置については、障害者等災害時要援護者に配慮する。 エ　速やかにし尿処理施設の応急復旧に努めるとともに、し尿については、計画収集が可能になるまでの間、市民に対して仮設トイレ等で処理するよう広報する。 オ　必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は市自ら又は他市町村等の応援により処理施設により処理する。 ⑵　浄化槽の清掃方法 被災地域の合併浄化槽・単独浄化槽・家庭雑排水簡易処理装置の保守点検及び汚泥の抜き取りは、緊急を要するものから、逐次市内取扱業者に協力を求めて行う。 ⑶　下水道処理施設への臨時的投入

新	旧
し尿及び浄化槽汚泥について、通常の処理施設で処理不可能の場合は、市内の下水道処理施設に臨時的に投入し処理することができる。 **４　死亡獣畜処理方法** 死亡獣畜処理は、死亡獣畜処理場で行うほか、集中して埋却処理する。 **５　廃棄物処理等の応援要請** 市長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、県に手配を要請及び近隣市町村に対して応援を要請する。 **６　経費の国庫補助申請** 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに北信地方事務所へ報告する。	し尿及び浄化槽汚泥について、通常の処理施設で処理不可能の場合は、市内の下水道処理施設に臨時的に投入し処理することができる。 **４　死亡獣畜処理方法** 死亡獣畜処理は、死亡獣畜処理場で行うほか、集中して埋却処理する。 **５　廃棄物処理等の応援要請** 市長は、廃棄物及びし尿等の処理業務が不可能又は困難な場合には、県に手配を要請及び近隣市町村に対して応援を要請する。 **６　経費の国庫補助申請** 被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに北信地方事務所へ報告する。

新	旧
第20節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。 **１　社会秩序の維持** 災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。 **２　物価の安定、物資の安定供給** ⑴　買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。 ⑵　適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。 ⑶　情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。 ⑷　買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。 ⑸　管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。	**第20節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動** 災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。 **１　社会秩序の維持** 災害発生時には、災害に便乗した、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、関係機関による広報啓発活動の推進、防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施等の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を取締り、検挙する必要がある。 **２　物価の安定、物資の安定供給** ⑴　買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。 ⑵　適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。 ⑶　情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。 ⑷　買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。 ⑸　管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

新	旧
第21節　危険物施設等応急活動 風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。 また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。 **１　共通事項** ⑴　災害発生時における連絡 危険物施設等において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における関係機関等との連絡体制を確立する。 ⑵　漏洩量等の把握 関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量とその流出先の把握に努める。 ⑶　危険物施設等の管理者等に対する指導 危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。 ⑷　周辺住民への広報の実施 周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。 ⑸　環境汚染状況の把握 必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。 なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。 ⑹　人員、機材等の応援要請 必要に応じて、他の市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。 **２　危険物施設応急対策** ⑴　危険物施設の緊急時の使用停止命令等 市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。 ⑵　災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 ⑶　危険物施設の関係者等に対する指導 危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、岳北消防本部の指導・協力を得て、次に掲げる事項について指導する。 ア　危険物施設の緊急使用停止等 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。 イ　危険物施設の緊急点検 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。	**第21節　危険物施設等応急活動** 風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。 また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。 **１　共通事項** ⑴　災害発生時における連絡 危険物施設等において災害が発生し又は発生する恐れがある場合における関係機関等との連絡体制を確立する。 ⑵　漏洩量等の把握 関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量とその流出先の把握に努める。 ⑶　危険物施設等の管理者等に対する指導 危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。 ⑷　周辺住民への広報の実施 周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。 ⑸　環境汚染状況の把握 必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。 なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。 ⑹　人員、機材等の応援要請 必要に応じて、他の市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。 **２　危険物施設応急対策** ⑴　危険物施設の緊急時の使用停止命令等 市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。 ⑵　災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。 ⑶　危険物施設の関係者等に対する指導 危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、岳北消防本部の指導・協力を得て、次に掲げる事項について指導する。 ア　危険物施設の緊急使用停止等 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。 イ　危険物施設の緊急点検 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握に努める。

新	旧
ウ　危険物施設における災害防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。 エ　危険物施設における災害発生時の応急措置等 (ｱ)　応急措置 危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。 (ｲ)　消防機関への通報 危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに岳北消防本部に通報する。 (ｳ)　相互応援の要請 必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。 (ｴ)　従業員及び周辺地域住民に対する措置 消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。	ウ　危険物施設における災害防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。 エ　危険物施設における災害発生時の応急措置等 (ｱ)　応急措置 危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。 (ｲ)　消防機関への通報 危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに岳北消防本部に通報する。 (ｳ)　相互応援の要請 必要に応じ、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。 (ｴ)　従業員及び周辺地域住民に対する措置 消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。
３　高圧ガス施設応急対策 施設にガスの漏洩や、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。 (1)　高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏洩、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。 (2)　警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。	**３　高圧ガス施設応急対策** 施設にガスの漏洩や、火災等の災害が発生した場合は、県、消防機関等関係機関と協力して、施設周辺の住民の避難や消火活動等、応急対策を実施する。 (1)　高圧ガス貯蔵施設等においてガスの漏洩、火災等が発生したときは、施設の管理者、従業員とともに、被害の拡大防止のための活動を迅速かつ的確に行う。 (2)　警察、施設の管理者等と協力して、危険区域住民の避難誘導を実施するとともに、危険区域への立入りを禁止する。
４　液化石油ガス施設応急対策 災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(社)長野県エルピーガス協会に要請する。 また、県及び岳北消防本部と協力して、関係機関、市民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。	**４　液化石油ガス施設応急対策** 災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて(社)長野県エルピーガス協会に要請する。 また、県及び岳北消防本部と協力して、関係機関、市民等に対し避難誘導等必要な応急措置について指導徹底する。
５　毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策 (1)　周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。 (2)　飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。 (3)　消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。	**５　毒物、劇物保管貯蔵施設応急対策** (1)　周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。 (2)　飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。 (3)　消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

新	旧
第22節　電気施設応急活動 電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、 ○早期復旧による迅速な供給再開 ○感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止 を重点に応急対策を推進するものとする。 **１　応急復旧体制の確立** 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。 **２　迅速な応急復旧活動** 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。 市は、中部電力㈱の行う応急復旧活動に協力する。 「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき（一財）中部電気保安協会長野支店に対し支援を要請する。（第7編**資料４－15**参照） **３　二次災害防止** 停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。 このため、市は電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。	**第22節　電気施設応急活動** 電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、 ○早期復旧による迅速な供給再開 ○感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止 を重点に応急対策を推進するものとする。 **１　応急復旧体制の確立** 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。 **２　迅速な応急復旧活動** 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。 市は、中部電力㈱の行う応急復旧活動に協力する。 「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき（一財）中部電気保安協会長野支店に対し支援を要請する。（第7編**資料４－15**参照） **３　二次災害防止** 停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。 このため、市は電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。

新	旧
第23節　上水道施設応急活動 大規模災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。 また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。 **１　応急対策要員の確保** 災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。 なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。 **２　応急復旧用資機材の確保** 応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。 なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。 **３　応急復旧活動** 市は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て上水道施設の応急復旧活動を実施する。 ⑴　被害状況に基づき、応急活動内容を決定する。 ⑵　災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。 ⑶　施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう市民に周知する。 ⑷　配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。 ⑸　施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。 ⑹　施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。 ⑺　施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、市民への周知を徹底する。 ⑻　水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。 ⑼　応急復旧で掘削工事を伴う場合は、他の埋設物設置者と情報交換を行い、工事現場での混乱が生じないよう十分に調整する。 **４　広報活動** 発災後は、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。 ⑴　水道施設の被害状況及び復旧見込み ⑵　給水拠点の場所及び応急給水見込み ⑶　水質についての注意事項	**第23節　上水道施設応急活動** 大規模災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。 また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。 **１　応急対策要員の確保** 災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。 なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。 **２　応急復旧用資機材の確保** 応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。 なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。 **３　応急復旧活動** 市は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て上水道施設の応急復旧活動を実施する。 ⑴　被害状況に基づき、応急活動内容を決定する。 ⑵　災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。 ⑶　施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう市民に周知する。 ⑷　配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。 ⑸　施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。 ⑹　施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。 ⑺　施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、市民への周知を徹底する。 ⑻　水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。 ⑼　応急復旧で掘削工事を伴う場合は、他の埋設物設置者と情報交換を行い、工事現場での混乱が生じないよう十分に調整する。 **４　広報活動** 発災後は、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。 ⑴　水道施設の被害状況及び復旧見込み ⑵　給水拠点の場所及び応急給水見込み ⑶　水質についての注意事項

新	旧
第24節　下水道施設等応急活動 市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。 また、風水害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。 **１　情報の収集、被害規模の把握** 市は、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等を活用し、早期に被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。 **２　応急対策の実施** ⑴　管　渠 ア　管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。 イ　工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。 ⑵　処理場等 ア　停電により、ポンプ場及び処理場等の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。 イ　処理場等への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。 ウ　処理場等での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。 ⑶　仮設トイレの確保 上水道施設及び下水道施設等の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。 ⑷　農業集落排水施設 農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。 ⑸　他の地方公共団体への応援要請 被害が甚大である場合は、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルールに及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールに基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。 **３　被害箇所の応急復旧** 市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。（第７編**資料14－１**参照） **４　資材等の調達** 応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。	**第24節　下水道施設等応急活動** 市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。 また、風水害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。 **１　情報の収集、被害規模の把握** 市は、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等を活用し、早期に被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。 **２　応急対策の実施** ⑴　管　渠 ア　管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。 イ　工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。 ⑵　処理場等 ア　停電により、ポンプ場及び処理場等の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。 イ　処理場等への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。 ウ　処理場等での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。 ⑶　仮設トイレの確保 上水道施設及び下水道施設等の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。 ⑷　農業集落排水施設 農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。 **３　被害箇所の応急復旧** 市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。（第７編**資料14－１**参照） **４　資材等の調達** 応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

新	旧
第25節　通信・放送施設応急活動 災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。 関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。 **１　防災行政無線等通信施設の応急活動** ⑴　業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。 ⑵　通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。 ⑶　停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。 ⑷　孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。 ⑸　災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。 **２　電信電話施設の応急活動** 市は、東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及びｉモード災害用伝言板・ｗｅｂ171等のシステム提供が実施された場合には、市民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。	**第25節　通信・放送施設応急活動** 災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。 関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。 **１　防災行政無線等通信施設の応急活動** ⑴　業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。 ⑵　通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。 ⑶　停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。 ⑷　孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。 ⑸　災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。 **２　電信電話施設の応急活動** 市は、東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンクモバイル㈱)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及びｉモード災害用伝言板・ｗｅｂ171等のシステム提供が実施された場合には、市民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

新	旧
第26節　鉄道施設応急活動 災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。 また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。 **１　東日本旅客鉄道㈱の応急復旧活動** 鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。 ⑴　旅客公衆等の避難 災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。 ⑵　水防、消防及び救助に関する措置 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。 ⑶　建設機材の現況の把握及び運用 当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。 ⑷　駅構内等の秩序の維持 災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。 ⑸　災害復旧 ア　災害復旧の実施の方針 災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。 イ　災害復旧計画及び実施 災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。	**第26節　鉄道施設応急活動** 災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。 このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。 また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。 **１　市の応急復旧活動** ⑴　道路との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。 ⑵　道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。 ⑶　同一箇所での２者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。 **２　東日本旅客鉄道㈱の応急復旧活動** 鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。 ⑴　旅客公衆等の避難 災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。 ⑵　水防、消防及び救助に関する措置 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。 ⑶　建設機材の現況の把握及び運用 当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。 ⑷　駅構内等の秩序の維持 災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。 ⑸　災害復旧 ア　災害復旧の実施の方針 災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。 イ　災害復旧計画及び実施 災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

新	旧

新	旧
第27節　災害広報活動 誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して十分配慮するよう努める。 **１　市民等への的確な情報の伝達** 県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民等に対し、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、広報紙等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。 ⑴　災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報 ⑵　二次災害の防止に関する情報 ⑶　指定緊急避難場所・避難所・経路・方法等に関する情報 ⑷　医療機関等の生活関連情報 ⑸　ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報 ⑹　交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報 ⑺　それぞれの機関が講じている施策に関する情報 ⑻　安否情報 ⑼　その他必要と認められる情報 **２　住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応** 必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。	**第27節　災害広報活動** 誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び市民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して十分配慮するよう努める。 **１　市民等への的確な情報の伝達** 県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、市ホームページ、掲示板、広報紙等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。 ⑴　災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報 ⑵　二次災害の防止に関する情報 ⑶　指定緊急避難場所・避難所・経路・方法等に関する情報 ⑷　医療機関等の生活関連情報 ⑸　ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報 ⑹　交通規制等の状況に関する情報 ⑺　それぞれの機関が講じている施策に関する情報 ⑻　安否情報 ⑼　その他必要と認められる情報 **２　市民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応** 必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など、地域の実情に即した相談窓口を設置する。

新	旧
第28節　土砂災害等応急活動 風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。 **１　大規模土砂災害対策** ⑴　警戒避難情報を市民に提供し、適時適切に避難指示、避難勧告等の処置を講ずる。 ⑵　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 **２　地すべり等応急対策** 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。 ⑴　警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示、避難勧告等の処置を講ずる。 ⑵　地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。 ⑶　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 ⑷　災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 **３　土石流対策** ⑴　被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。 ⑵　必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。 ⑶　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 ⑷　災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。 **４　がけ崩れ応急対策** 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。 ⑴　警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示、避難勧告等の処置を講ずる。 ⑵　崩壊被害拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。 ⑶　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。 ⑷　災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。	**第28節　土砂災害等応急活動** 風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。 **１　大規模土砂災害対策** 警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示、避難勧告等の処置を講ずる。 **２　地すべり等応急対策** 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。 ⑴　警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示、避難勧告等の処置を講ずる。 ⑵　地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。 **３　土石流対策** 被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。 必要に応じて避難勧告等の措置を講ずる。 **４　がけ崩れ応急対策** 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。 ⑴　警戒避難情報を市民に提供し、必要に応じて避難指示、避難勧告等の処置を講ずる。 ⑵　崩壊被害拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

新	旧
第29節　建築物災害応急活動 強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。 **１　建築物** ⑴　市は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期するよう指導する。 ア　市が管理する建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。 イ　安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。 ウ　住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。 ⑵　市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。 **２　文化財** 市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期するよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。 ⑴　見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。 ⑵　文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。 ⑶　所有者は、災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。	**第29節　建築物災害応急活動** 強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。 **１　建築物** ⑴　市は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期するよう指導する。 ア　市が管理する建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。 イ　安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。 ウ　住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。 ⑵　市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。 **２　文化財** 市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき次の対策について万全を期するよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。 ⑴　見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。 ⑵　文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。 ⑶　所有者は、災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

新	旧
第30節　道路及び橋梁応急活動 風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。 **１　被害状況の把握** 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、北信建設事務所、飯山警察署等の関係機関及び市民等から情報を収集する。 **２　交通の確保** ⑴　被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら迂回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。 ⑵　路上障害物の除去等により、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。 ⑶　道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。 **３　応急復旧** ⑴　北信建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。 ⑵　各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、関係機関と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。 ⑶　市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。	**第30節　道路及び橋梁応急活動** 風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。 道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。 **１　被害状況の把握** 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、北信建設事務所、飯山警察署等の関係機関及び市民等から情報を収集する。 **２　交通の確保** ⑴　被害状況について速やかに県に報告し、警察署等関係機関と連携を図りながら迂回道路の選定、交通規制等を行い、交通の確保に努める。 ⑵　路上障害物の除去等により、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。 ⑶　道路利用者に対しては、的確に災害の状況、交通規制、迂回道路等の情報提供を行う。 **３　応急復旧** ⑴　北信建設事務所、長野国道事務所等の関係機関と協議し、緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を最優先に実施する。 ⑵　各避難所までの連絡道路や、孤立地域への輸送道路等の確保を図るため、関係機関と協力し、速やかに応急復旧工事を行う。 ⑶　市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

新	旧
第31節　河川施設等応急活動 風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。 **１　河川施設等応急対策** ⑴　被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。 ⑵　河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。 ⑶　北信建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。 ⑷　被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。 **２　ダム施設応急対策** ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。 この場合、ダムから行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとするが、市はこれに協力する。 **３　ため池災害応急活動** ⑴　災害の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害の実態について把握し、県及び関係機関へ通報する。 ⑵　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。 ⑶　被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。	**第31節　河川施設等応急活動** 風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努める。 **１　河川施設等応急対策** ⑴　被害の拡大を防止するため、水防上必要な監視、警戒、通報及び水防上必要な資機材の調達等の水防活動を実施する。 ⑵　河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。 ⑶　北信建設事務所等と密接に連絡をとり、適切な水防活動及び応急復旧対策を実施する。 ⑷　被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。 **２　ダム施設応急対策** ダムの管理者は、臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。 この場合、ダムから行う関係機関及び一般市民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定によるものとするが、市はこれに協力する。 **３　ため池災害応急活動** ⑴　災害の発生によりため池が決壊した場合、若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害の実態について把握し、県及び関係機関へ通報する。 ⑵　人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。 ⑶　被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。この場合、応急対策の実施者が二次災害に巻き込まれないよう努める。

新

第32節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。市は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

１　構造物に係る二次災害防止対策

市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

具体的な対策については、本章第30節「道路及び橋梁応急活動」のとおりとする。

２　危険物施設に係る二次災害防止対策

⑴　危険物関係

岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の防止対策として、次に掲げる活動を実施する。

ア　避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ　危険物施設の緊急使用停止命令等

市長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ　災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

⑵　その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、岳北消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

３　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

⑴　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する（本章第８節「消防・水防活動」の「２　水防活動」参照）。

⑵　河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

⑶　風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

４　風倒木対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる。

市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

旧

第32節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もある。市は、被害を最小限に抑えるため、必要な応急活動を行う。

１　構造物に係る二次災害防止対策

市域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。

具体的な対策については、本章第30節「道路及び橋梁応急活動」のとおりとする。

２　危険物施設に係る二次災害防止対策

⑴　危険物関係

岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の防止対策として、次に掲げる活動を実施する。

ア　避難誘導措置等

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人及び車両の立入りを制限する。

イ　危険物施設の緊急使用停止命令等

市長は、危険物災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

ウ　災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。

エ　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。

⑵　その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、岳北消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。

３　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

⑴　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する（本章第８節「消防・水防活動」の「２　水防活動」参照）。

⑵　河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

⑶　風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

４　風倒木対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる。

市は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

新	旧
５　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策 県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。	**５　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策** 県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

新	旧
第33節　農林水産物災害応急活動 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。 **１　農水産物災害応急対策** 市は、県及び農業団体等と協力して、被害を受けた作物の技術指導を行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。 また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。 ⑴　農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地方事務所に報告する。 ⑵　農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。 周知すべき作物別の主な応急対策は次のとおりである。 ア　水稲 ㋐　浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。 ㋑　土砂流入田は、茎葉が３分の２以上埋没した場合、土砂を取り除く。 ㋒　水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。 イ　果樹 ㋐　浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。 ㋑　倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。 ㋒　果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。 ㋓　病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。 ウ　野菜及び花き ㋐　浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。 ㋑　病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。 ㋒　傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。 ㋓　茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。 エ　畜産 ㋐　畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。 ㋑　倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。 オ　水産 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。	**第33節　農林水産物災害応急活動** 被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。 また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。 **１　農水産物災害応急対策** 市は、県及び農業団体等と協力して、被害を受けた作物の技術指導を行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。 また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。 ⑴　農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地方事務所に報告する。 ⑵　農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。 周知すべき作物別の主な応急対策は次のとおりである。 ア　水稲 ㋐　浸水・冠水したものは排水に努め、排水後、ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。 ㋑　土砂流入田は、茎葉が３分の２以上埋没した場合、土砂を取り除く。 ㋒　水路等が損壊した場合は、修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。 イ　果樹 ㋐　浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。 ㋑　倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。 ㋒　果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。 ㋓　病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。 ウ　野菜及び花き ㋐　浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第、浅く中耕し、生育の回復を図る。 ㋑　病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。 ㋒　傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。 ㋓　茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。 エ　畜産 ㋐　畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。 ㋑　倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って、適期、刈取りに努める。 オ　水産 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り、疾病及び病害の発生を防ぐ。

新	旧
２　林産物災害応急対策 倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。 市は、被害状況を調査し、その結果を北信地方事務所に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。	２　林産物災害応急対策 倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため、速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。 市は、被害状況を調査し、その結果を北信地方事務所に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

新	旧
第34節　文教活動 小学校、中学校、幼稚園、保育園及び特別支援学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。 **１　児童生徒等に対する避難誘導** 学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。 ⑴　児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、その旨を防災行政無線、広報車及びその他確実な方法で児童生徒及び保護者に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。 ⑵　児童生徒等が在校中の場合の措置 ア　情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 イ　市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 ウ　全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。 また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。 ⑶　児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 ア　児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 イ　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。 ウ　災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。 **２　保育児童に対する避難誘導等** 園長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。 ⑴　児童が登園する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休園の措置をとるものとし、保護者に周知するとともに、市教委にその旨連絡する。 ⑵　児童が在園中の場合の措置 ア　情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で帰宅又は保護者への引渡しを行う。 イ　市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び園長が必要と判断した場合は、児童を速やかに指	**第34節　文教活動** 小学校、中学校、幼稚園、保育園及び特別支援学校（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時においては、学校長及び園長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、市は県と協力し、あらかじめ定められた計画に基づき、避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。 **１　児童生徒等に対する避難誘導** 学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。 ⑴　児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、その旨を防災行政無線、広報車及びその他確実な方法で児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。 ⑵　児童生徒等が在校中の場合の措置 ア　情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 イ　市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 ウ　全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。 また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。 ⑶　児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 ア　児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 イ　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。 ウ　災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。 **２　保育児童に対する避難誘導等** 園長は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。 ⑴　児童が登園する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休園の措置をとるものとし、保護者に周知するとともに、市教委にその旨連絡する。 ⑵　児童が在園中の場合の措置 ア　情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で帰宅又は保護者への引渡しを行う。 イ　市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び園長が必要と判断した場合は、児童を速やかに指

新	旧
定された避難場所へ誘導する。 ウ　すべての児童の避難状況を正確に把握し、負傷した児童に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たる。 また、避難状況を市教委に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。 ⑶　児童等の帰宅、引渡し、保護 ア　児童を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。 イ　災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。 ウ　災害の状況及び児童の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、保育園又は避難所において保護する。 ⑷　災害後の保育事業の再開等 ア　災害により保育園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。 イ　災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。 ウ　市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。	定された避難場所へ誘導する。 ウ　すべての児童の避難状況を正確に把握し、負傷した児童に適切な処置を行うとともに、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たる。 また、避難状況を市教委に報告するとともに、保護者及び関係機関に連絡する。 ⑶　児童等の帰宅、引渡し、保護 ア　児童を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。 イ　災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。 ウ　災害の状況及び児童の状況等により、帰宅させることが困難な場合は、保育園又は避難所において保護する。 ⑷　災害後の保育事業の再開等 ア　災害により保育園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を市に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。 イ　災害により保育士が不足する場合は、市内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。 ウ　市は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。
３　応急教育計画 学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。 ⑴　県教委の指導及び支援を得て、市教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。 ア　学校等施設・設備の確保 ㋐　学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。 ㋑　学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。 イ　教職員の確保 災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。 ウ　学校給食の確保 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。 ⑵　学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。 ア　被害状況の把握 児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委及び関係機関へ報告又は連絡する。 イ　教職員の確保 災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、市教委と連絡をとり、その確保に努める。 ウ　教育活動 ㋐　災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ	**３　応急教育計画** 学校等においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校等施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。 ⑴　県教委の指導及び支援を得て、市教委は、災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意して、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。 ア　学校等施設・設備の確保 ㋐　学校等施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。 ㋑　学校等施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校等の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。 イ　教職員の確保 災害により教職員に不足を来し、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。 ウ　学校給食の確保 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。 ⑵　学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。 ア　被害状況の把握 児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委及び関係機関へ報告又は連絡する。 イ　教職員の確保 災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じた場合は、市教委と連絡をとり、その確保に努める。 ウ　教育活動 ㋐　災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ

新	旧
早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。 (ｲ)　被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。 (ｳ)　避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。 (ｴ)　授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。 エ　児童生徒等の健康管理 (ｱ)　必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。 (ｲ)　授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。 オ　教育施設・設備の確保 (ｱ)　学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。 (ｲ)　施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。 (ｳ)　残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。 カ　学校給食の確保 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。 また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。	早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。 (ｲ)　被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。 (ｳ)　避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。 (ｴ)　授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。 エ　児童生徒等の健康管理 (ｱ)　必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。 (ｲ)　授業再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。 オ　教育施設・設備の確保 (ｱ)　学校等施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。 (ｲ)　施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。 (ｳ)　残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接学校等の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努める。 カ　学校給食の確保 学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。 また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。
４　教科書の供与等 市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。 (1)　教科書の供与 所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。 市における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教委に調達のあっせんを依頼する。 (2)　学用品の斡旋 必要な学用品を調査し、数量を把握し、教育委員会が斡旋する。 (3)　就学援助 市教委は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。	**４　教科書の供与等** 市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与等の措置を実施する。 (1)　教科書の供与 所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。 市における調達が困難なときは、教育事務所を経由して県教委に調達のあっせんを依頼する。 (2)　学用品の斡旋 必要な学用品を調査し、数量を把握し、教育委員会が斡旋する。 (3)　就学援助 市教委は、被災した児童生徒等のうち、就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める。

新	旧
第35節　飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼養環境を確保する。 **１　市が実施する対策** ⑴　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 ⑵　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 ⑶　ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 **２　飼い主が実施する対策** ⑴　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 ⑵　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。	**第35節　飼養動物の保護対策** 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼養環境を確保する。 **１　市が実施する対策** ⑴　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 ⑵　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 ⑶　ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。 **２　飼い主が実施する対策** ⑴　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 ⑵　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼養を行う。

新	旧
第36節　ボランティアの受入れ体制 災害時においては、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。 事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。 **１　被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保** ⑴　被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。 ⑵　市社会福祉協議会等のボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。 ⑶　市社会福祉協議会は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部等関係機関に報告する。 ⑷　市社会福祉協議会は、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体とともに救援本部等を設置し、市及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。 **２　ボランティア活動拠点の提供支援** ⑴　必要に応じ、ボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、活動の支援を行う。 ⑵　市社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。	**第36節　ボランティアの受入れ体制** 災害時においては、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。 事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。 **１　被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保** ⑴　被災地におけるボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。 ⑵　市社会福祉協議会等のボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。 ⑶　市社会福祉協議会は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部等関係機関に報告する。 ⑷　市社会福祉協議会は、日本赤十字社長野県支部等ボランティア関係団体とともに救援本部等を設置し、市及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。 **２　ボランティア活動拠点の提供支援** ⑴　必要に応じ、ボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、活動の支援を行う。 ⑵　市社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

新	旧
第37節　義援物資及び義援金の受入れ体制 大規模な災害が発生した場合には、市及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。 **１　義援物資及び義援金の募集等** ⑴　義援物資 ア　市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。 イ　市は、県及び関係機関等と協力し、市民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。 ⑵　義援金 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。 **２　義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分** ⑴　義援物資 義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引継ぎを行う。 ⑵　義援金 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、市を通じて適正に配分する。	**第37節　義援物資及び義援金の受入れ体制** 大規模な災害が発生した場合には、市及び県は、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。 **１　義援物資及び義援金の募集等** ⑴　義援物資 ア　市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。 イ　市は、県及び関係機関等と協力し、市民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。 ⑵　義援金 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。 **２　義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分** ⑴　義援物資 義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引継ぎを行う。 ⑵　義援金 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、市を通じて適正に配分する。

新

第38節　災害救助法の適用

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が行い、市長は知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

１　災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

⑴　市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに北信地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

⑵　市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務

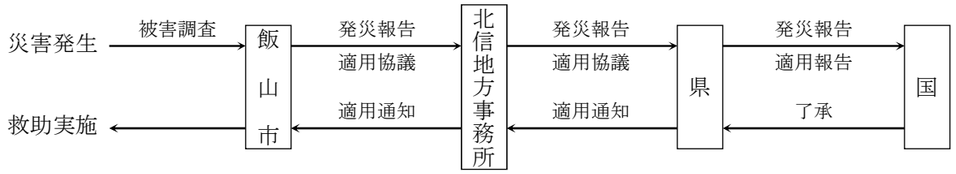

２　救助の実施

市は、県及び関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

⑴　救助の役割分担

市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

⑵　救助の実施基準

救助の実施は、「救助の実施要領の基準（概要）」の基準により行う。（第７編**資料18－１**参照）

旧

第38節　災害救助法の適用

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、知事が行い、市長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは市長が行う。

１　災害救助法の適用

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

⑴　市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに北信地方事務所長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

⑵　市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

法の適用事務

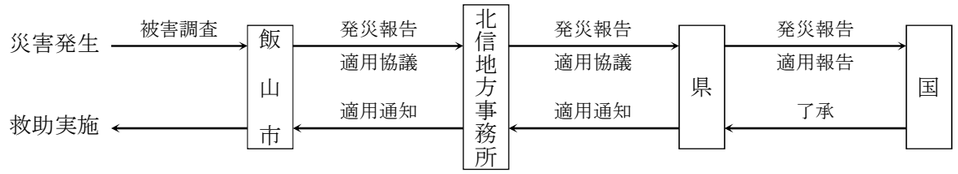

２　救助の実施

市は、県及び関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

⑴　救助の役割分担

市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

⑵　救助の実施基準

救助の実施は、「救助の実施要領の基準（概要）」の基準により行う。（第７編**資料18－１**参照）

新	旧
第39節　観光地の災害応急対策 観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。 **１　観光地での観光客の安全確保** ⑴　市が実施する対策 ア　観光地での災害発生時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。 イ　消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。 ⑵　市民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。 **２　外国人旅行者の安全確保** ⑴　市が実施する対策 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。 また、通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。 ⑵　関係機関が実施する対策 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行う。	**第39節　観光地の災害応急対策** 観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。 **１　観光地での観光客の安全確保** ⑴　市が実施する対策 ア　観光地での災害発生時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。 イ　消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。 ⑵　市民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。 **２　外国人旅行者の安全確保** ⑴　市が実施する対策 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行う。 ⑵　関係機関が実施する対策 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行う。

新	旧
# 第３章　災害復旧・復興計画 ## 第１節　復旧・復興の基本方針の決定 被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。 **１　復旧・復興の基本方針の決定** ⑴　市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に市民に周知する。 ⑵　被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。 **２　災害復旧事業の種類** 被災施設の復旧について関係法令及びそれぞれに定める計画により、おおむね次の事業について計画を図る。 ⑴　公共土木施設災害復旧事業 ⑵　農林水産業施設災害復旧事業 ⑶　中小企業施設災害復旧事業 ⑷　環境衛生施設復旧事業 ⑸　社会福祉施設復旧事業 ⑹　公立医療施設復旧事業 ⑺　学校教育施設復旧事業 ⑻　公立社会教育施設復旧事業 ⑼　公営住宅・公共施設復旧事業 ⑽　水道施設災害復旧事業 ⑾　通信・運送・電力など災害復旧事業 ⑿　その他施設の災害復旧事業 **３　支援体制** 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。	# 第３章　災害復旧・復興計画 ## 第１節　復旧・復興の基本方針の決定 被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。 **１　復旧・復興の基本方針の決定** ⑴　市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に市民に周知する。 ⑵　被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。 **２　災害復旧事業の種類** 被災施設の復旧について関係法令及びそれぞれに定める計画により、おおむね次の事業について計画を図る。 ⑴　公共土木施設災害復旧事業 ⑵　農林水産業施設災害復旧事業 ⑶　中小企業施設災害復旧事業 ⑷　環境衛生施設復旧事業 ⑸　社会福祉施設復旧事業 ⑹　公立医療施設復旧事業 ⑺　学校教育施設復旧事業 ⑻　公立社会教育施設復旧事業 ⑼　公営住宅・公共施設復旧事業 ⑽　水道施設災害復旧事業 ⑾　通信・運送・電力など災害復旧事業 ⑿　その他施設の災害復旧事業 **３　支援体制** 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

新	旧
第２節　迅速な原状復旧の進め方 被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。 市及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。 **１　被災施設の復旧等** ⑴　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。 ⑵　被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。 ⑶　大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。 ⑷　ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。 ⑸　他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。 ⑹　被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度の災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。 ⑺　災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。 ⑻　復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。 ⑼　緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。 ⑽　暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。 **２　災害廃棄物の処理** ⑴　災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。	**第２節　迅速な原状復旧の進め方** 被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。 市及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。 **１　被災施設の復旧等** ⑴　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。 ⑵　被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。 ⑶　大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。 ⑷　ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。 ⑸　他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。 ⑹　被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度の災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。 ⑺　災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。 ⑻　復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。 ⑼　緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。 ⑽　暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。 **２　災害廃棄物の処理** ⑴　災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。

新	旧
ア　適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。 イ　復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。 ウ　環境汚染の防止及び市民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。 ⑵　収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。	ア　適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。 イ　復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。 ウ　環境汚染の防止及び市民、作業者の健康管理のための適切な措置を講ずる。 ⑵　収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

新	旧
第３節　計画的な復興 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。 **１　復興計画の作成** ⑴　被災地域の再建に当たっては、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。 また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。 ⑵　関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得ながら、整合性のある計画の作成に努める。 ⑶　計画策定の検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。 **２　防災まちづくり** ⑴　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。 その際、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。 ⑵　防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。 ア　都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観形成に資することを、市民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。 イ　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。 ウ　既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、その解消に努める。 エ　復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行う。 オ　市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。 カ　女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。 ⑶　建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。	**第３節　計画的な復興** 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。 **１　復興計画の作成** ⑴　被災地域の再建に当たっては、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。 また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。 ⑵　関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を得ながら、整合性のある計画の作成に努める。 ⑶　計画策定の検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。 **２　防災まちづくり** ⑴　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。 その際、被災市街地復興特別措置法（平成７年法律第14号）等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。 ⑵　防災まちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とするとともに、次の事項に留意する。 ア　都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観形成に資することを、市民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。 イ　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。 ウ　既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、その解消に努める。 エ　復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的実施を行う。 オ　市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。 カ　女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。 ⑶　建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

新	旧
⑷　情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のためライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。 **３　特定大規模災害からの復興** 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。 ⑴　市は県及び関係機関と連携し、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。 ア　必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 イ　特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。	⑷　情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のためライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。 **３　特定大規模災害からの復興** 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。 ⑴　市は県及び関係機関と連携し、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。 ア　必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。 イ　特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

新	旧
第４節　資金計画 災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。 **１　資金計画** 市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。 ⑴　地方債 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債 ⑵　地方交付税 普通交付税の繰上交付、特別交付税 ⑶　一時借入金 災害応急融資 **２　市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置** 関東財務局長野財務事務所は、市の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡をとり必要資金量を調査し、応急資金の貸付けを行う。	**第４節　資金計画** 災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。 **１　資金計画** 市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。 ⑴　地方債 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債 ⑵　地方交付税 普通交付税の繰上交付、特別交付税 ⑶　一時借入金 災害応急融資 **２　市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置** 関東財務局長野財務事務所は、市の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡をとり必要資金量を調査し、応急資金の貸付けを行う。

新	旧
第５節　被災者等の生活再建等の支援 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。 **１　住宅対策** ⑴　災害復興住宅建設等補助金 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。 ⑵　災害公営住宅 被災地全域で500戸以上、若しくは一市町村の区域内で200戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。 ⑶　既存市営住宅の再建 既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。 ⑷　市営住宅への優先入居 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。 ⑸　居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。 **２　被災者生活再建支援法による復興** 一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）を適用し、生活再建の支援を行う。 ⑴　申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。 ⑵　災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北信地方事務所長へ報告する。 ⑶　被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。 ⑷　被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。 ⑸　被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。 ⑹　被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。 **３　生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付** 市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。 **４　生活保護** 市福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。 **５　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付** ⑴　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	**第５節　被災者等の生活再建等の支援** 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。 **１　住宅対策** ⑴　災害復興住宅建設等補助金 住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。 ⑵　災害公営住宅 被災地全域で500戸以上、若しくは一市町村の区域内で200戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。 ⑶　既存市営住宅の再建 既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。 ⑷　市営住宅への優先入居 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。 ⑸　居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。 **２　被災者生活再建支援法による復興** 一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）を適用し、生活再建の支援を行う。 ⑴　申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。 ⑵　災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに北信地方事務所長へ報告する。 ⑶　被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。 ⑷　被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。 ⑸　被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。 ⑹　被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。 **３　生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付** 市は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。 **４　生活保護** 市福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。 **５　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付** ⑴　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

新	旧
市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。 ⑵　災害援護資金の貸付 市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。	市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。 ⑵　災害援護資金の貸付 市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。
６　租税の徴収猶予及び減免 市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の市税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。	**６　租税の徴収猶予及び減免** 市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の市税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。
７　医療費の一部負担金、保険税の減免等 市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。	**７　医療費の一部負担金、保険税の減免等** 市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。
８　罹災証明書の交付 被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。	**８　罹災証明書の交付** 被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。
９　被災者台帳の作成 災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。	**９　被災者台帳の作成** 災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
10　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 ⑴　市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。 ⑵　市民に対し、掲示板、防災行政無線、広報紙等を活用し、広報を行う。 ⑶　報道機関に対し、発表を行う。	**10　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築** ⑴　市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。 ⑵　市民に対し、掲示板、防災行政無線、広報紙等を活用し、広報を行う。 ⑶　報道機関に対し、発表を行う。

新	旧
第６節　被災中小企業等の復興 被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。 ⑴　市は、被災農林事業者及び被災中小企業者の被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設する。 ⑵　市は、国・県等が実施する対策について、関係機関、飯山商工会議所及び北信州みゆき農業協同組合等関係団体と連携して、迅速かつ円滑に行われるよう協力する。 ⑶　市は、必要に応じて、関係機関、飯山商工会議所及び北信州みゆき農業協同組合等関係団体の協力を得て、災害特別融資や利子補給等の措置を講ずる。	**第６節　被災中小企業等の復興** 被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。 ⑴　市は、被災農林事業者及び被災中小企業者の被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設する。 ⑵　市は、国・県等が実施する対策について、関係機関、飯山商工会議所及び北信州みゆき農業協同組合等関係団体と連携して、迅速かつ円滑に行われるよう協力する。 ⑶　市は、必要に応じて、関係機関、飯山商工会議所及び北信州みゆき農業協同組合等関係団体の協力を得て、災害特別融資や利子補給等の措置を講ずる。